

三重県

新 風水害対策行動計画



平成27年3月 三重県

## はじめに

平成23年9月に発生した紀伊半島大水害は、三重県、奈良県、和歌山県の3県に死者・行方不明者88名を出すなどの甚大な被害をもたらしました。美しい清流や緑豊かな山々が、突如として恐ろしい姿に変貌し、洪水や土石流となって住家や農地を押し流す——はかりしれない風水害の脅威を私たちはまざまざと見せつけられたのです。

当時、私は、県災害対策本部で陣頭指揮を取り、被災現場を何度も訪れては、被災者や関係者の切実な声をお聴きしました。そして、復旧・復興に全力で取り組むことを決意し、県の総力を挙げて対策を進めた結果、平成27年3月までに、ほぼ全ての復旧工事を終えることができました。

しかしながら、紀伊半島大水害以降も、風水害は毎年のように発生しています。

平成26年8月には、全国各地で土砂災害が相次ぎ、広島市では死者74名の大惨事となりました。県内においても、大雨特別警報への対応では、行政・住民双方に多くの課題を残しました。

各地で竜巻も発生しています。大雪にも見舞われました。

このように、近年、風水害はその様相を変えながら、年々厳しさを増しており、それだけに、これまでの対策では十分な対応が困難となってきているのではないかと、そうした実感を抱いています。

そこで、この「三重県新風水害対策行動計画」は、「新」という一文字に、新たな行動計画を通じてこの困難な局面を切り拓いていく、という強い思いを込めて策定しました。

計画には、県民の皆さんが風水害について「知る・備える・行動する」ための「自助」の取組、消防団や自主防災組織など「地域の組織力」を充実・強化するための「共助」の取組、台風の発生から到達までの時間帯を有効に活用して万全の対策を講じるための「公助」の取組などを、重点的な対策として掲げました。

これらの取組を通じて、私たちは「防災の日常化」をめざします。

「自助」、「共助」、「公助」の力を結集させ、災害に強い三重づくりを進めていきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「防災・減災対策検討会議」の委員の皆さま方をはじめ、貴重なご意見やご教示をいただきました方々に、心より感謝申し上げます。

平成27年3月

三重県知事 鈴木英敬



# 目次

## 第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～ ..... 1

- 1 近年の災害事例とその傾向 ..... 1
- 2 国の風水害対策の取組 ..... 26
- 3 三重県の風水害対策の取組 ..... 32

## 第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見えてきた課題～ ..... 39

- 1 平成23年紀伊半島大水害の検証 ..... 39
- 2 平成26年8月豪雨の検証 ..... 42
- 3 近年の風水害事例の検証 ..... 52
- 4 見えてきた課題 ..... 59

## 第3章 計画の基本的な考え方 ..... 70

- 1 計画策定の目的と「防災の日常化」 ..... 70
- 2 それぞれの取組主体に期待される役割 ..... 73

## 第4章 計画の基本事項 ..... 75

- 1 計画の位置づけ ..... 75
- 2 三重県新地震・津波対策行動計画との関係 ..... 75
- 3 施策体系 ..... 76
- 4 計画期間 ..... 78
- 5 進行管理 ..... 78

## 第5章 課題解決に向けた重点的取組 ..... 79

- 1 重点的取組の設定にあたっての基本的な考え方 ..... 79
- 2 重点的取組1 ..... 84  
〔 台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用するための  
対策を進める 〕

3	重点的取組 2	93
	〔土砂災害から命を守るためのハードとソフトが一体となった 対策を進める〕	
4	重点的取組 3	102
	〔洪水や高潮から命を守るためのハードとソフトが一体となった 対策を進める〕	
5	重点的取組 4	110
	〔「地域の組織力」を発揮できる防災人材を育成・活用するための 対策を進める〕	
6	重点的取組 5	120
	〔すべての県民が自分の住むまちで起こりうる風水害リスクを知り、 自ら判断し行動できるための対策を進める〕	
7	重点的取組 6	133
	〔風水害対策の最前線で「公助」の役割を担う市町の災害対応力を 充実・強化するための対策を進める〕	
8	重点的取組 7	140
	〔風水害による孤立に備え、また孤立からの早期解消に向けた 対策を進める〕	

## 第6章 行動計画 ..... 150

1	災害予防・減災対策	157
2	発災前の直前対策及び発災後対策	191
3	復旧・復興対策	237

### (参考資料) ..... 244

1	三重県新風水害対策行動計画の策定の流れ	244
2	県・市町等が発行・情報提供している 防災ガイドブックやハザードマップ等	247
3	用語の説明	261

※本文中、「\*」が付いている語句は、巻末の「参考資料」に用語の説明を掲載しています。なお、その語句を複数箇所で使用している場合は、各章において最初に用いた際に、「\*」を付しています。

## インタビュー

## コラム

草野 富二雄氏 (津地方気象台 台長)	69	伊勢湾台風 ～我が国における史上最大級の風水害～	16
新元 明生氏 (紀宝町 特別参与)	92	「風台風」に、「雨台風」…。台風は さまざまな表情を持つ	22
葛葉 泰久氏 (三重大学大学院生物資源学研究所 教授)	101	高潮はなぜ起こるの？	54
室崎 益輝氏 (公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 副理事長)	109	急な気温の変化は何かが起こる前の予兆 と心にとどめる	56
新谷 琴江氏 (伊勢市女性消防団副団長、みえ防災コーディネーター、三重のさきもり)	119	「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議 会」による防災・減災対策の検討	91
多森 成子氏 (気象予報士、気象キャスター)	132	土砂災害から身を守るために ～「三重県土砂災害情報提供システム」の活用～	100
奥野 幸司氏 (津市危機管理部 次長)	138	2階に避難して正解 ～分かっていたならもっと準備をしていたのに～	108
森 亨氏 (大台町総務課 特命監)	139	みえ防災・減災センターがめざすもの	118
川口 淳氏 (三重大学大学院工学研究科 准教授)	149	防災情報の入手先 ～平成26年度防災に関する県民意識調査から～	130
河北 冠氏 (三重県立南伊勢高等学校 校長)	174	避難行動の原則 ～避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインから～	131
松浦 信男氏 (万協製薬株式会社 代表取締役社長)	190	家庭での防災対策の状況 ～平成26年度防災に関する県民意識調査から～	148
高瀬 幸次郎氏 (地方独立行政法人三重県立総合医療センター 理事長・院長)	217	「いままで大丈夫だったから」は危ない	162
磯和 勅子氏 (三重大学医学部看護学科 教授)	236	前もって避難の方向を決めていた ～山崩れに迷わず避難、命助かる～	163
若林 千枝子氏 (みえ災害ボランティア支援センター 元事務局長)	241	地域に密着し、住民の安全・安心を守る 各地域の消防団	169
		活発な活動を行っている自主防災組織の 事例に学び、さらに交流を深める	170
		頭の中に要援護者名簿 ～すばやく一人暮らしのおとしよりの安否確認～	179
		雷が激しく鳴ったら大雨に注意	205
		避難所は恵まれた場所とは限らない ～まず各家庭で、備えをしておこう～	235

## 第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～

第1章では、計画策定の背景として、近年の気象概況や災害事例を述べるとともに、国及び県におけるこれまでの対策等について整理しています。

### 1 近年の災害事例とその傾向

#### (1) 近年の気象概況

##### ①平成26年8月豪雨の発生

平成26年8月20日未明、広島市北部に位置する安佐北区、安佐南区の山沿いの住宅地に、突如として土石流\*が襲いかかり、多くの人命をのみ込みました。

死者74人。近年の風水害による人的被害としては、平成25年10月に伊豆大島で発生した土砂災害による死者・行方不明者39人を大きく上回り、平成23年の紀伊半島大水害による死者・行方不明者88人に迫る大惨事となりました。

広島市内では、107箇所で土石流、59箇所でがけ崩れが発生し、これにより、推計50万立方メートルとも言われる土砂が流出しました。この量は、前述の伊豆大島土砂災害で流出した17万5千立方メートルの約3倍に上り、過去最大規模のものとなりました。

一夜明けて、深緑の山々に、幾本もの茶色い亀裂が痛々しいまでの傷跡として残り、そのふもとでは、何軒もの家々が、大量の土砂によって押し流され、破壊されている光景は衝撃的なものでした。



広島市安佐南区八木地区



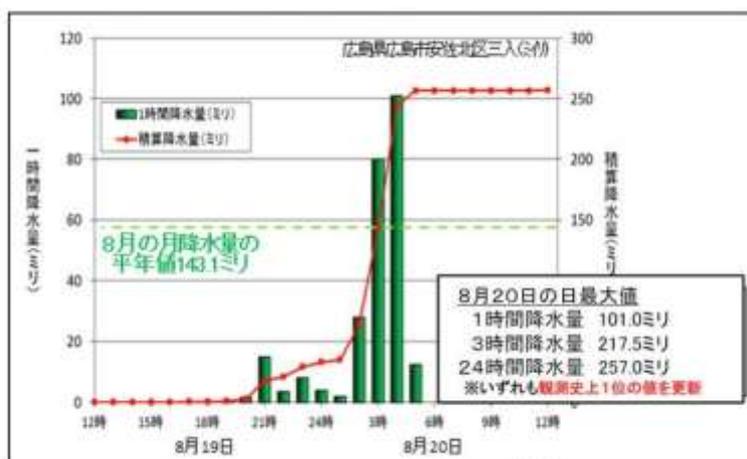
土石流による家屋の倒壊 (左) 八木地区 (右) 可部東地区

(広島市「平成26年8月20日の豪雨災害避難対策等に係る検証結果」より)

当時、広島市内での降雨はどのような状況だったのでしょうか。

広島地方気象台によると、安佐北区付近では、20 日の午前 3 時からの 1 時間雨量が 101 ミリの猛烈な雨となるとともに、午前 4 時半までの 3 時間雨量では 217.5 ミリを記録するなど、いずれも同地点における過去の観測記録を更新しました。このわずか 3 時間の間に記録した雨量は、平年の 8 月の月間雨量を上回るほどのものでした。

【図表 広島市安佐北区に降った局地的大雨の状況】



(国土交通省「新たなステージに対応した防災・減災のあり方に関する懇談会(第1回)」資料より)

「平成 26 年 8 月豪雨」。

広島市での大規模土砂災害の発生後、気象庁は、平成 26 年 7 月 30 日から 8 月 26 日までに発生した一連の豪雨を、このように命名しました。

この中には、8 月 9 日、東海地方では初めてとなる大雨特別警報\*が三重県に発表された、台風第 11 号による豪雨も含まれます。

幸いにして、人命に関わる被害には至りませんでした。県内各地では公共土木施設や農産物などへの被害がありました。

このとき、大きな課題として浮かび上がったのは、行政と住民それぞれの災害対応が適切であったのかということでした。事後に県と市町で行った検証作業では、実際に対応にあたった市町から、「防災気象情報を分かりやすく住民に伝えていくためにはどうすべきか。」、「避難勧告\*、避難指示\*をきめ細かに出すには、どのようにしたらよいか。」、「住民の防災面での意識を高め、避難行動につなげていくためにはどうすべきか。」など、多くの課題が寄せられ、今後の備えに役立てるための対策検討が進められました。

この検証結果については、第2章の「2 平成26年8月豪雨の検証」の項において、後述することとします。

振り返ってみれば、平成26年8月は、西日本（近畿、中四国、九州）の月間雨量は平年比の2.74倍となり、観測史上最多を更新したほか、東日本（関東甲信、北陸、東海）でも同44%増、北日本（北海道、東北）では同63%増となるなど、記録的な豪雨を計測した月となりました。

近年、気象が大きく変化してきたのではないかと。

あわせて、気象によりもたらされる風水害も、そのリスクが年々増大してきたのではないかと。

「平成26年8月豪雨」は、そのような不安や危惧を、直視すべき現実のこととして、私たちに突きつけることとなりました。



台風第11号による越流現場（津市殿村三泗地内）（写真提供：津市）

それでは、次項からは、近年の気象現象にどのような傾向が見られるのか、振り返ってみることとします。

②台風の発生傾向～強い勢力の台風が発生～

平成26年は、上陸台風4個を記録した年でした。

過去10年の間（平成17年～26年）では最多。さらに遡った場合、過去30年の間でも、5番目に多い年となりました。

一方、台風の発生回数そのものは、各年の過去5年間平均では、ほぼ横ばいで推移しており、大きな変動は見られません。

しかし、台風の勢力については、どのような傾向となっているのでしょうか。

平成26年、台風の上陸が危ぶまれるたびに「最強クラスの台風が接近」などの言葉をよく耳にしました。

平成26年10月に発生した台風第19号の場合、九州上陸時点では勢力は衰えていたものの、一時、中心気圧が900ヘクトパスカル\*にまで下がり、中心付近の最大風速が60mと、猛烈な台風に発達していました。

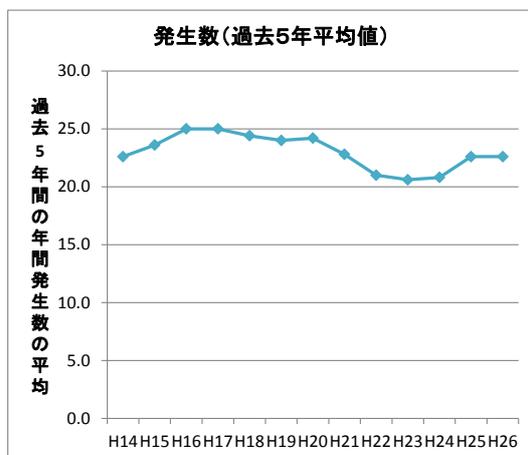
年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を、過去5年平均として経年の傾向を探ってみたとき、年々、平均気圧が下がってきています。

これまで台風は日本に近づくとつれ、海水温が低くなるため、勢力を落とし、中心気圧は上がっていました。しかし、地球温暖化に伴う日本近海の海水温の上昇は、台風の勢力を衰えさせるどころか、むしろ、台風の成長を促しているのではないかと考えられます。

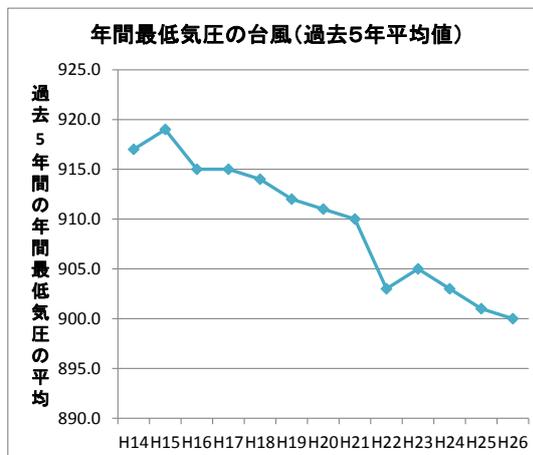
このことについては、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測される。」と指摘しています。

台風の発生が非常に深刻な状況となりつつある。これが今の状況ではないかと思われます。

【図表 台風の発生回数】



【図表 台風の最低気圧の推移】



(気象庁ホームページ「過去の気象データ」を基に作成)

③大雨の発生傾向～極端な降雨が全国各地で頻発～

次に、大雨の発生傾向についてですが、台風等による年々の変動はあるものの、極端な降雨が全国各地で頻発しています。

過去30年間の傾向として、全国のアメダス\*地点(約1,000地点)における、1時間降水量50ミリ以上(非常に激しい雨)、同80ミリ以上(猛烈な雨)の年間観測回数は増加傾向にあります。

具体的には、最近10年間(平成16年～25年)は、30年前の10年間(昭和59年～平成5年)と比較して、「非常に激しい雨」の観測回数が約1.3倍となるとともに、「猛烈な雨」の観測回数については約1.5倍の増加となっています。

前述した平成26年8月の広島市での土砂災害では、1時間降水量として101ミリを記録した地点がありました。下表によれば、「息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感ずるような猛烈な雨」が降っていたものと思われます。

なお、こうした傾向は、三重県においても同じように見ることができます。

県内20地点における最近10年間の「非常に激しい雨」の観測回数は、30年前の10年間と比較して約1.2倍であるとともに、「猛烈な雨」の観測回数にいたっては、3.5倍もの増加となっています。

【図表 雨の強さと降り方】

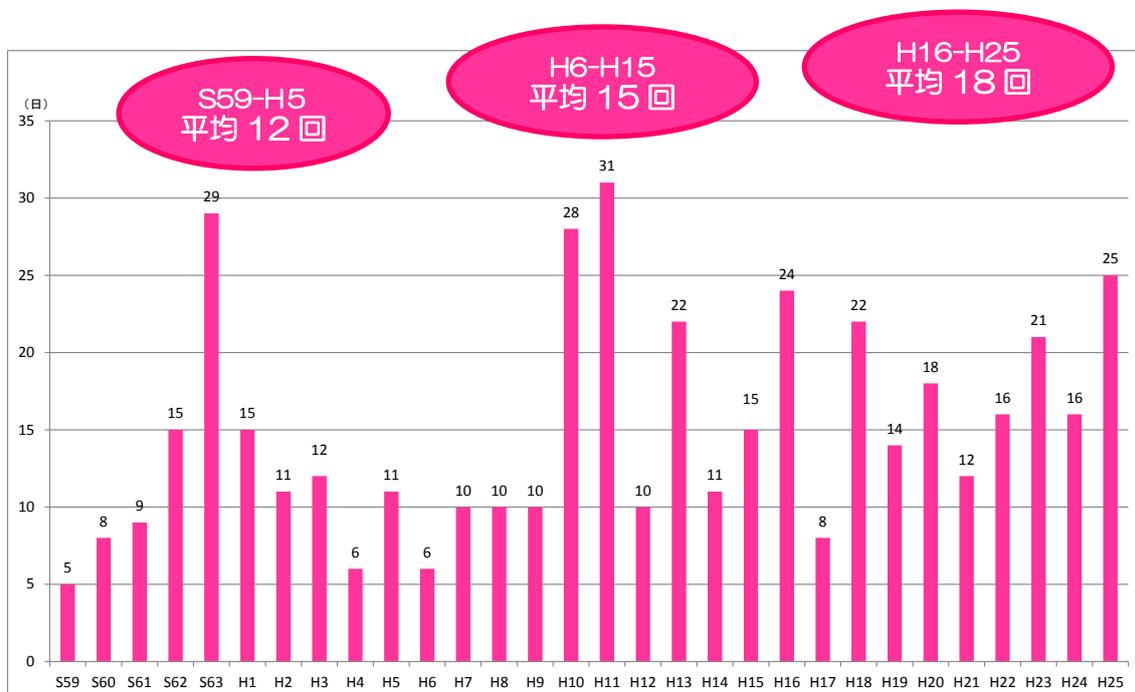
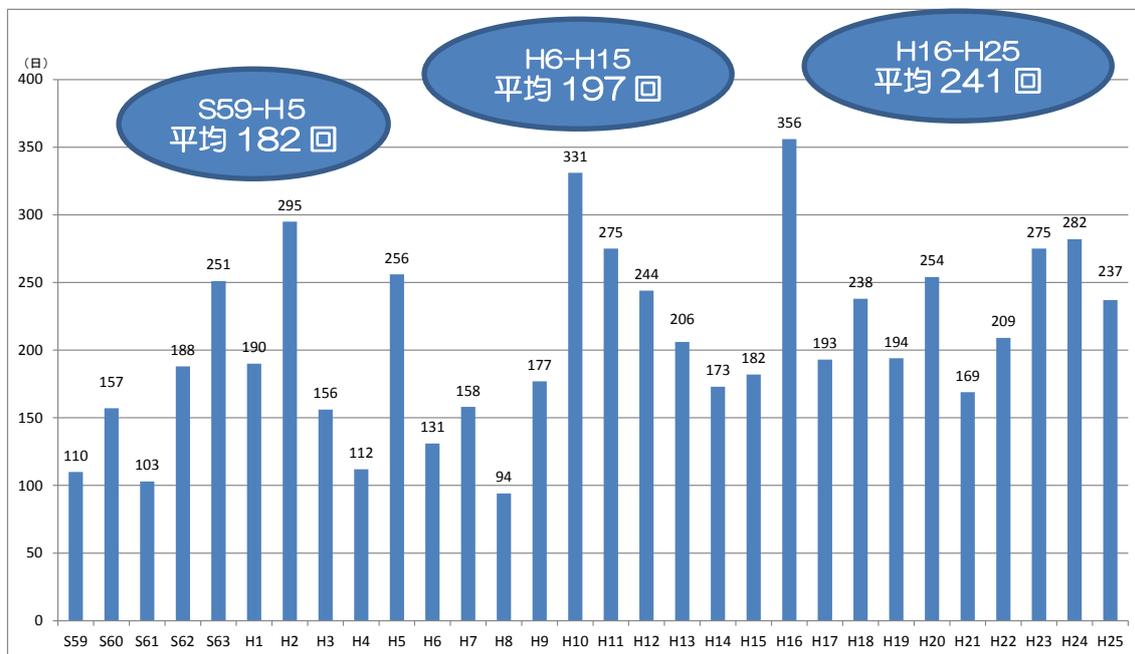
1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10～20	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	ワイパーを速くしても見づらい
20～30	強い雨	どしゃ降り				
30～50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50～80	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる				

(気象庁パンフレット「大雨や台風に備えて」を基に作成)

第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～

【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国 1,000 地点）】

（上）1 時間降水量 50 ミリ以上 （下）1 時間降水量 80 ミリ以上

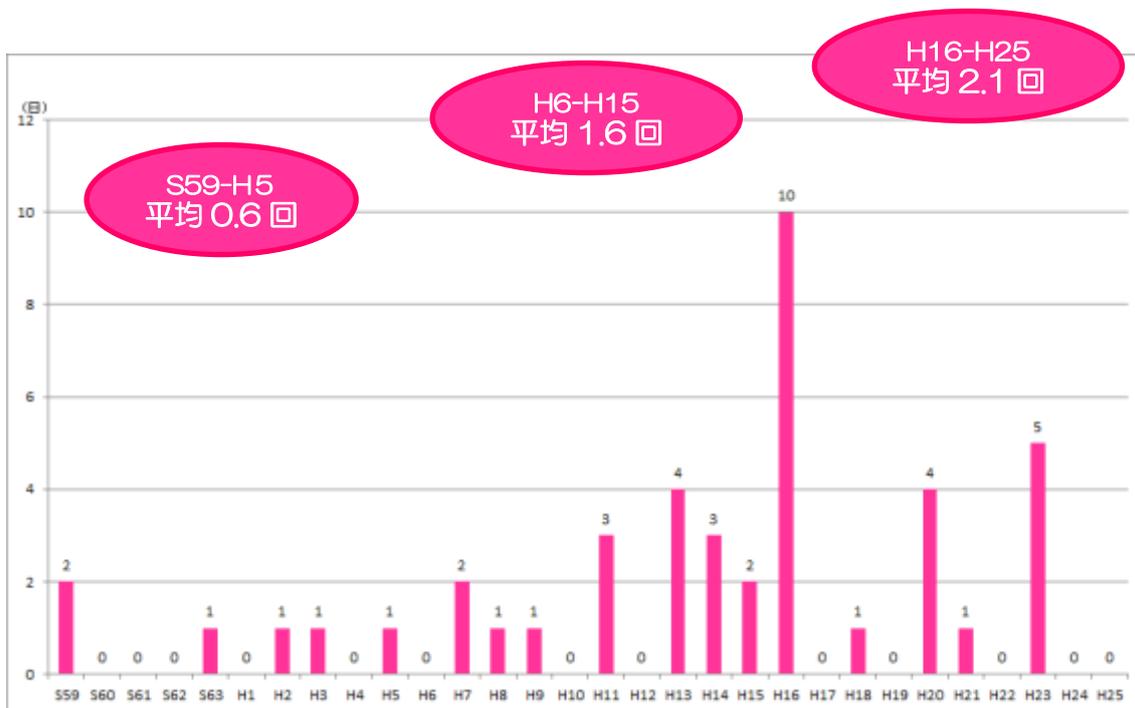
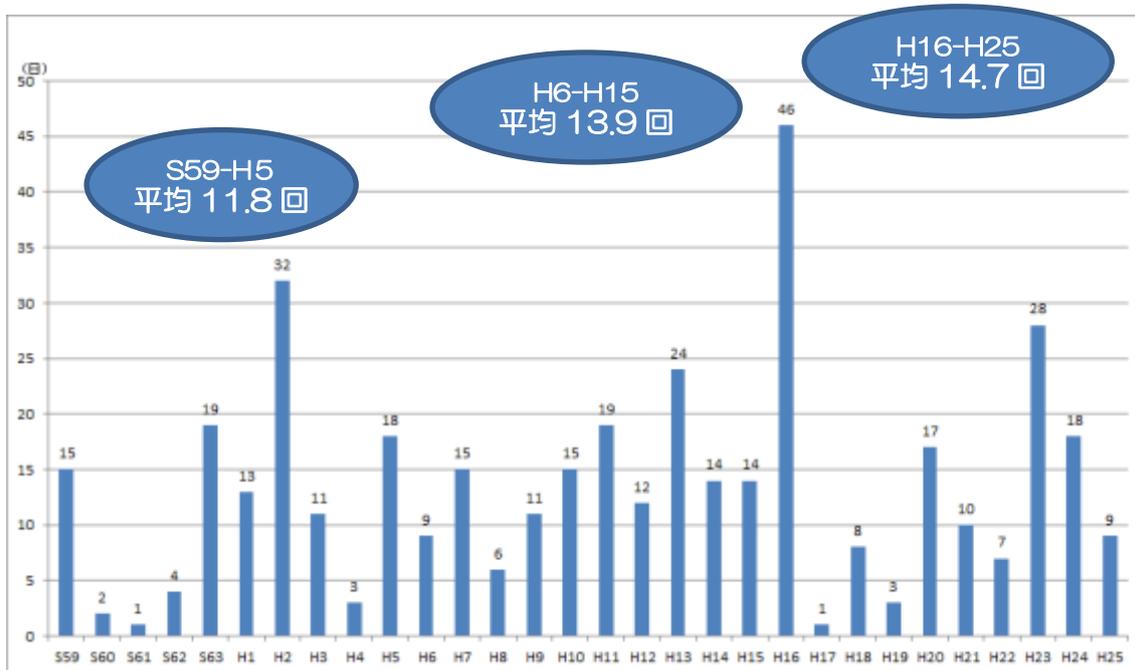


（津地方気象台からの提供資料を基に作成）

【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県 20 地点）】

（上）1 時間降水量 50 ミリ以上 （下）1 時間降水量 80 ミリ以上

〔 20 地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜 〕



(津地方気象台からの提供資料を基に作成)

#### ④竜巻や大雪などの発生状況

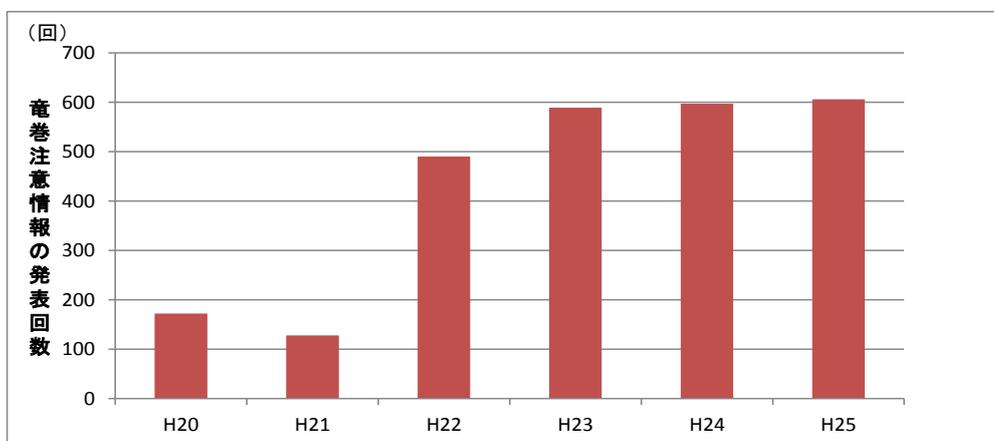
##### (竜巻の発生状況)

近年、我が国でも注目を集めている竜巻について、気象庁では平成 20 年から竜巻注意情報\*を公表しています。

発表回数は年間約 600 回に上り、実際に発生が確認された竜巻についても、年平均で約 26 件（平成 19 年～平成 25 年、海上竜巻を除く）に上っています。

三重県においては、発表開始以降、これまでに 14 件（平成 26 年 10 月 8 日まで、海上竜巻を除く）の発生が確認されています。

【図表 全国の竜巻注意情報の発表回数（平成 20 年～25 年）】

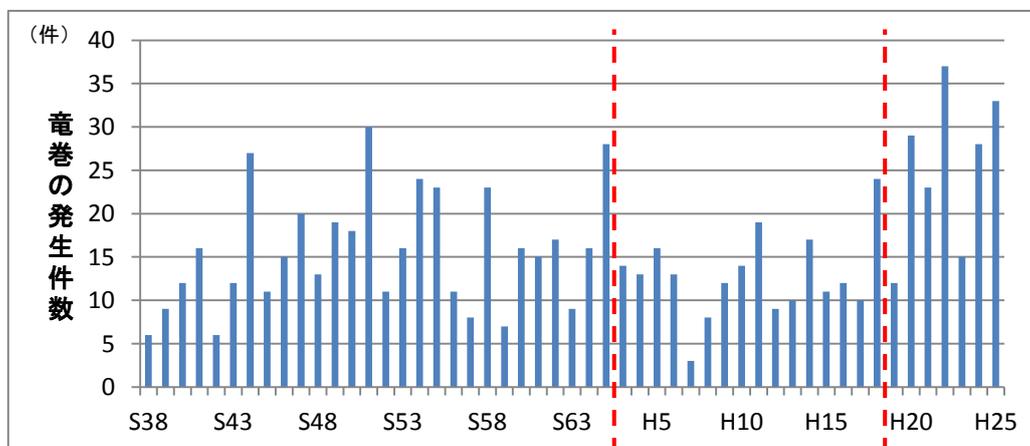


※平成 20 年については、同年 3 月 26 日の竜巻注意情報の運用開始から同年 12 月 31 日までの約 9 か月間。

※平成 22 年 5 月 27 日の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、発表基準が変更されたため、同年前後の発表回数を単純に比較することはできない。

(気象庁ホームページ「竜巻注意情報の発表状況」を基に作成)

【図表 全国の竜巻の年別発生確認数】



※集計対象は、「竜巻」及び「竜巻またはダウンバースト\*」と認定した事例の年ごとの発生確認数。ただし、水上で発生しその後上陸しなかった事例（いわゆる「海上竜巻」）は、被害をもたらさないことがほとんどであるため除外。

※縦軸の点線について、平成2年以前は「竜巻」及び「竜巻またはダウンバースト」を確認できる資料が少ない等の理由により、平成3年以降の確認数と単純に比較することはできない。また、平成19年から突風の調査を強化したため、見かけ上竜巻が増えている可能性があり、同年前後の確認数を単純に比較することはできない。

（気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成）

### （大雪の発生状況）

次に、降雪の状況については、各年の降雪量が前年に比べてどの程度増減していたかを示す統計値（偏差）を見てみると、降雪量の観測が開始された昭和37年から平成25年までの間、北日本、東日本（三重県含む）、西日本とも減少傾向を示しています。

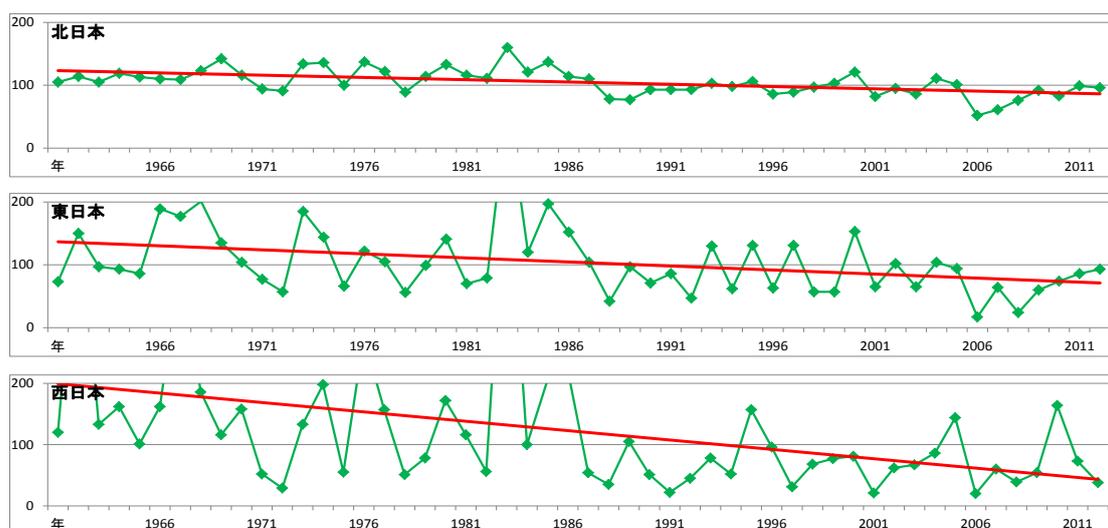
しかし、このような傾向下において、平成26年2月、普段はあまり雪が降らない太平洋岸に、大雪が降りました。

一時的に全県が孤立状態となった山梨県では、甲府市において、これまでの最高49cmの2倍以上となる114cmの積雪が記録されました。

また、三重県においても、記録的な大雪に見舞われ、津市では統計開始以降第7位となる13cmの積雪となりました。

この日、津地方気象台からは、三重県の中部から南部にかけて大雪警報\*が発表されました。県中部での警報発表は平成7年以来、実に19年ぶり、県南部での発表は、気象台に記録が残っている昭和37年以降、初めてとなりました。

【図表 降雪量の前年比の推移】



※単位：％。100より上側が前年比増、下側が前年比減。

（気象庁ホームページ「過去の気象データ」を基に作成）

近年、全国各地から、「観測史上最多の〇〇を記録しました。」とか、「〇〇十年ぶりとなりました。」という言葉が聞かれるなど、気象現象が劇的に変化しつつあるのではないかと感じられる場面が増えてきました。特に、この2～3年、こうした言葉が顕著に聞かれるようになったのではないかと感じます。

次項では、このような気象現象によりもたらされた災害について、その傾向を見てみることにします。

(2) 近年の災害事例

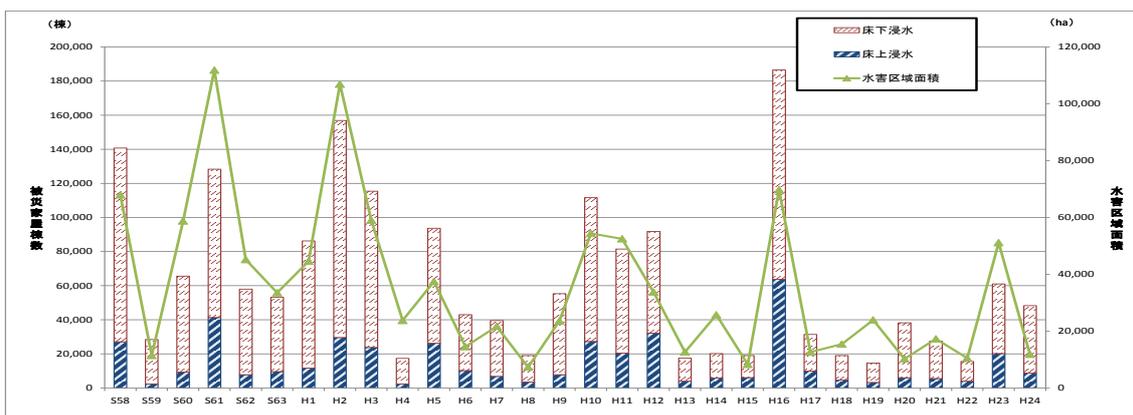
① 台風に伴う大雨などによる災害事例～被害が甚大化する傾向～

(洪水被害の状況)

洪水による被害は、さまざまな治水対策の進展により、全国的に見ると浸水面積や浸水家屋数は減少傾向にあります。そうした中において、特に平成16年は、観測史上最多となる10個の台風が上陸するなど、被害が大きな年となっています。

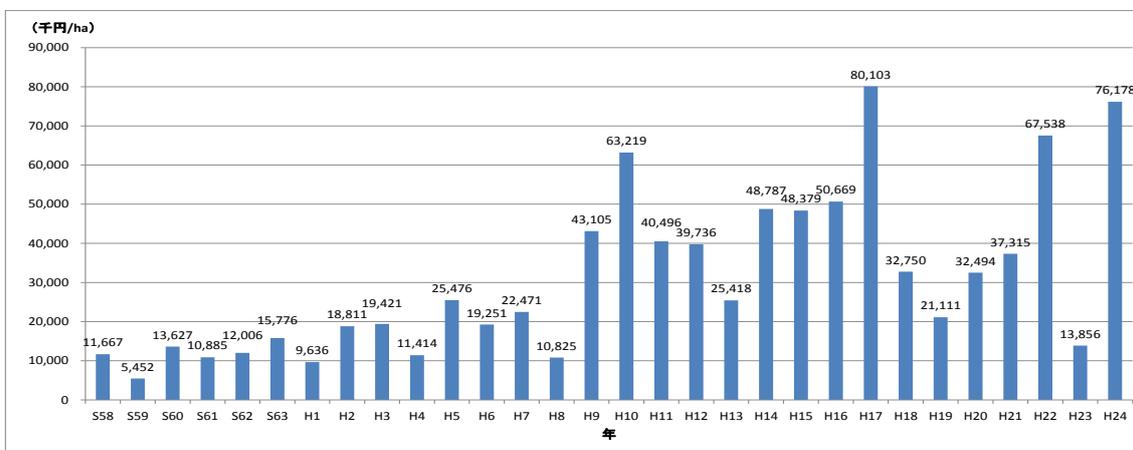
一方、水害被害面積1haあたりの一般資産被害額（建物、家庭用品、事業所資産、農作物等にかかる物的被害及び事業所営業停止損失等。公共土木施設被害は含まず。）については増加傾向にあり、依然として、洪水による被害が深刻であることを示しています。

【図表 過去30年間の全国の洪水被害の状況（昭和58年～平成24年）】



(国土交通省「水害統計」を基に作成)

【図表 全国の水害被害面積1haあたりの一般資産被害額(昭和58年～平成24年)】



(国土交通省「水害統計」を基に作成)

次に、三重県における洪水被害の状況について、その傾向を見てみることにします。

下図の「県内の洪水被害の状況」において、市町別の状況をまとめました。左の図が、平成11年から平成20年までの10年間の被害状況、右の図が、平成15年から平成24年までの10年間の被害状況を表したものとなっています。

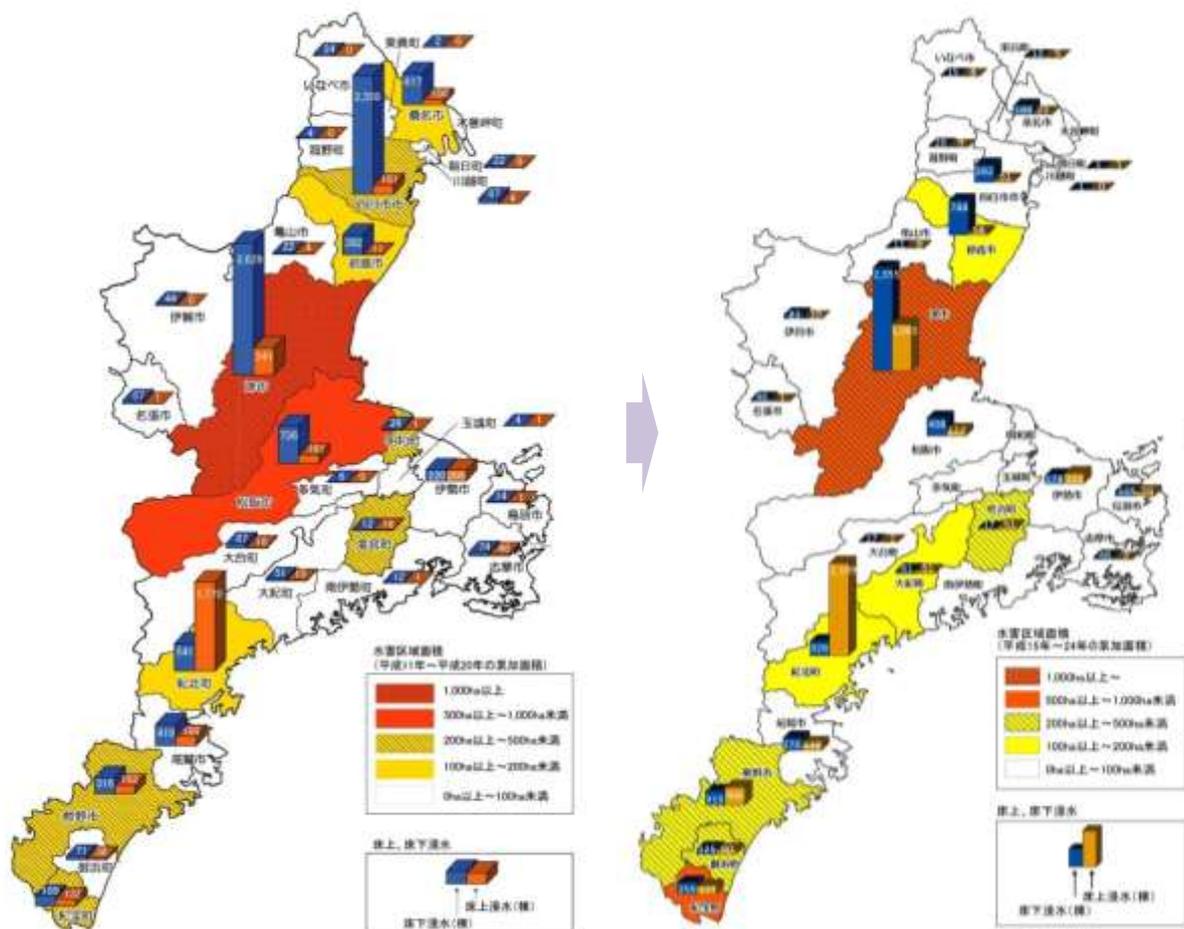
これらを比較しますと、県全体としては、前述した全国傾向と同じく浸水面積と浸水家屋数は、やや低減傾向となっています。

左の図では、東海豪雨をもたらした平成12年台風第14号により、県北部を中心に大きな浸水被害があったことが顕著に表れており、右の図では、平成23年の紀伊半島大水害による浸水被害が、県南部とりわけ紀南地域において顕著であったことが分かります。

【図表 県内の洪水被害の状況】

(平成11年～20年の被害状況)

(平成15年～24年の被害状況)



(国土交通省「水害統計」等を基に作成)

一方、より深刻な家屋被害として、全壊（流出を含む）もしくは半壊に至った家屋数を見てみますと、最近 10 年間の被害が極めて大きいものとなっており、紀伊半島大水害による被害が甚大であったことが分かります。

【図表 全壊及び半壊棟数】

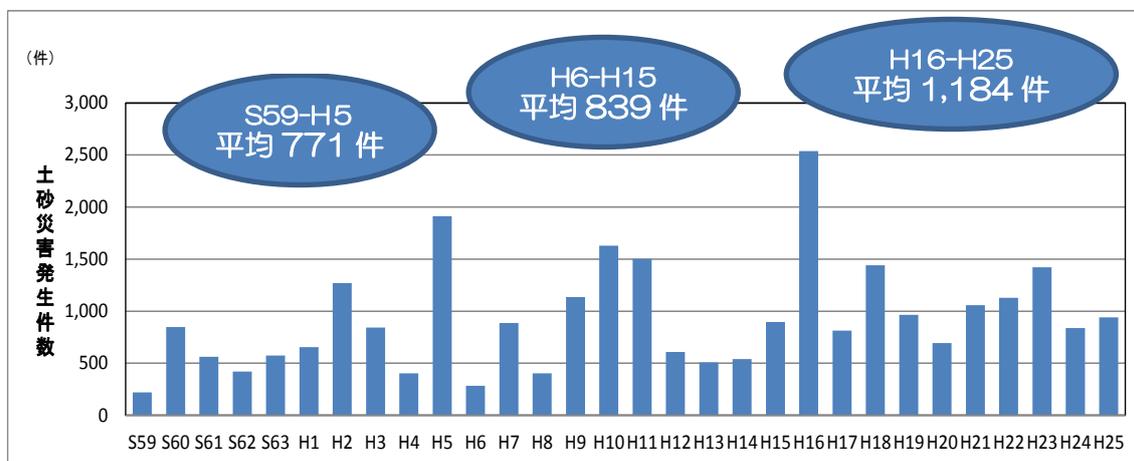
	全壊棟数	半壊棟数	計
平成 11 年～20 年（10 年間）	29 棟	72 棟	101 棟
平成 15 年～24 年（10 年間）	108 棟	1,143 棟	1,251 棟

※上記の棟数には、洪水のほか土砂災害等による被災も含まれる。  
（三重県「消防防災年報」を基に作成）

### （土砂災害の状況）

次に、台風や大雨等に伴う土砂災害の発生状況については、全国的に見ると過去 30 年間の傾向として、最近 10 年間（平成 16 年～25 年）の土砂災害の発生件数は、30 年前の 10 年間（昭和 59 年～平成 5 年）と比較して、約 1.5 倍の増加となっています。

【図表 過去 30 年間の全国の土砂災害の年間発生件数（昭和 59 年～平成 25 年）】



（国土交通省「国土交通白書（平成 20 年版）、同省砂防部資料「近年の都道府県別土砂災害発生状況」を基に作成）

また、三重県における、がけ崩れ、土石流、地すべり\*など土砂災害の発生状況については、下図のとおりとなっています。

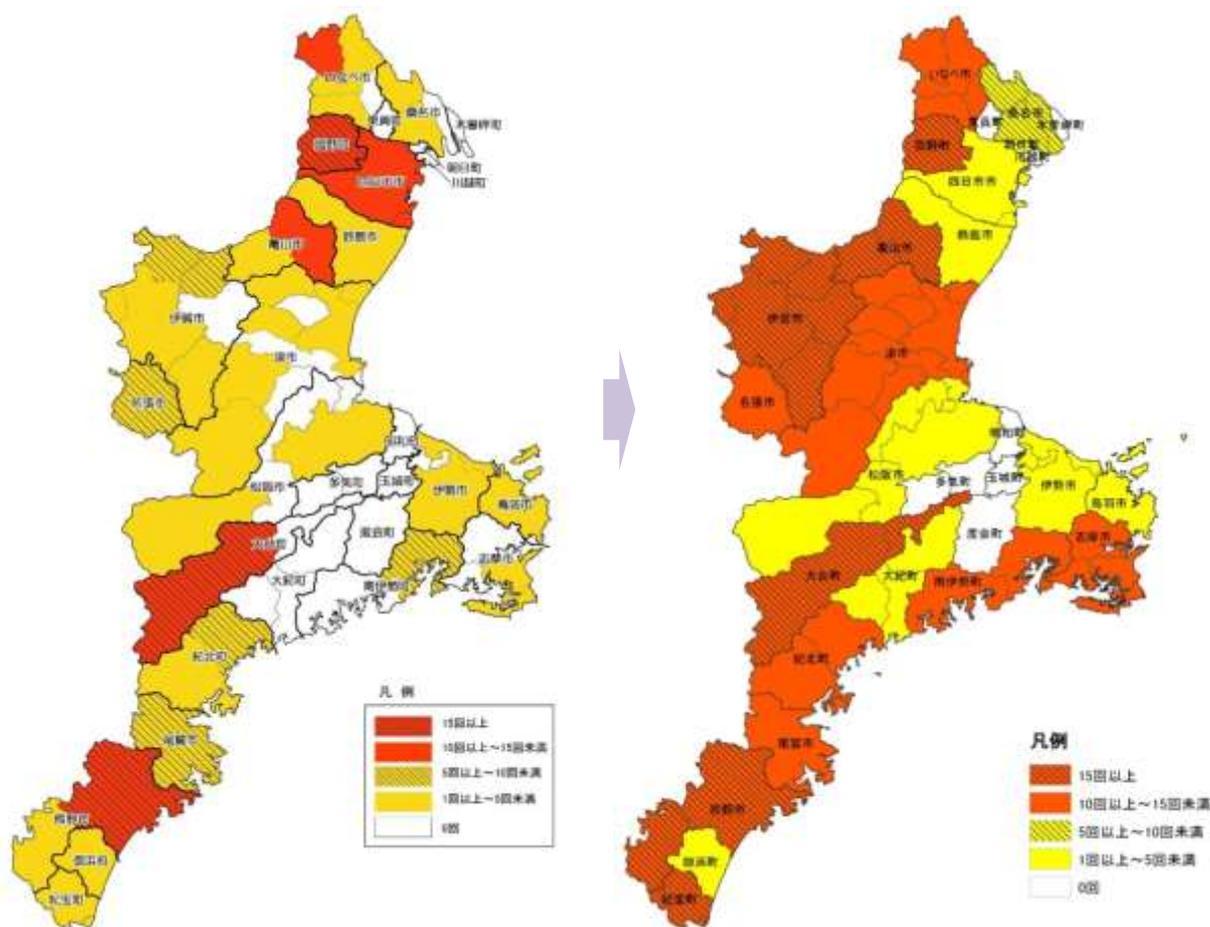
左の図が、平成11年から平成20年までの10年間の発生状況、右の図が、平成16年から平成25年までの10年間の発生状況を表したものとなっています。

この5年の間に、発生回数は増加傾向を示しており、土砂災害のリスクはますます高まってきていると言えるのではないのでしょうか。

【図表 県内の土砂災害の発生状況】

(平成11年～20年の発生状況)

(平成16年～25年の発生状況)



※図中の細い実線は、旧69市町村(平成15年11月までの)の旧行政界を表す。  
(三重県防災砂防課資料「市町別(年別)災害発生件数」を基に作成)

**(高潮\*災害の状況)**

高潮災害については、伊勢湾台風をきっかけに海岸整備が推進されてきたこともあり、昭和40年代以降、大きな被害の発生は少なくなっています。

しかし、海外に目を転じてみると、平成25年11月に、その年の台風としては最も強い台風第30号がフィリピン中部を襲い、暴風・高潮により、死者6,166人、行方不明者1,785人の甚大な人的被害を発生させるなど、改めて高潮災害の発生が懸念されています。

【図表 全国の主な高潮災害】

発生日	主な原因	主な被害区域	最高潮位 (T.P.m)	死者・行方不明者 (人)	全壊・半壊 (戸)
大正6年10月1日	台風	東京湾	3.0	1,324	55,733
昭和9年9月21日	室戸台風	大阪湾	3.1	3,036	88,046
昭和17年8月27日	台風	周防灘	3.3	1,158	99,769
昭和20年9月17日	枕崎台風	九州南部	2.6	3,122	113,438
昭和25年9月3日	ジェーン台風	大阪湾	2.7	534	118,854
昭和34年9月26日	伊勢湾台風	伊勢湾	3.9	5,098	151,973
昭和36年9月16日	第2室戸台風	大阪湾	3.0	200	54,246
昭和45年8月21日	台風第10号	土佐湾	3.1	13	4,439
昭和60年8月30日	台風第13号	有明海	3.3	3	589
平成11年9月24日	台風第18号	八代海	4.5	13	845
平成16年8月30日	台風第16号	瀬戸内海	2.7	3	11

※死者・行方不明者(人)、全壊・半壊(戸)は、高潮以外によるものも含む。

※T.P.とは、東京湾平均海面を表す。

(内閣府「風水害等対策パンフレット(高潮災害とその対応)」を基に作成)

コラム

伊勢湾台風～我が国における史上最大級の風水害～

昭和34年9月26日、潮岬の西に上陸し日本を縦断した伊勢湾台風は、激しい暴風雨の下、大規模な浸水を引き起こすなど、三重県内において、1,281人にも及ぶ死者・行方不明者（全国では5,098人）を出した歴史的な大災害となりました。

特に、木曾三川の下流域では、短時間の降雨量の増加と押し寄せた高潮により、堤防が決壊するなど、低平地が広がる同地域を一面、泥の海に変え、この地域だけで、800人を超える方が亡くなりました。

また、被害は伊勢湾奥部だけでなく、県内のほぼ全域で、建物被害や橋梁流出、山（崖）崩れなどが発生し、その経済被害額は1,826億784万5千円に上りました。この額は、当時の昭和34年度県当初予算140億円の約13倍に相当するものでした。

なお、こうした未曾有の被害の中にあっても、三重郡楠町（当時）のように、町内の大半が浸水しながら、死者・行方不明者を一人も出さなかった事例もありました。

当時、楠町では、日中に晴れ間がのぞくなど、早期避難に疑問の声があがっていました。しかし、町の半分近くが水に浸かった6年前（昭和28年）の台風第13号を教訓に、まず子どもや高齢者を避難させることを決めました。午後3時には避難命令が出され、水防団\*員らの誘導で町民は学校や神社などに避難しました。伊勢湾台風が上陸した夜、全半壊77棟、床上浸水462棟などの被害を受けましたが、犠牲者はありませんでした。



桑名市長島町（写真提供:輪中の郷）



桑名市長島町（写真提供:輪中の郷）

行政による早期の避難判断、その後の地域と住民が一体となった避難行動へとつながる一連の対応は、現在においても大いに学ぶべき対応事例であると言えます。

県では、伊勢湾台風が起きた9月26日を「みえ風水害対策の日」と定め、教訓を忘れることなく、未来へと引き継いでいく日として、毎年、関連行事を行っています。

### (過去10年の間に本県に甚大な被害をもたらした2つの大災害)

この10年を振り返ってみたとき、平成16年の台風第21号による旧宮川村での土砂災害や旧海山町をはじめ県内の広範囲が見舞われた洪水の発生、そして、平成23年の紀伊半島大水害の発生、これらは、本県に甚大な被害をもたらした大災害として、私たちの記憶に今なお焼きついています。

以下に、それぞれの災害概況をまとめました。

### 【平成16年台風第21号による災害】

#### (災害の概要)

平成16年9月29日、台風第21号の影響を受けた秋雨前線の活動が活発化し、県南部を中心とした地域に豪雨をもたらし、各地で床上浸水するとともに、旧宮川村では土砂災害が発生しました。



この結果、9人が死亡、1人が行方不明となるほか、住家被害が6,246世帯に及びました。 旧宮川村（現大台町）滝谷地区

#### (人的被害の状況)

市町村別の死者・行方不明者は、旧宮川村で死者6人、行方不明者1人、旧海山町で死者2人、松阪市で死者1人となっています。

原因としては、土砂崩れや土石流による犠牲者が7人、洪水による犠牲者が3人となっています。

#### (住家被害等の状況)

県内66市町村（当時）のうち、32市町村で6,246世帯の住家被害が発生しました。

市町村別では、津市が2,112世帯、次いで旧海山町が1,742世帯と多く、また、土砂災害の多かった旧宮川村では、全壊家屋が20世帯となっており、県内の全壊家屋25世帯の80%を占めました。

#### (河川堤防からの越水、土砂崩れ・土石流、浸水の状況)

県南部の赤羽川、船津川や横輪川などの河川で破堤したほか、多くの河川で堤防の決壊や越水などが多数発生し、伊勢市、旧紀伊長島町、旧海山町の居住地域等で大規模な浸水がありました。

また、旧宮川村では、宮川の流域でがけ崩れや土石流が発生し、民家が押し流されたり、土砂に埋没する住家被害が発生しました。

#### (避難の状況)

避難所に避難した人は、ピーク時には11,116人に達しました。

(避難指示547人、避難勧告6,367人、自主避難4,202人)

### (被害額等の状況)

県が把握した被害額は、約 690 億円となっています。

(三重県「平成 16 年 9 月 29 日からの台風 21 号による災害の記録 (平成 17 年 2 月)」を基に作成)

## 【平成 23 年紀伊半島大水害】

### (災害の概要)

平成 23 年 9 月 1 日から 5 日朝にかけて、台風第 12 号が県南部を中心に長期間にわたって激しい雨をもたらし、各地で浸水被害や土砂災害が発生しました。

この結果、2 人が死亡、1 人が行方不明となったほか、住家被害が 2,763 世帯に及びました。



平時の紀宝町鮎田地区  
(写真提供：紀宝町)



相野谷川が氾濫した紀宝町鮎田地区(写真提供：紀宝町)

### (人的被害の状況)

市町別の死者・行方不明者は、紀宝町で死者 1 人、行方不明者 1 人、御浜町で死者 1 人となっています。

死者 2 人は浸水による溺死となっています。

### (住家被害等の状況)

県内 29 市町のうち、15 市町で 2,763 棟の住家被害が発生しました。

市町別では、紀宝町が 1,182 棟、次いで熊野市が 999 棟と多く、なかでも、相野谷川が氾濫した紀宝町では、全壊家屋が 59 棟となっており、県内の全壊家屋 84 世帯の 70%を占めました。

### (河川堤防からの越水、土砂崩れ・土石流、浸水の状況)

県南部の相野谷川で破堤したほか、井戸川や志原川などの河川で堤防の決壊や越水などが多数発生し、熊野市、御浜町、紀宝町の居住地域等で大規模な浸水がありました。

熊野川では 24,000 立方メートル/秒を記録し、既往最大である伊勢湾台風の 19,000 立方メートル/秒を上回る流量を観測しました。

また、津市美杉地区や大台町岩井地区などでは、土石流や山腹崩壊\*が発生

し、民家が押し流されたり、土砂に埋没するなどの住家被害が発生しました。

さらに、国道42号のほか、県道七色峡線や鶴殿熊野線、小船紀宝線など多くの県道で路肩欠損等が生じました。

このほか、近畿自然歩道や飛雪の滝野営場など自然公園や、多くの水道施設に被害が発生しました。

#### (災害廃棄物の状況)

熊野市、御浜町、紀宝町、大台町、大紀町において、約21,660トンの災害廃棄物が発生し、被災市町では処理が困難な事態となりました。

#### (避難の状況)

県内の8市8町で、46,177世帯104,253人に対して、避難準備情報\*、避難勧告、避難指示が発令されました。ピーク時には5,081人が避難所に避難しました。

#### (孤立地域の発生)

激しい雨の影響によって、土砂崩壊や河川の氾濫等が発生し、車両等の通行が不能となりました。これにより、県内で22箇所の孤立地域が発生しました。

#### (被害額等の状況)

各地で被害をもたらした災害について、県が把握した被害額は、約490億円となっています。

(三重県「紀伊半島大水害～平成23年台風第12号による災害の記録～(平成24年2月)」等を基に作成)

### [紀伊半島大水害からの復旧・復興]

平成23年12月22日、紀伊半島大水害による被災地域の早期の復旧・復興及び地域の特色を活かした強い地域づくりを推進するため、知事を本部長とする「三重県紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議」を設置しました。

被害を受けた道路、河川などの公共土木施設や農地、農業用施設などの復旧、観光客呼び戻しのための風評被害対策など、復旧・復興に向けて全庁的な取組を進め、平成26年度までに復旧工事がほぼ完了しました。

#### <公共施設等の復旧>



紀南病院附属浅里診療所(紀宝町)(被災後、復旧後)(写真提供:紀宝町)

## 第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～



県立紀南高等学校（御浜町）（上）テニスコート（下）体育館（被災後、復旧後）

### <道路や河川等の復旧>



県道飛鳥日浦線（熊野市井戸町）（被災後、復旧後）



大和田川（紀宝町）（被災後、復旧後）（写真提供：紀宝町）

### <農業関連施設の復旧>



大里地区農地（紀宝町）（被災後、復旧後）（写真提供：紀宝町）

<森林等の復旧>



畑田（熊野市飛鳥町）（被災後、復旧後）

<景勝地の復旧>



飛雪の滝（紀宝町）（被災後、復旧後）（写真提供：紀宝町）



大杉谷登山歩道（大台町）（被災後、復旧後）



コラム

## 「風台風」に、「雨台風」…。台風はさまざまな表情を持つ

台風は、毎年のように日本に襲来し、大きな災害をもたらす気象現象ですが、一つひとつの台風は、それぞれ異なった表情を持っています。その言い方の一つが、一般によく言われる「風台風」と「雨台風」という表現です。

「風台風」は、雨による被害は比較的小さく、風による被害が大きい台風のことです。平成 3 年の台風第 19 号は、猛烈な暴風により甚大な被害をもたらした典型的な「風台風」であり、現在、ユネスコの世界文化遺産に登録されている広島県の厳島神社の能舞台が倒壊したほか、青森県などで収穫直前のリンゴが多く落ちるなど大きな被害を出しました。東北地方では、別名「リンゴ台風」とも呼ばれています。

一方、「雨台風」は、風による被害は比較的小さいものの、反対に雨による被害が大きい台風のことです。紀伊半島大水害をもたらした平成 23 年台風第 12 号は、その典型例です。

この台風は、動きが非常に遅く、紀伊半島を中心としたエリアに、長時間にわたって非常に湿った空気が流れ込んだため、総降水量が 2,000 ミリを超えるなど、記録的な大雨となり、三重県を含む紀伊半島の三県に甚大な被害をもたらしました。

このほか、全国各地で暴風が吹き、かつ、三重県内の一部では総降水量が 1,000 ミリ近くに達するなどして、国内で 100 名を超える人命が失われた、昭和 54 年の台風第 20 号（海上において観測史上、世界で最も低い中心気圧 870 ヘクトパスカルを記録した台風）のように、「風台風」と「雨台風」、両方の特徴を有する台風もあります。

さらに、台風がまだ南海上にあるときから、本州付近に停滞していた前線の活動を活発化させて猛烈な雨を降らすことがあるなど、台風が持つ表情はさまざまです。

台風が日本に近づきつつあるとき、勢力の大きさだけでなく、進路や接近のタイミング、風、雨、高潮やこれらに警戒すべき時間帯など、私たちが住む地域にとって何が危ないのか、气象台などから発表される防災気象情報の内容を読み解き、適切な対応をとれるようにしておくことが重要です。



## ②竜巻、大雪などによる災害事例

### (竜巻の災害事例)

これまで述べてきた洪水被害、土砂災害、高潮災害のほか、近年、竜巻などの突風による被害も多く報告されています。

以下に、主な竜巻被害をまとめました。なかには死者を出すような竜巻も発生しており、その危険性が指摘されています。

【図表 近年の主な竜巻被害】

発生年月	主な発生場所	被害状況等
平成17年12月	山形県酒田市	死者5人、負傷者33人 列車6両が脱線(3両転覆)
平成18年9月	宮城県延岡市	死者3人、負傷者143人、 住宅全壊79棟、半壊348棟
平成18年11月	北海道佐呂間町	死者9人、負傷者31人、 住宅全壊7棟、半壊7棟 被災地から15km以上先まで飛散物が点在
平成23年11月	鹿児島県徳之島町	死者3人、住宅全壊1棟 普通乗用車が20m以上吹き飛ばされた
平成24年5月	茨城県常総市	死者1人、負傷者37人、 住宅全壊76棟、半壊158棟
平成25年9月	埼玉県さいたま市	負傷者64人、住宅全壊13棟、半壊36棟
平成26年8月	栃木県栃木市など	負傷者2人、非住家被害227棟

(気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成)



なお、三重県においては、津地方気象台に残る記録では、死亡に至ったような竜巻事例は確認されていませんが、毎年のように発生し物的被害をもたらすなど、確かな痕跡を残しています。気象台が実施した現地調査では、その発生状況や被害様相に加え、以下のような証言も寄せられています。

【図表 三重県における近年の主な竜巻被害】

津市(河芸町)	平成23年7月18日19時10分頃
(被害) 住家被害13件、非住家被害4件	

## 第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～

<p>(現地調査報告による目撃情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の軽自動車が空中に浮いて、その場に落ちた。</li> <li>・自宅のウッドデッキがずれて壊れた。</li> </ul>	
いなべ市 (藤原町)	平成 24 年 9 月 18 日 15 時過ぎ
<p>(被害)</p> <p>住家一部損壊 7 棟、非住家一部損壊 6 棟</p>	
<p>(現地調査報告による目撃情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴーという音がしたので外を見たら枝やトタンが舞い上がり、渦を巻いていた。</li> <li>・車庫が土台のコンクリート片と一緒に約 30m 飛ばされ大破した。</li> </ul>	
伊勢市 (栗野町、上地町、小俣町)	平成 25 年 9 月 4 日 14 時 20 分頃
<p>(被害)</p> <p>住家一部損壊 25 棟、非住家半壊 1 棟、非住家一部損壊 19 棟</p>	
<p>(現地調査報告による目撃情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体が浮いた感じがし、耳がツーンとなった感じがした。</li> <li>・白いカーテンのような渦が巻いているものが、ゴーという音をたてながら一瞬のうちに (15 秒くらいで) 東から西へ移動した。</li> </ul>	
志摩市 (志摩町)	平成 25 年 9 月 15 日 21 時 10 分頃
<p>(被害)</p> <p>住家半壊 1 棟、住家一部損壊 32 棟、非住家半壊 2 棟、非住家一部損壊 2 棟</p>	
<p>(現地調査報告による目撃情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・突風が吹き、ガラス等が割れるすごい音がした。この時、体が上へ吊り上げられる感じがした。</li> <li>・飛行機のようなゴーという音とともに風が強くなり、その瞬間に停電した。</li> </ul>	
いなべ市 (員弁町)	平成 26 年 7 月 10 日 8 時 50 分頃
<p>(被害)</p> <p>住家一部損壊 6 棟、非住家一部損壊 5 棟</p>	
<p>(現地調査報告による目撃情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 階のバルコニーが飛ばされ、北隣の家につぶかった。また、バルコニーの破片が家の屋根に散らばっていた。</li> <li>・南の家のカーポートの屋根が庭先に飛散していた。</li> </ul>	
熊野市 (有馬町)、南牟婁郡御浜町	平成 26 年 8 月 9 日 6 時 00 分頃
<p>(被害)</p> <p>住家半壊 1 棟、住家一部損壊 18 棟、非住家被害 24 棟</p>	
<p>(現地調査報告による目撃情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家が地震の時より揺れ、家が飛ばされるような感じがした。</li> <li>・物置小屋が全壊し、一輪車と外壁が約 40m 離れている車道に飛ばされた。</li> <li>・黒い渦を巻く風に巻き込まれ、ビニールハウスのパイプにしがみついた。</li> </ul>	

(気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成)

### (大雪の災害事例)

平成26年2月の大雪では、雪にそれほど慣れていない地域に予期せぬ積雪があったため、被害の発生に加え、多くの生活支障や混乱が起きました。

被害状況としては、落雪や倒壊した構造物の下敷きになるなどして、岩手県から宮崎県にわたる9つの県で、あわせて死者26人を出したほか、北海道から九州にかけての広い範囲で住家損壊等の被害が発生しました。

また、特に関東甲信地方を中心に、道路への積雪や雪崩等による車両の立ち往生、交通の途絶による集落の孤立が、複数の都県にわたって発生しました。この時、さまざまな生活支障が生じたわけですが、これらの詳細については、第2章の「3 近年の風水害事例の検証」の項において、「道路交通等に関する支障や障害」、「孤立の発生」、「物流や生産の停滞」などに整理して後述することとします。

なお、本県では、死者は出ませんでした。鉄道の一部不通や道路の通行止め、停電などが発生しました。特に、初めての大雪警報が発表された県南部では、駅において多くの滞留者があふれたり、救急車両による病院搬送に支障が出るなど、県民生活に大きな影響がありました。

次項では、こうした気象現象や災害に対して、国や三重県はどのような対策をとってきたのかを見てみることにします。

## 2 国の風水害対策の取組

### (1) 災害対策法制の見直し

#### ① 災害対策基本法の改正

我が国の防災対策の最も基本となる法律である「災害対策基本法」は、昭和34年の伊勢湾台風をきっかけに制定されたものです。

同法は、その後も、平成7年の阪神・淡路大震災など大規模災害の発生を契機に改正され、直近では、東日本大震災の教訓と課題をふまえて、大幅な見直しが行われました。

この改正では、地震・津波対策だけでなく、風水害対策にとっても影響のあるものとして、以下のような内容が盛り込まれました。

(教訓伝承、防災教育の強化)

- ・住民の責務として災害教訓の伝承を明記した。(平成24年改正)
- ・各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨が規定された。(平成24年改正)

(住民等の円滑かつ安全な避難の確保)

- ・市町村長は、高齢者、障がい者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとしたほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとした。(平成25年改正)
- ・的確な避難指示等を発出するため、市町村長から助言を求められた国(地方気象台等)または都道府県に応答義務を課すこととした。(平成25年改正)
- ・市町村長は、防災マップの作成等に努めることとした。(平成25年改正)

(被災者保護対策の改善)

- ・市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定することとされた。(平成25年改正)

(平素からの防災への取組の強化)

- ・住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画\*を提案できることとした。(平成25年改正)

#### ② 気象業務法の改正

平成23年の紀伊半島大水害において、三重県、奈良県、和歌山県の3県で88人の死者・行方不明者が発生したことをふまえ、平成25年5月に「気象業務法」が改正されました。

この改正により、気象庁は、数十年に一度の豪雨が予想されるなど、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を伝える「特別警報」の運用を、平成25年8月から開始することとなりました。

【図表 特別警報に相当する過去の災害事例】

台風・大雨	H24. 7 九州北部豪雨（大雨） H23 台風第12号（大雨） S34 伊勢湾台風（大雨・暴風・高潮・波浪） S 9 室戸台風（大雨・暴風・高潮・波浪）	死者・行方不明者 32人 死者・行方不明者 98人 死者・行方不明者 5,000人以上 死者・行方不明者 3,000人以上
地震	H20. 6 岩手・宮城内陸地震 H19. 7 新潟県中越沖地震 H16. 10 新潟県中越地震 H 7. 1 兵庫県南部地震 ※阪神・淡路大震災	死者・行方不明者 23人 死者 15人 死者 68人 死者・行方不明者 6,437人
津波	H23. 3 東北地方太平洋沖地震 ※東日本大震災 H 5. 7 北海道南西沖地震 S58. 5 日本海中部地震	死者・行方不明者 18,000人以上 死者・行方不明者 230人 死者 104人 (いずれも地震を含む)

(気象庁「気象業務はいま2014」を基に作成)

### ③土砂災害防止法の改正

土砂災害防止法は、平成11年6月、広島市や呉市を中心に発生した土砂災害により、死者24人を出したことを受け、平成12年5月に制定されました。

土砂災害のおそれがある山の斜面の近くまで宅地開発が進んでいたことが、被害をもたらした大きな原因の一つであったことから、この法律により、斜面の基礎調査に基づいて土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域・特別警戒区域\*）を明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制などのソフト対策を推進することなどが規定されました。

しかしながら、これらの区域指定については、「自分の土地に規制がかかるのは嫌だ。」「土地や住宅の資産価値が下がる。」など、住民の反対の声も多く、なかなか取組が進んでいかない事情が、一方ではありました。

そのような中で、前述したように、平成26年、同じ広島市で発生した大規模土砂災害により、再び多くの人命が失われました。

発生箇所は、平成11年の土砂災害と同じく、山のふもとまで宅地が迫った地域であり、その多くは、土砂災害警戒区域や特別警戒区域の指定には至っていませんでした。

こうした反省をふまえ、平成26年11月、土砂災害防止法が改正されました。

同法については、これまでも幾多の改正が行われてきましたが、今回の改正

では、住民に土砂災害リスクを認識していただき、早めの避難行動へとつなげていくため、基礎調査結果の公表や、気象庁と都道府県（三重県の場合は、津地方気象台と三重県）が連名で出す土砂災害警戒情報\*について市町への通知等が義務づけられることとなりました。

## (2) 新たな防災気象情報の提供

平成16年に全国各地で頻発した風水害や、平成18年の竜巻被害等を契機として、気象業務法を所管する気象庁において、防災気象情報の改善が進められています。

平成17年9月に、土砂災害のおそれがある場合、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や、住民が自主的な避難を判断する際の参考となるよう、土砂災害警戒情報の提供が開始され、平成20年3月までに全国展開を完了しました。本県では、平成19年9月から提供が始まっています。

また、平成22年5月からは、気象に関する警報・注意報\*が、市町村を対象区域として発表されるようになりました。

最近の事例では、平成25年8月から、前述した特別警報の提供が開始されています。同年9月の台風第18号の際に全国で初めて特別警報が発表（福井県、滋賀県、京都府の3府県に大雨特別警報）され、また、平成26年8月9日には、三重県に大雨特別警報が発表されるなど、最大限の警戒が呼びかけられました。

さらに、気象変化に基づく短時間予報としては、平成16年6月から、「降水ナウキャスト」の提供が開始されているところですが、平成22年5月からは、竜巻などの激しい突風に対しては「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供が、雷に対しては「雷ナウキャスト」の提供が開始されています。なお、ナウキャスト（nowcast）とは、今（now）と予報（forecast）を組み合わせた言葉です。さらに、降水ナウキャストについては、平成26年8月に、「高解像度降水ナウキャスト」の提供が開始されました。これにより、従来の「降水ナウキャスト」と比べて、より実況に近い、強い雨の領域が表現できるようになりました。

【図表 防災気象情報等の改善の経緯】

時期	防災気象情報の主な改善	契機となった風水害等
平成16年	降水ナウキャスト（10分間隔での予測）の提供開始	
平成17年	土砂災害警戒情報の提供開始 （三重県では平成19年9月から提供）	平成16年に頻発した風水害
平成19年	指定河川洪水予報の改善 （危険度を5段階でレベル化して予報）	〃

平成20年	竜巻注意情報の提供開始	平成18年の宮崎県延岡市、北海道佐呂間町での竜巻災害
平成21年	5日先までの台風進路予報の提供開始 (従来は3日先までの予報)	
平成22年	大雨、洪水等の警報・注意報の市町村単位での提供開始	平成16年に頻発した風水害
平成22年	竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャストの提供開始	
平成23年	降水ナウキャスト(5分間隔での予測)の提供開始	
平成24年	過去の重大な災害事例の引用(“〇〇豪雨に匹敵”など)した気象情報や、記録的な大雨に関する気象情報(“これまでに経験したことのないような大雨”)の提供開始	
平成25年	土砂災害警戒判定メッシュ情報 <sup>*</sup> の気象庁ホームページへの掲載開始	
平成25年	特別警報の提供開始	平成23年紀伊半島大水害
平成26年	高解像度降水ナウキャストの提供開始 (従来は1km <sup>2</sup> 領域であった予測を、250m <sup>2</sup> 領域の単位まで高解像度化し、30分先まで提供)	

(気象庁「土砂災害への警戒の呼びかけに関する検討会」資料等を基に作成)

こうした気象予測については、コンピュータの技術革新により精度が向上し、防災気象情報についても高度化を遂げてきました。

現在の気象予測技術では、例えば、低気圧や台風、前線といった気象現象については、数日先までの予測、しかも数値予報での予測を行うことが可能となっています。

一方、局地的大雨や竜巻といった気象現象については、ピンポイントで場所や時間を特定し、十分な時間的余裕をもって予測することは、現在の予測技術では困難、というのが実態です。なかでも、竜巻については、平成26年9月から、全国の気象庁職員による実際の目撃情報を、竜巻注意情報に付加させる取組が開始されたところです。

技術革新にも一定の限界があり、どうしても人に頼らざるを得ない。そうした気象予測の実状を、対策を検討していく際には押さえておく必要があります。

### (3) 国における対策検討と打ち出された方針

#### ①タイムライン\*の策定に向けた検討（平成26年1月）

平成26年1月、国土交通省により「水災害に関する防災・減災対策本部会議」が立ち上げられました。台風等に伴う大規模な洪水や高潮による被害、集中豪雨による内水被害を対象として、それらの被害を最小化させるための対策検討が進められています。

これに先立つ平成24年10月、米国ではハリケーン・サンディにより大都市ニューヨーク等で大きな被害が発生しました。国土交通省・防災関連学会合同調査団が現地調査を行い、平成25年7月に報告が行われています。この報告において、関係機関別に、避難等に関する情報提供や行動の開始時期を整理したタイムラインという考え方が紹介されました。

この考え方を受けて、現在、国土交通省では、複数の国直轄河川について、地元自治体と協議しながら、タイムラインの導入に向けた検討が進められています。

【図表 台風上陸に伴う洪水を対象とした国直轄河川のタイムラインのイメージ】

	気象情報・河川情報	国土交通省・河川事務所	地方自治体（市町村）	住民
72時間前	○台風予報	○水門・排水機場等の点検・操作確認	○水防団の待機	○ハザードマップ*等による避難所、避難ルートの確認
48時間前	○大雨注意報、洪水注意報発表	○資機材の確認・確保 ○リエゾン*の体制確認 ○協力機関の体制確認	○避難所開設の準備	○防災グッズの準備 ○自宅の保全
24時間前	○大雨警報、洪水警報発表		○災害対策本部設置	
18時間前	○水防団待機水位到達	○注意体制 ○水防警報（待機、準備） ○水門・排水機場等の操作	○第一次防災体制 ○水防団指示 ○1時間毎に河川水位、雨量等を確認 ○避難所開設	○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況確認
	○氾濫注意水位到達	○水防警報（出動） ○リエゾンの市町への派遣	○第二次防災体制 ○避難準備情報発令	○防災行政無線*、携帯メール等による避難準備情報の受信 ○要援護者避難行動開始
12時間前	○避難判断水位到達	○警戒体制 ○洪水予報（警戒）	○第三次防災体制 ○避難勧告発令 ○10分毎に河川水位、雨量等を確認	○防災行政無線、携帯メール等による避難勧告等の受信 ○避難行動開始
6時間前	○氾濫危険水位到達	○非常体制 ○洪水予報（危険）	○第四次防災体制 ○避難指示発令	○避難完了
0時間	※台風上陸 ○堤防天端水位到達（越流）	○洪水予報（氾濫発生） ○救出・救助活動 ○被害状況の把握	○救出・救助活動 ○避難者支援 ○被害状況の把握	○避難解除

（国土交通省資料「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）のイメージ（たたき台）」を基に作成）

#### ②避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定（平成26年9月）

国では、避難の遅れ等による犠牲者が後を絶たないことから、従前より避難に関する議論を進めており、東日本大震災を受け、さらに津波からの避難についても加味して検討を行ってきました。

これらをふまえ、平成17年に策定されていた、「避難勧告等の判断・伝達マ

「マニュアル作成ガイドライン」が大幅に見直され、平成26年9月、新たなガイドラインとして示されました。

今回の見直しでは、「避難」に関して、以下のような考え方が改めて整理されました。

- ・「避難」とは、災害から命を守るための行動であることを改めて定義した。
- ・従来の避難所への避難だけでなく、屋内にとどまって安全を確保することも「避難行動」の一つとした。

また、市町村が避難勧告等を出すことを躊躇してはならない、ということも打ち出し、その判断基準が具体的に示されました。

今後、このガイドラインに基づき、市町村において、避難勧告等の判断基準の策定、見直しなどの検討が進められることとなります。

### ③新たなステージに対応した防災・減災のあり方に関する懇談会による検討（平成26年10月）

近年、局地的大雨や短時間の集中豪雨等、過去に見られなかった気象現象が多く見られるようになってきたことは、本章において述べてきました。

このことをふまえ、水害、土砂災害に備えるための基本的な枠組みを検討するため、「新たなステージに対応した防災・減災のあり方に関する懇談会」が、国土交通省において平成26年10月に設置されました。

この懇談会では、フィリピンを襲った平成25年台風第30号のような超大型の台風のほか、平成26年8月に広島市で発生した土砂災害のような避難するための時間的余裕がない局地的・集中的な大雨が発生した際にも、命を守るために必要となる対策について検討が行われているところです。

### ④総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループによる検討（平成26年10月）

平成26年10月20日の中央防災会議\*「防災対策実行会議（第6回）」において、同会議の下部組織として「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」が設置されることが決まりました。

このワーキンググループでは、土砂災害に対する国土の脆弱性の検証や、人命の保護や重要な機能を維持するための対策を検討し、平成27年の出水期（6～10月）までに、その結果がまとめられる予定となっています。

具体的には、広島市での土砂災害の教訓を整理し、防災気象情報や避難勧告等の防災情報の伝達、その際の適時適切な避難行動の整理、森林の適切な整備・保全、発災後の迅速な復旧策、まちづくりなど土地利用のあり方等について検討が行われているところです。

### 3 三重県の風水害対策の取組

#### (1) 三重風水害等対策アクションプログラムの推進

県ではこれまで「三重風水害等対策アクションプログラム（平成22年度～26年度）」を策定し、10の施策の柱のもと、以下のような取組を展開してきました。

##### 1 防災知識の普及啓発

県民一人ひとりの防災意識を高めるため、地域の要望に応じて、防災啓発などを専門に行う専門員・指導員を派遣しての出前トーク\*の実施、防災啓発車\*の活用、「みえ風水害対策の日（9月26日）」をとらえた防災フェアの開催、テレビ番組「レッツ防災」の放送など、さまざまな場や機会を通じて、継続的に啓発活動を行いました。

伊勢湾台風の発生から55年を迎えた平成26年には、同台風の教訓を後世に伝え、災害への備えを進めることを目的としたシンポジウムを開催しました。

##### 2 地域を守る人づくり

消防職員、消防団\*員の訓練の充実のほか、みえ防災コーディネーター\*、三重のさきもり\*、企業防災担当者など、防災に関する人材を育成しました。

また、学校防災リーダー\*の養成に取り組むとともに、学校では防災教育を推進しました。

平成26年4月に設立した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター\*」（以下「みえ防災・減災センター」という。）では、人材育成のほか、風水害に関する調査研究等にも着手しました。

##### 3 地域防災力の向上

総合防災訓練や避難所運営訓練など、地域住民が参画した訓練を実施しました。自主防災組織\*交流会を開催するなど、自主防災組織の活性化にも取り組みました。

また、みえ災害ボランティア支援センター\*への運営参画を通じ、災害時のボランティア活動体制の整備を支援しました。

##### 4 情報提供体制等の整備

防災みえ.jp\*の再構築とシステムの堅牢化を実施し、平成22年5月からメール配信を市町単位での気象警報・注意報発表に対応させました。

また、衛星系防災行政無線の再整備を行い、県と市町など関係機関の間における情報通信手段の多重化を確保しました。

また、紀伊半島大水害では、災害関連情報ポータルサイトを用いて情報提供を行いました。

## 5 避難対策等の強化

農道、農業集落道路、漁港関連道路の整備により、避難路の確保を進めました。

土砂災害危険箇所\*のホームページでの公表、土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査や同区域の指定、県管理河川の浸水想定区域図\*の作成・公表をそれぞれ進めました。

災害時要援護者\*の視点に立った対策としては、防災みえ.jpに「三重県ウェブアクセシビリティガイドライン\*」の適用を図るとともに、「三重県避難所運営マニュアル策定指針\*」を改定しました。

## 6 風水害等に強い地域づくり

土砂災害や洪水被害を軽減するための対策として、基盤となる施設の整備を進めました。具体的には、砂防・地すべり対策や急傾斜地崩壊対策のほか、高潮対策としての堤防・防潮堤の整備、海拔ゼロメートル地帯での堤防改良、河川改修工事、湛水\*防除のための排水機場の整備等を進めました。また、間伐等による森林整備も進めました。

大規模災害時における応急対策を迅速に進めるため、伊賀地域に広域防災拠点\*を整備するとともに、北勢地域の拠点整備に向けて、候補地を地元市と調整を行い決定しました。

## 7 防災体制の強化

広域的な連携体制を整備するため、中部9県1市合同防災訓練や近畿府県合同防災訓練等への参加により、近隣府県からの応援・受援などの連携強化を図りました。

また、大規模災害時の応急体制の充実を図るため、自衛隊との連絡会議を実施するなど、救出救助についての連携を強化しました。

災害時の支援等に関する協定については、食料・生活物資の調達、応急仮設住宅の建設、電気設備の応急対策、応急復旧対策、救出救助、被災者支援等の協定を企業及び団体と締結しました。

## 8 応急体制の強化

県災害対策本部機能を充実・強化するため、図上訓練\*等を通じて、本部活動マニュアルの見直しや関係機関との連携強化を進めました。

緊急輸送体制の整備に向けては、緊急輸送道路\*に指定されている県管理道路の整備を推進したほか、迅速な道路啓開\*を展開するため、道路啓開基地\*の整備や道路啓開マップ\*を活用した訓練実施など道路啓開態勢の整備を図りました。

医療救護体制の整備については、訓練による課題検証を通じて災害医療マニュアルを改定するとともに、災害拠点病院\*との連携強化、備蓄医薬品の更新についても進めました。

## 9 生活安定対策の強化

給水支障の防止を目的として、水道災害広域応援協定に基づく市町との訓練を定期的実施するとともに、初動対応に必要な資機材の配備を進めました。二次災害防止の観点では、被災宅地危険度判定士\*の養成を進めました。

また、円滑な復旧支障防止の観点から、市町災害廃棄物処理計画の策定支援を進めました。

## 10 被災者支援対策の強化

災害時における病気予防やこころのケア等の観点から、関連マニュアルの検証、見直しを進めるとともに、関係従事者に対する専門研修を実施しました。

被災者生活支援については、市町を対象とした災害救助法\*に関する説明会を開催し、制度の周知を図るとともに、紀伊半島大水害の際には、住宅確保・復興に関する支援措置や融資、県税・各種手数料減免措置等についてまとめた「被災者生活再建の手引き」を作成しました。

このアクションプログラムの推進を通じて、一定の風水害対策を進展させることができました。

しかし、取組を進める一方で、国内各地では風水害が相次ぎ発生し、なかでも紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨災害など、甚大な被害をもたらすような風水害も繰り返されました。

これまで進めてきた対策については、さらに加速させるとともに、新たに必要となる対策については、早期に着手し充実させていくことが必要です。

こうした新たな風水害対策については、第5章及び第6章において後述することとします。

## (2) 紀伊半島大水害の発生をふまえた県災害対策本部体制の見直し等

紀伊半島大水害の発生、さらに、その半年前には東日本大震災が発生したことをふまえ、県では、これまでの取組を大きく見直すなど、新たな防災・減災対策に取り組んでいます。

本項では、そうした取組のうち、県災害対策本部の組織体制の見直し、県と市町の広域的な応援・受援体制の整備、県民参画による防災訓練の実施、この3点を取り上げ、以下に述べることとします。

### ① 県災害対策本部の組織体制の見直し

紀伊半島大水害の教訓をふまえ、県災害対策本部の組織体制について、危機管理統括監\*のもと全庁が一体となって災害対策を行うことができるよう、平成24年度から、「災害対策統括部」の設置を中心とした見直しを行いました。

「災害対策統括部」は、危機管理統括監を統括部長とし、統括部長の指示のもと、発災直後の初動から応急・復旧期における本部長（知事）の意思決定を支援するものとし、次のような組織体制としました。

### (災害対策統括部に対応方針の立案や関係部局との調整を行う「部隊」の設置)

災害対策統括部の中に、組織の縦割りを排除し、災害時に把握すべき情報が漏れなく把握できるとともに、発生するすべての業務のカテゴリーに応じた事務をそれぞれ処理することのできる部局長をリーダーとした部隊を編成することにより、本部長及び統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制としました。

### (各救助機関と総括部隊とのハブ機能を担う「救助班」の設置)

災害対策統括部総括部隊に救助班を設置し、自衛隊、警察、消防、海上保安庁など各救助機関への救助要請情報の提供及び救助活動調整、各救助機関からの情報集約及び総括部隊への伝達等、救助班が軸となって情報共有・活動調整を行う体制としました。

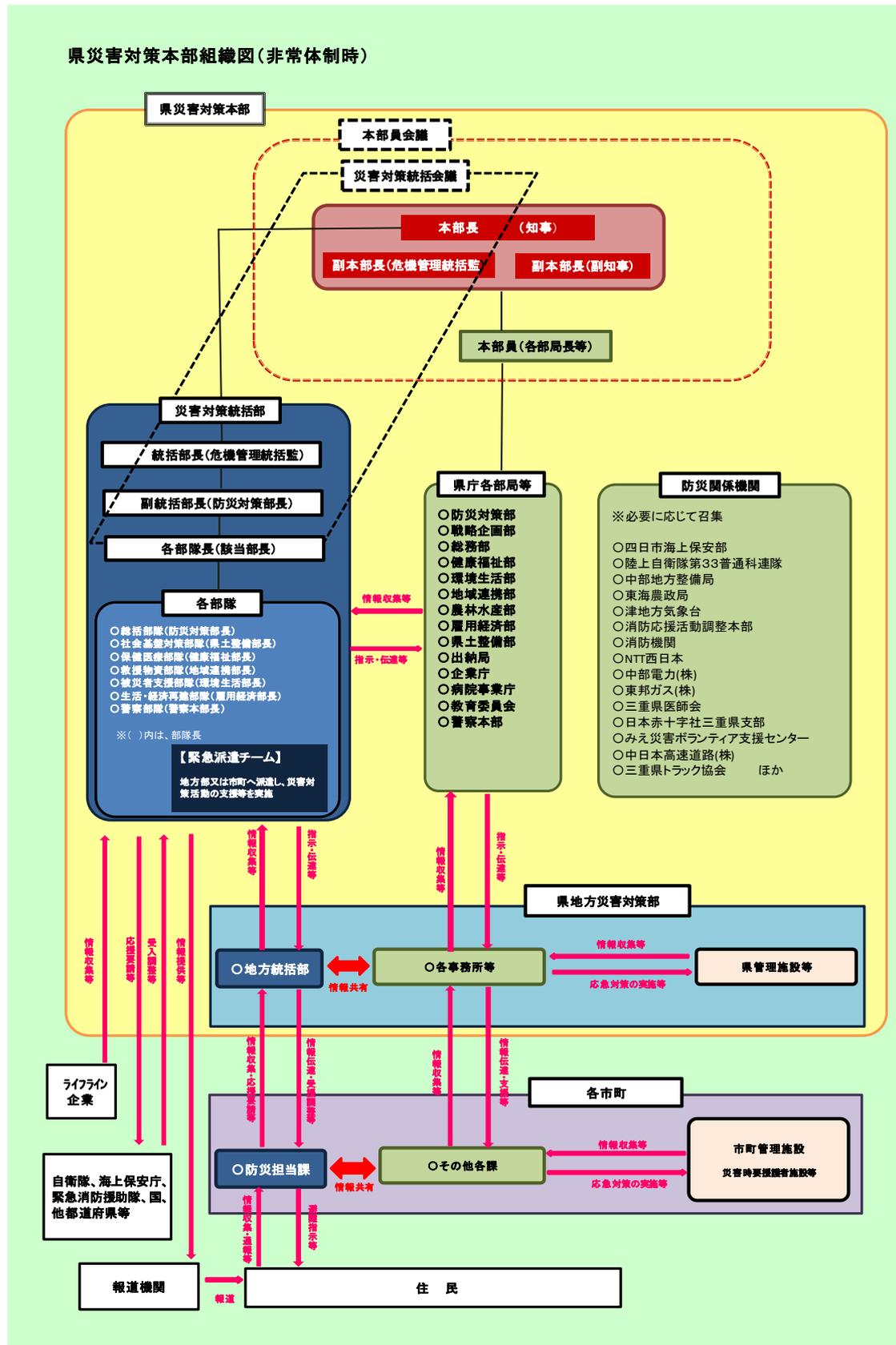
### (情報収集、市町支援等人的支援体制の確立を目的とした「派遣班」の設置)

災害対策統括部総括部隊に派遣班を設置し、災害発生が危惧される時点から人員派遣がスムーズに実施できる体制としました。

### (臨機応変に対応検討等を行うための「災害対策統括会議」の設置)

対策立案機能の強化を目的に、本部長が災害予防や災害応急対策の実施に関する方針等を決定する仕組みを明確にし、緊急かつ迅速に対処すべき事案について検討するため、災害対策統括会議を設置しました。

【図表 県災害対策本部組織図（非常体制時）】



## ② 県と市町の広域的な応援・受援体制の整備

これまで、災害応急・復旧活動支援など被災市町からの要請に基づく行政支援を実施してきたところですが、災害対策本部組織体制の見直しにあわせて、災害時における職員派遣体制を次のとおり整備しました。

### (緊急派遣チームの派遣)

災害が発生または発生するおそれがある場合に、前述した災害対策統括部「派遣班」の調整のもと、地方部支援、市町災害対策本部支援を行うために災害対策本部（本庁）から県職員を派遣することとしました。

### (地方部派遣チームの派遣)

災害が発生または発生するおそれがある場合に、地方部「総括班」の調整のもと、被災市町の情報収集等を行うために地方部から県職員を派遣することとしました。

これまでの実績として、台風接近時に、緊急派遣チームとして、のべ38人、地方部派遣チームとして、のべ60人、計98人の県職員を派遣し、避難情報や被害情報の収集を行いました。

また、県と市町が、災害時に迅速かつ的確に対応できる災害時広域支援体制の構築をめざし、互いの連携を深めることを目的に、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」を平成24年2月に発足させ、緊急の課題として、県と市町の災害時応援協定について具体的な検討を行いました。

なお、同会議では今後、「物資支援」と「広域避難」の体制整備を中心に、引き続き、検討を行うこととしています。

### (三重県市町災害時応援協定の改訂)

平成24年8月23日に、三重県市町災害時応援協定を改訂しました。主な改訂ポイントは次のとおりです。

- ア これまでの応援の主体は市町であり、県の役割は状況把握と応援市町への要請のみでしたが、県も主体的に応援活動に加わることを規定しました。
- イ 大規模な災害などで、広域応援となった場合に県が調整して市町へ応援を要請することについて規定しました。
- ウ 被災市町から情報発信が不可能な場合の情報収集、応援活動等について、要請を待たずに情報収集、応援活動等を実施するよう規定しました。

### ③ 県民参画による防災訓練の実施

#### (三重県総合防災訓練の見直し)

東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓をふまえ、総合防災訓練のあり方について、訓練を一方向的に観覧していただくといった劇場型ではなく、実際に県民の皆さんに参加していただくといった実践型の訓練へと見直しました。

平成24年9月に実施した三重県・鈴鹿市総合防災訓練では、住民参加による津波避難訓練を取り入れました。訓練では、車いす利用者の方、聴覚障がい者の方など、多くの災害時要援護者の方々にも参加いただきました。また、翌25年9月の三重県・熊野市・御浜町・紀宝町総合防災訓練では、津波避難訓練のほか、避難所開設・運営訓練や地元の病院や医師会と地元住民が連携した医療対策訓練などを実施しました。

さらに、平成26年11月の三重県・志摩市総合防災訓練では、前述のような訓練に加え、地域住民や地元の中学生、高校生による災害現場での情報収集及び負傷者救出・搬送訓練等も実施するなど、県民の皆さんを主体とした、より実践的な訓練を行いました。

#### (3) 三重県地域防災計画\*（風水害等対策編）の見直し

平成25年度の「三重県地域防災計画」の地震・津波対策編の見直しに引き続き、平成26年度は、風水害等対策編を見直しました。

今回の見直しでは、地震・津波対策編で新たに取り入れた、「自助」「共助」の取組を重視することや、部隊活動を中心とした災害対策活動を前提とするなどの方針を踏襲するとともに、災害対策基本法や気象業務法の改正などの国の動きや風水害対策の検討内容をふまえ、近年、国内に甚大な被害をもたらしている台風、局地的大雨、竜巻等にかかる災害対策を新たな観点から記載することとしました。例えば、タイムラインの考え方を取り入れた台風接近時等の新たな防災・減災対策の導入方針や、局地的大雨や竜巻への「自助」「共助」の対策を今回の計画から掲げています。

## 第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見えてきた課題～

第2章では、前章で述べた、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等によりもたらされた災害事例の検証を通じて、見えてきた課題について整理しています。

### 1 平成23年紀伊半島大水害の検証

風水害による被害は、毎年のように国内のどこかで発生しています。

このことは、国土の大半を山地が占め、勾配が急な河川が流れ、ごく限られた平野部に居住や産業の空間を構えなければならない、我が国の宿命と言ってもよいかもしれません。

これまでも、災害が発生するたびに明らかになった課題等をふまえて、風水害による被害を軽減するための対策がとられてきました。しかし、それらの対策は、実際に被害が発生した地域を中心とした対策にとどまっていることも多く、また、被害を受けた地域でさえ、時間の経過とともに、当時の大切な教訓が忘れ去られた結果、悲劇が繰り返されてしまう事例もあります。

国内各地でこれまで起こったさまざまな災害は、今後、県内のどこかでも同じように起こる可能性があります。

本県における今後の風水害対策を考えていく上で、県内はもとより、近年国内で発生した風水害事例を振り返り、それらから学ぶべきことや、課題を明らかにすることが重要です。

まず、平成23年紀伊半島大水害について振り返ってみることとします。

紀伊半島大水害では、災害対応のための活動体制、被災した市町への人的支援、情報収集から分析及び対策立案への展開など、一連の流れの中での行政側の対応が、問題点として明らかになりました。

#### ① 甚大な災害に対応する体制へ迅速に移行できなかった

- ・ 甚大な災害が発生した、または発生するおそれがある場合の、災害対応体制への移行基準等が明確でなかったため、通常の配備要員より増強するなど、日常の業務体制から非日常の災害対応体制への切り替えを徹底できなかった。

- ② 市町及び関係機関等からの情報を正確に把握するのに時間を要した
- ・各地域の冠水状況や家屋被害の状況など、被害状況の把握に時間を要した。
  - ・また、東紀州地域内で孤立地区が発生していることや、孤立地区内の状況把握など、市町、関係機関等からの情報を、県災害対策本部において正確に把握するのに多くの時間を要した。
- ③ 把握した情報を分析及び対策立案へと展開させることができなかった
- ・情報収集作業が事実確認にとどまり、情報分析から対策の立案・実行へと展開できなかった。情報を組織横断的に整理・分析し、迅速な意思決定を行う際に、その判断支援ができるような体制がなかった。
- ④ 特に被害が大きな市町への人的支援の実施に時間を要した
- ・雨や被害状況がピークとなる前々日（9月2日）の時点で、津地方気象台からの防災気象情報（三重県気象情報）の中に、三重県南部に極めて大量の降水量予測など警告的内容が含まれていたものの、当該地域に対して事前に職員派遣を行うなどの対応をとることができなかった。
- その結果、被害が大きな市町への人的支援の実施に時間を要した。

平成23年 台風第12号に関する三重県気象情報 第7号

平成23年9月2日17時51分 津地方気象台発表

（見出し）

大型の台風第12号の影響で三重県では2日夜から3日にかけて海上を中心に暴風や猛烈なしけとなる見込みです。また、3日にかけて大雨となるでしょう。暴風、高波、土砂災害、浸水害や洪水に警戒が必要です。

（本文）

〔雨の予想〕

三重県では南部を中心に大雨となっています。今後、台風を取り巻く発達した雨雲がかかるため、3日にかけて断続的に非常に激しい雨が降り、猛烈な雨となる所がある見込みです。台風の東側では南東からの湿った風が吹きつけるため、東よりの風が吹きつける東側や南東側に開けた斜面では雨量が多くなるでしょう。

3日24時までに予想される1時間雨量は多い所で、

北中部 60ミリ

南部 80ミリ

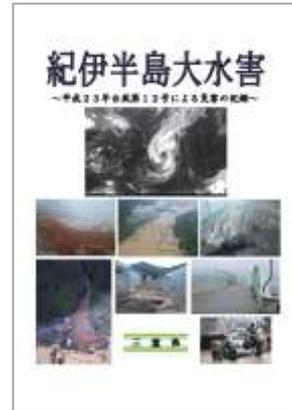
3日18時までの24時間に予想される雨量は多い所で、

北中部 400ミリ

南部 800ミリ

⑤ 情報提供体制が十分でなかった

- ・ 災害状況や災害対策本部における応急対策の取組状況をスムーズに広報（情報提供）することができなかった。情報発信する機会の設定も十分でなかった。



三重県「紀伊半島大水害～平成23年台風第12号による災害の記録～」  
(平成24年3月)

## 2 平成26年8月豪雨の検証

気象庁が命名した「平成26年8月豪雨」の期間中に発生した豪雨及び災害事例の主なものとしては、

- 四国地方の太平洋側で、8月1日から5日までの総降水量が多いところで、1,000ミリを超えるなど、8月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となった「台風第12号」。
- 四国地方から東海地方にかけて、8月7日から11日までの総降水量が500～1,000ミリの大雨となり、三重県内には大雨特別警報\*が発表された「台風第11号」。
- 8月15日から18日までの最大48時間降水量が、岐阜県高山市、京都府福知山市、兵庫県丹波市などで、それぞれ観測史上1位の値を更新し、これらの地域で死者や住家被害などが生じた「前線や湿った空気による大雨」。
- 8月19日夜から20日明け方にかけて、広島県広島市を中心に猛烈な雨となって、1時間降水量、3時間降水量、24時間降水量が観測史上1位の値を更新し、同市内で発生した土砂災害により、74人の死者が出た「前線や湿った空気による大雨」。
- 8月23日から24日にかけて、北海道礼文町や利尻富士町で50年に一度の記録的な大雨となり、礼文町内で発生した土砂災害により死者が出た「低気圧と大気不安定による大雨」。

などがあります。

これらのうち、三重県に初めて大雨特別警報が発表され、特別警報発表時の対応など、さまざまな問題点が明らかとなった台風第11号に伴う三重県内の豪雨事例、人的被害を含めて特に影響が大きかった広島市内での豪雨による土砂災害事例について、検証を行いました。

### (1)平成26年台風第11号に伴う三重県内の豪雨

台風第11号にかかる対応では、避難指示\*等の発令や住民への情報提供、住民の避難行動等について、市町によってさまざまな対応が見られました。また、県としては、一部市町からの情報収集が円滑にできなかった事例がありました。

これらを受けて、各市町の対応の実態を把握し、今後の災害応急対策、平常時の災害予防対策に活かすため、市町への調査や意見交換の実施など、市町等と連携して検証を行い、抽出された課題について、「災害対応の体制」、「避難勧

告\*・指示の発令等」、「避難所の開設」、「住民への情報伝達」、「住民に関する課題」の5項目で整理・分類を行いました。

あわせて、これらの課題に対する対応の方向についても検討を行いました。さらに、検証作業の中では、特別警報発表のあり方等について、市町等から県及び国への要望もありました。

**(参考) 避難等の状況**

- ・「大雨特別警報」———29 市町
- ・「土砂災害警戒情報\*」——13 市町
- ・「避難勧告・指示」———9 市町
  - うち土砂災害警戒情報が基準や判断材料となったところ——3 市町
- ・「避難勧告・指示」の避難対象者 ——約 62 万 9 千人
- ・避難所に避難した住民 ———約 5 千人

以下に、整理した課題を示すとともに、検証内容の全体を一覧としてまとめました。

- ① **避難勧告・指示の発令や発令対象地区の設定などの運用面で問題があった**
  - ・避難勧告・指示の発令基準が未整備、あるいは整備済の市町であっても、発令のタイミングや発令対象地区の設定などの運用面で問題があった。
  - ・土砂災害の場合の避難勧告等の発令について、発令対象地区をどうするか苦慮した。
  - ・あるメッシュの土砂災害発生危険度が高まったとき、あらかじめそのメッシュに対応する避難勧告発令対象地区や避難場所を明確にしていなかったため、避難勧告を発令できなかった。
- ② **避難所を迅速に開設できなかった**
  - ・避難所開設を待ったため、避難勧告等の発令に時間を要した。
  - ・現場対応や関係機関からの問い合わせ対応など、緊急時における人的資源が極度に不足した。
- ③ **特別警報発表時における体制確保や初動対応が十分でなかった**
  - ・特別警報発表時の配備基準や対応手順、避難勧告等の基準が十分検討されていなかった。
  - ・県内の一部市町では、大雨注意報\*から大雨特別警報へ切り替えが行われたため、迅速な対応がとれなかった。

④ 避難情報を住民にどのように伝達するかの対応に苦慮した

- ・特に風雨の中では防災行政無線\*が聞こえにくかったなど、避難情報を住民にどのように伝達するかで苦慮した。
- ・早期避難が必要な災害時要援護者\*に対してどうやって情報を伝達するかが今後の課題として残った。

⑤ 避難勧告・指示、土砂災害警戒情報等への住民の理解が十分でなかった

- ・避難勧告・指示の意味や、土砂災害警戒情報、特別警報等の防災気象情報が、住民に十分浸透していなかった。
- ・避難所、避難場所の認知が進んでいなかった。
- ・避難所への避難だけでなく、状況によっては屋内での安全確保など、安全な場所に身を置くための避難行動の認知が進んでいなかった。

【図表 台風第11号にかかる対応の検証内容一覧表】

抽出された課題 等	対応の方向 等	
	市町	県
1. 行政の課題		
(1) 災害対応の体制		
1	防災担当課職員の役割分担の明確化	・今回の検証により明らかになった課題をふまえ、地域防災計画*やマニュアル等により、災害対策本部各部署の役割分担を明確にしておく。
2	各部署の役割の明確化	・県災害対策本部や他自治体の事例の紹介など情報提供に努め、市町との意見交換等の場を設ける。
3	報道機関からの問い合わせ対応、現場対応等で人手が極度に不足した	・上記 No.1、2 と同様、災害対策本部各部署の役割分担を明確にしておくとともに、問い合わせ対応マニュアルの見直し等、準備段階の整理を行う。 ・また、繁忙が生じている部門間の柔軟なやり繰りや災害の状況に応じて対応する職員の増員等を検討する必要がある。なお、三重県市町等災害時応援協定の活用が必要となった場合においては、県や他市町からの応援も視野に入れ、早めの要請を検討する。
4	合併によりエリアが広がった市町では、首長による迅速な把握・判断が難しくなっている	・他自治体の事例の紹介など情報提供に努める。
5	特別警報発表時の配備基準検討	・必要に応じて助言・情報提供を行い、市町との意見交換等の場を設ける。
6	特別警報の発表に惑わされず、市内の状況をしっかり把握して対応する必要がある	・なお、県においては、特別警報発表前から状況に応じて体制を強化していくこととしている（特別警報の発表自体は体制強化のきっかけとしていない）。

第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見てきた課題～

抽出された課題 等		対応の方向 等	
		市町	県
7	特別警報発表時の対応手順の検討	・特別警報発表時の対応(住民への伝達方法・内容など)について、あらかじめ手順を定めておく必要がある。既に定めている市町においては、継続的に見直しを行う。	・気象台からの情報の迅速な伝達に努める。 ・必要に応じて助言を行う。 ・他自治体の事例の紹介など情報提供に努め、市町との意見交換等の場を設ける。
	特別警報発表時の危険度の判断が困難	・河川水位、土砂災害危険度メッシュ情報、降雨量など具体的な観測値等により、危険度判断をすることが望ましい。	・特別警報発表の根拠等を気象台から情報収集し、迅速な情報提供に努める。 ・出水時の水位データ、水防法に基づく警報*の発表等の迅速・的確な情報提供に努める。 ・警戒監視体制や避難勧告解除の基準について助言を行う。 ・土砂災害危険度情報を事前情報として提供する。 ・土砂災害情報提供システム等が適切に活用されるよう助言を行う。
	注意報から特別警報へ切り替わる場合の体制整備	・県内の一部市町に特別警報が発表されている場合、他の市町では、注意報から直ちに特別警報に切り替わる可能性があるため、それを想定した体制を検討する。	・気象状況を注視しながら、気象台から情報収集を行い、迅速な情報提供に努める。 ・特別警報発表のあり方については、気象庁へ提言活動を行ったところ、気象庁からは、提言内容について真摯に受け止めて対応していきたいとの回答があった。 ・必要に応じて助言・情報提供を行い、市町との意見交換等の場を設ける。 ・気象情報配信システムを活用し、速やかに市町等関係機関に伝達を行う。
	非常体制時の配備体制	・災害対策本部マニュアル等により、対応に一定の日数を要することも想定した体制をあらかじめ検討し定めておく。	・県においても同様の検討を行い、定めておく。
<b>(2) 避難勧告・指示の発令等</b>			
11	避難勧告・指示の基準の未整備	・内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、基準の整備を行う。	・内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を、整備・再点検における基本的な県の考え方とし、ガイドラインに基づく整備・再点検を促す。 ・発令基準の運用・取組事例の収集を行い、情報提供に努め、市町との意見交換等の場を設ける。
	特別警報発表時の避難勧告等の基準が未整備	・特別警報も視野に入れつつ、内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、河川の水位や土砂災害情報提供システムによる情報等具体的な指標も活用して、避難情報を発令する対象地区を具体的に定めておく。 ・特別警報は、避難勧告等の措置及び対象地区の再検討の目安とする。なお、特別警報が想定する気象状況と異なるため避難勧告等が発令されていない地区においては、特別警報を浸水想定区域や土砂災害警戒区域*等における避難準備情報*の発令の目安とする。	・必要に応じて助言・情報提供を行い、市町との意見交換等の場を設ける。
13	(参考事例) あらかじめ避難指示等の発令基準、発令文、対応すべき業務を検討済であったため、迅速に発令できた	・避難情報を迅速に発令するため、発令基準、発令文、対応すべき業務をあらかじめ検討しておく必要がある。既に定めている市町においては、継続的に見直しを行う。	

## 第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見てきた課題～

抽出された課題等		対応の方向等	
		市町	県
14	日没を視野に入れて早めに避難情報を出す必要がある	・避難者の避難時の安全のため、日没を視野に入れて避難情報を出すよう、基準に明記しておく。また、やむを得ず日没後に避難情報を発令する際に備え、垂直避難*を促すような伝え方も検討しておく。	
15	土砂災害における避難勧告等の発令について、対象地区をどうするか苦慮した	・迅速に避難情報を発令するためには、どのタイミングでどの地域に避難情報を出すか、例えば土砂災害情報提供システムでどのメッシュが基準を超えたときに、どの地域に避難情報を出すかをあらかじめ検討しておく。 ・あわせて、避難情報対象区域の世帯数、人口をあらかじめ把握しておく。	・警戒区域等のデータ提供と助言を行う。 ・土砂災害危険度情報を事前情報として提供する。
16	あらかじめメッシュごとの発令対象地区や避難場所を明確にしていなかったため、避難勧告が発令できなかった		
17	発令対象地区の整理（土砂災害情報のメッシュ毎に避難勧告等を発令することとなっているが、メッシュの色が頻繁に変わるためどこまできめ細かく対応できるかが課題である）	・継続したメッシュの確認に加え、近隣エリアのメッシュ、今後の気象予測、時間帯（日没前か否か）等を総合的に判断して対象地区を整理する。	・警戒監視体制や避難勧告解除の基準について助言を行う。 ・土砂災害危険度情報を事前情報として提供する。 ・土砂災害情報提供システム等が適切に活用されるよう助言を行う。
<b>(3) 避難所の開設</b>			
18	避難所開設の迅速化	・避難所開設の要員をあらかじめ指定しておく。	・迅速に避難所を開設できるよう、あらかじめ各地域において、住民主体で避難所運営マニュアルを策定しておくことが必要であると考えており、引き続き、策定の際には支援を行う。
19	避難所開設の要員の確保	・また、各自治会や自主防災組織*等により、緊急時には住民自身が自主的に避難所を開設できる体制を整備しておく。	
20	避難所開設と避難情報発令のタイミング	・避難情報の発令には、避難所開設が前提というのが原則と考えるが、緊急性が高い場合には、垂直避難や地元自治会等による避難所開設を前提として発令する必要がある。このためには、垂直避難の啓発や避難所運営マニュアル策定などの事前の取組が必要である。	・避難所運営マニュアル策定等の事前の取組について、支援を行う。 ・あわせて、避難所への避難のほか、状況によっては屋内での安全確保など、安全な所に身をおく避難行動を県民へ周知を図る。
21	避難情報を出す際には、避難所開設が前提		
22	避難所開設を待ったので、その分避難情報発令に時間を要した	・あわせて、避難所への避難のほか、状況によっては屋内での安全確保など、安全な所に身をおく避難行動を住民へ周知を図る。	
23	土砂災害に伴う避難勧告等発令時に開設する避難所の整理	・土砂災害警戒区域等に対応する避難所を地域防災計画やマニュアル等に定めておく。	・検討の際に必要な応じ助言を行う。 ・他自治体の事例の紹介など情報提供に努める。

第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見てきた課題～

抽出された課題等	対応の方向等		
	市町	県	
<b>(4) 住民への情報伝達</b>			
24	(参考事例) 特別警報発表の際に防災無線の他、各種防災メールやホームページ等が活用された	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな手法で迅速に住民に伝達する手段を用意しておく。(情報伝達手段の多様化・重層化)</li> <li>・風雨の中では、防災行政無線が聞こえにくいという状況もあるため、緊急速報メール*の活用を検討する。</li> <li>・消防団*や自主防災組織等を活用した呼びかけ等の仕組みを構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな手法で迅速に住民に伝達する手段を用意しておくよう促す。(Lアラート(公共情報コモンズ)*の活用等)</li> <li>・特に風雨の中では防災無線が聞こえにくいという状況もあるため、緊急速報メールの活用を促進していく。</li> <li>・迅速な避難行動を促すため、「防災みえ.jp*」ホームページやメール配信サービスの活用について、引き続き、県民への広報に取り組む。</li> </ul>
25	避難情報を住民へどう伝達するか		
26	早期避難が必要な災害時要援護者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール配信、防災無線戸別受信機の配備、周囲の支援者への情報提供等検討する必要があるが、具体的には個別に検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の個別支援計画の策定について、策定費用への補助や先進事例の情報提供、市町職員研修の実施などの支援を行う。</li> </ul>
27	避難所の場所がホームページに掲載されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の場所をホームページに掲載する。</li> </ul>	—
28	Jアラート*の防災無線設定にミスがあり、特別警報発表直後に住民に伝達できなかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に点検し、設定ミスを無くしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実施する配信テスト等の機会を通じて、引き続き、Jアラートの点検を促す。</li> </ul>
29	特別警報にかかるJアラートの放送が市内全域に避難を呼びかける内容となっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の特別警報の制度を前提として、地域の実態をふまえた放送内容を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記課題を、市町におけるJアラート運用の実態として、消防庁に伝えるとともに、標準放送内容の見直しを求めた。</li> </ul>
30	特別警報にかかるJアラートの放送が、避難所への移動を住民に想定させてしまう		
<b>(5) その他</b>			
31	職員でも特別警報等の情報が持つ意味を理解している人は少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対する災害情報の理解促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みえ防災・減災センター*」を活用した研修の実施や講師派遣等を通じて支援を行う。</li> </ul>
32	災害時要援護者の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に行政が直接的に各災害時要援護者の支援をすることは極めて困難であると考えられるため、災害時要援護者の個別避難支援計画の策定を進める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の個別支援計画の策定について、策定費用への補助や先進事例の情報提供、市町職員研修の実施などの支援を行う。</li> </ul>
<b>2. 住民の課題</b>			
33	避難勧告等の対象となる地域の認知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織や消防団などの組織の力による啓発が有効と考えており、今後、これらを中心に防災コーディネーター等も活用しながら、住民意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織や消防団などの組織の力による取組を進めるため、自主防災組織や消防団に対する災害情報の理解促進を図る。</li> </ul>
34	災害種別に応じた避難所、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページへの掲載、ハザードマップ*の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップの作成について、地域減災力強化推進補助金等による支援を行う。</li> </ul>

## 第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見てきた課題～

抽出された課題 等		対応の方向 等	
		市町	県
35 36 37 38	避難場所の認知	配布、訓練(DIG*、タウンウォッチング*等を含む)への参加呼びかけ等、さまざまな方法により、避難所の場所の周知を図る。 ・避難所への避難や、状況によっては屋内での安全確保など、安全な所に身をおく避難行動を住民へ周知を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練の企画等について、助言等の支援を行う。</li> <li>・特別警報、土砂災害警戒情報等について、市町と連携して、県民へ周知を図る。</li> <li>・避難所への避難や、状況によっては屋内での安全確保など、安全な所に身をおく避難行動を県民へ周知を図る。</li> <li>・土砂災害防止法改正に基づき、基礎調査結果を速やかに公表する。</li> <li>・土砂災害に関する防災訓練を推進する。</li> <li>・土砂災害情報提供システムにより土砂災害警戒区域等を公表する。</li> </ul>
	避難行動に対する認知度の向上		
	特別警報の理解		
	土砂災害警戒情報の理解		
	避難指示・勧告の発令にもかかわらず避難しない住民の対応		
<b>3. 県への要望</b>			
39 40 41 42 43 44 45	市町の声を気象庁へ届けてほしい	—	・特別警報発表のあり方について、気象庁へ提言活動を行ったところ、気象庁からは、提言内容について真摯に受け止めて対応していきたいとの回答があった。
	災害対応中、新たな気象情報等については、逐一情報提供してほしい	—	・気象情報配信システム等を活用し、速やかに市町等関係機関に伝達を行う。
	今回の台風での派遣のあり方についての検証してほしい	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証を実施し、職員派遣の制度・仕組み等について再確認を行った。</li> <li>・被害が予想される場合などの事前派遣も含めた具体的な運用については、今後とも各市町と調整のうえ対応する。</li> </ul>
	今後も被害が予想される場合は、事前に県職員の派遣をお願いしたい	—	・県防災情報システムについては、市町によるシステム入力が増えたとき、情報収集の一環としてシステム入力の支援を行う。(入力項目は、市町に確認する。)
	県職員が応援体制として市役所・役場に詰め、相互の連携を取るなどして、県防災情報システムへの入力作業等を行うようにしてほしい	—	
	県営施設の管理者も避難所運営に協力してほしい	—	・避難所運営にあたっては、市町、施設管理者、住民の三者が協力して運営していくこととしており、施設管理者において対応を整理したうえで、施設管理者と市町等との協議の場を設けるなど協力していく。
	河川の浸水想定区域図*の作成を進めてほしい	—	・県内 548 河川のうち、三重県河川整備戦略*において、101 河川をソフト対策河川と位置づけ浸水想定区域図の作成を進めており、現在 66 河川で作成済である。

第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見てきた課題～

抽出された課題等		対応の方向等	
		市町	県
<b>4. 国への要望</b>			
<b>(1) 特別警報発表</b>			
46	特別警報の発表を都道府県単位ではなく、市町単位にしてほしい	—	・特別警報発表のあり方について、気象庁へ提言活動を行ったところ、気象庁からは、提言内容について真摯に受け止めて対応していきたいとの回答があった。
47	特別警報発表の1時間前に連絡がほしい	—	・特別警報発表にかかる情報収集に努め、事前に情報が県に入った場合は、気象情報配信システムを活用し、速やかに市町等関係機関に伝達を行う。
48	特別警報の対象となるすべての市町に事前情報がほしい	—	
49	特別警報の起因の説明を早い段階で聞きたい	—	
50	大雨特別警報を浸水害と土砂災害の区別をしてほしい	・気象台からの情報を受ける「気象情報端末」においては、大雨警報と同様に大雨特別警報についても、土砂災害、浸水害の区別が明記されている。	・「気象情報端末」の活用や内容について、周知を図る。
51	特別警報の検証、見直しの今後の予定を教えてください	—	・特別警報発表のあり方について、気象庁へ提言活動を行った際、気象庁からは、今後制度改善に向けて努力していく旨の回答があった。
52	今回の特別警報で降雨量が少なかった地域で、住民の特別警報軽視につながるものが心配	—	・特別警報発表のあり方について、気象庁へ提言活動を行った際、左記の内容を含む今回の特別警報発表に伴う課題を伝えたところ、気象庁からは、提言内容について真摯に受け止めて対応していきたいとの回答があった。
<b>(2) Jアラート</b>			
53	気象情報の発令等に見直しがある場合は、Jアラートシステムによる情報の出し方の変更についても同時に進行させてほしい	—	・左記の要望内容について、消防庁へ提言活動を行った。
<b>(3) その他</b>			
54	さらなる予測技術の向上をお願いしたい	—	・左記の要望内容について、気象庁へ提言活動を行った。
<b>5. その他</b>			
55	報道機関は避難とは避難所へ行くことだけではないことを理解して報道してほしい	・避難所への避難や、状況によっては屋内での安全確保するなど、安全な所に身をおく避難行動について理解を求めていく。	・避難所への避難や、状況によっては屋内での安全確保など、安全な所に身をおく避難行動について理解を求めていく。

## (2) 平成26年8月の広島市内での豪雨による土砂災害

広島市内で発生した土砂災害での対応については、同市において、平成26年9月に、有識者等で構成される「8.20 豪雨災害における避難対策等検証部会」が設置され、市が行った避難に関する情報提供と住民の避難までの対応や、住民の受けとめとその後の行動等について検証が行われ、平成27年1月に、最終報告書がまとめられました。

以下に、部会での検証結果、また、災害発生直後に被災現場から聞こえてきた意見を基に、住民の避難等に影響したと考えられることを整理しました。

### ① 防災気象情報を十分に活用できなかった

- ・ 土砂災害警戒情報の発表とほぼ同時になされた地方気象台から市への「危険度が高まっている」旨の連絡や、民間気象会社からの「朝4～5時まで強い雨が続く見込み」である旨の連絡が、避難勧告を出す判断材料として活かされなかった。
- ・ 地方気象台が発表した府県気象情報には、「1時間70ミリ」との雨量予測が含まれていたが、河川水位が急激に上昇していたことへの対応等に追われ、リアルタイムで確認することができなかった。
- ・ 民間気象会社が、市消防局に7回にわたって大雨に警戒を促す電話をかけ、一部地区で最高警戒レベルに達したことも伝えたが、その時点でも避難勧告が出されなかった。

### ② 行政の体制確保、初動対応に遅れがあった

- ・ 市災害対策本部等の設置の前提は「災害が発生するおそれがある場合」とされているが、その判断基準が明確でなく、災害対策本部の設置が遅れた。
- ・ 災害対策本部への要員の参集が遅れた。職員の動員の考え方が、深夜における招集や豪雨による交通手段への影響を想定したものとなっていなかった。
- ・ 予定していた避難所が浸水等により使用することができず、代替施設を開設するための手配等に時間を要したため、避難所の開設が遅れた。

### ③ 避難勧告・指示の発令にかかる判断の遅れがあった

- ・ 避難勧告の基準となる雨量は上回っていたものの、その後も降雨量が増えるとの見通しに至らなかった、雨が局地的だった、深夜に避難することのリスクを考慮した等のため、勧告に踏み切れず、結果的に避難勧告を出すのが遅れた。
- ・ 避難勧告と同時に避難所を開設することになっていたが、避難所の開設の

遅れから、避難勧告の発令に時間を要した。

- ・土砂災害発生までの各段階に応じて避難勧告発令など市の対応を細かく定めていたものの、判断の迷いから一つ一つの行動が遅れ、計画どおりにいかなかった。

④ 住民への情報伝達が十分に行うことができなかった

- ・緊急速報メールや防災行政無線など、緊急情報を住民に伝える複数の手段を有効に機能させることができなかった。
- ・平成11年の豪雨災害を機に整備を進め、避難勧告の伝達の際に原則として併用することとなっていたサイレンの吹鳴が実施されなかった。
- ・職員参集の遅れ等により、聴覚障がい者に避難勧告を伝達するファクスが、避難勧告の発令時に送信されなかった。

⑤ 地域で起こりうる災害についての住民の認識が十分でなかった

- ・地元の町史にある「本町の扇状地は、背後に急斜地を持つことから、幾度もの土石流\*が重なって形成されたと考えられる。」など、地域の地形の成り立ちが、行政と住民の双方に十分に認識されていなかった。
- ・前回の平成11年の豪雨災害の際には被害がなかったため、他人事だと思っていた。危険な場所との意識が薄かった。

⑥ 風水害や防災気象情報についての住民の理解が十分でなかった

- ・避難場所が災害種別ごとに分類されていることを知らなかったため、高波と洪水の避難場所に指定された集会所に避難したものの、その集会所が土砂に覆われた。
- ・事後に行われたアンケートによると、現在の雨量や気象注意報等の情報を、「見ることは知っていたが見なかった」が38%と最も多く、「見ることは知らなかったのを見ていない」の29%を足すと、3分の2の住民が防災気象情報を十分に利用できていなかった。

### 3 近年の風水害事例の検証

#### (1) 近年国内で発生した豪雨災害の検証

ここまで、平成23年9月の紀伊半島大水害、平成26年8月豪雨という、この2～3年の間に発生した風水害事例の検証を通して、そのとき何がうまくいかなかったのか、などについて見てきました。

今から10年前を振り返ると、その年、平成16年は、日本に観測史上最多の10個の台風が上陸するなど、相次ぐ台風の接近・上陸や集中豪雨により、風水害が全国各地で頻発した年でした。「災」という漢字一字で、その年の世相が表された平成16年は象徴的な年でしたが、それ以降の10年間（平成16～25年）を見ても、毎年のように、多くの風水害が発生し、多くの人命が失われています。

近年の風水害事例を検証してみると、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨の検証で述べてきた、以下のことは、いわば風水害の対応において何度も繰り返されてきた共通の問題点とすることができます。

- 地域で起こりうる災害の様相が、行政・住民双方で明確に整理、イメージできていないため、次の対応や行動につながらなかった。
- 防災気象情報を十分に活用できなかったため、行政の初動対応の遅れにつながった。
- 行政の初動対応や体制確保の不備が、その後の応急対策業務の支障につながった。
- 避難勧告・指示にかかる判断の躊躇や遅れが、人的被害につながった。
- 防災気象情報や避難勧告・指示など、避難判断に必要な材料が揃っているにも関わらず、避難行動が遅れた、またはとられなかったことにより、人的被害につながった。
- 状況が切迫している場合に住民がとるべき避難行動が明確になっておらず、また、そのための平時からの行政による周知も十分でなかったため、人的被害につながった。

しかし、これらの点だけで、過去の風水害上の問題点をすべてまとめきれないわけではありません。

そこで、紀伊半島大水害と平成26年8月豪雨、この二つの事例だけでは十分に言い表せなかったものの、近年の風水害事例の検証を通すことで導かれる教訓については、以下に整理することとします。

- 風水害に関する理解が十分でないために、依然として多くの人命が失われたり、危険な状況に陥っている
  - ・「高潮\*は満潮時刻のみに警戒していればよい」との誤解があったことも影響して、台風通過後の潮位の急激な上昇によって、住民が広範囲に逃げ遅れた、などの事例がある。
  - ・台風の接近や大雨時等において、自宅の屋根から転落した、田や畑の見回りに行った、川の様子を見に行った、裏山を見に行ったなど、「能動的に危険に接近」してしまったことで、多くの死者が発生している。
  - ・平成16年から平成23年に発生した台風や大雨に関する風水害の死者・行方不明者の傾向を検証した、静岡大学防災総合センターの牛山素行教授（自然災害科学・豪雨災害・災害情報学）の研究成果によれば、上記のように能動的に危険に接近したことによる人的被害は、全体の3割に達している。
  
- ハード整備は、過去の風水害事例においても一定の効果を発揮している
  - ・過去の洪水被害により、堤防嵩上げなどの河川改修が行われた結果、次の出水の際、前回の洪水の時と同等またはそれを上回る出水となったが、対策が行われた区間では浸水被害が発生しないなど、被害を激減させた事例がある。
  - ・過去、土砂災害が夜間に発生した事例では多くの人命が失われているが、このように避難行動が難しい状況下では、たとえ、土砂崩れが発生したとしても、その土砂が住民に及ばないことが、命を守れるかどうかの重要なポイントとなる。過去には、土石流が発生したものの、整備されていた砂防えん堤がその規模を大きく減衰させた事例が報告されている。
  - ・また、施設整備にあわせて策定されたハザードマップやマニュアル、さらには情報伝達手段の多様化など、ハード整備を活かすような、効果的なソフト対策の組み合わせにより、平時からの住民への情報提供や、円滑な避難行動に結びつけている事例もある。



## 高潮はなぜ起こるの？

台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇することがあります。これを「高潮」といいます。

昭和34年の伊勢湾台風が、歴史的な大災害につながった背景には、国内観測史上最大級の高潮がありました。

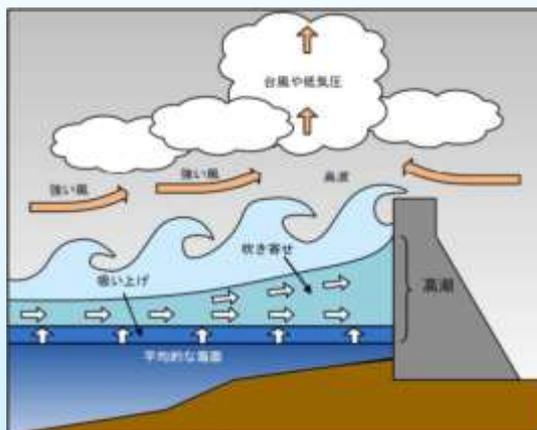
このとき、上陸時の中心気圧が929.5ヘクトパスカル\*という低い気圧によって、海面が吸い上げられるように上昇する「吸い上げ効果」、台風に伴う南からの暴風が伊勢湾に向かって吹き寄せることによって、海面が盛り上がる「吹き寄せ効果」、さらに、満潮に近い時刻に台風が最接近したなど、これら複数の要因が重なり合ったことにより、記録的な高潮をもたらしました。

このように、台風の接近と満潮時刻が重なるような場合、潮位が一層上昇して大きな災害につながる可能性が高まります。

一方で、こうした要因に加えて、例えば、急深な海底地形のそばでは、波が海岸部で急激に高くなるとか、湾奥部では、海水が湾奥に集まるために潮位が上がりやすい、河口部では、高潮と洪水の両面からの危険を伴うなど、高潮による被害は、地形にも大きく左右されます。

決して、台風の接近が満潮時刻と重ならないからと言って、安心せず、厳重な警戒が必要です。

### 【高潮が起こる仕組み】



(津地方気象台・神戸海洋気象台資料「現地調査報告 平成24年9月の台風第17号による三重県伊勢市、鳥羽市及び志摩市で発生した高潮」より)

## (2) 竜巻等の突風被害の検証

竜巻等の突風については、平成18年の宮崎県延岡市や北海道佐呂間町での事例、平成24年の茨城県常総市での事例など、毎年のように国内のどこかで突如発生することによって、これまで人的被害を含む多くの被害をもたらされています。

平成18年の甚大な竜巻被害をふまえて発表が開始された竜巻注意情報\*は、竜巻への事前対応の引き金となりうる防災気象情報ですが、同情報の発表開始以降、これがどのようなタイミングで発表されたかを見てみると、現実には竜巻等の突風が発生した時点では同情報はまだ発表されていないか、あまり時間的余裕がない時点で発表されている事例が多く、発表時点では、すでにかなり切迫した状況となっていることが認められます。

また、気象庁が竜巻と認定した県内での発生事例については、下図に示すように、海上も含めて広く分布しており、特筆すべき発生場所の地形的特徴を見出すことは難しいと言えます。

【図表 竜巻分布図（昭和36年～平成25年）】



（気象庁ホームページ「竜巻分布図（東海）平成26年5月21日時点」より）

しかし、そのような状況においても、竜巻等の突風による被害事例を分析してみると、以下のような、今後の対策につながるヒントを見出すことができます。

- ・ 過去の被害事例において、「黒い渦が音を立てて迫ってくるのが見えた。」「色々な物を巻き上げながら近づいてくる渦を見た。」など、竜巻到達前の目撃情報が多く報告されている。

- ・また、「雷が鳴ってきたので、農作業をやめて帰宅した。」、「雷が鳴り、ひょうが降ってきたので車の中に避難した。」、「渦があつという間に大きくなったので、屋内に避難した。」など、空模様を見て安全確保のために何らかの対応行動をとった人がいる。
- ・平成25年9月2日に埼玉県・千葉県で発生した竜巻では、「竜巻を目撃した教育委員会の職員が、進路が予想される小中学校に電話で通報し、通報を受けた学校では、校内の児童生徒の安全確保や、窓を閉めるなどの対応をとった。」、「雷鳴が聞こえたので、グラウンドで部活動中の生徒に対して、校舎内への速やかな避難指示を行った。」などの対応がとられている。
- ・平成25年9月4日に伊勢市で発生した竜巻では、市立城田小学校において、竜巻が到達する直前、迎えにきた保護者も含めて校舎内で待機させる対応をとっている。

このような直前対応がなされたかどうか、結果として、人的被害の有無を左右していた可能性が非常に高いのではないかと考えられます。



コラム

### 急な気温の変化は何かが起こる前の予兆と心にとどめる

館林市の竜巻（平成21年7月）

館林は、夏は最高気温40.0℃を記録する地域として、毎年マスコミにも取り上げられるほど全国的に有名になりました。ですが、実際には災害の少ない地域としても知られています。これまで、地震や台風の被害もありません。

竜巻の起こった日は昼過ぎにぽつぽつと雨が降り出し、少ししてから強い風が吹き始めたのを覚えています。今思い起こしても、何の前触れもない夏の日の午後だったと思います。ただ思い返せば、竜巻の発生した日、あの日の朝の天気予報では「突風注意」と表示されていました。しかし、上州は「からっ風」でも有名なところで、だれもが「風」には慣れっこになっている。そのせいか、だれもが大して気にもとめなかったのだと思います。

竜巻の発生前には、真夏であっても急に気温が下がり、涼しさと空気が止まったような静けさを感じたのを覚えています。あれが前触れだったといえるのでしょうか。あの朝、前橋气象台が出した情報にもう少し注意していれば被害を軽減できたかもしれない。これも結果論ですが、自然災害の脅威に私たちはもう少し敏感でなければならぬと思います。



（館林市 50代 男性）

内閣府「一日前プロジェクト\*」より

### (3) 平成26年2月の大雪被害の検証

平成26年2月に発生した首都圏周辺地域を中心とする太平洋側一帯が記録的な大雪となった事例では、特に、普段は大雪に見舞われない地域で記録的な降雪となった場合、さまざまな方面に大きな影響や被害が生じることが明らかとなりました。

具体的には、交通支障や途絶により、集落の孤立、物流や生産の停滞、帰宅困難といった問題が連鎖的に発生することが認識されました。



国道20号（山梨県大月市：2月15日）



国道18号（長野県軽井沢町：2月16日）

（国土交通省関東地方整備局「関東甲信地方の大雪対応」より）

#### ① 道路交通等に関する支障や障害が発生した

- ・ 道路凍結によるスリップや積雪による走行困難、運転手が乗り捨てた車両により、時間とともに道路閉塞が悪化した。
- ・ 高速道路が通行止めとなっている間、一般道路に多数の車両が流入し、渋滞が発生した。
- ・ 渋滞や道路閉塞により、公的機関の除雪車両の移動ができなくなる事態となり、道路閉塞に拍車をかけた。

#### ② 道路交通支障により孤立が発生した

- ・ 積雪による道路の通行止めや倒木などにより、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、静岡県など各地で孤立が発生した。
- ・ 酸素吸入が必要な孤立地域内の高齢者等に対して、酸素が切れるのを防ぐため、ボンベを配布する対応がとられた。
- ・ 孤立地域内の人工透析患者をヘリコプターで搬送した。
- ・ 孤立地域に自衛隊がヘリコプターで食料などを輸送する対応がとられた。

#### ③ 道路交通支障により物流や生産が停滞した

- ・ 除雪が進まず、道路交通が途絶した地域では、店舗への商品配送が滞った。
- ・ 工場などでは、積雪や渋滞によって原材料や部品が届かず、また、交通機関の乱れで社員が出勤できないなどしたため、操業を見合わせたり、生産

を一部停止したりした。

- ・ 除雪が完了した地域でも、物流事業者の車両不足や、積雪地域からの物流の途絶により、店舗に商品が届かず、しばらくの間、商品不足が発生した。
- ・ ガソリンや灯油の配送ができなくなった。

**④ 道路交通支障により帰宅困難者\*が発生した**

- ・ 積雪による通行止めや交通機関の乱れにより、複数の学校が臨時休校や短縮授業となったが、登校した生徒が帰宅困難になった。
- ・ 積雪により、電車が各地で立ち往生し、乗客が車内や駅に長時間足止めされた。
- ・ 積雪により、温泉ホテルの宿泊客が施設内で足止めとなった。また、道路の通行止めにより、一時孤立した。

**⑤ 除雪作業の停滞により、機能回復に時間を要した**

- ・ 普段であれば降雪量が少ない地域であるため、個人はもとより公共機関であっても、除雪資機材が確保されておらず、除雪作業が停滞した。多くの地域で日常生活に必要な機能を回復するまでに時間を要した。

## 4 見えてきた課題

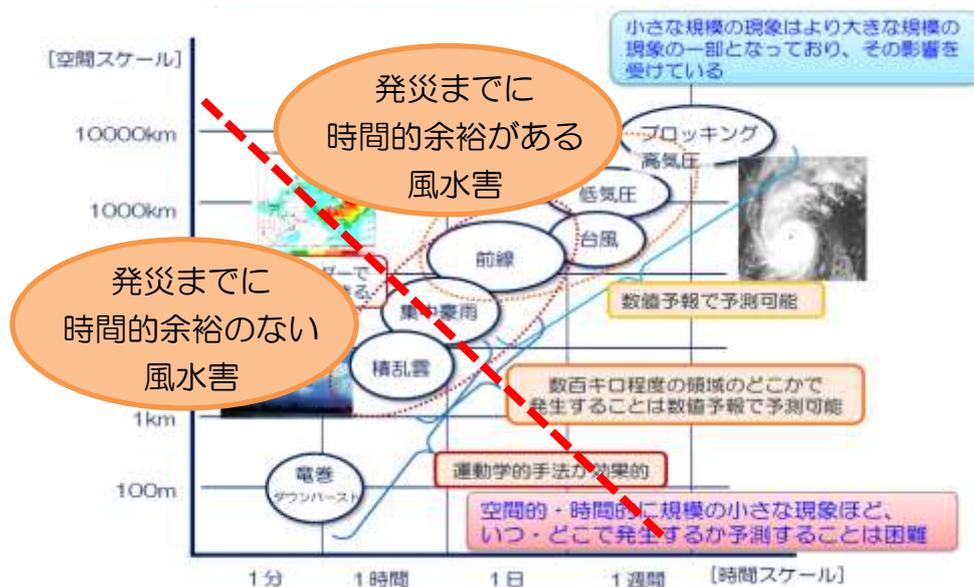
本章では、ここまで、紀伊半島大水害、平成26年8月豪雨災害をはじめ、さまざまな災害事例について、その概況や対応面での検証結果などを述べてきたところですが、次にこれらの事例から見えてきた課題を整理していくこととします。

課題の整理にあたっては、風水害には事象によってそれぞれに共通する特徴や異なる特徴があることから、そのことを十分にふまえて作業を進めていくことが、その結果、見えてきた個々の課題に対して的確な対策を講じていく上で、非常に重要なことであると考えました。

そうした観点から、気象庁の資料をしてみると、資料では、災害をもたらす原因となる気象現象について、(雨や雪を降らせる)低気圧や台風など、現在の観測技術において数値予報での予測が可能なものと、局地的大雨や竜巻のように、事前に発生時刻や発生場所を予測することが困難なものがある、とまとめられています。

このことは、予測が可能であれば、発災に備えるための時間を十分に確保できるということ、一方、予測が難しい場合は、事前の備えを行うことは困難であり、気象現象が出現した途端に切迫した事態になりかねないということ、を意味しています。

【図表 気象現象のスケールとそれに応じた予測手法】



(気象庁「防災気象情報の改善に関する検討会」資料を基に作成)

ところが、本県においては、これまで、こうした風水害の特徴を必ずしもきちんとふまえた上で風水害対策を講じてきたわけではありません。と言うより、これまでは、こうした整理がそれほど必要ではなかった、と言えるのかもしれませんが。

しかしながら、近年は、そう言えなくなっているのです。

このことに関して、第1章では、強い勢力の台風が発生していること、極端な降雨が全国各地で頻発する傾向にあることを述べてきました。

台風は、前述のとおり、発生から発災までに時間的な余裕がある、ということが大きな特徴と言えます。

しかし、勢力を維持したまま上陸する台風の増加が指摘されるなど、近年、台風による甚大な被害の発生が、強く懸念されるようになっていきます。時間的な余裕があったとしても、しっかりとした事前の準備がなされていないと、強大な台風への対応はより困難を極めたものとなるのが容易に予想されるのです。

加えて、突如として発生する局地的大雨は、発生から発災までに時間的な余裕がなく、特に、平成26年の広島市での土砂災害に象徴されるように、大災害に直結する大雨の発生が、近年、大きくクローズアップされ危惧されています。しかも、それが各地で頻発する傾向にあるのです。

近年のこうした状況は、風水害対策について、その前提となる課題の整理についても、これまでのように、風水害の特徴である、発生から発災までのリードタイム\*の有無を一つの基準とするような、厳密な整理をせずに推し進めていくことは難しい、そんな時代になってきている、ということの意味しているのではないかと思います。

そこで、本項では、この時間差に注目し、風水害を「時間的な余裕があるもの」と「時間的な余裕がないもの」とに大別して課題を整理していくこととします。

なお、課題については、これまでの検証の中で取り上げたものをすべて取り上げることは言うまでもありませんが、これらの課題の中には、すでに対策が講じられているものも含まれています。

具体的には、紀伊半島大水害の検証を受けて、県災害対策本部の組織体制の見直しを行ったことや、災害時における市町への職員派遣体制を整備したことなどについては、第1章の「3 三重県の風水害対策の取組」の項でも触れてきました。しかしながら、本章の「2 平成26年8月豪雨の検証」の項にある「行政の初動体制の確保」などは、組織体制の見直しだけでは解決しない、今

回の新たな課題として取り上げることとしています。

また、住民の「意識」に関わる課題については、平成26年に公表した「三重県新地震・津波対策行動計画\*」においても重要な課題として捉え、その中で『防災意識』を『防災行動』に結びつける」という基本方針を掲げています。しかし、これについても、先の「県災害対策本部の組織体制の見直し」と同様、「自助」の問題だけでは解決しない、今回の新たな課題として取り上げることとします。

このように、すでに対策が講じられた、もしくは、現在も講じられている課題を除き、残る課題をすべて、前述した「時間的余裕があるもの」と「時間的がないもの」とに大別した形で、以下に整理していくこととします。

(1) 発災までに時間的余裕があった災害事例から見えてきた課題

～時間的余裕のある風水害（台風、雪）に対しては、発災までの時間（リードタイム）を有効に活かしていく必要があるが、十分に活かしているのか！～

まず、発災までに時間的余裕があった過去の災害事例から見えてきた課題について、行政が自らの災害対応力を高めるために対応していくべきと考えることを【行政側の課題】、住民の皆さんに対して理解や対応を求めていく必要があると思われることを【住民側の課題】と区分して、整理しました。

【行政側の課題】

＜迅速な初動体制の確保＞

- ・ 地方気象台等から発表される防災気象情報を、行政の初動対応やその後の対応に活かしていくことが重要である。
- ・ 気象予測や災害の状況に応じて、災害対策本部の要員を増強するなどの対応を行うことが必要である。
- ・ 過去には、事前に伝えられていた防災気象情報を活かすことができなかつたため、首長等の不在や職員参集の遅れなどを招き、初動対応そのものが開始されなかつたり、適切な体制がとることができなかつた、という事例がある。
- ・ 一方、事前の台風情報や今後の降水量予測などから、数時間先の推移や、翌日以降の災害発生可能性を見極め、早めの避難の呼びかけや避難勧告を行ったりして、被害からの回避につなげている事例もある。

＜関係機関による情報共有＞

- ・ 県、市町、防災関係機関等で、防災気象情報、災害発生の可能性、各機関の対応状況などの情報を共有する体制を整備していくことが重要である。
- ・ 過去には、情報が共有されなかつたり、情報を活かすことができなかつたため、初動対応の遅れ、避難勧告等の発令の遅れ、被害情報の把握の遅れなど、さまざまな対応が後手に回り、人的被害の発生など重大な災害につながったという事例がある。
- ・ 唯一の情報通信手段が途絶した、唯一通じる道路が寸断されたなど、災害対応上の、唯一の手段が失われることにより、さまざまな面での孤立が発生し、対応困難な状況となっている。このような状況に陥らないよう、手段の多重化や代替手段の確保など、事前の体制整備や孤立可能性を見越した発災直前の対応が必要である。

### ＜避難勧告・指示等の発令にかかると的確な判断＞

- ・ 防災気象情報から災害発生の可能性を予測し、差し迫る危険に対して、避難にかかると判断を行うためには、職員に必要な知識が備わっていたり、分析を行うための体制を整備していくことが重要である。
- ・ 的確な判断を下すためには、避難勧告・指示を行う前提となる判断基準が明確になっている必要がある。
- ・ しかしながら、明確な基準のもとで運用できているかどうかについては、迷いながらの判断を迫られていることも多く、さらに土砂災害については、危険性の高い地域に絞って避難勧告を出すなど、その判断が難しいのが現状である。
- ・ 広範囲に避難勧告を出したが、避難所の開設が間に合わなかった。反対に、避難所の開設を待たせたために避難勧告が遅れたなど、避難にかかると判断は、行政における体制整備と不可分の関係にあり、一体的に検討を進めていく必要がある。

### ＜災害情報の伝達＞

- ・ 避難勧告・指示は出されたものの、そのことが住民に伝わっていないことが過去には多数報告されている。
- ・ 避難にかかると情報伝達については、例えば、緊急速報メールの活用やLアラート（公共情報コモンズ）の運用等により、情報伝達手段の多様化・重層化を図るなど、さまざまな手法で迅速に住民に伝える手段を用意しておく必要がある。
- ・ 地域においては、消防団や自主防災組織を活用した呼びかけ等の仕組みを構築していくことが必要である。
- ・ また、早期避難が必要な災害時要援護者に対して情報を伝達する仕組みも必要である。

### ＜風水害に備える基盤施設の整備＞

- ・ 河川氾濫、土砂災害等に備えるため、施設整備などハード面での対策が重要である。治水対策や土砂災害対策を進めた結果、災害を未然に防いだり、減災効果を発揮した事例も多く報告されている。
- ・ 平成23年7月の新潟・福島豪雨では、7年前に同地域を襲った平成16年豪雨以降に行われた、河川堤防の嵩上げや河床掘削などの対策が大きな効果を発揮し、平成16年と同等または上回る規模の豪雨であったにも関わらず、対策が行われた区間では、河川からの氾濫が生じなかった。
- ・ 本県においても、平成26年台風第11号による大雨の際に、穴倉川や安濃

川の堆積土砂の撤去について、地元の首長から「浚渫<sup>しゅんせつ</sup>\*の効果が有り、河川水位を保つことができた。」との声をいただくなど、一定の効果が現れている。

- ・また、平成24年9月に、いなべ市藤原町において土石流が発生した際には、事前に砂防施設が整備されていたため、下流地区の土石流被害を未然に防ぐことができたという事例もある。
- ・こうした施設整備による効果に加え、これらの対策を活かすため、情報発信やハザードマップの作成などソフト面での対策もあわせて進めることが必要である。
- ・計画的にハード面の対策に取り組むとともに、ソフト面の対策も総動員させた上で、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を進めることが必要である。

#### 【住民側の課題】

##### ＜地域で起こりうる災害についての認識＞

- ・豪雨災害で死亡した人の多くは、地形的に洪水や土砂災害が生じやすいと言われている場所で集中的に被災している。過去の災害事例の言い伝えや教訓などが伝承されず、忘れ去られた頃に、再度、同じ被害に遭うなど、歴史が繰り返されている。
- ・まさに災害が発生しようとしているときの判断や行動につなげていくためには、自分が住むまちの地形の成り立ちや、地域で起こりうる災害やそのリスク、いざというときにどのような避難経路をたどれば安全か、などについて、普段からの理解を深めておくことが必要である。
- ・実際、土砂災害警戒区域の指定が行われ、住民に対する土砂災害への警戒周知が行われていた結果、事前の自主避難に結びついたなどの事例もある。

##### ＜風水害や防災気象情報についての理解＞

- ・台風接近時に川の様子を見に行ったりなど、住民が能動的に危険に接近してしまった結果、命を失った事例が多数報告されている。こうした事例をなくしていくためには、普段から風水害に対する知識を身につけておくことが必要である。
- ・スマートフォンに代表されるように、いつでもどこでも情報収集できる機器を多くの人が所持するようになったことから、住民自らが、防災気象情報を取りにいくことにつながるような、さらなる啓発や環境整備が必要である。
- ・またその際、防災気象情報の意味について、理解を深めるような啓発を行

うことも重要である。

### ＜避難情報の理解と的確な避難の実施＞

- ・ 避難判断を行政任せにするのではなく、住民自身が命を守る行動に主体性を持つことができるよう、避難勧告・指示や、それに先立つ避難準備情報の位置づけや意味について、受信する住民側が理解していることが必要である。
- ・ いざというときの避難場所や避難所、避難路について、まだまだ認知されていない。これらのことについて、住民自身が具体的に検討することが必要である。
- ・ 避難指示の発令にもかかわらず、全く避難を実施しようとならない人もいる。また、結果的に逃げるほどの状況ではなく、避難が空振りに終わることもあるが、そうしたことを許容できない住民もまだまだ多い。

### ＜災害から地域を守る組織づくり、人づくり＞

- ・ 地域の災害対応力を充実・強化するためには、消防団や自主防災組織など地域に根ざした組織をベースとして、住民一人ひとりの防災意識を高め、迅速な避難など防災行動に結びつけていくことが重要である。
- ・ 過去には、台風が最接近する夜間の時間帯を避けるため、かなり早いタイミングでの行政からの呼びかけを受け、住民の大半が自主避難を完了。このとき、区長や消防団員による避難誘導が行われるなど、地域の迅速な対応により被害の回避を図ったという事例がある。
- ・ また、災害時要援護者の避難について、区長、消防団員、民生委員による避難誘導が行われた後、さらに、消防団による現地での避難再確認も行われたという事例があるなど、地域の組織力を活かした活動が、住民の避難行動を支援している。

## (2) 発災までに時間的余裕がなかった災害事例から見てきた課題

～時間的余裕のない風水害（局地的大雨、竜巻）に対しては、（時間的余裕のある風水害以上に）その特徴を知り、日頃の備えを怠ってはならない！～

次に、発災までに時間的余裕がなかった災害事例から見てきた課題についても、行政における対応面での課題と、住民の皆さんに対して求めていく必要があると思われる課題、この2つに区分して整理しました。

なお、前項の「(1) 発災までに時間的余裕があった災害事例から見てきた課題」で取り上げた事項は、時間的余裕があった災害事例から導き出した整理ではあるものの、その多くは、時間的余裕がない場合でも、重要な課題となります。

例えば、【行政側の課題】として整理した「風水害に備える基盤施設の整備」は、時間的余裕の有無に関わらず重要な課題です。また、「災害情報の伝達」は、時間的余裕がない場合においても、可能な限り取組を進めるべきことに違いはありません。

しかしながら、ここでは、とりわけ、【住民側の課題】に焦点を当てること、より重要であると考えます。なぜなら、時間的余裕がない風水害に遭遇したとき、「公助」の取組は間に合わないなど限界があり、この場合、どうしても住民一人ひとりの迅速な避難など「自助」の取組に頼らざるを得なくなるからです。

そこで、「(1) 発災までに時間的余裕があった災害事例から見てきた課題」で取り上げた、平時から「地域で起こりうる災害についての認識」を持つことや、「風水害や防災気象情報についての理解」を深めるなどの課題については、ここにおいても、【住民側の課題】として再掲することとします。

### 【行政側の課題】

#### <避難勧告・指示等の発令にかかる迅速な判断>

- ・ 避難勧告・指示については、時間的余裕のある風水害の場合にも増して、迅速な判断が求められる。過去には、行政が判断を躊躇したことによって、住民が避難のタイミングを失ったり、避難勧告は出されたものの、すでに危険が迫っている中で避難をしようとした結果、命を失ってしまったという事例がある。
- ・ 迅速な判断を下すためには、避難勧告・指示を行う前提となる判断基準が明確になっている必要がある。なお、この基準の明確化という点に関しては、時間的余裕のある風水害についても同様に必要なことである。
- ・ 危険が差し迫ったとき、屋内避難という選択肢も避難行動の一つであることを、住民に周知していくことが必要である。

- ・なお、切迫した状況下では、行政としてとりうる手段の選択肢は限定的とならざるを得ない。

#### 【住民側の課題】

##### ＜地域で起こりうる災害についての認識（再掲）＞

- ・「（1）発災までに時間的余裕があった災害事例から見えてきた課題」の記載と同じ。

##### ＜風水害や防災気象情報についての理解（再掲）＞

- ・「（1）発災までに時間的余裕があった災害事例から見えてきた課題」の記載と同じ。

##### ＜避難情報の理解（再掲）＞

- ・「（1）発災までに時間的余裕があった災害事例から見えてきた課題」の記載と同じ。

##### ＜とっさに身を守る迅速な避難の実施＞

- ・市町が発令する避難勧告・指示の位置づけや意味を、受信する住民側が理解していないと、迅速かつ適切なタイミングでの避難行動には結びつかない。
- ・極めて短時間で状況が急変する局地的大雨や竜巻については、住民自らが、自分の意思でもって、いかに行動に移すことができるかが大きなウェイトを占めている。最低限、命を守る行動をとっさに取れるようになることが必要である。
- ・時間的余裕がなく組織的な対応に困難が予想される場面であっても、災害時要援護者の避難については、地域ぐるみでの支援が不可欠である。
- ・切迫した状況における、「垂直避難」であるとか、山の斜面から離れた部屋への移動など緊急的な危険回避の避難行動について、まだまだ十分な理解には至っていない。
- ・また、竜巻については、さらに差し迫った状況に陥ることも考えられ、窓から離れる、強固な建物の陰に隠れるなどの待避行動を理解することも必要である。

##### ＜災害から地域を守る組織づくり、人づくり（再掲）＞

- ・「（1）発災までに時間的余裕があった災害事例から見えてきた課題」の記載と同じ。

これら「見えてきた課題」に対する対策については、まず、第3章と第4章で、本計画の基本的な考え方と基本事項について述べた上で、第5章において詳述します。

## インタビュー

草野 富二雄氏（津地方気象台 台長）

（三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議\* 委員）

私たち気象台が発表する注意報、警報などの防災気象情報は、県や市町の防災対応や、住民の方々が避難行動をとるための目安となる情報として、広く利用されています。現在の防災気象情報に至るまで、土砂災害警戒情報、5日先までの台風進路予想、市町村単位での注意報・警報の発表、特別警報など、さまざまな改善が行われてきました。このような改善が行われてきた根底には、気象災害による被害の軽減という、大きな目標があります。



日本は世界的にみても非常に高い気象予測技術を持っています。台風がよい例ですが、台風進路の予測精度は年々向上し、台風が日本に接近するにつれて、台風情報、注意報、警報、それらを補完する府県気象情報など、時間を追った対応をとるための防災気象情報を順次出せるようになっていきます。これら一連の情報や、市町が発表する避難情報をうまく活用していただき、被害にあわないよう早め早めの行動をとっていただきたいと思います。

しかし、防災気象情報が発表されても、残念ながら、行政の防災対応や住民の方々の避難行動につながらず、被害が発生してしまうことがあります。その理由の一つには、現在の雨の降り方から、自分の住んでいる場所に迫っている災害を十分にイメージすることができていないことがあるものと思います。迫っている災害に対して情報を発信する側の危機感をいかに情報内容に盛り込むかや、その情報を受けた方々にいかに危機感を読み取っていただくかの検討も必要と考えます。

気象台としては、防災気象情報を受ける側の方々が、災害をイメージし、防災行動につなげられるよう、より分かりやすく、伝わりやすい内容となるように改善していくとともに、引き続き予測精度の向上に努めていきたいと思えます。

防災気象情報を発信する気象台、避難情報を発表する自治体、それらの情報を受けて行動をとる住民の方々、みんなの連携により、受けた情報から、それぞれがとるべき行動をイメージし、防災行動をとれるような状態をつくり上げていけるようにしていきたいと思っています。

（平成 27 年 1 月インタビュー）

## 第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、計画の策定目的のほか、地震・津波対策だけでなく風水害対策においても、「防災の日常化\*」をめざしていくことが重要であることを述べるとともに、それぞれの取組主体に期待される役割を整理しています。

### 1 計画策定の目的と「防災の日常化」

#### (1) 目的

「平成23年の紀伊半島大水害を境として、自然が大きく変わったのではないか。」「風水害が急速に激化の様相を見せ始め、その対応がなかなか追いついていかない。」、これが実感なのではないでしょうか。

この2～3年の間に、ますます対応の厳しさを増した風水害。

それへの万全の備えを進めるため、本計画を策定し、今後の風水害対策の方向性と道筋を示すとともに、着実に対策を推進していくこととします。

#### (2) 「防災の日常化」

私たちは、「三重県新地震・津波対策行動計画\*」において、地震・津波対策の推進を通じて、「防災の日常化」をめざすと述べました。

そして、「防災の日常化」のあるべき姿について、次のとおり示しました。

##### (あるべき姿 その1)

○東日本大震災を機に急速に高まった、県民一人ひとりの防災意識のさらなる向上が図られ、その意識の高まりが行動に結びついている。

##### (あるべき姿 その2)

○防災・減災に向けた取組が、特段に意識すべき特別な活動ではなく、通常の事業活動や行政運営のベースに位置づけられ、自主的・持続的な活動として定着している。

##### (あるべき姿 その3)

○「自助」、「共助」、「公助」の取組の結集により、「県民力」による総力を挙げて、災害に強い三重づくりが進み、子や孫の世代まで引き継がれている。

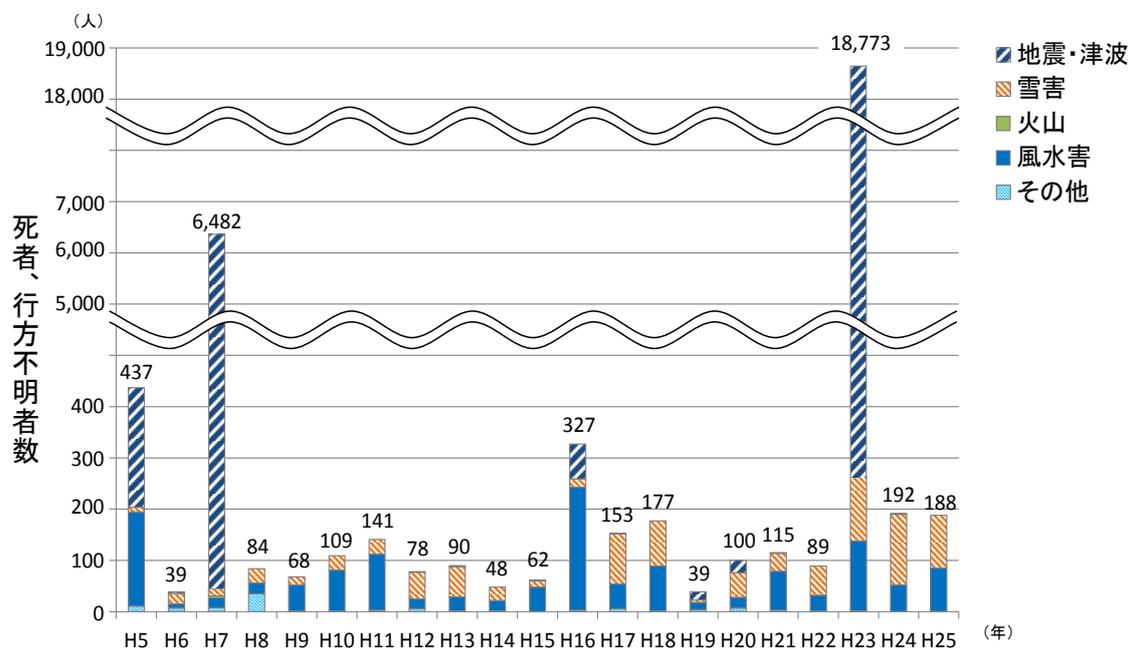
このことは、風水害対策の推進についても何ら変わるものではありません。

ただし、地震・津波対策と風水害対策では異なる点もあるため、そのことについて、少し言及しておきます。

第1章から第2章において、さまざまな災害事例を述べてきましたが、改めて、過去約20年間における災害原因別の死者・行方不明者の状況をまとめると、下図のとおり地震・津波は頻繁には発生しませんが、ひとたび襲来すれば、甚大な死者・行方不明者を生じさせていることが分かります。

一方、風水害の場合、数においては地震・津波と比較して相対的に少ないものの、毎年のように死者・行方不明者が発生しています。

【図表 災害原因別死者・行方不明者の状況】



※本グラフは、対象年の1月1日から12月31日の死者・行方不明者数を表す。

平成25年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値。

(平成23年の「地震・津波」のうち、東日本大震災分は警察庁資料(「平成23年東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成26年5月9日)による。)

(内閣府「平成26年版防災白書」を基に作成)

このことから、以下のことが言えるのではないかと思います。

地震・津波対策は、南海トラフ地震を例にすれば、人の一生のスパンを超える、100年から150年の間隔で訪れる、「いつか来る」災害への対応であることから、防災・減災対策をあたかも地域の文化のように当たり前のものとして定着させていかないと、いつしか忘れ去られてしまうおそれがあります。東日本大震災でも、先の地震・津波の教訓が伝承されていた地域と、そうでない地域では、被害の様相が大きく異なる結果となりました。

こうしたことから、「三重県新地震・津波対策行動計画」では、「将来に向けた備え」としての「防災の日常化」が大事であると主張してきました。

一方、風水害対策は、第2章でも述べたとおり、毎年のように全国各地のどこかで被害が発生する、さらに付け加えるならば、毎年、本県においても、災害対策本部の設置により災害対応を行うなど何らかの対応をとっている、いわば「いつも来る」災害への対応です。

「いつも来る」災害だからこそ、必要となるのは、日々の生活を通じての、県民の皆さん一人ひとりの意識や行動であるとか、地域における連携や協力体制づくりなど、「自助」の取組、そして、「共助」の取組ではないかと考えています。つまり、風水害対策においては、文字どおり「日々の備え」としての「防災の日常化」が、よりクローズアップされてくるわけです。

防災が特別なものではなく、日常生活の中に溶け込み、県民の皆さんの災害対応力がいつの間にか養われている、このような状態となることをめざし、本計画においても、引き続き、「防災の日常化」の重要性と必要性について、訴えていきたいと考えています。

## 2 それぞれの取組主体に期待される役割

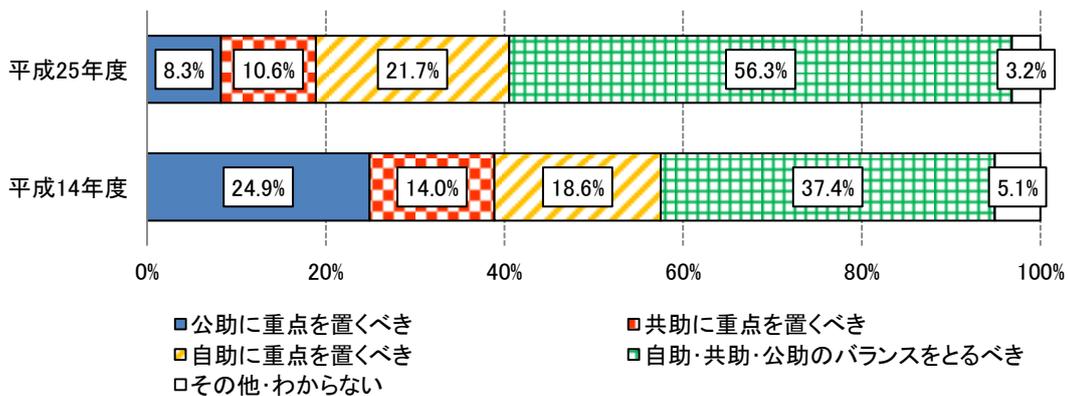
災害対応においては、県民の皆さんに自らの身の安全は自ら守る「自助」の取組を強く求めた上で、自らの地域は皆で守る「共助」に努めるとともに、「公助」の役割を担う県、市町及び防災関係機関は、それら「自助」「共助」を促進または後押しする、という考えを基本として取り組む必要があります。

本計画は、県が主体的に取り組む対策をまとめたものですが、その推進にあたっては、県民や事業者の皆さんによる「自助」や「共助」の取組なくして、対策を進めることはできません。また、市町や防災関係機関等による「公助」の取組も欠かすことはできません。

国が平成 25 年度に実施した「防災に関する世論調査」の結果によると、「公助に重点を置くべき」と考える国民は、約 10 年前と比べて減少（平成 14 年度比 16.6 ポイント減）し、反対に、「公助、共助、自助のバランスを取るべき」と考える国民の割合は大幅に増える（同 18.9 ポイント増）など、防災に対する認識は大きく変化しています。

それぞれの主体が自らの役割を担い、バランスを取りながら力を結集し、「防災の日常化」をめざしていきます。

【図表 国民が重点を置くべきだと考えている防災政策】



(内閣府「平成 26 年版防災白書」を基に作成)

### ①県民

「自助」の考えに基づき、自分の命や生活を守る活動を行う個人  
 「共助」の考えに基づき、地域防災活動を担う団体、自主防災組織\*、災害ボランティア など

(期待される役割)

○自然の脅威を知り、正しい防災知識をもつ。

- 停電や断水等の生活支障に対処するための備蓄など災害に備える。
- 自らの命を守るため、早めの避難行動を行う。
- 平常時から防災訓練などを実施して、地域の防災力向上に取り組む。
- 災害時には行政や他の地域団体と連携・協力して、救助・救援活動に取り組む。

**②事業者**

企業、医療法人、学校法人 など

(期待される役割)

- 従業員や施設の安全確保に取り組む。
- 事業所における防災活動に取り組む。
- 地域の自主防災組織、NPOなどと連携・協力して、地域の防災力向上に取り組む。

**③行政**

県、市町、防災関係機関 など

(期待される役割)

- 自主的な防災活動が継続して実施される気運を一層高める施策を推進する。
- 防災基盤の整備を推進する。
- 情報収集・情報提供体制など災害時における活動体制を一層強化する。

## 第4章 計画の基本事項

第4章では、計画の位置づけ、「三重県新地震・津波対策行動計画\*」との関係について述べるとともに、具体的な行動項目や「重点的取組」の説明に移る前に、施策体系により、対策の全体像を示すこととします。

### 1 計画の位置づけ

本計画は、「三重県防災対策推進条例\*」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画\*（風水害等対策編）」を推進するための行動計画です。

（三重県防災対策推進条例第10条第2項）

県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

また、本計画は、基盤施設等の緊急整備、災害対応力強化に向けた体制整備など、「みえ県民力ビジョン」における「命を守る緊急減災プロジェクト」で進めている取組も含めた、総合的な風水害対策の計画です。

### 2 三重県新地震・津波対策行動計画との関係

風水害対策と地震・津波対策、これらを具体的に進める取組を並べてみると、防災啓発や防災教育の推進、災害時要援護者\*への支援、発災時における応急対策活動、避難生活の支援体制の充実など、多くの取組は、風水害対策と地震・津波対策の両方を兼ね備えています。

事実、「三重県新地震・津波対策行動計画」において、取組を進めている192の行動項目のうち、半数を超える行動項目は、風水害対策としても有効な取組だと考えられます。例えば、住民が主体となった避難所運営訓練などの取組は、地震・津波を想定した訓練であっても、そこで培われた経験とノウハウは、風水害の発生時にも効果を発揮するものと思われます。

そこで、これら共通する取組については、以下の考え方のもと、「三重県新地震・津波対策行動計画」から抜粋・整理を行い、本計画の第6章「行動計画」に掲載することとします。

### (行動項目の掲載にあたっての基本的な考え方)

- (i) 「三重県新地震・津波対策行動計画」の掲載内容（項目名、取組内容、目標項目等）から修正を行う必要がない行動項目については、そのまま本計画に転記する。
- (ii) 「三重県新地震・津波対策行動計画」の掲載内容から軽微な修正（語句の修正等）を行えば、風水害対策として有効な行動項目については、その修正を行い本計画に掲載する。
- (iii) 「三重県新地震・津波対策行動計画」に掲載したものの、改めて風水害対策として抜本的に見直すことが必要な行動項目については、その見直しを行い本計画に掲載する。
- (iv) 「三重県新地震・津波対策行動計画」では掲載しなかった、あるいは、風水害対策として特有の行動項目については、新たに本計画に掲載する。

風水害対策と地震・津波対策、これらの対策を一体的に進めていくことが、「災害に強い三重づくり」につながります。

そこで、県民の皆さんをはじめ、市町や防災関係機関など多くの関係者には、本計画に加え、「三重県新地震・津波対策行動計画」についても、併せ読んでいただくことにより、本県の防災・減災対策への理解をより深めていただきたいと思います。

※「三重県ホームページ」－「三重県新地震・津波対策行動計画」

<http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/shinjishin.htm>

## 3 施策体系

本計画では、風水害対策における発災前から発災後までの対応を、それぞれのフェーズに沿った対策として取り組むことができるよう、「三重県新地震・津波対策行動計画」において採用した施策体系を基本として、「施策の柱」には、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つの柱を据えました。

そして、総合的な風水害対策の行動計画とするため、これらの柱のもとで、必要となる施策を、21の「施策項目」として分類しました。

＜施策体系＞



なお、これらの「施策項目」に沿った具体的な行動を、本計画では、151の「行動項目」として掲げました。

このうち、第2章で整理した課題等をふまえ、第5章では、計画期間中に特に注力すべき対策を、7つの「重点的取組」として整理しました。その上で、これらの取組の実現に寄与する40の行動項目を、「重点行動項目」として選択しています。

そして、第6章では、前述した「重点行動項目」も含め、本県の風水害対策の全容を示すため、すべての「行動項目」を、21の「施策項目」別に掲載しています。

### 4 計画期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年とする3か年の計画とします。

「三重県新地震・津波対策行動計画」も平成29年度を目標年とする計画であり、2つの行動計画の目標年を揃えることにより、平成29年度は、風水害対策と地震・津波対策をあわせ、本県の防災・減災対策の総合的な検証を行うこととします。

### 5 進行管理

本計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的に推進します。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議\*などで進行管理を行います。

なお、平成27年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終年度にあたることから、同ビジョン・行動計画の改定にあわせて、本計画の進め方についても必要に応じて計画期間中に見直しを図るなど、柔軟性を持たせていきます。

## 第5章 課題解決に向けた重点的取組

第5章では、第2章でまとめた近年の災害事例から見えてきた課題の解決に向け、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定し、対策の重要性を述べるとともに、必要となる行動項目を「重点行動項目」として示すこととします。

### 1 重点的取組の設定にあたっての基本的な考え方

平成26年3月に策定した「三重県新地震・津波対策行動計画\*」では、地震・津波から命を守るための対策、助かった命をさらに守るための対策など、県民の命を守り抜くという観点から、特に注力すべき取組課題を「選択・集中テーマ」として掲げることとしました。

このように、地震・津波対策と同様、風水害対策の計画策定にあたっても、取り組むべき行動項目を網羅的に掲げるだけでなく、特に注力すべき行動項目を重点的に掲げることが、本計画を計画期間内に着実に推進していく上で重要であると考えました。

第2章の「4 見えてきた課題」の項では、発生から発災までのリードタイム\*の有無に着目して、風水害を「発災までに時間的余裕のある風水害」と「発災までに時間的余裕のない風水害」に大別することにより、近年の災害事例から見えてきた課題をまとめるとともに、これらの課題を「行政側の課題」と「住民側の課題」とに区分して整理したところです。そして、その結果、「発災までに時間的余裕のある風水害」への対策においては「行政側」すなわち「公助」の果たす役割が、また、「発災までに時間的余裕のない風水害」への対策においては「住民側」すなわち「自助」「共助」の果たす役割がより重要となる、ということはすでに述べたとおりであり、このことが、重点的取組を設定するにあたっての基本的な考え方の一つです。

さらにもう一つ、基本的な考え方として整理しておくべきことは、「三重県新地震・津波対策行動計画」で取り上げた、次の10の「選択・集中テーマ」との関係です。

- 家庭における耐震対策を進める
- 避難をあきらめないための対策を進める
- 防災人材が地域で活躍するための対策を進める
- 防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる
- 命が危ぶまれる災害時要援護者\*への対策を進める
- 命が危ぶまれる観光客への対策を進める
- 命をつなぐ「災害対策本部機能・体制」を強化する
- 命をつなぐ「緊急輸送・拠点機能」を確保する
- 命をつなぐ「災害医療体制」を構築する
- 被災者の生活再建を早める復興プロセスを事前に構築する

第4章の「2 三重県新地震・津波対策行動計画との関係」の項において、「多くの取組は、風水害対策と地震・津波対策の両方を兼ね備えており、風水害対策と地震・津波対策を一体的に進めていくことが、『災害に強い三重づくり』につながる。」と述べたように、これら「選択・集中テーマ」のうち、「災害時要援護者対策」「観光客対策」「災害医療体制の構築」など、その取組がそのまま風水害対策の課題解決につながるものについては、あえて本計画の重点的取組として取り扱うことをせず、「三重県新地震・津波対策行動計画」の着実な推進に委ねることとします。また、「耐震対策」「津波避難対策」「復興対策」は、地震・津波対策特有のテーマです。

一方、「防災人材の育成・活用」「災害対策本部機能・体制の強化」「緊急輸送の確保」などは、上述の「災害時要援護者対策」等と同様、風水害対策にもつながる取組ですが、先に述べたとおり、風水害の発生から発災までのリードタイムの有無に着目しながら「行政側の課題」「住民側の課題」を解決していく上で、「公助」あるいは「自助」「共助」の中心的な取組となるものであることから、風水害対策の中において、より充実・強化していくべきものとして改めて整理することとします。

こうした考え方に立って、7つの「重点的取組」を重要テーマとして選定し、それぞれのテーマの課題解決に向けて特に寄与すると考えられる行動項目を「重点行動項目」として掲げることとしました。

まず、「発災までに時間的余裕のある風水害」、特に台風に対しては、「公助」の取組を中心とした「発災までのリードタイムを有効に活かして備えに万全を期す対策」を講ずることにより、被害の最小化を図っていくこととします。

一方、「発災までに時間的余裕のない風水害」、例えば局地的大雨や竜巻の発

生など切迫した状況下では、「公助」よりむしろ「自助」「共助」の取組が重要性を増すこととなります。そこで、「三重県新地震・津波対策行動計画」の「選択・集中テーマ」において個人としての防災人材育成・活用に重きを置いていた対策に加えて、「消防団\*や自主防災組織\*など、地域の組織力を重視した新たな人材育成・活用の対策」や、「地域で起こりうる風水害リスクについて、県民の皆さんに認識していただき、行動に結びつけていくための対策」を進めていきます。

さらに、災害発生時には、県民の皆さんに一番近いところで「公助」の役割を担うとともに、地域における個人・組織としての防災人材を「公助」の立場から支える市町の役割が極めて重要なことから、「市町の災害対応力を充実・強化するための対策」についても、取組を進めます。

また、発災までの時間的余裕の「ある」「なし」にかかわらず、「土砂災害や洪水・高潮\*被害を軽減するため、ハードとソフトの両面からの対策」に重点的に取り組むことは言うまでもありません。

最後に、「孤立に備えるとともに、孤立からの早期解消に向けた対策」いわゆる孤立地区対策ですが、これについて、「三重県新地震・津波対策行動計画」においては、その重要性を認識しながらも、「県民の命を守り抜く」というテーマ設定の考え方から、あえて「選択・集中テーマ」として取り上げることができませんでした。しかしながら、紀伊半島大水害の経験をふまえ、この「三重県新風水害対策行動計画」においては、重点的取組の一つとして掲げることとします。

### 課題解決に向けた重点的取組

【重点的取組1】

- 台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用するための対策を進める

【重点的取組2】

- 土砂災害から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

【重点的取組3】

- 洪水や高潮から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

【重点的取組4】

- 「地域の組織力」を発揮できる防災人材を育成・活用するための対策を進める

【重点的取組5】

- すべての県民が自分の住むまちで起こりうる風水害リスクを知り、自ら判断し行動できるための対策を進める

【重点的取組6】

- 風水害対策の最前線で「公助」の役割を担う市町の災害対応力を充実・強化するための対策を進める

【重点的取組7】

- 風水害による孤立に備え、また孤立からの早期解消に向けた対策を進める

このようにして整理した、「見えてきた課題」と「重点的取組」との関係をもトリックス図にすると、次のとおりとなります。

【見えてきた課題と重点的取組の関係】

		【重点的取組】						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		① 台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用するための対策を進める	② 土砂災害から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める	③ 洪水や高潮から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める	④ 「地域の組織力」を発揮できる防災人材を育成・活用するための対策を進める	⑤ すべての果民が自分の住むまちで起こりうる風水害リスクを知り、自ら判断し行動できるための対策を進める	⑥ 風水害対策の最前線で「公助」の役割を担う	⑦ 風水害による孤立に備え、また孤立からの早期解消に向けた対策を進める
【1】 発災までに時間的余裕が あった災害事例から 見えてきた課題	【行政】	・迅速な初動体制の確保			④		⑥	⑦
	・関係機関による情報共有	①	②	③				⑦
	・避難勧告・指示等が発令にかかる的確な判断	①	②	③			⑤	
	・災害情報の伝達	①	②	③		⑤	⑥	
	・風水害に備える基盤施設の整備		②	③				
	【住民】	・地域で起こりうる災害についての認識		②	③		⑤	⑦
	・風水害や防災気象情報についての理解		②	③		⑤		
	・避難情報の理解と的確な避難の実施	①			④	⑤		
・災害から地域を守る組織づくり、人づくり				④				
【2】 発災までに時間的余裕が なかった災害事例から 見えてきた課題	【行政】	・避難勧告・指示等が発令にかかる迅速な判断					⑥	
	【住民】	・地域で起こりうる災害についての認識(再掲)		②	③		⑤	⑦
	・風水害や防災気象情報についての理解(再掲)		②	③		⑤		
	・避難情報の理解(再掲)				④	⑤		
	・とっさに身を守る迅速な避難の実施				④	⑤		
	・災害から地域を守る組織づくり、人づくり(再掲)				④			

本県では、今後、風水害によるさまざまな課題の解決に向けて、第6章の「行動項目」とあわせ、特に、これらの重点的取組を強力に進めていくこととします。

## 2 重点的取組 1：台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用するための対策を進める

### (1) 現状と課題

これまで我が国における災害対応は、被害が発生したという事実に基づいて、対応することが多かったのではないかと思います。

しかし、大規模災害からの被害を最小化するためには、発災後の対応ではなく、被害の発生を前提とした発災前の対応が鍵をにぎることとなります。

災害の発生が想定される数日前からの防災対応を定めた防災行動計画、いわゆるタイムライン\*を用いて、減災につなげていこうとする動きに注目が集まっています。

【図表 タイムラインの考え方】



(国土交通省「水災害に関する防災・減災対策本部会議」資料より)

タイムラインとは、「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの (\*1)」とか、「時間軸に沿った防災行動計画 (\*2)」と訳され紹介されています。

〔 \*1 米国ハリケーン・サンディに関する国土交通省・防災関連学会合同調査団による緊急メッセージより  
\*2 国土交通省「水災害に関する防災・減災対策本部会議」資料より 〕

この考え方は米国に端を発するもので、平成 23 年のハリケーン・アイリーン災害の事後検証にかかる改善策として、連邦政府によりタイムラインが開発され、平成 24 年 10 月、ハリケーン・サンディがニュージャージー州に上陸する際に初めて発動されました。

このとき、ハリケーンが同州に到達する時刻をゼロアワー (0 hour) とし、ゼロアワーから 72 時間前に州知事が緊急事態宣言、48 時間前に郡と市が避難所準備、36 時間前に州知事が避難勧告\*発令及び避難所開設、24 時間前には公共輸送機関の停止などの措置 (行動) がとられました。

多くの建物に全半壊等の被害が出るなか、人的被害を最小限にとどめたことで、我が国においても関心が向けられるきっかけとなりました。

現在、国内では、紀伊半島大水害の教訓をふまえ、紀宝町が、全国で初めて、タイムラインの導入に向けた取組を始めているほか、国においても、国土交通省が国管理の河川109水系において、導入を進めているところです。

第2章において、風水害は、発災までの時間的余裕の「ある」「なし」により大別することができるとし、それぞれの対応面での課題整理を行いました。

時間的余裕がある場合、災害発生までの残された時間、つまりリードタイムをいかに活用するかが重要なポイントとなります。

特に、台風については、その規模や進路、到達時刻などを、事前にある程度予測することが可能であり、例えば気象庁からは5日先の進路予報が発表されています。

台風が刻々と近づいてくる直前の時間帯をフルに活かすことができるよう、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策について、本格的に検討を進めていくことが重要です。

検討にあたっては、先進事例に学ぶことが大事です。そこで、全国の中でも先進的な取組を進めている紀宝町の対策を参考としていきたいと考えています。

紀宝町では、平成25年10月からタイムラインの導入に着手。町や防災関係機関、住民等の行動を、あらかじめ整理した事前防災行動計画（タイムライン）の策定に取り組んでいます。

事前行動として、各種施設や設備の点検、高齢者や障がい者など災害時要援護者の誘導方法の確認、消防団による注意喚起の実施、避難所開設準備など200以上の項目を一覧表に整理し、台風が接近するたびに検証を重ねています。

これまでの成果として、紀宝町の担当者からは、

- ・タイムライン策定の共同作業により、関係機関との情報共有が進み、相互の役割を明確化できた。
- ・災害対応の漏れが少なくなりタイムリーな対応ができた。
- ・不安を抱えながら避難勧告等の判断をすることがなくなった。

などの評価を聞いています。

また、タイムラインの効用については、「米国ハリケーン・サンディに関する国土交通省・防災関連学会合同調査団」の団長を務められた関西大学の河田恵

## 第5章 課題解決に向けた重点的取組

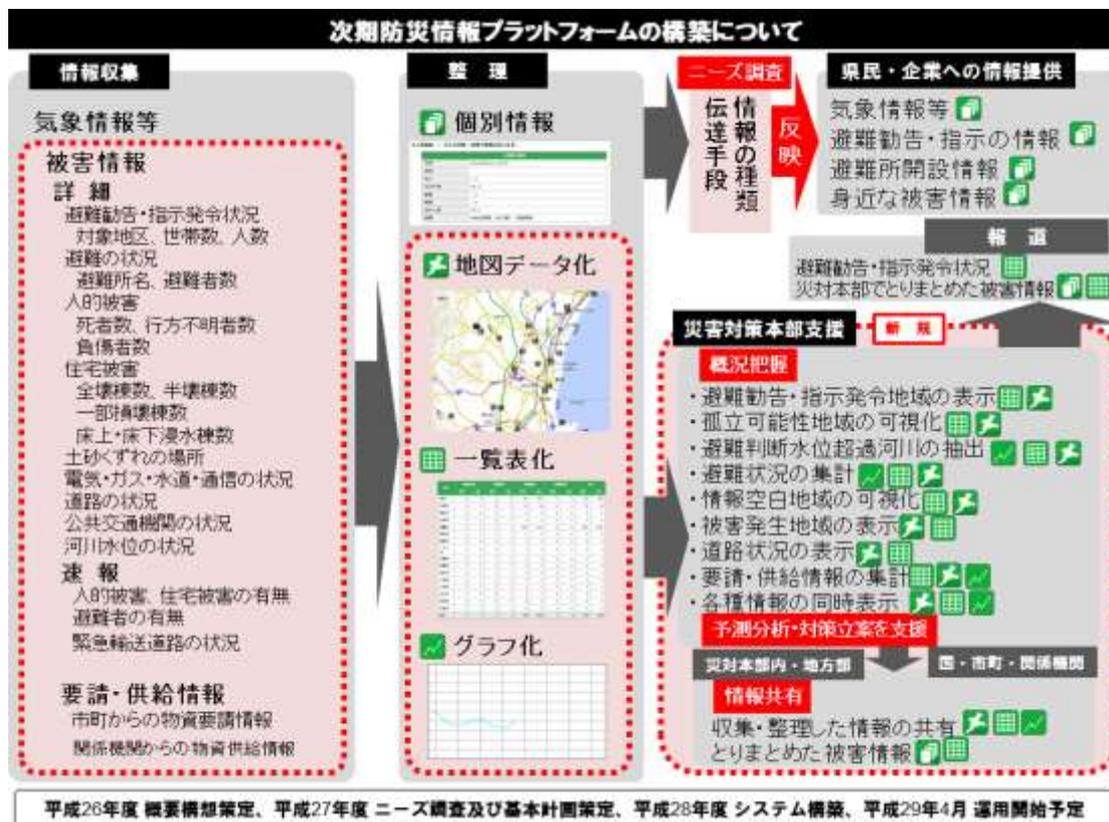
昭教授も、「大災害になるほど、やるべき対応も関係組織も多くなる。誰がいつ何をするのかを見える化して共有する効果は大きい。」と話されています。

なお、タイムラインの成否は情報の共有化によるところが大きいと、多くの識者は言います。

県では、平成26年度から新しい「三重県防災情報プラットフォーム\*」の構築に向けた取組に着手し、平成29年4月の運用開始をめざしています。

新しいプラットフォームでは、災害対策本部で収集した災害に関する情報を、GIS\*（地理空間情報システム）を活用して、地図上で表示したり、一覧表やグラフに整理して可視化することにより迅速な被害概況の把握ができるようにします。また、市町や関係機関も閲覧できるようにすることによりリアルタイムでの情報共有を図るとともに、県民の皆さんが必要とする情報を確実に伝達できるようにします。

発災前の時間帯はもちろんのこと、発災後の応急対策活動においても活用できるものであり、着実に取組を進めていくことが必要です。



さらに、発災前の対応を具体化させるため、対策を進めるための検討の枠組みや体制の整備も必要です。

前述した国の調査団において、巨大台風が引き起こす大規模災害について、特に対策をとることが必要とされた地域の一つに、海拔ゼロメートル地帯があります。

平成26年4月、県では、県北部の海拔ゼロメートル地帯の特殊事情をふまえた防災・減災対策の検討を目的として、桑名市及び木曾岬町と「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設置しました。

この協議会での対策検討の一つとして、発災までのリードタイムを有効に活かしていくため、広域避難にかかる取組を進めています。

具体的には、平成26年9月に、2市2町（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）で締結している「危機発生時の相互応援に関する協定」の枠組みを活用して、「桑員地区広域避難訓練」を実施しました。訓練では、超大型台風を想定し、台風接近時における木曾岬町からの広域避難、現地調整所（多度アイリスパーク）での避難者の受付、避難所の調整訓練、台風通過後のヘリコプターによる救助及び物資搬送訓練を行いました。

また、海拔ゼロメートル地帯における避難は広域かつ大規模となることから、住民の避難行動を支援する方策として、バスを移送手段とした避難が実施できる体制を整備することも必要です。「桑員地区広域避難訓練」においては、既に木曾岬町と三重交通株式会社桑名営業所との間で締結していた協定に基づきバスによる住民移送の訓練を行いました。県としても、平成26年10月28日に、公益社団法人三重県バス協会と「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」を締結したところです。

今後、引き続き、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進めていくことが必要です。

平成26年10月に台風第19号が近づいた際、JR東海は最接近が予測された日の午前、「20時頃、東海地方の全ての在来線を運休する」との方針を発表しました。また、JR西日本では、前日の時点で、「（最接近日の）16時頃から京阪神の在来線全てで全線運休する」と事前発表を行いました。これまでにない対応だったため、このことは報道でも大きく取り上げられました。

これらは、タイムラインに基づいた取組ではありませんでしたが、時間的余裕のある風水害に対しては「先を見越した対応をとる」という視点で対策を検

討することが、災害対応において重視されてきているのではないかと考えられます。

### (2) 取組方針

タイムラインの導入にあたっては、検討と試行を繰り返し、効果を確認しながらゆるやかに水平展開していくことが重要だと考えます。

紀宝町においても、「タイムラインは、町と地域をつなぐツールとしても活用が可能」と認識しつつも、当面は役場を中心に関係機関との連携強化に力を入れることとし、地域への導入については今後の取組としています。

県においては、平成26年度に抜本的な見直しを行った「三重県地域防災計画\*（風水害等対策編）」に「台風接近時等の減災対策」という項目を新設して、県災害対策本部の機能強化や避難誘導體制の確保などにタイムラインの考え方を取り入れていくことを明記しました。そして、まずは、県災害対策本部による災害対応を中心に、「誰が」「いつ」「何をするのか」といった事前行動を時系列でとりまとめた「三重県版タイムライン（仮称）」を平成29年度末までに策定することをめざします。

次に、タイムラインの導入に歩調をあわせて、災害時要援護者と児童生徒の安全確保についての検討も進めていきます。

例えば、台風に関する防災気象情報が発表された場合の災害時要援護者の安全確保については、市町を通じた災害時要援護者施設との連絡体制の確認、児童生徒の安全確保については、学校に対する防災気象情報の提供のあり方など、必要な事項の検討を行っていきます。

「三重県防災情報プラットフォーム」の構築については、関係機関との情報共有の核となることから、計画的な事業の進捗を図っていきます。

広域避難については、引き続き、桑員地区において、広域避難施設の規模や設置場所、広域避難が発生した場合の一定のルールづくりなどについて具体的に検討していきます。

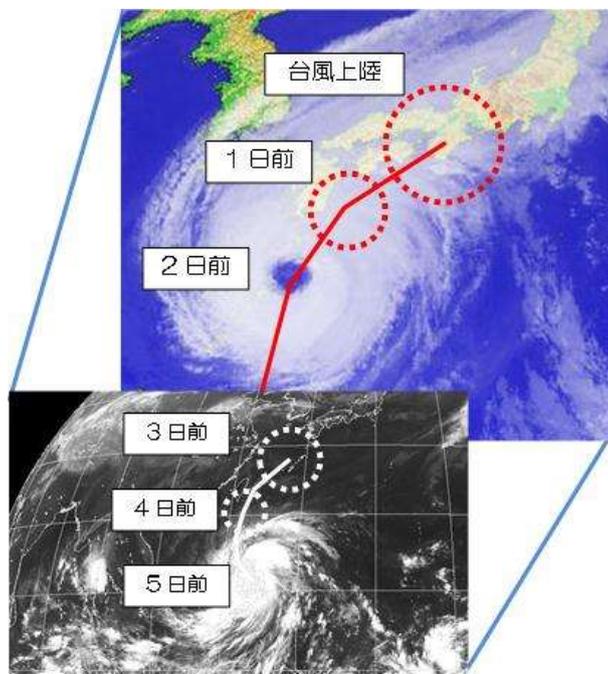
また、県境を越える避難で調整が必要な部分については、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」における議論等と整合を図りながら、検討を進めていくこととします。

(3) 重点行動項目

- ◇ 「三重県版タイムライン（仮称）」の策定
- ◇ 災害時要援護者の保護にかかる検討の実施
- ◇ 学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施
- ◇ 「三重県防災情報プラットフォーム」の構築
- ◇ 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討

行動項目		主担当部									
<p><b>■ 「三重県版タイムライン（仮称）」の策定</b></p> <p>県災害対策本部による災害対応を中心として、台風接近時の直前の時間帯において、「誰が」「いつ」「何をするのか」といった事前行動を時系列でまとめた「三重県版タイムライン（仮称）」の策定を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「三重県版タイムライン(仮称)」の策定</td> <td>—</td> <td>策定に向けた検討着手</td> <td>策定完了</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	「三重県版タイムライン(仮称)」の策定	—	策定に向けた検討着手	策定完了	防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
「三重県版タイムライン(仮称)」の策定	—	策定に向けた検討着手	策定完了								
<p><b>■ 災害時要援護者の保護にかかる検討の実施</b></p> <p>台風接近時等、社会福祉施設において要援護者の安全を確保するため、防災気象情報の提供や市町など関係機関との連絡方法など、必要な検討を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時要援護者の安全を確保するための対策の検討</td> <td>—</td> <td>検討着手</td> <td>「社会福祉施設災害対応マニュアル(仮称)」の策定</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害時要援護者の安全を確保するための対策の検討	—	検討着手	「社会福祉施設災害対応マニュアル(仮称)」の策定	防災対策部 健康福祉部 (他の取組主体) 事業者 市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
災害時要援護者の安全を確保するための対策の検討	—	検討着手	「社会福祉施設災害対応マニュアル(仮称)」の策定								
<p><b>■ 学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施</b></p> <p>台風接近時、公立小中学校及び県立学校において、児童生徒の安全を確保するための防災対策をとることができるよう、学校に対する防災気象情報の提供のあり方など、必要な検討を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童生徒の安全を確保するための発災直前対策の検討</td> <td>—</td> <td>検討着手</td> <td>「学校における防災の手引」への反映(追録版等の作成)</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	児童生徒の安全を確保するための発災直前対策の検討	—	検討着手	「学校における防災の手引」への反映(追録版等の作成)	教育委員会 (他の取組主体) 市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
児童生徒の安全を確保するための発災直前対策の検討	—	検討着手	「学校における防災の手引」への反映(追録版等の作成)								

行動項目				担当部								
<p>■「三重県防災情報プラットフォーム」の構築</p> <p>災害対策本部の活動を支援するとともに、県民に分かりやすい情報を発信するため、「三重県防災情報プラットフォーム」を構築する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>システムの運用開始</td> <td>基本計画の策定着手</td> <td>基本計画の策定完了</td> <td>運用</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	システムの運用開始	基本計画の策定着手	基本計画の策定完了	運用	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
システムの運用開始	基本計画の策定着手	基本計画の策定完了	運用									
<p>■海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討</p> <p>県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯では、風水害による長期の湛水*、多数の避難者の発生が想定され、市町境を越えての広域避難が必要となる可能性が高いことから、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成</td> <td>検討着手</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成	検討着手	作成完了	—	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成	検討着手	作成完了	—									





## 「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」による 防災・減災対策の検討

県北部の海拔ゼロメートル地帯に位置する桑名市、木曾岬町では、強大な台風に伴う高潮や南海トラフ地震に伴う津波により、長期間の広範囲にわたる浸水が想定されています。

このため、平成26年4月に、県と両市町により「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を立ち上げ、この地域の特殊事情をふまえた防災・減災対策についての検討を行うこととしました。

4月30日に、第1回協議会を開催したことを皮切りに、その下部組織として検討会議を設置し、7回にわたる集中的な議論（6～10月）を行いました。そして、11月7日に開催した第2回協議会において、海拔ゼロメートル地帯対策について、「国への政策提言項目」、「県が実施する項目」、「市町が実施する項目」及び「今後、対応を検討するもの」として、一定の整理を行い、取り組む対策をとりまとめました。

対策項目としては、河川・海岸堤防の整備等によるハード対策のほか、市町における津波等の避難計画策定や、避難に必要な施設や設備の整備に対する財政支援、市町や県境を越えた広域避難体制の構築などのソフト対策が必要とされました。特に、効率的に多数の避難者を避難させるための広域避難施設の不足や、広域避難訓練における避難者移送のためのバスの借上げ等の経費負担が大きいなどの課題が挙げられたため、これらに対する支援を国に求めていくこととしました。

今後、両市町が策定する予定の市町避難計画の中で明らかにする広域避難が必要な地域や避難者数、平成26年度に実施した桑員地区広域避難訓練の検証結果もふまえ、広域避難が発生した場合のルールづくりを具体的に検討していくこととしています。

### 第2回県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会の概要

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/201411020220.pdf>



平成26年度桑員地区広域避難訓練



公益社団法人三重県バス協会との  
災害時における緊急・救援輸送に関する協定

## インタビュー

新元 明生氏（紀宝町 特別参与）

紀宝町は平成 23 年の台風第 12 号で甚大な被害を受けました。この経験を貴重な教訓とし、現在、取組を進めているのが「事前防災行動計画」いわゆるタイムラインの策定です。

タイムラインとは、台風など、あらかじめ進路や到達時間が予測できる災害に対し、その数日前からの対策を時系列に整理した計画です。

さまざまな防災関係機関と連携し、あらかじめ、「いつ」「誰が」「何を」やるのかを決めておくので、有事の際には迷いなく災害対策を実行することができ、また、その進捗を確実に管理できるので、防災対策上のメリットは大きいと考えています。

平成 26 年 2 月から、「特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所」の協力のもと策定を進めてきて、ようやく計画も形になってきました。平成 26 年の台風第 8 号、11 号、16 号、18 号、19 号でも試行を積み重ねましたが、漠然と災害に備え、準備に取り組んでいた従前の対策と比較すると、明らかにその成果を感じ取ることができました。

しかし、「言うは易く行は難し」の格言どおり、タイムラインの策定は一朝一夕にできるものではありません。他の防災関係機関どころか、役場内の各組織の連携を進めることすらも容易ではありませんでした。町長の強力なリーダーシップのもと、何度も真剣に話し合いを重ねた結果、ようやく互いの立場や考え方を理解するに至り、計画という形で連携が実現しました。

私は実際に役立つタイムラインを作るには、この産みの苦しみが不可避だと考えています。タイムラインの効果としてよく挙げられるのが、「関係機関との情報の共有や顔の見える関係を構築できる」というもので、私もこの効果は実感していますが、お互いが真剣に話し合ったからこそ、そういう関係が築けたのではないかと思います。

今では、災害対応や情報の取り扱いに“ずれ”が生じることもあった防災関係機関とも率直な意見交換が行えています。また、役場の中もタイムラインの検討に前向きです。また、消防団や民生委員など住民の命を守る担い手の方々にも、熱心にお取り組みいただいていますし、試行の際の「住民の声」でも好意的なお言葉をいただいております、取組の励みになっています。

（平成 27 年 1 月インタビュー）



### 3 重点的取組2：土砂災害から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

#### (1) 現状と課題

平成26年8月に広島市で発生した土砂災害は、その突発性に加え、被害の甚大さ、現場の惨状などから、多くの人々に衝撃を与えました。

土砂災害の危険性について、県内には16,208箇所もの土砂災害危険箇所\*（土石流\*危険渓流5,648箇所、地すべり\*危険箇所87箇所、急傾斜地崩壊危険箇所10,473箇所）があり、全国的にみても、本県は危険箇所が多い県の一つに数えられます。

近年、多発している土砂災害。これへの対応を急ぐ必要があります。

県では、がけ崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害を未然に防止するため、これまで、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業などの対策を進めてきました。

また、土砂災害危険箇所内に立地する病院や老人福祉施設など災害時要援護者の関連施設を保全する砂防えん堤や擁壁などの施設整備にも力を入れてきました。

こうした対策の結果、施設整備により土砂災害から守られている人家の戸数の割合は、平成25年度末で26.1%となっています。

さらに、施設整備の具体的な効果としては、第2章の「3 近年の風水害事例の検証」の項でも触れましたが、平成24年9月にいなべ市藤原町において発生した土石流では、砂防えん堤等の施設が整備されていたため、土石流を捕捉し、下流地区の土石流被害を未然に防止した、という報告事例があります。

引き続き、計画的な施設整備を通じて、人家の保全など安全性の向上に努めていくことが必要です。

しかしながら、こうしたハード対策だけでは、被害を防ぎきることはできないのが現実です。

広島市の土砂災害で多数の犠牲者が出たことを受け、土砂災害警戒区域\*の指定など、警戒避難体制の整備を促進するためのソフト対策を充実・強化させていく必要性が急速に増しています。

第1章の「2 国の風水害対策の取組」の項で述べた土砂災害防止法は、ま

さにこうしたソフト対策の推進を目的として制定された法律です。

同法により、県は、土砂災害の被害を受けるおそれのある区域を対象に、地形、地質、土地利用状況などの基礎調査を実施し、この調査結果に基づき、同区域を土砂災害警戒区域や特別警戒区域として指定することができると規定されました。

また、土砂災害警戒区域に指定した場合、市町において「市町地域防災計画への記載」、「災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制」、「土砂災害ハザードマップ\*による周知の徹底」など、警戒体制の強化に向けた措置を講じることとなります。

国土交通省によれば、豪雨災害に遭った51地域を調べたところ、警戒区域内の住民の避難率は、それ以外の地域より、3割近く高かったとの報告もあります。

県では、これまでも、基礎調査を実施して区域指定につなげる取組を進めるなど、市町における警戒避難体制の整備を支援してきました。その結果、平成26年度までに、管内に危険箇所がない2町を除いた県内27市町のうち3市町で警戒区域の指定が完了しています（平成25年11月に大台町、平成26年3月に紀北町、平成26年12月に尾鷲市において完了）。

しかしながら、平成25年度末時点の県全体の指定率は18.6%とまだまだ低く、全国平均の66.6%と比べても、後れをとっているのが現状です。このことから、警戒区域の指定をさらに推進していくため、集中的に取組を進めていく必要があります。そこで県では、警戒区域の指定の促進に向け、土砂災害危険箇所における基礎調査の完了年度を従来の目標から5年間前倒しして、平成36年度完了から平成31年度完了とするため、基礎調査を加速していきます。

また、ソフト対策としては、土砂災害に関する情報提供も重要な取組です。

広島市の土砂災害では、災害発生時の119番通報が入る2時間前に、土砂災害警戒情報\*が発表されていました。

土砂災害警戒情報とは、「大雨による土砂災害発生の危険が高まったとき、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で発表する防災情報」のことであり、国がまとめた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成26年9月）」では、警戒情報の発表が、避難勧告発令の引き金となるとされています。

しかし、広島市で避難勧告が発令されたのは、警戒情報の発表から3時間後のことであり、このとき、すでに土砂災害は発生していました。

ただ、この事実だけを捉えて、当時の対応の是非を決めつけてしまうことはできないと考えています。なぜなら、避難の問題とは、勧告が早かった、遅か

っただけの議論で簡単に論じることはできないからです。

さらに、山の斜面における土砂災害危険度の情報は目で見ることができません。この点、洪水リスクの高まりを河川の水位上昇によって見ることは、大きく異なります。土砂災害とは、いつ、どこで、どのように発生するのか、といった予測の困難さを内包している災害であり、そのことが、さまざまな判断や対応を、より難しいものとしていると言えます。

こうしたことは、本県でも同じであり、平成26年の台風第11号の対応検証において、市町からは「洪水については、事前に避難勧告を出す河川水位の基準を定めておくことができるが、土砂災害については、明確な判断基準は定めず、避難勧告発令の判断に課題が残った。」との意見が聞かれました。

県では、「三重県土砂災害情報提供システム」の整備・運用を通じ、これまで市町、県民の皆さんと、必要な情報の共有を図ってきました。引き続き、市町による的確な判断の実施を支援するなど、土砂災害警戒避難体制づくりの取組を強化していく必要があります。

さらに、森林には土砂崩壊・流出の防止及び洪水の緩和等の機能があることから、この恩恵を享受するため、森林を健全な状態に維持していくことも重要です。森林と裸地を比較した場合、土砂が流出する量は森林では裸地の150分の1に抑えることができるという報告もあります。

三重県は総面積の3分の2を森林が占めており、このうち平成25年度末時点で、山腹崩壊\*などの災害が発生するおそれがあるとされる山地災害危険地区\*に3,986箇所が選定されています。

そこで、治山対策として、山崩れの拡大防止と土砂の流出を抑止する荒廃山地等の整備、機能が低下した保安林\*を健全な森林に育てるための保安林整備などの取組を推進しているところです。

また、山地災害への備えや避難行動に役立てていただけるよう、危険地区の情報を、三重県地理情報システム(M-GIS)に掲載して情報提供しています。

引き続き、森林の有する公益的機能が発揮できるよう、治山施設の設置及び維持管理、森林の整備などに取り組んでいく必要があります。

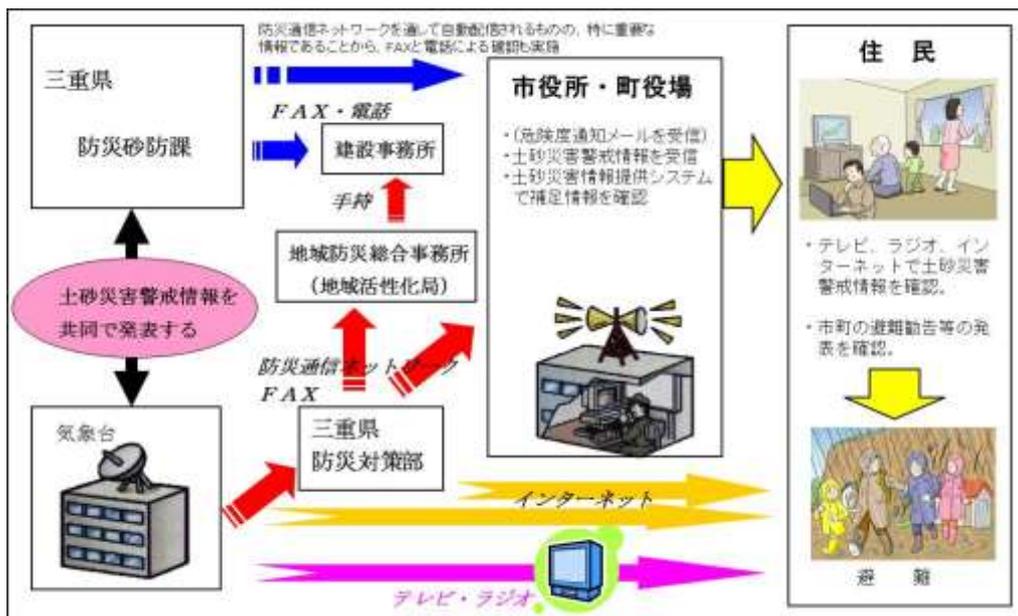
【図表 土砂災害警戒情報の発表回数（平成19年9月～平成26年10月末）】

発表回数	発表市町
9回	菟野町、津市（中西部）
8回	いなべ市、松阪市（東部）、伊賀市、熊野市
7回	四日市市、鈴鹿市、尾鷲市
6回	亀山市、大台町、大紀町、紀宝町
5回	名張市、紀北町
4回	桑名市、津市（東部）、松阪市（西部）、南伊勢町、度会町
3回	志摩市、御浜町
2回	東員町、朝日町、伊勢市
1回	多気町
0回	明和町、玉城町、鳥羽市

※三重県では平成19年9月1日に運用開始。延べ138市町（地区）に発表の実績。市町単位で発表。（津市と松阪市は2地区に分割）

（三重県防災砂防課資料を基に作成）

【図表 土砂災害警戒情報の伝達経路】



（三重県防災砂防課資料を基に作成）

(2) 取組方針

ハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害対策を加速させていくにあたり、対策の前提となる風水害を時間的余裕の「ある」「なし」で区分して考えてみると、ハードとしての備えは、例えば、台風と局地的大雨、どちらの風水害にも必要とされる対策です。

そこで、ハード対策としては、県内各地に土砂災害危険箇所が多数存在して

いることから、引き続き、がけ崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害を防止するための施設整備の取組を進めていきます。

また、土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設の保全については、関係市町との連携を強化し、砂防えん堤や擁壁などの施設整備を進めます。

一方、ソフト対策についても、ハード対策と同様に、どのような風水害においても必要とされる対策ですが、広島市の土砂災害のように、切迫した状況の中で判断や行動が求められる事態であればあるほど、必要性はより高まるのではないかと考えています。

このため、これまでの取組を加速させ、また充実させていく対策としては、土砂災害防止法に基づく基礎調査並びに土砂災害警戒区域等の指定を推進します。特に、土砂災害危険箇所における基礎調査については、前述のとおり完了年度を5年間前倒し、集中的に取り組んでいくこととします。

また、「三重県土砂災害情報提供システム」では、土砂災害危険度情報を5kmメッシュで公開し、土砂災害のおそれのある箇所（区画）について、「赤」「橙」「黄」の3段階のランクに分けて表示するなど、土砂災害への早期の警戒や避難行動を支援するための情報を提供しています。引き続き、同システムの活用を促進するほか、市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成や市町の避難勧告等にかかる基準の整備など、土砂災害警戒避難体制づくりの支援を進めていきます。（100頁コラム参照）

治山対策では、人家に近い場所での山腹崩壊などの発生が懸念される山地災害危険地区での事業を引き続き実施するとともに、三重県地理情報システムに掲載した危険地区の地図情報について、ホームページやパンフレット等を活用し、県民の皆さんへの周知にも取り組んでいきます。

さらに、平成26年4月、県では「みえ森と緑の県民税<sup>\*</sup>」を導入しました。導入するきっかけの一つとなった紀伊半島大水害では、山から流れ出た流木が、家屋や鉄道の橋梁に被害を及ぼし、県民生活に多くの支障を出したということがありました。この税を活用し、従来の治山対策では対応できなかった、土砂や流木の発生・流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備や、治山ダム等に異常堆積した流木等の除去を行うことにより、災害に強い森林づくりの取組を進めていきます。

(3) 重点行動項目

- ◇ 土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設整備の推進
- ◇ 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進
- ◇ 市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援
- ◇ 市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進
- ◇ 治山対策の推進
- ◇ 災害に強い森林づくりの推進

行動項目				主担当部								
<p><b>■土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設整備の推進</b></p> <p>がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害による被害を防止するため、砂防施設等の土砂災害防止施設の整備を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害保全戸数</td> <td>18,150戸</td> <td>18,260戸</td> <td>18,480戸</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	土砂災害保全戸数	18,150戸	18,260戸	18,480戸	県土整備部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
土砂災害保全戸数	18,150戸	18,260戸	18,480戸									
<p><b>■土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進</b></p> <p>土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備のため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎調査完了率</td> <td>44.0%</td> <td>55.0%</td> <td>78.0%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	基礎調査完了率	44.0%	55.0%	78.0%	県土整備部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
基礎調査完了率	44.0%	55.0%	78.0%									
<p><b>■市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援</b></p> <p>市町が主体的に取り組む土砂災害ハザードマップの作成について、地域減災対策推進事業の洪水・土砂災害避難対策により支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した市町数(累計)</td> <td>7市町</td> <td>9市町</td> <td>14市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	公表した市町数(累計)	7市町	9市町	14市町	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
公表した市町数(累計)	7市町	9市町	14市町									

行動項目				担当部												
<p><b>■市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進</b></p> <p>国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、市町に対して、避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の実施を促進する。</p> <p>また、市町が、避難勧告等を発令する際の参考となるような、基準の運用や取組事例について情報収集・共有を図るほか、今後、避難勧告等の発令を要した災害対応後に市町とともに検証を行うなど、継続的な見直しにつなげていくための支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県市町等防災対策会議*等での検証</td> <td>3回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	三重県市町等防災対策会議*等での検証	3回/年	1回/年	1回/年					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
三重県市町等防災対策会議*等での検証	3回/年	1回/年	1回/年													
<p><b>■治山対策の推進</b></p> <p>県が選定する山地災害危険地区において、局地的豪雨の被害を未然に防止するため、荒廃山地等の整備を行う。また、災害発生時における地域住民の減災対策として、山地災害危険地区の更新に伴い、地域防災計画への掲載及びホームページでの公表を行う。</p>				農林水産部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備着手箇所数(累計)</td> <td>2,018箇所 (25年度末)</td> <td>2,045箇所</td> <td>2,065箇所</td> </tr> <tr> <td>危険地区の情報提供</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	整備着手箇所数(累計)	2,018箇所 (25年度末)	2,045箇所	2,065箇所	危険地区の情報提供	1回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
整備着手箇所数(累計)	2,018箇所 (25年度末)	2,045箇所	2,065箇所													
危険地区の情報提供	1回/年	1回/年	1回/年													
<p><b>■災害に強い森林づくりの推進</b></p> <p>「みえ森と緑の県民税」を活用し、土砂や流木の発生・流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備を行うとともに、溪流に異常堆積し、流下するおそれのある土砂や流木等の除去を進め、洪水や山崩れに強い森林をつくる。</p>				農林水産部 (他の取組主体) 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策実施箇所(累計)</td> <td>25箇所</td> <td>66箇所</td> <td>128箇所</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	対策実施箇所(累計)	25箇所	66箇所	128箇所					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
対策実施箇所(累計)	25箇所	66箇所	128箇所													



土砂災害から身を守るために  
～「三重県土砂災害情報提供システム」の活用～

県では、「三重県土砂災害情報提供システム」を通じて、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の位置、土砂災害警戒情報に伴う土砂災害危険度情報など、土砂災害に関する情報をインターネットで提供しています。

このうち、土砂災害危険度情報は、土壌雨量指数\*や降雨の実況・予測に基づき、土砂災害発生危険度を5kmメッシュ毎に階級表示した情報のことで、「赤」「橙」「黄」の3段階のランク別で表示しています。

「赤」：危険－過去の大きな土砂災害が発生した状況と同等以上の状況になっている。

「橙」：警戒－過去の大きな土砂災害が発生した状況に近づいている。

「黄」：注意－土砂災害発生の可能性が高まっている。

具体的な活用として、1つのメッシュでも、「橙」となった区画を有する市町に対して、津地方气象台と県が、レーダ雨量、実測雨量、台風進路などを考慮し、共同で土砂災害警戒情報を発表しており、市町による避難勧告等を発令する際の判断材料として活かされています。

土砂災害の発生のおそれが高まったとき、その危険度の状況を、県民の皆さんにも確認していただくことができますので活用してみてください。



「三重県土砂災害情報提供システム」

[http://www1.sabo.pref.mie.jp/mie\\_gis/start.php](http://www1.sabo.pref.mie.jp/mie_gis/start.php)



## インタビュー

葛葉 泰久氏（三重大学大学院生物資源学研究科 教授）

（三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議\* 委員）

土砂災害による被害にあわないために、住民の皆さんは、自分の住んでいる地域がどのような場所なのかを知る努力をすること、また、行政は、それを知ることができるように努力すること、そして、地域の災害危険度について、もっと率直に語り合える風土を創っていくことが重要だと考えています。

「自分が住んでいる場所の危険性を知る」には、いろいろな切り口があると思います。昔と比べると、ハザードマップがより積極的に社会に発信されるようになりました。どのような災害に対して危ないのかについては、このハザードマップが有効です。また、災害を受けやすい場所は、土地の成り立ちと密接な関係にあると言われています。例えば、造成地であるかどうかなど、国土地理院が発行する「土地条件図\*」は、これらの情報が分かる良い素材ですが、残念ながらあまり知られていません。このような素材の存在がもっと多くの人に知られ、活用されることが必要だと思います。



東日本大震災から、わずか数年で人々の意識が低下してしまったように、人はどうしても過去のことを忘れがちになります。昔の人たちが、災害教訓を文書に記したり石に文字を刻んだりして、後世に遺そうとしたように、自分が住んでいる場所で過去に起こったことを、さまざまな形で遺し、伝えていく必要があると思います。

とは言っても、現実の土砂災害から命を守るためには、やはり安全な場所に逃げるしかありません。地震とは異なり、災害発生までに時間的猶予がある場合が多いとはいうものの、受け手側が危機意識を持たなければ、事前に発表される防災気象情報や避難情報が、実際の避難行動にはつながりません。また、情報を発信する側としては、より安全サイドに立つということがとても重要ですが、必要以上に「安全側＝広域」の情報を出してしまうと、本当に危険度が高まっている地域の人々に、そのことが伝わらなくなってしまいます。難しいですが、情報は「過敏に細やかに」が大切です。

土砂災害発生危険の知らせる情報の歴史はまだまだ浅いですが、気象予測技術は飛躍的に向上しています。より正確に伝わり、確実な避難行動につながるような情報になっていくことを期待しています。

（平成27年1月インタビュー）

## 4 重点的取組3：洪水や高潮から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

### (1) 現状と課題

強い勢力の台風の発生、局地的大雨の頻発など、近年、洪水や高潮による被害の発生が従来にも増して懸念されています。

県内でも、平成16年の台風第21号では、床上浸水2,690世帯、床下浸水3,459世帯の住家被害が発生するとともに、平成23年の紀伊半島大水害では、床上浸水702棟、床下浸水832棟の被害が出ました。

また、大規模な高潮被害の報告事例は最近少なくなってきたものの、海外では、平成25年にフィリピンを襲った台風がもたらした暴風・高潮により、死者6,166人、行方不明者1,785人の甚大な被害となったことは、第1章において述べたところです。

三重県には、国が管理する一級河川が37河川（延長約251km）、県が管理する一級河川及び二級河川は548河川（延長約2,338km）あります。（平成26年4月1日現在）

また、海岸については、海岸線の延長は約1,088km（全国で8番目の長さ）であり、そのうち保全を要する海岸線は、伊勢湾沿岸で約123km、熊野灘沿岸で約404kmとなっています。（平成26年4月1日現在）

洪水防止対策については、流域住民の安全・安心を守るため、時間雨量60ミリの雨が降った場合でも安全に流下させることを最小限の目標とした河川整備を自然環境等に配慮しながら進めるとともに、出水時における洪水の調節等を行うためにダム事業に取り組んでいます。

このうち、河川の維持管理の面において、近年、堆積土砂の撤去を求める要望が多く寄せられています。

県ではこれまでも、洪水被害の防止や軽減を図るため、土砂の撤去を実施してきたところですが、さらに、当該年度の撤去実施箇所と今後2年間の実施候補箇所について、関係市町と情報共有するため、「箇所選定の仕組み」を構築し、平成25年度は3つの建設事務所で試行しました。試行の中で、市町とともに撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有することは、撤去予定箇所が市町に対して分かりやすくなるなど有効であったため、平成26年度は、すべての建設事務所において、この仕組みを進めているところです。

こうした対策の効果については、平成26年台風第11号による豪雨の際に、穴倉川や安濃川の堆積土砂の撤去について、地元の首長から「浚渫<sup>しゅんせつ</sup>\*の効果があり、河川水位を保つことができた。」との声をいただくなど、一定の効果が現れていると考えています。

近年の気象変動により、河川の流下能力を超える出水が頻発していることから、洪水被害を軽減させるための河川整備を計画的に進めていくとともに、適切な維持管理を実施していくことが必要となっています。

次に、海岸保全対策については、高潮や高波等による海岸被害から背後地の人命や財産を守るため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、嵩上げ等の改良、人工リーフ\*の設置等の整備を進めています。

しかしながら、県内の海岸保全施設は、昭和34年の伊勢湾台風後に築造されたものが多く、築後50年が経過し、老朽化が進行しています。

このため、平成23年度までに行った老朽化調査結果に基づき、海岸堤防の空洞やひび割れのある脆弱箇所、200箇所について、平成24年度から平成27年度までの4年間で補強対策を実施する計画を策定し、重点的に取組を進めた結果、当初の計画年度より1年早く、平成26年度中に完了する見込みとなっています。

なお、河川堤防についても、現在、沿岸部の津波浸水予測区域内の脆弱箇所でも補強対策を進めているところであり、引き続き、地震・津波のみならず、洪水・高潮等の風水害にも備えた整備として、対策を進めていくことが必要です。

洪水・高潮等の対策として、河川堤防や海岸堤防等の整備をはじめとするハード対策は大きな効果を発揮しています。

例えば、第1章の「1 近年の災害事例とその傾向」の項では、洪水による浸水面積や被災家屋数が減少傾向となっていることを示しました。

また、県内では、平成16年台風第21号の際、広範囲にわたって浸水被害があった宮川では、河道掘削、堤防整備などの緊急的な対策をとっていたことにより、紀伊半島大水害を引き起こした平成23年台風第12号では、平成16年と同規模の出水であったにもかかわらず、浸水被害を大幅に解消することができたという報告事例もあります。

しかしながら、ハード対策だけでは、命を守り抜くことができないことを東日本大震災は証明しました。このことは、地震・津波だけでなく、風水害においても、同じことが言えるのではないかと思います。

人的被害を軽減するためには、避難体制の整備などソフト対策もあわせて推進していく必要があります。

県では、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図\*を作成しています。これは、対象とする河川が、溢水、越水、破堤氾濫した場合に浸水が想定される区域と深さを示したものであり、これらをもとに、市町では災害時の対応や避難所の位置等の情報を記した洪水ハザードマップを作成しています。

また、市町や住民の避難判断に資する情報の提供については、インターネットを活用して「三重県 川の防災情報」や「防災みえ.jp\*」により、県内河川の雨量、水位等の情報をリアルタイムで提供しています。

前項で土砂災害対策について述べた際、「ソフト対策は、時間的余裕の『ある』『なし』に関わらず、どのような風水害に対しても必要であるものの、切迫した事態においてこそ、より必要とされるのではないか。」と述べましたが、これは本項でも同様だと考えています。

他県の事例ですが、兵庫県佐用町で、住民が切迫した状況下で避難行動を取り、その途中で洪水に巻き込まれ、不幸にも亡くなるという事例が過去にありました。当該地域では洪水ハザードマップは策定されており、被害に遭った場所は浸水の危険性のある場所であったことが示されていたと聞きます。もし、そのことが周知のこととなっていたならば、例えば、自宅の2階に垂直避難\*するなど、別の避難行動をとるなどの選択肢もあり得たのではないかと思います。

的確な避難行動に結びつけていくため、引き続き、雨量・水位等の確実な情報提供や市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成、洪水ハザードマップの作成支援を行っていく必要があります。

また、本章の「重点的取組1」の項で述べた、県北部の海拔ゼロメートル地帯は、その地理的特徴から、巨大台風が引き起こす大規模災害が懸念されている地域です。現在、木曾三川下流域の河川堤防や海岸堤防の耐震対策等が実施されているところであり、これらのハード対策に加え、広域避難体制の検討などソフト対策もあわせて進めていくことが必要です。

## (2) 取組方針

まず、ハード対策としては、河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止・軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去について、前述した「箇所選定の仕組み」により、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所について、関係市町と優先度について検討し、情報を共有しながら、引き続き堆積土砂の撤去を推進します。

また、洪水や高潮対策として実施する河川整備や、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について整備を進めていくとともに、河川・海岸堤防の老朽化対策については、引き続き、空洞やひび割れのある脆弱箇所等の計画的な補強・補修を行っていきます。

一方、ソフト対策としては、風水害に対する市町の警戒避難体制の整備を支援するため、引き続き、浸水想定区域図の作成を進めるとともに、インターネットを活用した雨量や水位などの情報をリアルタイムで発信するなど、きめ細かきで分かりやすい情報を提供していきます。

また、市町が取り組むハザードマップの作成について地域減災対策推進事業を通じて支援するほか、防災技術専門員・指導員による防災講話の実施など、住民の安全で的確な避難行動を促進していきます。

県北部海拔ゼロメートル地帯における対策については、引き続き、河川・海岸堤防にかかる耐震対策等を進めるほか、市町域を越えた広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進めていきます。

## (3) 重点行動項目

- ◇ 洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）
- ◇ 洪水防止対策の推進（河川・ダム）の整備
- ◇ 河川堤防における脆弱箇所対策等の推進
- ◇ 海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）
- ◇ 迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）
- ◇ 市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援
- ◇ 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討（再掲）

行動項目				担当部												
<p><b>■洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）</b></p> <p>河川に堆積した土砂の撤去については、まさに緊急かつ重要な課題であり、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所について、関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」により関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら緊急度の高い箇所から計画的に進める。</p>				県土整備部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川堆積土砂の撤去(万m<sup>3</sup>/年)</td> <td>12万m<sup>3</sup></td> <td>12万m<sup>3</sup></td> <td>12万m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※砂利採取、災害復旧を除いた河川改修、河川維持管理による数量</p>					目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	河川堆積土砂の撤去(万m <sup>3</sup> /年)	12万m <sup>3</sup>	12万m <sup>3</sup>	12万m <sup>3</sup>				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
河川堆積土砂の撤去(万m <sup>3</sup> /年)	12万m <sup>3</sup>	12万m <sup>3</sup>	12万m <sup>3</sup>													
<p><b>■洪水防止対策の推進（河川・ダム of 整備）</b></p> <p>洪水・高潮時の治水安全度の向上を図るため、県が管理する河川やダムの整備を着実に進める。</p>				県土整備部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川整備延長(累計)</td> <td>464.1km</td> <td>464.3km</td> <td>466.0km</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	河川整備延長(累計)	464.1km	464.3km	466.0km				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
河川整備延長(累計)	464.1km	464.3km	466.0km													
<p><b>■河川堤防における脆弱箇所対策等の推進</b></p> <p>県が管理する河川堤防のうち平成23年度の緊急調査により確認された脆弱化箇所について、堤防の機能を確保するため、脆弱箇所の補強を進める。</p>				県土整備部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)</td> <td>49箇所</td> <td>101箇所</td> <td>183箇所</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)	49箇所	101箇所	183箇所				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)	49箇所	101箇所	183箇所													
<p><b>■海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）</b></p> <p>高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を図る。また、老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図る。</p>				農林水産部 県土整備部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)</td> <td>3,359m</td> <td>4,134m</td> <td>4,604m</td> </tr> <tr> <td>整備が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長(累計)</td> <td>141.1km</td> <td>141.7km</td> <td>142.9km</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)	3,359m	4,134m	4,604m	整備が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長(累計)	141.1km	141.7km	142.9km
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)	3,359m	4,134m	4,604m													
整備が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長(累計)	141.1km	141.7km	142.9km													

行動項目				担当部								
<p><b>■迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）</b></p> <p>市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進めるとともに、出水時における水位情報の確実な情報発信を行い、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。</p>				県土整備部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浸水想定区域図作成河川数(累計)</td> <td>69河川</td> <td>71河川</td> <td>75河川</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	浸水想定区域図作成河川数(累計)	69河川	71河川	75河川	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
浸水想定区域図作成河川数(累計)	69河川	71河川	75河川									
<p><b>■市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援</b></p> <p>市町が主体的に取り組む洪水ハザードマップの作成について、地域減災対策推進事業の洪水・土砂災害避難対策により支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した市町数(累計)</td> <td>5市町</td> <td>8市町</td> <td>14市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	公表した市町数(累計)	5市町	8市町	14市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
公表した市町数(累計)	5市町	8市町	14市町									
<p><b>■海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討（再掲）</b></p> <p>県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯では、風水害による長期の湛水、多数の避難者の発生が想定され、市町境を越えての広域避難が必要となる可能性が高いことから、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成</td> <td>検討着手</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成	検討着手	作成完了	—	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成	検討着手	作成完了	—									



穴倉川堆積土砂の撤去（津市）



海岸堤防の嵩上げ（桑名市）



漁港海岸堤防の整備（伊勢市・明和町）

コラム

2階に避難して正解

～分かっていたならもっと準備をしていたのに～

東海豪雨（平成12年9月）

水は低い方に流れるって本当ですね。川が決壊すると、周りより土地が低い私たちの町へ水が一気に流れ込んできました。けれど、2階までは水が来なかったの、2階で待機していたのは、結果的にバタバタしなかった分だけ良かったかなと思います。あの状況でどこかに避難するっていうのはかえって危険でした。

でも、水が2階への階段を一段ずつのぼるように迫ってくるのは、どこまで水が来るか分からず、「増えてる、まだ増えてる」と、すごく怖い思いをしました。

丸2日間、自衛隊がボートで運んできた菓子パンや家にあったものを食べて、何とかしのぐことができました。自衛隊のパンは、たまたま2階にあったビニールひもを窓から投げ下ろして、結びつけてもらって引き上げました。

こうなることが分かっていたら、多分もっと準備をしていたと思いますが、60年位ここに住んでいる主人が、「伊勢湾台風の時だって、道路にちょこっと水がきたぐらい」と言っていたので、「まさか」って思っていました。

（清須市 60代 女性）

内閣府「一日前プロジェクト\*」より





室崎 益輝氏（公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 副理事長）

（三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議 委員）

命を守るための基本は、市町村が指定した避難所等の安全な場所に逃げることです。そのために、市町村は適切なタイミングで避難勧告・指示を出すことが求められます。また、避難先や避難中に被災しないよう、避難所と避難ルートの見直しを図る必要があります。

それでも、急に雨が強くなって避難勧告が間に合わない場合や、夜間に避難を開始したために、危険な状況避けられない場合もあり得ます。

平成 21 年 8 月の台風第 9 号の際、兵庫県佐用町では洪水の危険が高まったため、避難勧告を出しました。しかし、夜間の避難勧告だったこと、そして避難ルート上に川を渡る橋があったことから、避難する途中で橋の周辺で流され、亡くなった方がいました。

この災害を教訓として、やむを得ない場合には、自宅等にとどまって 2 階以上の上層階にとどまる「垂直避難」という考え方が生まれました。平成 26 年 8 月、兵庫県丹波市は記録的な豪雨により洪水・土砂災害に見舞われましたが、市は避難勧告を出す際に「家の中の高いところへ避難してください。」という呼びかけを行いました。夜間であったため、避難所への避難行動は危険を伴うという考えからの呼びかけで、結果的に被害は最小限に抑えられました。

ただ、垂直避難が常に正解ということではありません。木造の建物内で 2 階に避難したとしても、土砂災害や、川の近くで流木等が流れてくる危険がある地域などでは、建物が全壊・流失してしまうので、やはり避難所へ避難しなければいけません。また、避難所に避難しなければ、市町村が安否を確認することもできませんし、情報や水、毛布等の支援を受けることも難しくなります。

県民が避難所に避難しない理由の一つには、避難しても「空振り」が多いということもあるでしょう。「見逃し」で被害が出ることは避けるべきですが、「空振り」が続くこともよくはありません。气象台や市町村は、的確な判断に役立つ「ストライク」の情報を発信する必要がありますし、県民も空振りを減らし、適切な行動につながるための「選球眼」を身に付けていきましょう。

そのため、各地域において、垂直避難が有効かどうかを検討したり、また河川、溪流ごとに「この水位になったら危険」「この雨量なら危険」と基準を決めておくとういと考えます。専門家の支援を受ける仕組みも重要です。積極的な避難を後押しするために、快適な避難所環境を整えることも効果があります。

（平成 27 年 1 月インタビュー）



## 5 重点的取組4：「地域の組織力」を発揮できる防災人材を育成・活用するための対策を進める

### (1) 現状と課題

激化する風水害、特に、発災までに時間的余裕のない風水害に遭遇するなど切迫した状況であればあるほど、「自助」や「共助」の取組がより重要となります。なぜなら、平成26年8月に広島市で発生した局地的大雨とこれに伴う土砂災害をみても分かるとおり、突如として襲ってくる大災害には、避難勧告や避難指示\*等の発令（＝「公助」）が間に合わない場合があります。また、被害の発生直後には、公的機関による救助（＝「公助」）をすぐに届けることも困難だからです。

とはいえ、県民の皆さんの災害に対する意識や地域の風水害リスクへの認識が十分に醸成されていない場合、「自助」は十分に機能しませんし、高齢者や障がい者など災害時要援護者の方々にとっては、「自助」にも一定の限界があると言わざるを得ません。

そこで、地域には、市町の防災体制を補完し、地域がひとつのまとまりをもって災害対応にあたることのできるような、「共助」の仕組みが必要となります。

その重要な担い手となるのが「消防団」であり「自主防災組織」です。

消防団については、県内の消防団員は、平成26年4月1日現在で13,900人。全国的に団員数の減少が続くなか、本県では平成22年以降は増加傾向となっています。しかしながら、それでも条例定数を満たしているのは29市町中4町にとどまっており、団員の平均年齢も40.1歳（平成25年4月1日現在）と年々高齢化が進みつつあります。

自主防災組織については、同じく平成26年4月1日現在で、県内で3,638組織が結成されています。これら自主防災組織には、平成18年度に「みえの防災大賞\*」を受賞し、平成26年度には、県内の自主防災組織では初めてとなる内閣総理大臣表彰を受賞した「港地区自主防災組織連絡協議会（四日市市）」や、平成25年度に「みえの防災大賞」、そして平成26年度に「防災まちづくり大賞（消防庁長官賞）」を受賞した「南が丘地区自主防災協議会（津市）」など、優れた取組を続ける組織もありますが、その一方で、「平成26年度三重県自主防災組織活動実態調査」によると、県全体としては、「とても活発に活動している」が

8%、「一応の活動はしている」が65%、「ほとんど活動していない」組織も24%あるという活動実態が明らかになっています。

これに対し、県内の首長等からは、「消防団の活用を考えなければいけない。消火活動だけでなく、地域防災面での活動が重要である。」とか、「自主防災組織は、実態を伴ったものとしていく必要がある。」など、消防団や自主防災組織のさらなる活用と両者の連携を求める声が挙がっています。

一方、国においては、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、消防団を地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるとし、その充実・強化を図ることの必要性が改めて明示されました。

こうした中、県では、消防団と自主防災組織の充実・強化のために、互いの組織の役割分担をふまえた連携の強化及びこれらの「組織の力」を真に発揮するための防災人材の育成に取り組むこととしています。

そのためには、組織力が発揮できる消防団と自主防災組織をベースとした「人づくり」を進めるとともに、両組織の連携強化のための環境を整えることが重要だと考えます。

具体的には、消防団については、三重県消防協会や市町と連携しながら、団への加入促進を図ることはもとより、「みえ防災・減災センター\*」や消防学校の活用等により、自主防災組織に対して指導・助言を行うことができるような団員の養成を図ることが必要です。また、自主防災組織については、自主防災組織の指導的立場にある方に消防団への理解を深めていただくことが必要です。さらに、地域において、二つの組織がそれぞれの役割分担をふまえた連携を強化していくための機会を積極的に設けていくことも必要です。

そして、みえ防災コーディネーター\*や三重のさきもり\*といった防災人材は、これら消防団と自主防災組織を中心とした地域の防災活動を支援・補完する役割を担う存在となります。

この支援・補完ということに関連して、平成26年8月、「みえ防災・減災センター」に「みえ防災人材バンク\*」を設け、防災人材の活用を促進するための仕組みを構築したところです。

地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織の充実・強化。その活動を支援・補完する防災コーディネーターとさきもり。これらをすべて掌握してまとめて

## 第5章 課題解決に向けた重点的取組

いく立場にある市町と県。

ますます激化する風水害に立ち向かっていくため、こうした枠組みが必要とされています。

本章の「重点的取組1」の項で述べた「タイムライン」についても、それを地域で真に実践できるかどうかは、この枠組みをしっかりと構築していくことにかかっている、と言ってもよいのではないかと思います。



紀伊半島大水害時における消防団活動（左）行方不明者の捜索（右）災害ごみ撤去作業  
（写真提供：紀宝町）



港地区自主防災組織連絡協議会（四日市市）  
南が丘地区自主防災協議会（津市）  
（左）平成26年度4県連携自主防災組織交流大会（和歌山県）発表資料から抜粋  
（右）平成26年度三重県自主防災組織交流会発表資料から抜粋

なお、「三重県新地震・津波対策行動計画」の「選択・集中テーマ」において、防災人材が地域で活躍するための対策を「防災人材の水平展開」、防災教育を通じて次世代の防災の担い手を育てる対策を「防災人材の垂直展開」と呼び、防災人材の育成・活用についての必要性を述べました。

一方、本計画においては、どちらかと言えば、「個」よりも「組織」に焦点をあてて、組織の力を発揮するための人づくりの取組について必要性を訴えていますので、本項では、「地域の組織力」を活用した「防災の日常化\*」の定着という観点からの「水平展開」と「垂直展開」について述べていきたいと考えています。

まず、「地域の組織力」を地域コミュニティ全体に活かしていくこと、つまり、消防団と自主防災組織の活動を通じて、災害に対する住民の意識向上を図り、

訓練参加等の防災行動に結びつけ、さらに、こうした活動を県内各地域に展開していくこと、これを「地域の組織力による『防災の日常化』の水平展開」と呼びたいと思います。

次に、「地域の組織力」を世代間の人材育成に活かすこと、つまり、防災教育の推進を図ることはもちろん、次世代を担う人材（若者）が消防団や自主防災組織に参加し、組織の中で防災知識・技術を習得できる環境を創出し、若者が現在そして将来の地域防災の担い手として活動できるような取組を進めていくこと、これを「地域の組織力による『防災の日常化』の垂直展開」と呼びたいと考えます。

「防災の日常化」をめざすため、防災人材の育成・活用は欠かすことのできない要素の一つです。地域の組織力を高めながら、人材育成・活用の水平展開を図ること、そして、垂直展開を図ること、このことを常に念頭に置き、縦横に広がりを持たせた対策としていくことが重要だと考えています。

最後に、これらの取組を進める上で重要な役割を担っている「みえ防災・減災センター」について触れておきます。

平成26年4月、県と三重大学は共同で「みえ防災・減災センター」を設立しました。

活動の柱は、「防災に関する人材育成・活用」、「地域・企業支援」、「情報収集・啓発」、「調査・研究」の4分野から構成されています。

そのうち、本項のテーマである防災人材の育成・活用について、平成26年度は、市町防災担当職員を対象とした防災講座、みえ防災コーディネーター育成講座（女性限定）、女性を中心とした専門職防災講座、女性を中心とした自主防災組織リーダー研修、学校防災リーダー\*養成講座などを開講したほか、前述の「みえ防災人材バンク」の構築などの取組を進めているところです。

### (2) 取組方針

激化する自然災害に対して、迅速・的確に対応できる地域防災力を強化していくため、消防団と自主防災組織の充実・強化を図り、二つの組織が一つのまとまりをもって、災害対応にあたることができるよう、「人づくり」の新たな仕組みを構築していきます。

まず、消防団については、自主防災組織の運営、防災知識や技術の習得、消防団と自主防災組織の役割分担等についての指導・助言ができるよう、「みえ防災・減災センター」や消防学校の活用等を図りながら、消防団員を自主防災組織アドバイザーとして新たに養成していきます。

また、若年層消防団員の確保を視野に入れ、消防団に入団するメリットを提供できる仕組みの構築や、勤務地での消防団入団等にかかる各市町の入団要件の緩和など、被雇用者が入団しやすい環境づくりなどの取組も検討を進めます。

次に、自主防災組織については、自主防災組織の指導的立場にある方を対象とした研修の項目に、リーダーとして必要な知識・技能を習得する内容に加え、自主防災組織や消防団の役割と活動、消防団との連携を深める内容をさらに盛り込むなど、その役割についての自覚を高め、自主防災組織の活性化のために活躍できる人材の養成を図っていきます。

これら消防団と自主防災組織の連携の強化に向けては、自主防災組織アドバイザーとして養成された消防団員と、自主防災組織リーダー研修の修了者が共に、それぞれの組織の役割と課題について意見交換や情報共有を行う場を設けていきます。

そして、自主防災組織アドバイザーが実際に地域で活動を行うにあたり、活動の導入部において、防災技術専門員・指導員等を派遣し、助言や指導を行うなどの支援を通じて、消防団と自主防災組織が連携した訓練の実施など実践的な取組へと結びつけていきます。

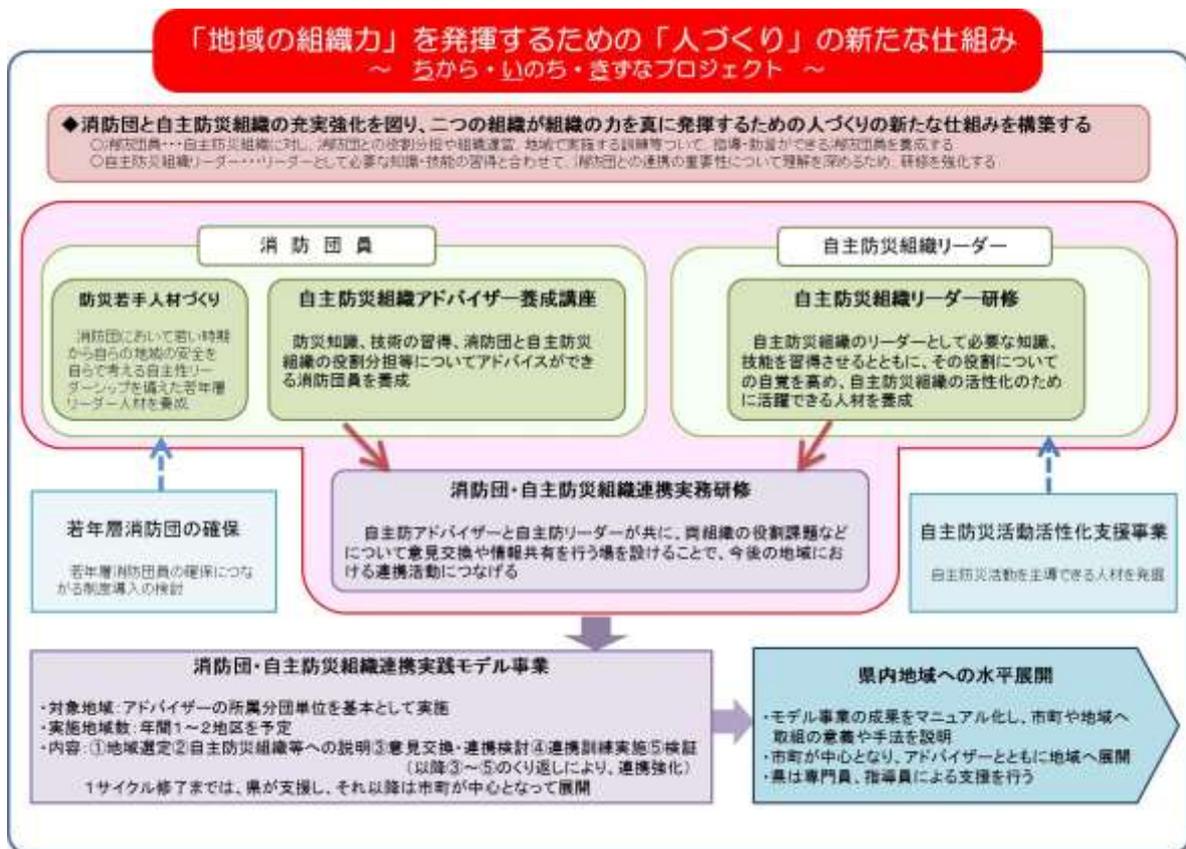
さらに、こうした活動への支援をいくつかの地区で実践し、そのノウハウをマニュアル等にまとめることにより、県内地域への水平展開を図るとともに、各地域での取組が自立した実践活動となることをめざしていきます。

なお、これらの取組を進めるにあたっては、「みえ防災・減災センター」が大きな役割を果たします。前述した自主防災組織アドバイザーを養成する講座の開講や、自主防災組織リーダー研修の企画・実施を担うなど、平成26年度にも増して、即戦力としての活用をめざした人づくりの取組を進めていきます。

また、同センターが構築した「みえ防災人材バンク」については、地域活動や研究分野で活躍する人材と場のマッチングを行うなど各地域の取組への支援を通じて、防災人材の活用を図っていきます。

これまで述べてきた、「地域の組織力」を発揮するための「人づくり」の新たな仕組み、これを、私たちは、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」と名づけます。

このプロジェクトを強力に推進していくことにより、「共助」の力を育み、ち・い・き（地域）の防災力、ち・い・き（地域）の災害対応力を高めていきます。



(3) 重点行動項目

- ◇ 自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成
- ◇ 地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化
- ◇ 実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり
- ◇ 消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の推進
- ◇ 「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用
- ◇ 「みえ防災人材バンク」を活用した人材の育成・活用

行動項目				担当部
<p><b>■自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成</b></p> <p>消防団員を防災分野におけるアドバイザーとして養成し、自主防災組織の育成強化に資するとともに、消防団と自主防災組織が平常時から協力、連携ができる体制づくりを進める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
自主防災組織アドバイザー養成講習による養成人数(累計)	-	30人	90人	
<p><b>■地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化</b></p> <p>消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
条例定数の充足率	95.1% (26.4.1)	95.3%	95.5%	
<p><b>■実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり</b></p> <p>自主防災組織リーダー研修をリニューアルして、研修カリキュラムに地域での訓練の企画・運営をはじめ、消防団活動への理解と連携を深める内容を盛り込むなど、より実践的な活動ができるリーダーを養成する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
自主防災リーダー研修による養成人数(累計)	-	60人	180人	

行動項目				担当部
<p><b>■消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の推進</b></p> <p>消防団から養成した自主防災組織アドバイザーと自主防災組織のリーダーが共に、それぞれの組織の役割や課題等について意見交換や情報共有を行う場を設ける。また、両組織が連携した訓練の実施など実践的な活動が地域で行われるよう支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体)  県民 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
消防団・自主防災組織連携実務研修の実施	—	1回/年	1回/年	
消防団と自主防災組織が連携した実践モデル地域数(累計)	—	1地域	5地域	
<p><b>■「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用</b></p> <p>三重県と三重大学が共同で設立した「みえ防災・減災センター」を通じて、市町や企業、県内他大学との連携・参画を進めながら、それらを結びつける「防災ハブ機能」を持たせるとともに、他県や国の研究機関等とも連携し、県内外のリソースを集結して「シンクタンク機能」も持たせながら、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、地域・企業支援等に取り組む。</p>				防災対策部 (他の取組主体)  県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
育成した人材が地域等を支援した回数	0.2回/年・人	3回/年・人	3回/年・人	
<p><b>■「みえ防災人材バンク」を活用した人材の育成・活用</b></p> <p>「みえ防災・減災センター」において、「みえ防災人材バンク」登録者に対して、地域で実践活動を行うための事前研修を実施するとともに、これらの人材と地域活動の場のマッチングを行うことで、人材の活用を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体)  県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
事前研修の実施	—	1回/年	1回/年	



コラム

みえ防災・減災センターがめざすもの

平成26年4月、三重県と三重大学が相互に連携・協力し、防災に関する人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的に、三重大学構内に「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」を設置しました。



県と大学が一体となった防災組織は全国初の取組です。

- (1) センターへの市町や企業、県内他大学の参画を進め、県内外の研究機関等と連携することで、シンクタンク機能を持ちながら地域の防災・減災対策を実践できるセンターをめざします。
- (2) 実践的なカリキュラムの構築、大学教員等によるOJT、育成者のネットワーク強化などに取り組み、「地域に信頼される防災人材」を育成することで、現場での人材活用や地域の防災活動への参画を促進します。
- (3) 防災対策・防災学習・防災研究に役立てるため、県内における防災・減災に関するさまざまな情報を収集することで、防災・減災アーカイブを構築し、県における防災の知の拠点をめざします。
- (4) みえ防災・減災センターが、三重県と三重大学の持つ強みを活かし、県内の市町、大学、企業、地域などを結びつける「防災ハブ」としての機能を持ちながら、各々の機関の連携を促進します。





## インタビュー

新谷 琴江氏（伊勢市女性消防団副団長、みえ防災コーディネーター、三重のさきもり）  
（三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議 委員）

現在の消防団に入ったのは、平成8年のことです。その後、みえ防災コーディネーター、災害ボランティアコーディネーターの養成講座や、美し国おこし・三重さきもり塾を受講し、現在も、みえ防災・減災センターが開講しているみえ防災塾で学んでいます。

私が、地域や防災とつながりを持てるようになったきっかけは、やはり消防団への入団がとても大きかったと思います。今では、消防団の一員として、日頃からさまざまな場所にお伺いし、応急手当講習や防災、火災予防などの普及啓発を行っています。また、災害現場を知る大切さを知るきっかけも消防団との関わりでした。平成23年の東日本大震災、紀伊半島大水害など、県内外を問わず、できるだけ現地に足を運ぶようにしています。現場を知っておかないと、被災された方々の痛みは分からないと思っています。現場に行くことによって新たなつながりもできる、これは私の大きな財産となっています。



以前と比べて、特に東日本大震災以降、消防団には地域防災面での活動がより一層求められるようになりました。私が所属する女性消防団は、大規模災害時には、消防団本部機能を担うことになっていますが、防災コーディネーターやさきもりの養成講座の図上訓練\*研修で得た経験を、まずは消防団の中で、そして将来的には各分団にも広めていきたいと思っています。

消防団の一員としての立場からみると、防災コーディネーターやさきもりが持っている知識や経験は貴重だと思います。なぜなら、消防団員がそれらを吸収できれば、訪問先でよりふくらみを持たせた普及啓発をすることができると考えるからです。そして、消防団員の大半は、それぞれの仕事を持っていますので、知識が増えて、場数を踏めれば、その経験を各職場で還元することもできるようになると考えています。

一方、防災コーディネーターやさきもりとしての立場からみると、私も含めて、仕事を持っている方々がやはり多いと思いますので、独力で地域に入っていくきっかけを切り拓き、新たな知識を得ながら活動を継続していくことは難しいと、二の足を踏んでしまうことが多分にあると思います。意欲ある県内の防災人材が、地域のために生き生きと継続的に活躍できる環境の整備を県にはリクエストしたいと思っています。

（平成27年1月インタビュー）

## 6 重点的取組5：すべての県民が自分の住むまちで起こりうる風水害リスクを知り、自ら判断し行動できるための対策を進める

### (1) 現状と課題

「危険な場所との認識はなかった。」

「昔からの住民に、あの山は崩れないと言われ、全く心配していなかった。」

「平成11年の広島豪雨の際も被害がなかったので他人事だと思っていた。」

「危険性を知らせてくれていたら、住む場所も身を守る方法も考えたのに。」

これらは、平成26年8月の広島市での土砂災害で被災された方々の言葉です。一方、今回の災害に際して、有識者は一様に以下のような指摘をしています。

「土砂災害は地形に左右される。自分が住む地域ではどんな災害が起きやすいのかを知っておくことが重要だ。」

未明に突如として襲いかかった土砂災害。被災住民の声から、予期せぬ事態に避難することもままならず、自分の命は自分で守るしかなかった、という当時の惨状を推し測ることができます。

「自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。」

国がまとめた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成26年9月）」には、このような「避難行動の原則」が示されています。

平成26年8月豪雨では、本県においても、台風第11号の接近時における避難行動などについて課題が見えてきました。

県民の皆さんが、事前に自分が住むまちや自宅の周辺で起こりうる風水害リスク（例えば、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域内に居宅がある、過去に浸水被害を受けたことがある、海拔ゼロメートル地帯に代表されるように標高が低い土地に居宅がある、道路途絶により孤立する可能性がある等）を知るとともに、防災気象情報について、その意味を知り強い関心を持って収集するなど、自ら判断し自ら行動することができるための防災啓発や環境整備など、必要な対策に取り組んでいかなければなりません。

地域で起こりうる風災害リスクについて理解を深める方法の一つとして、災害伝承の発掘や活用などが挙げられます。過去の地震・津波の教訓が刻まれた

石碑や供養塔などが有名ですが、こうしたものは風水害においても存在します。平成26年7月、長野県南木曾町で発生した土石流については、地元の人々は古くから「蛇ぬけ」と呼び、「同じ沢で40～50年おきに、蛇ぬけが起きる。」と言いつづけて、過去の土石流で犠牲となった方々を偲んで建てられた「蛇抜けの碑」も建立されていました。

また、前述した広島市では、平成11年にも大規模な土砂災害が発生しており、今回も同じような山すその新興住宅地が被害に遭うなど、15年前と同じことが繰り返されました。

ハード対策は一定の進展を見せていますが、人の意識は変わっていない。むしろ忘れ去られているのではないのでしょうか。

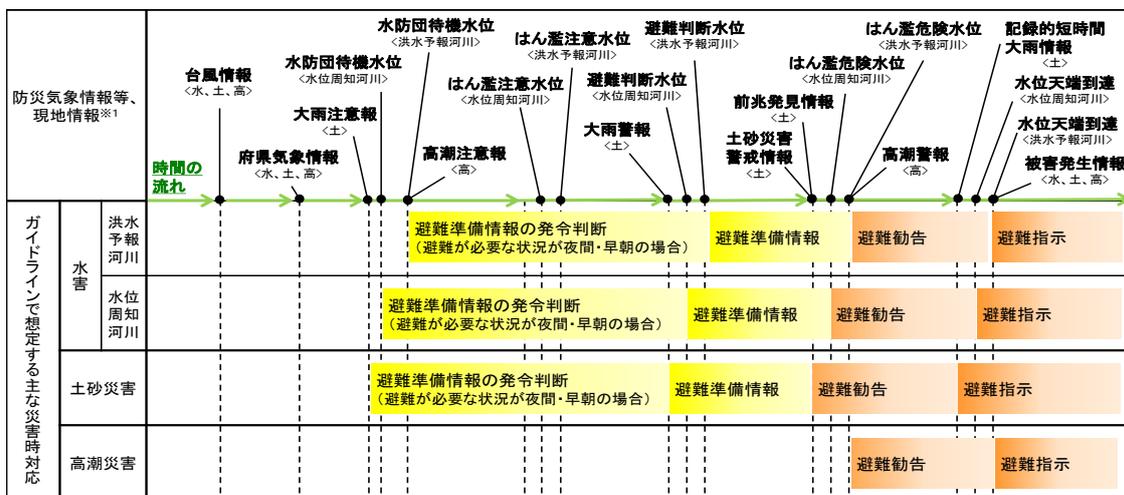
改めて、自分が住む地域を見直し、そこに潜んでいるリスクについて学び、理解を深めていく必要があると考えます。

次に、防災気象情報が有する意味、また、風水害の特性や特徴などの理解を促進していくことも重要です。

台風第11号が通過した後に実施した市町等との意見交換では、「避難勧告や避難指示の意味が、住民に理解されていないように思われる。」とか、「土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域についての周知・啓発が十分ではない。」といった意見が出されました。

また、下図に示されたような、避難情報が発令されるきっかけとなる、気象情報（大雨警報\*、注意報\*等）や土砂災害警戒情報などが、どのような意味を持っているのかを知ることも危険を回避する上では重要です。

【図表 大雨をもたらす台風が来る場合の防災気象情報等の標準的な発表の流れ】



※1:水害、土砂災害、高潮災害ごとの災害時対応の判断情報を<水、土、高>で区別

(内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成26年9月)」を基に作成)

こうした防災気象情報については、理解促進はもとより、分かりやすい提供という点においても、「防災行政無線\*による放送が聞こえにくい。」といった住民の意見があるなど課題を抱えています。そのため、市町では、さまざまな工夫や改善が積み重ねられているところです。例えば、津市では、防災行政無線による放送が聞こえにくいとの声を受け、放送のプロであるアナウンサーの助言を得て、屋外スピーカーから流れる言葉や話し方を分かりやすくしているほか、避難勧告や避難指示を伝達する音声放送の最初に、チャイム音ではなくサイレンによる警告音を鳴らして危険が迫っていることを伝えたり、従来の小学校区ごとの地区名に加え、避難対象となる自治会名も知らせるようにするなど、改善に取り組んでいます。また、鈴鹿市では、防災行政無線での呼びかけやサイレンに加え、寺の鐘を乱打する「早鐘」を併用することで、周知方法を増やそうとしています。さらに、尾鷲市では、平成26年4月に開設したエリアワンセグ放送\*を活用し、海沿いに設置した定点カメラの映像や気象台からの情報などを、いち早く住民に情報提供するための取組を始めています。

また、風水害の特性や特徴の理解については、当時、広島市では多くの住民が土砂災害の直前に、草木や土の濃いにおいをおいをかぎ取っていました。葉っぱの腐ったようなにおいがしたため、2階に避難した人もいました。

このような現象は土砂災害が発生する前兆現象として、全国各地から報告されています。知識として知っている、もしくは、知らないといったことが、場合によっては生死を分けることにもつながりかねず、事前の啓発に取り組んでいく必要があります。

住民の避難行動については、前述の意見交換の場において、「安全なところを選ぶのが避難のあり方だが、『垂直避難』という考え方については、まだまだ住民に伝わっていない。」とか、「避難所を尋ねる問い合わせが多く、住民が、自分が住む地区の避難所を承知していないことが分かった。」などの意見を聞くことができました。

このほか、「夜の9時頃に消防団による事前の個別訪問を行ったところ、寝るところを邪魔されて迷惑であったとの苦情が寄せられた。」とか、「過去の事例だが、以前、どんなに避難を促しても行動に移してもらえず、結局、最後はボートで救出するに至ったことがある。」などの意見も寄せられ、避難行動を起こそうとしない人も一部に存在することが確認できました。

的確な避難行動に関する理解がまだまだ広がりを見せていないことに加え、

そもそも避難所とはどのようなところなのか、多くの人にとって具体的にイメージできるものとなっていないのではないかと懸念されています。こうしたことも、避難を躊躇させる要因の一つとなっているのかもしれないと懸念されています。東日本大震災後、避難所の開設・運営を地域の住民が担うという流れができつつあります。実際、県内でも、住民主体の避難所運営訓練が各地で実施されるようになってきました。こうした機会を通じて、一人ひとりの避難行動を促進していくことが必要だと考えています。

なお、自力では、防災気象情報を受け取ったり、命を守るための避難行動をとることが困難な方々への対策も不可欠です。

市町における避難行動要支援者\*名簿の作成やそれに基づく個別計画の整備等を促進するほか、実際の訓練への参加促進など、地域で支えながら取組を進めていくことが必要です。

「1 重点的取組の設定にあたっての基本的な考え方」の項で、「発災までに時間的余裕のない風水害」への対策においては「公助」よりむしろ「自助」「共助」の果たす役割が重要だと述べましたが、実際、そのように時間的余裕のない場合、例えば、局地的大雨や竜巻のような風水害に襲われたとき、人はどのような行動をとることができるのでしょうか。

広島市の土砂災害事例をみても分かるように、取りうる行動の選択肢は限りなく少ないと言わざるを得ません。しかし、限られた選択肢の中で、私たちは身を守り、命を守らないといけません。

時間的余裕のない風水害の中でも、極端にリードタイムが少ない風水害の代表例が竜巻です。竜巻については、国の啓発パンフレットの中でも、低い黒い雲が接近したとか、急に冷たい風が吹くなど、竜巻が発生する兆しがみられたときや、発生を目の当たりにしたときの行動については、「待避する」という行動しか記載されていません。屋内にいた際は、建物の中心部に近い安全な部屋に移動すること、屋外にいた際は、屋内に待避すること、頑丈な構造物の側にうずくまること、といった行動が紹介されています。

また、同パンフレットでは、「住民意識の高揚が重要である。竜巻に限らず自然災害に対して危険予測、回避能力を高める教育が重要である。」との考え方が示されています。

地道な取組であるものの、こうした知識や対応について、粘り強く啓発を続

けていく必要があります。

一方、国に対しては、気象観測・予測精度を高めるための体制整備や技術開発などを要望していくことも重要です。

県では、平成26年6月に、「防災ノート\*」を改訂しました。この改訂では、従前の地震・津波に加え、風水害についても掲載することとし、突発的に発生する災害として、竜巻と局地的大雨についての記載を新たに盛り込みました。現在、この「防災ノート」を活用した防災教育が行われているところです。

【図表 防災ノート】

【小学生（低学年）版】

**(2) ほかのさいがいも知っておこう**  
いきなり起こるさいがいは、地震や津波だけではありません。どこで、いつおこるかはまったくわかりません。こんなさいがいをしていますか。



**たつまき**  
たつまきは、たいきがふあんでいくなときに起こります。どこで、いつ起こるかはまったくわかりません。  
いきがたつたれ 大きなものがとんでくる  
もし、右のしゃんのような たつまきを みたら、すぐがんじょうな たてものにはいつてもどから はなれた ところにいましょう。

**とつぜんの大雨**  
「せきらんうん」というくもがふらず大雨で、ときにはかみなりをとちなってみしがいかんにせまいはんいで、はげしくふる雨のことをいいます。  
どうろが川のように なったり、きゅうに川の水がふえたりします。  
いそいで、水のちかくからはなれましょう。

はれていてもきゅうに水がふえることがあります。  
どうろが川のようになる  
川の水がきゅうにふえる

【高校生版】

**(2) 他の災害も知っておこう**  
いきなり起こる災害は、地震や津波だけではありません。ここでは、竜巻と突発的な局地的大雨をとりあげます。

**竜巻**  
竜巻は、大気が不安定なときに起こります。どこで、いつ起こるかは全く分かりません。もし右の写真のような竜巻を見たら、すぐがんじょうな建物に入つて窓から離れたところにいましょう。

**屋根瓦が飛散 飛来物の衝突**  
竜巻が通過すると、屋根瓦や看板などが飛散し、人や物に衝突する危険があります。

**突発的な局地的大雨**  
「積乱雲」という雲が降らす大雨で、時には雲を伴って短い時間に狭い範囲で、はげしく降る雨のことをいいます。  
道路が川のように なったり、急に川の水が増えたりします。急いで、水の近くからはなれましょう。

降り続けても急に増水することがあります。  
河川の急激な増水

●三重県内の観測の全台風水害(他県も含めて、風水害にも注意しましょう)

発生年	1953	1953	1959	1961	1967	1971	1982	2004	2011
原田	観測	台風13号	伊勢湾台風	観測	台風34号	観測	台風10号と台風21号と台風	台風21号と台風	台風12号
発生地域	伊勢・伊賀	全域	全域	全域	全域	南勢(観測中)	全域	全域	全域
死者(行方不明者+行方不明者)	50	44	1,281	17	23	50	24	10	9

★また、きわめて大きな気象災害が予想されるときは、特別警報が発表されることになっています。地震と同様に注意しましょう。

なお、本項のテーマである、「県民の皆さんが自分で判断し自分で行動できるための対策」を進めるためには、そのベースとして、防災意識がしっかりと浸透していることが大前提となります。

このことに関連して、三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」の委員を務める三重大学の葛葉泰久教授は、以下のような提案をしておられます。

「普段から備蓄袋を点検しておくこと。そのためにも、袋の中に入っている

備蓄品を用いて、半年に一度、家の庭で、家族とバーベキューをやりましょう。火の使い方や器具の使い方になじんでおくことが大事です。」

こうした機会に、食事をしながら、家族防災会議を実施すれば、自ずと防災意識も高まるのではないのでしょうか。

普段の生活の中でのほんの少しの工夫、本県がめざす「防災の日常化」のあるべき姿そのものであり、こうしたことが、県民の皆さんの防災行動を強く促すことにつながっていくのではないかと思います。

### (2) 取組方針

県民の皆さんが自分の住むまちに潜む風水害リスクの把握や再点検ができるよう、例えば、地域が主体的に実施するタウンウォッチング\*への支援、出前トーク\*による防災講話など、さまざまな機会を通じて理解を促していきます。

また、「みえ防災・減災センター」では、「情報収集・啓発事業」として、平成26年度から「みえ防災・減災アーカイブ\*」の構築を開始しました。まずは昭和東南海地震に関する情報を集中的に収集しましたが、今後、伊勢湾台風や平成16年台風第21号による豪雨災害、紀伊半島大水害など風水害に関する情報収集を行うなど、過去に起こった風水害を、現在に分かりやすく伝え、後世に伝承していきます。さらに、「調査・研究事業」として、風水害像の「見える化」に関する調査研究の取組も開始しました。これらの成果については、ホームページやイベント、防災講話などを通じて情報発信していきます。

防災教育については、平成26年度に改訂した「防災ノート」を活用し、児童生徒に対して風水害についての理解を深めていきます。

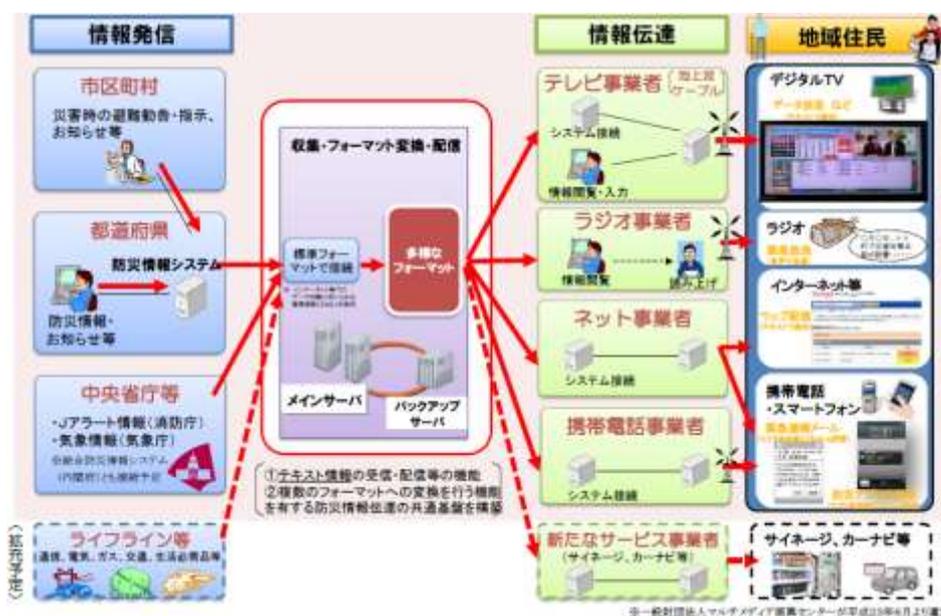
次に、前述した出前トークによる防災講話などを通じて、防災気象情報が有する意味についての理解を深めていきます。また、分かりやすい情報提供に関しては、近年、スマートフォンの普及により、どこにいても、最新の情報から危機を察知することができる環境が整ってきました。「防災みえ.jp」の加入促進、市町による「緊急速報メール\*」の導入促進、国が主導する「Lアラート（公共情報コモンズ）\*」の運用など、取りうる手段を講じていきます。

## 第5章 課題解決に向けた重点的取組

的確な避難行動の理解や促進については、地域住民による避難所開設や運営にかかるルールづくり、訓練の実施など、地域ぐるみで取り組む活動をきめ細かに支援することにより、いざという時に、とるべき避難の方法を理解していただき、状況に応じた避難行動に結びつけていくための取組を推進していきます。

最後に、本計画では、巻末の「参考資料」に、「県・市町等が発行・情報提供している防災ガイドブックやハザードマップ等」という項を設け、防災ガイドブックやハザードマップ、マニュアルなどをまとめて一覧化しています。ガイドブック類のさらなる活用を図り、防災啓発に役立てていきます。

【図表 Lアラート（公共情報 commons）の概念図】



(3) 重点行動項目

- ◇ 風水害に関する防災啓発の推進
- ◇ 「みえ防災・減災アーカイブ」の充実
- ◇ 防災ノート等の活用による防災教育の推進
- ◇ 「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進
- ◇ 「緊急速報メール」の市町への導入促進
- ◇ 「Lアラート（公共情報コモンズ）」の円滑な運用
- ◇ 三重県避難所運営マニュアル策定指針\*の活用促進

行動項目				主担当部												
<p><b>■ 風水害に関する防災啓発の推進</b></p> <p>自分の住むまちで起こりうる風水害リスクについての理解や、防災気象情報が持つ意味についての理解など、県民に対して風水害に関する防災啓発を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発回数(累計)</td> <td>14回</td> <td>30回</td> <td>60回</td> </tr> <tr> <td>風水害シンポジウム・セミナーの開催数</td> <td>1回/年</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発回数(累計)	14回	30回	60回	風水害シンポジウム・セミナーの開催数	1回/年	3回/年	3回/年	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
啓発回数(累計)	14回	30回	60回													
風水害シンポジウム・セミナーの開催数	1回/年	3回/年	3回/年													
<p><b>■ 「みえ防災・減災アーカイブ」の充実</b></p> <p>平成26年度に構築した「みえ防災・減災アーカイブ」について、伊勢湾台風、平成16年台風第21号による豪雨災害、紀伊半島大水害といった過去の災害情報を収集するなど、市町や地域、県民の防災力向上の取組に活用できるよう、内容の充実を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アーカイブ化した災害の数(累計)</td> <td>1件</td> <td>2件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	アーカイブ化した災害の数(累計)	1件	2件	4件	防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
アーカイブ化した災害の数(累計)	1件	2件	4件													

行動項目				主担当部												
<p><b>■防災ノート等の活用による防災教育の推進</b></p> <p>公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施する。また、私立学校についても、積極的な活用を促していく。</p>				教育委員会 環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	100%	100%	100%					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	100%	100%	100%													
<p><b>■「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進</b></p> <p>「防災みえ.jp」メール配信サービスは、気象警報・注意報のほか河川水位情報等、多数の気象情報を配信していることから、県民の迅速な避難行動を促すため、当該メール配信サービスへの加入促進を図る。また、メール配信サービス以外に、利用可能な多様な手段を活用し情報を提供する。</p>				防災対策部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メール配信サービス登録者数</td> <td>43,045人 (26年末)</td> <td>50,000人</td> <td>50,000人</td> </tr> <tr> <td>多様な手段による情報提供</td> <td>提供のあり方 検討着手</td> <td>提供のあり方 検討完了</td> <td>情報提供</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	メール配信サービス登録者数	43,045人 (26年末)	50,000人	50,000人	多様な手段による情報提供	提供のあり方 検討着手	提供のあり方 検討完了	情報提供	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
メール配信サービス登録者数	43,045人 (26年末)	50,000人	50,000人													
多様な手段による情報提供	提供のあり方 検討着手	提供のあり方 検討完了	情報提供													
<p><b>■「緊急速報メール」の市町への導入促進</b></p> <p>大規模災害時にいち早く情報を伝える手段として、緊急速報メールの導入が県内全市町において進むよう、3キャリア（NTT Docomo、KDDI、Softbank）加入にまだ至っていない市町に対して導入促進を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急速報メール3キャリア加入市町数</td> <td>27市町</td> <td>29市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	緊急速報メール3キャリア加入市町数	27市町	29市町	29市町					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
緊急速報メール3キャリア加入市町数	27市町	29市町	29市町													

行動項目				主担当部
<p>■「Lアラート（公共情報コモンズ）」の円滑な運用</p> <p>県民に災害情報を提供するため、公共情報コモンズへの情報発信を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
Lアラート(公共情報コモンズ)への確実な情報発信率	提供開始	100%	100%	
<p>■三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
取組市町数	8市町	15市町	29市町	





コラム

防災情報の入手先

～平成26年度防災に関する県民意識調査\*から～

あなたは普段、気象や災害についての情報をどこから入手していますか。  
(複数回答)

		<H26>	<H25>
<input type="checkbox"/> テレビ	→	96.6%	95.7%
<input type="checkbox"/> 新聞	→	53.7%	53.4%
<input type="checkbox"/> 携帯メール	→	49.9%	36.4%
<input type="checkbox"/> ラジオ	→	35.3%	39.7%
<input type="checkbox"/> インターネット（「防災みえ.jp」以外）	→	24.7%	22.5%
<input type="checkbox"/> 市町の防災行政無線	→	24.4%	24.1%
<input type="checkbox"/> 家族から	→	20.2%	16.0%
<input type="checkbox"/> インターネット （県の防災ホームページ「防災みえ.jp」）	→	15.0%	11.9%
<input type="checkbox"/> 友人、知人から	→	13.0%	12.2%
<input type="checkbox"/> 県や市町の広報誌	→	10.8%	11.2%
<input type="checkbox"/> 町内会、自治会を通じて	→	9.6%	11.5%
<input type="checkbox"/> 消防署・消防団を通じて	→	3.7%	4.2%
<input type="checkbox"/> 雑誌	→	1.7%	1.7%
<input type="checkbox"/> 街頭の電光掲示板	→	1.4%	1.5%
<input checked="" type="checkbox"/> どこからも入手していない	→	0.1%	0.2%

気象や災害等の防災情報の入手先について、「テレビ」からの情報入手が96.6%と最も高く、次いで「新聞」の53.7%となっています。これらについては平成25年度と比較しても、大きな変化は見られませんが、一方で、携帯メールやインターネットから情報を入力される人の割合が増加しています。





コラム

## 避難行動の原則

～避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインから～

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」では、「自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である」として、以下のような行動事例が示されています。

- 激しい降雨時には、河川には近づかない。
- 小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。
- 自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、大雨注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- 避難勧告が出されなくても、「自らの身は自分で守る」という考え方のもとに、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。
- 市町村は、住民の安全を考慮して、災害発生の可能性が少しでもある場合、避難勧告を発令することから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。
- 小河川等による浸水に対しては、避難勧告が発令されないことを前提とし、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で上階等への待避等を行う。
- 小河川等による浸水に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。
- 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に避難するとともに、市町村にすぐに連絡する。
- 土砂災害危険区域等に居住していて、避難勧告が発令された時点で、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上階の谷側に待避する。
- 避難勧告等の対象とする区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくてもよいというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとる。

## インタビュー

多森 成子氏（気象予報士、気象キャスター）

平成15年に気象予報士になりました。当時は、気象予報士が世間の注目を集め、その制度が定着しつつある時期でした。背景として、極端な大雨や極端に暑い日など気象現象が極端化の様相を見せていました。そして、気象災害も増えていました。気象予測は、人々の生活や財産、そして時には、命にもつながるものです。きちんと気象を解説することについての必要性が社会の中で高まってきていました。



気象予測の中で、「大気の状態が不安定」という言葉が登場したときは、要注意です。晴れていても、局地的大雨や竜巻など突然激しい気象現象が発生する可能性があります。漠然とした言葉に聞こえるかもしれませんが、気象キャスターは、この言葉を用いた後に、「なぜ不安定なのか。」「どのようなことが起きると予測されるのか。」「といったことを必ず伝えるようにしています。要注意のキーワードだと思ってください。

特に、竜巻のようにスケールの小さな気象現象ほど、「いつどこで」という予測が難しくなるだけに、直前の情報やリアルタイムの情報が、より重要性を増します。情報を得る機会を逃さないことも大事です。

県民の皆さんに求めている行動としては、防災を非日常のものとしなないことだと考えています。例えば、避難訓練の機会があれば、それを特別なものとしなないことです。訓練で学んだ避難経路を、毎日の散歩やジョギングのコースとすれば、訓練は非日常のものではなくなります。普段の生活の中に取り入れていくことにより、とっさの時に行動できるようにしておくことが大事です。

気象情報の収集についても同様です。普段の生活の中で、正しい情報、必要な情報を取り入れながら、気象の変化に気づいていただきたいと思います。変化に気づいたら、「この先、どんなことが起こるのだろうか。」と考えてください。そして、考えたら、即、行動に移してください。

気づき、考え、行動する。そのために、私たち気象キャスターが伝える気象情報があるのです。

これからも、県民の皆さんの行動につながるような気象情報を分かりやすく伝えていきたいと思っています。

（平成27年1月インタビュー）

## 7 重点的取組6：風水害対策の最前線で「公助」の役割を担う市町の災害対応力を充実・強化するための対策を進める

### (1) 現状と課題

災害対策基本法が制定された昭和36年、全国の市町村数は3,472で1市町村あたりの面積は108km<sup>2</sup>でしたが、市町村合併が進んだ結果、市町村が広域化、平成26年には市町村数は1,718まで減少した一方、1市町村あたりの面積は220km<sup>2</sup>に拡大しました。

このことは、三重県でも同様であり、同じく昭和36年当時の市町村数は72で1市町村あたりの面積は80km<sup>2</sup>、その後、昭和48年から平成15年までは69市町村で推移（同面積については83km<sup>2</sup>）し、現在の市町村数は29、同面積については約2.5倍の199km<sup>2</sup>にまで拡大しました。

行財政改革の進展により職員数が減少する中で、合併を実施した市町では管轄区域が広がったこともあり、個々の現場まで目を行き渡らせたくても、なかなか届きにくい状況とならざるを得ない、これが実情であり、防災対策上の大きな悩みの一つとなっているのではないかと思います。

本章で何度か触れている「市町等との意見交換」では、市町担当者から、「職員数が合併前の約7割にまで減少する中、管内面積は膨大なものとなった。各地に散らばる避難所の開設業務だけでも、大変な作業となっている。このような状況の中で、大規模災害に対応できるのか、正直不安がある。」との声も聞かれています。

災害発生時、迅速な応急対策活動を展開するためには、住民に一番近いところで「公助」の役割を担う市町において、十分な災害対応力が発揮されることが重要です。

「みえ防災・減災センター」では、平成26年8月から9月にかけて、全5回にわたり「市町防災担当職員を対象とした防災講座（初動期）」を開催しました。これは、災害対応の特に初動期における実践的な知識、ノウハウ、スキルの習得を目的としたもので、新たな人材育成の取組として、市町から延べ109人の受講がありました。

前述の「市町等との意見交換」では、「広島市の土砂災害時の行政の対応を自組織にあてはめたとき、自分たちでも的確に対応できたかどうか分からない。」との意見が出されるなど、「実践的な災害対応力を身につけたい。」というニー

ズは元々高まっていたのではないかと推察されます。

講座では、災害関連法の体系や災害情報の共有手法、災害時要援護者対策についての理解のほか、宮城県多賀城市や紀宝町での災害対応の実例、図上訓練の企画と実施方法などを学びました。

以下のコメントは、研修後に実施したアンケートでの、受講者からの評価の一部です。

「これまで、災害対応に従事された方の話を直接聞く機会がなかったので、説得力があり有意義であった。」

「今後、避難所運営マニュアルの作成に向けて、地域を支援する予定であるため、大変参考になった。」

「図上訓練は、企画段階から、ねらいや目標とする到達レベルなどを、しっかりと考えておかないといけないことが分かった。」

こうした声を受け、引き続き、実践的な研修カリキュラムを提供することにより、市町の人材育成の取組を支援していく必要があると考えています。

また、繰り返し取り上げてきた平成26年台風第11号の対応検証については、避難勧告・指示の発令にかかる課題として、「あらかじめ避難勧告等の発令基準、発令文、対応すべき業務を検討していたため、迅速に発令することができた。」という市町がある一方、「避難勧告・指示にかかる基準が未整備である。」とか、「災害の危険性の高い地域に絞って、避難勧告等を出したいが、特に土砂災害については難しい。」など、避難情報の運用面での課題を挙げる市町もありました。

この検証作業を進める中で、平成26年10月に開催した「三重県市町等防災対策会議」では、伊勢市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（平成26年3月）」を先進事例として紹介いただいたほか、その後、11月に再度開催した同会議では、検証結果を市町・消防本部と共有するとともに、会議にあわせ、内閣府の担当者からは「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」について、また、福井市の担当者からは平成16年福井豪雨を受けて取り組んできた対策についての講演もいただきました。



三重県市町等防災対策会議

次に、避難所の開設・運営にかかる課題についても、「避難所開設を待ったため、避難情報の発令に時間を要した。」とか、「市内全域で同時に避難所を立ち上げる際、避難所開設の要員をどう確保するのかについて課題が残った。」など、対応に苦慮された市町がありました。さらに、避難行動という点に関しては、前項でも触れたとおり、「避難所を認知していない住民が多数に上る。」というような実態も明らかとなりました。

県では、平成25年1月に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」において、三重県がめざすべき避難所運営の姿を「避難者がそれぞれ何らかの役割を持ち、自立的な運営を行うこと」として述べています。

避難所の開設・運営を市町主体から住民主体へと移行させることで、市町職員は当該業務に要した時間を他の災害対応業務に振り替えることもできるようになります。

このように、市町とともに行った検証作業では多くの課題が挙げられましたが、実はこれらの課題は、以前よりあったはずであり、大雨特別警報\*の発表というこれまで経験したことのない事態が、これらの課題を顕在化させることになったにすぎないのではないのでしょうか。

さらに、今回の経験から見えてきたことの一つとして、避難勧告や指示が空振りに終わった際に、「なぜ、今回は空振りとなったのか。」「こういう理由で勧告（指示）の判断をした。」ということについての住民への事後の説明が、これまで不十分だったのではないかと、ということが挙げられるのではないかと思います。今回の大雨特別警報は、今後、避難情報に対する住民の信頼感をより高め、その結果、市町職員の災害対応がより円滑に進められるようになるためには、事後における丁寧なフォローアップの取組が欠かせないということを私たちに教えてくれることになったのではないのでしょうか。

市町職員の人材育成のほか、検証を通じて明らかになった課題の解決に向け、市町の災害対応力の充実・強化が図られるよう、市町とともに取組を進めていくことが必要です。

### (2) 取組方針

本章の「重点的取組4」の項で述べたように、消防団と自主防災組織、さらにその活動を支援・補完する、みえ防災コーディネーターと三重のさきもり、これらの組織や人材を、平時の防災活動に加え、有事の災害対応の際にも活かしていくために、市町職員には、自らの地域の防災力を把握し、その担い手と

なる組織や人材の全体像をしっかりと掌握できる能力が求められることから、彼等が実践的な災害対応を学ぶことができるよう、引き続き、「みえ防災・減災センター」において、研修を企画・実施していきます。

また、市町が実施する図上訓練に対して、防災技術専門員・指導員が直接的な指導やアドバイスを行うなど、災害時における市町の体制整備の強化にも取り組んでいきます。

避難勧告・指示の発令にかかる課題解決に向けては、引き続き、県内外の取組の優良事例の収集と情報提供に取り組むとともに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、発令基準が未整備の市町に対しては整備を促すとともに、整備済の市町に対しても、同ガイドラインに沿った再点検を促すなど、市町が迷うことなく迅速に避難にかかる判断ができるよう、必要な支援に取り組んでいきます。

避難所の開設・運営にかかる課題解決に向け、現在、県では、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を用いて、避難所単位の運営マニュアル作成が進むよう、「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つとして、県内各地域への水平展開を図っているところですが、風水害対策としても、市町、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して取り組んでいきます。

さらに、今後は、台風第11号の対応検証をふまえて、毎年、出水期（6～10月）までに、「三重県市町等防災対策会議」を開催することとし、災害対応に向けての連絡体制の確認や情報共有等を図っていくこととします。

また、避難勧告等の発令基準の運用にかかる課題等についても、今後、避難勧告等の発令を要した災害対応後に、同会議を開催するなどして、マニュアル等に定めた発令基準が避難勧告等の判断に活かされたかどうかの確認など、運用上の検証を行い、市町が発令基準の運用にあわせて、継続的に見直しや情報共有も行えるよう支援していきます。

### (3) 重点行動項目

- ◇ 市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施
- ◇ 市町における図上訓練の実施支援
- ◇ 市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進（再掲）
- ◇ 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進（再掲）

行動項目				担当部								
<p><b>■市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施</b></p> <p>市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町職員防災研修の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	市町職員防災研修の実施	1回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
市町職員防災研修の実施	1回/年	1回/年	1回/年									
<p><b>■市町における図上訓練の実施支援</b></p> <p>市町が実施する図上訓練に対して、防災技術専門員・指導員を派遣するなど、市町の災害対応力を高めるための支援を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組支援市町数</td> <td>12市町/年</td> <td>20市町/年</td> <td>20市町/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組支援市町数	12市町/年	20市町/年	20市町/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
取組支援市町数	12市町/年	20市町/年	20市町/年									
<p><b>■市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進（再掲）</b></p> <p>国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、市町に対して、避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の実施を促進する。</p> <p>また、市町が、避難勧告等を発令する際の参考となるような、基準の運用や取組事例について情報収集・共有を図るほか、今後、避難勧告等の発令を要した災害対応後に市町とともに検証を行うなど、継続的な見直しにつなげていくための支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重州市町等防災対策会議等での検証</td> <td>3回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	三重州市町等防災対策会議等での検証	3回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
三重州市町等防災対策会議等での検証	3回/年	1回/年	1回/年									
<p><b>■三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進（再掲）</b></p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組市町数</td> <td>8市町</td> <td>15市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組市町数	8市町	15市町	29市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
取組市町数	8市町	15市町	29市町									

## インタビュー

奥野 幸司氏（津市危機管理部 次長）

津市では、風水害対策として、これまで河川の氾濫対策に力を入れてきました。

平成26年8月の台風第11号の接近時には、それぞれの河川の水位観測所ごとに、あらかじめ避難準備情報\*、避難勧告、避難指示を出す水位の基準を定めていたため、それを超えた場合、直ちに避難を呼びかけることができました。

かつて避難情報を出す際、判断に時間を要することもありましたが、今回、状況変化にあわせて、きめ細かく即応することができたと考えています。

ポイントは、マニュアル化と人材の活用です。もしものときに慌てたり判断に迷うことのないよう、事前に「津市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、細かく手順を決めていました。また、災害対応の知識やノウハウを有する市職員を有効に活用するため、危機管理部の業務経験者が災害対策本部に応援に入る体制を敷いて対応にのぞみました。

このほかにも、平成24年度から、主に一志地域を流れる波瀬川において、地域住民、学識経験者、国、県等の関係者を交えて、避難を呼びかける基準となる水位の見直しや、避難対象となる地域を細かく設定するなどの検討を行う場を設けてきました。今回の台風第11号では、その見直しに沿った対応をとることができたとともに、検討を通じて流域住民の皆さんの危機意識が高まったことから、避難率の向上にもつながりました。今度は、雲出川下流部において、同様の検討を進めていきます。

しかし、まだまだ課題も残されています。例えば、土砂災害や観測所がないために水位を把握できない中小河川の氾濫については、避難にかかる判断が難しいのが実状です。そこで、地元の人たちの力を借りることが大事だと考えています。過去の災害履歴など地域のことを一番よく知っているのは地元の人です。自主防災組織など地元の人たちとの話し合いを重ね、どのような基準やタイミングでの避難の呼びかけが望ましいのか、地域の意見を大切していきたいと考えています。

防災において、情報発信は極めて重要です。これからもきめ細かく、また分かりやすく情報を発信していくことができるよう取組を進めていきます。

（平成27年1月インタビュー）





## インタビュー

森 亨氏（大台町総務課 特命監）

（三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議 委員）

大台町は、約10年前の平成16年台風21号豪雨により、旧宮川村地域に大きな被害を受けました。

これをきっかけとして、県においては、土砂災害警戒区域と特別警戒区域の指定に関する調査を一気に進めていただき、町域全てで指定が完了しました。

中山間部に位置する大台町では、町内の至るところが、警戒区域もしくは特別警戒区域となっています。特に、宮川の上流部に行けば行くほど、警戒区域から外れているところを探すのが難しいほどです。



指定にあたって住民説明会を開催するとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布を行ってきました。自分の暮らす場所が土砂災害の危険性があることを認識していただくことが重要ですので、引き続き啓発に努めています。住民の皆さんからは、さまざまな反応が返ってきます。ハード対策を求める声もあがります。しかし、ハード対策は、その効果が発現するまでに時間を要します。また、多額の費用も必要です。そこで、早期避難などソフト対策の重要性をあわせて訴えるようにしています。

町の体制整備としては、台風接近時、特に孤立する可能性のある地区等に事前に職員を配置しています。結果として、空振りになることも多いですが、いざという時、現地に職員がいないと情報が取りづらくなります。

また、土砂災害のおそれがある場合の避難勧告の基準も独自に整備しました。雨量の実測値から土壌雨量指数を算出し、その数値を避難勧告を発令する目安としています。基準を定めたことにより、以前と比べて勧告を出す判断がしやすくなりました。さらに、同報系・移動系の防災行政無線の整備、戸別受信機の設置、衛星携帯電話\*の配備なども進めています。

これらはすべて、平成16年宮川豪雨の教訓に基づくものであり、順次、対策として進めてきました。

しかし、悩みもあります。避難勧告を出したとしても、なかなか住民の皆さんの避難にはつながりません。そこで、避難行動の大切さを認識していただけるよう、自主避難所を開設するという取組を始めました。これは、避難勧告を発令する前段階で、地区別に配置した職員が8箇所の避難所を開設し、あわせて早期の自主避難を呼びかける広報も行うという取組です。こうした行政の取組に呼応し、自主的に避難所を開設する自治会も出てきました。

これからも、土砂災害警戒避難体制づくりに力を入れていくことで、避難への意識を高め、早期の避難行動を促進していきたいと考えています。

（平成27年1月インタビュー）

## 8 重点的取組7：風水害による孤立に備え、また孤立からの早期解消に向けた対策を進める

### (1) 現状と課題

土砂災害等が発生した場合、特に中山間地域や沿岸地域では、道路への土砂堆積等によって外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態、つまり「孤立」の発生が懸念されています。

紀伊半島大水害では、激しい雨の影響による土砂の崩落や河川の氾濫等により、車両等の通行が不可能となった結果、県内の22箇所（いなべ市1箇所、大台町5箇所、尾鷲市2箇所、熊野市11箇所、御浜町1箇所、紀宝町2箇所）で孤立地区が発生しました。

このとき、県の防災ヘリコプターをはじめ、関係機関による懸命の救出・救助活動や救援物資の搬送などが行われたほか、道路復旧に向けた迅速な作業が展開されました。そして、県が災害対策本部を設置した9月1日から数えて11日目となる9月11日、孤立地区がすべて解消されました。

こうした孤立の発生事由は、大雨に起因する土砂災害や洪水に限ったことではありません。東日本大震災において多くの孤立地区が発生したことは広く知られていることですし、降雪によっても孤立は発生します。

平成26年2月の記録的な大雪については、第2章の「3 近年の風水害事例の検証」の項でも触れましたが、山梨県では一時全県が孤立状態となり、中央自動車道やJR中央線の復旧に3日以上要しました。また、群馬県、埼玉県、東京都、長野県、静岡県などでも孤立が発生し、通行等が回復し、すべてが解消されるまでには1週間以上を費やしました。

孤立状態が長期化し、水や電気などのライフラインも途絶した場合、生活は日に日に困窮度を増していきます。また、物資も不足してきます。さらに、医療受診の困難さという課題も急浮上してきます。

また、一般的に、孤立が想定される地区では、人口減少や高齢化が進んでいることが多く、地域の防災力の低下も不安視されています。

紀伊半島大水害によって、風水害対策の中でも、孤立地区対策は必須の対策であることが改めて浮き彫りとなりました。これらのことをふまえ、孤立地区対策についても、重点的な取組の一つとして進めていく必要があります。

さて、孤立地区対策では、「平時から孤立に備える」という発災前の対策と、「孤立からの早期解消を図る」という発災後の対策、これら二つの側面が考え

られます。

まず、「平時から孤立に備える」という観点で、本県の現状を押さえておくことにします。

国が実施している、孤立想定地区にかかる状況調査の平成25年度結果によると、県内で孤立が想定される地区は、392地区に上ります。そして、このうち、非常用の通信手段を有している地区は65.6%、また、避難所施設に非常用の電源設備を備えている地区は22.4%となっています。

通信が途絶すると、緊急連絡や安否確認等を迅速に行うことができず、発災初動期の救出・救助活動の遅れにつながります。また、停電が続くと、夜間の照明確保に支障を来すほか、通信手段を動かすための電源確保も困難となります。引き続き、必要な整備の進捗を図っていく必要があります。

また、「備え」という点では、県ではこれまで、「少なくとも災害発生後72時間は、自らの力で生き延びる手立てを講じてください。」と県民の皆さんにお願いし、その手立ての一つとして、水や食料などの「個人備蓄」を、防災啓発など事あるごとに推奨してきました。

しかし、残念ながら、個人備蓄はなかなか進んでおらず、県が毎年度実施している「防災に関する県民意識調査」の結果によれば、「3日以上飲料水を備蓄している割合」は、平成25年度の32.3%に対して、平成26年度は31.6%、「3日以上食料を常に確保している割合」は同じく26.0%に対して、27.2%と、ほぼ変わらぬ水準で推移しています。

この調査結果を、孤立地区対策という視点で見れば、孤立が想定される地区にこそ、間違いなく、こうした「自助」の取組が必要なはずで

す。個人備蓄の定着をめざし、今後も粘り強く啓発活動を続けていく必要があります。

次に、孤立発生に伴う医療受診の課題については、現在、県内各地域において、医療機関、医師会や薬剤師会等医療関係団体、消防本部、警察署、市町、保健所などの関係機関により、平時から連携できる体制づくりが進められていることから、こうした体制等を活用しながら、例えば、住民の健康状態の把握、医療の必要な人の把握等を事前に進めておくなど、いざという時に迅速に情報を共有し、対応できるようにしていくことが必要です。

さらに、孤立防止に向けた事前の対策としては、それぞれの孤立地区を対象とした対策に加え、三重県の地形特性から、特に県南部においてエリア全体が孤立することを想定した対策も必要です。

とりわけ東紀州地域では、「命の道」として、紀勢自動車道や熊野尾鷲道路などの幹線道路の整備を進めてきたところであり、これらの整備の進捗は、孤立

の解消にも大きく貢献しているのではないかと考えられます。

これまで、ほぼ唯一の幹線道路であったと言ってもよい国道42号では、雨量規制や土砂災害等の発生により、しばしば通行止めが発生してきました。紀伊半島大水害の折には、尾鷲市南浦地内で45時間20分、熊野市飛鳥町大又地内で57時間20分もの間、通行不能となるなど、複数箇所での通行が不可能となりました。

引き続き、県南部の近畿自動車道紀勢線等のミッシングリンク\*となっている区間における、事業化区間の早期供用及び未事業化区間の早期事業化に努めていくとともに、災害時に人員や物資などの交通や輸送が確保されるよう、緊急輸送道路\*の整備を着実に進めていく必要があります。

次に、「孤立からの早期解消を図る」という観点では、道路が土砂災害等により閉塞したとき、堆積土砂などの除去や段差修正を行う、道路啓開\*を迅速に実施していくことが必要です。

現在、孤立が懸念されている熊野灘沿岸部における活動展開のため、道路啓開にあたる建設企業の担当区間を定めた道路啓開マップ\*を策定し、国、市町、建設企業と連携して同マップに基づく訓練を行うなどの取組を進めているほか、必要な資材を備蓄する道路啓開基地\*の整備等に取り組んでいるところです。

また、紀伊半島大水害の発生をふまえて、県では、総合防災訓練のあり方を大きく見直してきたことは、第1章の「3 三重県の風水害対策の取組」の項で述べました。

平成25年9月の紀南地域での総合防災訓練では、孤立地区への救出・救助体制をより強化するため、巨大地震により陸路が断絶され孤立地区が発生した、との想定のもと、ヘリコプターとのサインによる安否確認等の伝達訓練や、空と海からの重病者の救助・搬送訓練、物資搬送・受入訓練を実施しました。

また、平成26年11月に志摩市において実施した同訓練においても、孤立の発生を想定し、人工衛星画像により道路の寸断等を判断し、孤立地域を確定するなどの訓練に取り組みました。

他県の事例ですが、平成16年の新潟県中越地震では、新潟県小千谷市において、土砂災害により移動が不可能となったため、地面に文字を書き、ヘリコプターに救助を求めたことがあるほか、東日本大震災においても、宮城県南三陸町の志津川中学校の校庭にSOSの文字を大きく書き、救助要請を行ったなどの事例があります。

これらの訓練や災害事例は、地震・津波によるものですが、風水害においても、対策の必要性は変わるものではないと考えています。

さらに、空路からの救出・救助活動を円滑に展開するために必要となる対策

が、航空燃料の確保・供給にかかる体制の整備です。

この対策については、「三重県新地震・津波対策行動計画」でも、「選択・集中テーマ」の「重点行動項目」に位置づけ、以下のように現状を述べました。

現在、航空燃料については、ヘリコプターの運航基地である伊勢湾ヘリポート（津市）において供給されていますが、特に、東紀州地域における効率的な運用という課題に直面しています。ヘリコプターの無給油での飛行時間は2時間が限界です。一方、伊勢湾ヘリポートから熊野までは往復70分を要します。つまり、往復の飛行時間を考慮したとき、現地での活動時間は1時間に満たないのが現状です。

孤立地区における救出・救助活動や救援物資の搬送、被害調査などの応急対策活動が展開できるよう、より効率的にヘリコプターを運用するための対策を進めていく必要があります。

## （2）取組方針

まず、「平時から孤立に備える」という観点での対策について、県では、地域の防災・減災対策を推進するため、市町が主体的に取り組む衛星携帯電話や防災行政無線戸別受信機の整備など、通信手段確保のための取組を支援しています。引き続き、これらの取組を支援していくほか、孤立に備えるための避難所整備においては、非常用発電機の整備など、備えをより十分なものとしていく取組についても進めていきます。

個人備蓄の促進にあたっては、特に孤立が想定される地区に対して、「自分たちが住んでいる所は、孤立が想定される地区である。」という認識をまずは持っていていただくことが重要です。こうした認識を深めることが大切であることは、本章の「重点的取組5」の項においても、「地域で起こりうる風水害リスクを、県民の皆さんに認識していただくことが大事である。」と述べてきました。その上で、たとえ孤立したとしても、自分たちの力で生き延びるため、水や食料だけでなく医薬品等も含め、個人備蓄をはじめとする日頃の備えがいかに大切であるかということ、市町、消防団、自主防災組織等の協力も得ながら、防災技術専門員・指導員による防災講話の実施等を通じて直接訴えかけていくなど、地道に、かつ粘り強く取り組んでいきます。

地域における災害医療体制の構築については、現在、保健所等を単位とする県内9地域で、「地域災害医療対策会議」を設置し、災害時に円滑な医療を提供するための対策について検討が進められていることから、引き続き、この枠組

みの活用を図っていきます。

また、引き続き、ミッシングリンクの解消に向けた取組を進めるとともに、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の重点的かつ効率的な整備を進めていきます。

次に、「孤立からの早期解消を図る」という観点からは、道路啓開対策の推進、総合防災訓練（実動訓練）の実施、緊急輸送ヘリコプターの燃料確保などの取組を推進していきます。

具体的には、道路啓開対策の推進については、道路啓開マップを用いた道路啓開訓練を実施するとともに、熊野灘沿岸部の建設事務所管内で道路啓開基地の整備などの取組を進めていきます。

総合防災訓練（実動訓練）の実施については、地域が抱える課題解決を図っていくため、今後も孤立地区の発生を想定した安否確認等の伝達訓練や、物資搬送・受入訓練などに取り組んでいきます。

また、緊急輸送ヘリコプターの燃料確保については、大規模災害時に、情報収集、人命救助、救急患者搬送、緊急物資輸送など空路からの災害応急対策活動を展開するため、東紀州（紀南）広域防災拠点\*において、航空燃料の備蓄貯蔵所の整備など必要な取組を進めていきます。

(3) 重点行動項目

- ◇ 孤立化を防止するための避難所等における整備促進
- ◇ 停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進
- ◇ 地域における災害医療ネットワークの構築
- ◇ 高速道路等のミッシングリンク（未開通区間）の解消
- ◇ 緊急輸送道路の整備
- ◇ 道路啓開対策の推進
- ◇ 総合防災訓練（実動訓練）の実施
- ◇ 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保

行動項目				主担当部							
<p><b>■ 孤立化を防止するための避難所等における整備促進</b></p> <p>災害時における孤立化を防止するため、非常用の通信手段や電源の確保など、市町が主体的に取り組む孤立化防止対策について、地域減災対策推進事業により支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組支援市町数</td> <td style="text-align: center;">8市町</td> <td style="text-align: center;">13市町</td> <td style="text-align: center;">24市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組支援市町数	8市町	13市町	24市町		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
取組支援市町数	8市町	13市町	24市町								
<p><b>■ 停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進</b></p> <p>発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発回数(累計)</td> <td style="text-align: center;">62回</td> <td style="text-align: center;">80回</td> <td style="text-align: center;">120回</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発回数(累計)	62回	80回	120回		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
啓発回数(累計)	62回	80回	120回								
<p><b>■ 地域における災害医療ネットワークの構築</b></p> <p>地域において、訓練や研修の実施等を通じて災害拠点病院*、災害医療支援病院*、二次救急医療機関*、医師会等の連携を促進するなど、災害医療ネットワークづくりを進める。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練、研修等実施地域数</td> <td style="text-align: center;">8地域</td> <td style="text-align: center;">9地域</td> <td style="text-align: center;">9地域</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練、研修等実施地域数	8地域	9地域	9地域		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
訓練、研修等実施地域数	8地域	9地域	9地域								

行動項目				主担当部												
<p><b>■高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消</b></p> <p>ミッシングリンクとなっている高速道路等の未事業化区間の早期事業化など、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、産業・経済活動を支える高規格幹線道路*の整備促進、早期供用に向けた取組を進める。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 事業者												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高規格幹線道路の供用延長</td> <td>244.7km</td> <td>250.5km</td> <td>250.5km</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	高規格幹線道路の供用延長	244.7km	250.5km	250.5km					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
高規格幹線道路の供用延長	244.7km	250.5km	250.5km													
<p><b>■緊急輸送道路の整備</b></p> <p>災害時に人員や物資などの交通(輸送)が確保されるよう緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進する。</p>				県土整備部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率(改良済路線数/91)</td> <td>94.5%</td> <td>94.5%</td> <td>94.5%</td> </tr> <tr> <td>第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良済延長</td> <td>606.4km</td> <td>606.7km</td> <td>608.0km</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率(改良済路線数/91)	94.5%	94.5%	94.5%	第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良済延長	606.4km	606.7km	608.0km	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率(改良済路線数/91)	94.5%	94.5%	94.5%													
第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良済延長	606.4km	606.7km	608.0km													
<p><b>■道路啓開対策の推進</b></p> <p>迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行う。</p> <p>また、国、県、市町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 事業者												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路啓開基地の整備(累計)</td> <td>8箇所</td> <td>14箇所</td> <td>14箇所</td> </tr> <tr> <td>道路啓開訓練の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	道路啓開基地の整備(累計)	8箇所	14箇所	14箇所	道路啓開訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
道路啓開基地の整備(累計)	8箇所	14箇所	14箇所													
道路啓開訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年													

行動項目				担当部
<p><b>■総合防災訓練（実動訓練）の実施</b></p> <p>東日本大震災及び紀伊半島大水害の課題をふまえ、「訓練でできないことはいざ災害の時にも絶対にできない」という視点から、住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体)  県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	
<p><b>■緊急輸送ヘリコプターの燃料確保</b></p> <p>災害応急対策初動期の緊急輸送ヘリコプターの継続運用を可能とするため、航空燃料の備蓄貯蔵所の整備等を進める。</p>				防災対策部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
広域防災拠点への航空燃料保管	検討着手	整備計画の策定完了	貯蔵庫等の建設完了	



総合防災訓練（道路啓開活動）（写真提供：志摩市）



紀伊半島大水害（県防災航空隊による救助活動）



コラム

### 家庭での防災対策の状況

～平成26年度防災に関する県民意識調査から～

あなたの家では災害に備えて、どんな防災対策を行っていますか。

(複数回答)

	→	<H26>	<H25>
<input type="checkbox"/> 懐中電灯や携帯ラジオなどを置く場所を決めている	→	56.1%	58.5%
<input type="checkbox"/> 懐中電灯や携帯ラジオ等を入れた非常持ち出し袋を準備している	→	50.3%	52.2%
<input type="checkbox"/> 災害が起きたとき避難する場所を決めている	→	40.8%	45.7%
<input type="checkbox"/> 消火器を用意している	→	35.1%	41.3%
<input type="checkbox"/> 3日分以上の飲料水を備蓄している	→	31.6%	32.3%
<input type="checkbox"/> 地震・高潮・洪水等の自然災害に対応した保険に加入している	→	28.5%	30.7%
<input type="checkbox"/> 3日分以上の食料を常に確保している	→	27.2%	26.0%
<input type="checkbox"/> 家族がバラバラになったときの待ち合わせ場所を決めている	→	22.5%	22.2%
<input type="checkbox"/> 懐中電灯や携帯ラジオの電池交換など、こまめに点検している	→	20.2%	22.7%
<input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンの予備電源を確保している	→	15.7%	15.6%
<input type="checkbox"/> 枕元にスリッパを置いている	→	13.2%	12.7%
<input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話各社の災害用伝言板サービスの活用など、家族間の連絡方法を決めている	→	12.3%	11.0%
<input type="checkbox"/> お風呂にいつも水を入れてある	→	11.9%	12.5%
<input type="checkbox"/> いつも笛を身につけている	→	2.9%	3.2%
<input type="checkbox"/> 風水害等に備えて土嚢等を準備している	→	1.5%	1.2%
<input checked="" type="checkbox"/> 特に対策をとっていない	→	11.4%	11.5%

家庭の防災対策について、「3日分以上の飲料水を備蓄している」家庭の割合は31.6%、「3日分以上の食料を常に確保している」家庭の割合は27.2%と、依然としてほとんど変化がありませんでした。基本的な「自助」の防災活動である家庭備蓄が進んでいないことは課題であり、引き続き、啓発に取り組んでいく必要があります。





## インタビュー

川口 淳氏（三重大学大学院工学研究科 准教授）

（三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議 委員）

災害時に発生しうる「孤立」への対策が、より重要視される契機となった平成16年の新潟県中越地震、三重県南部の豪雨災害から10年が経ちました。

孤立が起りやすい場所は、地理的に不利な場所であり、過疎化・高齢化が進んでいる場所でもあります。一方、日々の生活を支える情報通信や物流は、近年ますます便利になっています。そのため、平常時は、細かいパイプでかろうじて外部とつながっているという事実をあまり意識しないことが多く、災害時に一旦孤立



すると、地域対応力が弱体化していることが途端に現れるところに、孤立の怖さがあると思います。その怖さは、10年前よりも大きくなっているかもしれません。孤立という問題に向き合うためには、孤立をある程度前提とした上で、孤立しても困らないように、日頃から「自助・共助・公助」それぞれの観点から取組を進めておくことが重要です。

「自助」の観点では、ここ10年、20年の間に地域の対応力が弱まってきている事実を地域の一人ひとりが直視し、もし孤立したらどうすればよいかをイメージしておくことです。

「共助」の観点では、孤立時に弱い立場になる方を、限られた資源の中で地域全体で支える姿勢と仕組みが必要です。孤立対策では特に、この「資源」という観点から地域の強み・弱みを知っておくことが重要で、その資源を機能させるための手段や、若者が少ない昼間に発生した場合の対応など、一歩踏み込んだ検討を行っておくことも重要です。

こうした地域での気づきを通じて、自助や共助でどうしても解決できない問題は、「公助」で対応する必要があります。災害時に行政は、いち早く孤立していることに気づいた上で救援する。しかし、できないことが発生するのが災害ですので、複数の救援手段を事前に用意しておかなければなりません。孤立が発生し、取りうる対応が限定されてしまう前に、先回りして対策をとれるようにしておくことも重要です。風水害は地震と異なり、防災気象情報などを通じて、今後の推移をある程度見通すことができます。これらの情報から事前に危険を察知する能力を身につけるとともに、「空振りを許容する」文化を行政組織内で構築しておくことが必要です。

（平成27年1月インタビュー）

## 第6章 行動計画

第6章では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示しています。

ここに掲げた行動項目が、本計画におけるすべての取組となります。

### 【行動項目の記載例】

行動項目				主担当部
■○○○○○○○○○○ ※1 ○○○○○○○○○○○○○○○。 ※2				※7
	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	(他の取組主体)
○○○ ※3	※4	※5	※6	※8

※1 行動項目

具体的な取組（行動）の名称を記載。  
 第5章の「課題解決に向けた重点的取組」において、「重点行動項目」に位置づけた行動項目については、項目名の後に【重点】と記載。  
 また、第4章の「2 三重県新地震・津波対策行動計画\*との関係」の記載事項に基づき、以下の区分により行動項目を整理。  
 (i) 「三重県新地震・津波対策行動計画」の掲載内容（項目名、取組内容、目標項目等）から修正を行う必要がない行動項目については、そのまま本計画に転記。  
 (ii) 「三重県新地震・津波対策行動計画」の掲載内容から軽微な修正（語句の修正等）を行えば、風水害対策として有効な行動項目については、その修正を行い本計画に掲載。  
 (iii) 「三重県新地震・津波対策行動計画」に掲載したものの、改めて風水害対策として抜本的に見直すことが必要な行動項目については、その見直しを行い本計画に掲載。  
 (iv) 「三重県新地震・津波対策行動計画」では掲載しなかった、あるいは、風水害対策として特有の行動項目については、新たに本計画に掲載。

※2 取組内容

当該行動項目にかかる県の主な取組内容を記載。

※3 目標項目

取組内容の進捗を把握するための目標項目を記載。

※4 現状

目標項目の現状（平成26年度末実績）を、数値あるいは定性的表現で記載。

なお、現時点で、平成26年度末実績の把握が困難なものについて、把握可能な最新年度の数値を用いた場合は「(○○年度

- 末)」等と記載。
- ※5 目標（27年度末） 目標項目の平成27年度末での状態、1年間の取組量や毎年の取組量、1年後の進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。
  - ※6 目標（29年度末） 目標項目の平成29年度末での状態、3年間の取組量や毎年の取組量、3年後の進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。
  - ※7 主担当部 中心となって担当する県の担当部を記載。
  - ※8 他の取組主体 県以外の取組主体を、第3章の「2 それぞれの取組主体に期待される役割」において整理した区分をふまえ、次により記載。  
 県民：県民一人ひとり、自主防災組織\*、ボランティアなど  
 事業者：企業、医療法人、学校法人など  
 市町：市町（各部課、教育委員会、消防本部など）

- ▶ 行動項目には、現状値が平成27年度末もしくは平成29年度末の目標を上回っているものが一部含まれていますが、これらは「三重県新地震・津波対策行動計画」においても掲載している取組であるため、目標値は、同計画からそのまま転記しています。今後、目標設定等の見直しが必要となった場合は、第4章の「5 進行管理」の記載事項に基づき、的確に対応していくこととします。
- ▶ なお、それぞれの行動項目に必要な財政措置については、適宜調整を進めていくものとします。

【行動項目一覧表】

＜災害予防・減災対策＞

1 県民の防災行動の促進

風水害に関する防災啓発の推進	158
停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進	158
「防災みえ.jp*」メール配信サービス等への加入促進	158
市町が取り組む洪水ハザードマップ*の作成支援	159
市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援	159
市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援	159
防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進	159
出前トーク*等による住民への周知啓発	160
マスメディアを活用した防災啓発	160
外国人住民を対象とした防災啓発の実施	160
総合防災訓練（実動訓練）の実施	160
三重県避難所運営マニュアル策定指針*の活用促進	161
みえの防災大賞*の実施	161
個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討	161
三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施	161
「みえ防災・減災アーカイブ*」の充実	162

2 防災人材の育成・活用

「みえ防災・減災センター*」による防災人材等リソースの活用	164
市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施	164
地域防災力の中核を担う消防団*の充実・強化	165
消防職員にかかる教育訓練の充実	165
消防団員にかかる教育訓練の充実	165
自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成	165
実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり	166
消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の推進	166
女性防災人材の育成	166
企業防災担当者の人材育成	167
観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成	167
災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施	167
民生委員・児童委員に対する研修の実施	167
防災現場における男女共同参画の推進	168
みえの防災大賞の実施（再掲）	168
「みえ防災人材バンク*」を活用した人材の育成・活用	168

3 防災教育の推進

防災ノート*等の活用による防災教育の推進	171
学校防災リーダー*を中心とした防災教育の推進	171
防災に関する学校と地域との連携の推進	171
「学校における防災の手引」の活用	172
学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施	172
教職員研修の充実	172
三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施（再掲）	172

4 災害時要援護者\*への支援（予防対策）

避難行動要支援者*名簿に基づく個別計画の整備促進	175
災害時要援護者の保護にかかる検討の実施	175
地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化（再掲）	175
消防職員にかかる教育訓練の充実（再掲）	176
消防団員にかかる教育訓練の充実（再掲）	176
自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成（再掲）	176
実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり（再掲）	176
災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施（再掲）	177

民生委員・児童委員に対する研修の実施（再掲）	177
外国人住民を対象とした防災啓発の実施（再掲）	177
障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進	177
災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進	178

**5 風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮\*対策）**

洪水防止対策の推進（河川・ダム）の整備	180
洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）	180
洪水防止対策の推進（河川・ダム・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検）	180
河川堤防における脆弱箇所対策等の推進	181
水門・排水機場の正常な機能確保	181
老朽化した土地改良施設の修繕・補修	181
道路冠水対策の推進	181
迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図*の作成、水位情報の提供）	182
市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援（再掲）	182
市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援（再掲）	182
海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）	182
漁港施設の風水害対策の推進	183
避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の確保	183

**6 風水害に強いまちづくりの推進（土砂災害対策）**

土砂災害危険箇所*における土砂災害防止施設整備の推進	184
土砂災害警戒区域*等の指定に必要な基礎調査の推進	184
土砂災害警戒避難体制づくりへの支援強化	184
市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援（再掲）	185
宅地災害予防対策の促進	185
治山対策の推進	185
災害に強い森林づくりの推進	185
農業用ため池等における土砂災害対策の推進	186
農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成	186
大規模土砂災害等災害リスクを都市計画基本方針へ反映	186
避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の確保（再掲）	186

**7 企業防災活動の促進**

みえ企業等防災ネットワーク*を通じた企業防災力の向上	188
企業防災担当者の人材育成（再掲）	188
事業所等における業務継続計画（BCP）*策定の促進	188
主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり	189
観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成（再掲）	189
従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進	189
企業向け防災対策融資制度の周知	189

＜発災前の直前対策及び発災後対策＞

**8 発災に備えた直前対策の強化**

「三重県版タイムライン*（仮称）」の策定	192
災害時要援護者の保護にかかる検討の実施（再掲）	192
学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施（再掲）	193
災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化	193
「三重県防災情報プラットフォーム*」の構築	193
水防体制の充実・強化及び水防資材の補給	193
図上訓練*の実施	194
市町における避難勧告*等にかかる基準の整備・再点検の促進	194
海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討	194
大規模移送にかかるバス事業者との連携	195

**9 災害対策本部の機能強化**

災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化（再掲）	196
水防体制の充実・強化及び水防資材の補給（再掲）	196

## 第6章 行動計画

「三重県版タイムライン（仮称）」の策定（再掲）	196
「三重県防災情報プラットフォーム」の構築（再掲）	197
三重県業務継続計画（BCP）の策定	197
総合防災訓練（実動訓練）の実施（再掲）	197
図上訓練の実施（再掲）	197
防災関係機関との連携強化	198
初動警察体制の強化	198
災害警備訓練の実施	198
防災関係機関の相互連携	198
災害発生時における非常通信の確保	199
災害対策本部機能継続のためのライフラインや燃料の確保	199
職員の情報伝達訓練の実施	199
職員の防災研修の実施	199
非常時に備えた通信統制訓練の実施	200
防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上	200
防災行政無線*を操作する無線従事者の養成	200
水防技術講習会を通じた災害対策用機械の操作技術の習得	200
交番・駐在所の防災機能の強化	201
災害時の出納業務の対応能力の向上	201

### 1.0 災害情報の収集・伝達体制の強化

「三重県防災情報プラットフォーム」の構築（再掲）	202
災害時における映像情報を活用した情報の共有化	202
ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達	203
消防救急無線設備のデジタル化への移行促進	203
災害時における迅速な被災状況の把握	203
被災宅地危険度判定士*の養成	203
「Lアラート（公共情報コモンズ）*」の円滑な運用	204
「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進（再掲）	204
「緊急速報メール*」の市町への導入促進	204
SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供のあり方検討	205

### 1.1 孤立の解消に向けた対策の推進

停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進（再掲）	206
個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討（再掲）	206
孤立化を防止するための避難所等における整備促進	206
緊急輸送道路*の整備	207
雨量規制区間の代替ルート確保	207
高速道路等のミッシングリンク*（未開通区間）の解消	207
道路防災対策の推進	208
総合防災訓練（実動訓練）の実施（再掲）	208
緊急輸送ヘリコプターの燃料確保	208
道路啓開*対策の推進	208
被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化	209

### 1.2 広域応援・受援体制の整備

災害時の支援等に関する協定の拡充	210
海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討（再掲）	210
広域防災拠点*の整備・機能強化	210
防災関係機関との連携強化（再掲）	211
警察災害派遣隊の運用	211
消防における広域応援体制の充実強化	211
災害時のボランティア受入体制の整備	211
災害時のボランティア活動に関する連携強化	212

### 1.3 医療救護体制の充実

災害拠点病院*等での非常用発電機能の確保	213
災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討	213
災害拠点病院の訓練実施・参加促進	213

災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保	214
救急告示医療機関*のEMIS*参加促進	214
EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有	214
災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備	214
地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保	215
地域における災害医療ネットワークの構築	215
避難所や救護所*における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）	215
避難所での衛生管理体制の確保	215
遺体を取り扱う体制の整備	216

#### 1.4 市町防災力の向上に向けた支援

市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施	218
「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用（再掲）	218
市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施（再掲）	219
市町における図上訓練の実施支援	219
市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進（再掲）	219
市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援（再掲）	219
市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援（再掲）	220
土砂災害警戒避難体制づくりへの支援強化（再掲）	220
市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援（再掲）	220
防災担当職員の防災情報システム操作能力向上	220
防災行政無線を操作する無線従事者の養成（再掲）	221
常備消防の充実強化	221
消防職員にかかる教育訓練の充実（再掲）	221
地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化（再掲）	221
消防団の活動支援	222
消防団員にかかる教育訓練の充実（再掲）	222
自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成（再掲）	222
実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり（再掲）	222
消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の推進（再掲）	223
「みえ防災人材バンク」を活用した人材の育成・活用（再掲）	223

#### 1.5 災害時要援護者への支援（応急対策）

三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進（再掲）	224
福祉避難所*の指定等の促進	224
介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進	224
「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進	225
「みえ災害時多言語支援センター*」を通じた支援の実施	225
三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進	225
災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進	226
男女共同参画の視点を持った相談対応への支援	226

#### 1.6 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

女性防災人材の育成（再掲）	227
防災現場における男女共同参画の推進（再掲）	227
三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進（再掲）	227
男女共同参画の視点を持った相談対応への支援（再掲）	228
防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	228

#### 1.7 帰宅支援対策の強化

災害時帰宅支援ステーション*の協定締結の推進	229
災害時帰宅支援ステーションの周知	229
主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり（再掲）	229
大規模移送にかかるバス事業者との連携（再掲）	230

#### 1.8 避難生活の支援体制の充実

三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進（再掲）	231
福祉避難所の指定等の促進（再掲）	231

## 第6章 行動計画

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進（再掲）	231
三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進	232
給食施設災害時体制づくりの推進	232
「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進（再掲）	232
避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）（再掲）	233
避難所での衛生管理体制の確保（再掲）	233
応急的な住宅の確保（応急仮設住宅）	233
応急的な住宅の確保（一時提供住宅）	233
「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施（再掲）	234
男女共同参画の視点を持った相談対応への支援（再掲）	234
災害時支援活動団体への支援	234
「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及	234

### <復旧・復興対策>

#### 19 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

市町水道事業者の応急給水体制の情報共有	238
水道における危機管理体制の強化	238
ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有	238
災害廃棄物処理計画の策定	238

#### 20 ボランティア活動支援体制の充実

災害時のボランティア受入体制の整備（再掲）	239
災害時のボランティア活動に関する連携強化（再掲）	239
災害時支援活動団体への支援（再掲）	240

#### 21 被災者の生活再建支援

三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進（再掲）	242
三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進（再掲）	242
災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進（再掲）	242
企業向け防災対策融資制度の周知（再掲）	243
農業版BCPの策定	243
農林水産業者への共済制度等の周知	243
被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知	243

## 1 災害予防・減災対策

風水害被害は、全国に限らず毎年のように県内でも発生しています。台風や大雨など気象現象そのものの発生を防ぐことはできませんが、事前の対策を行うことで、もたらされる被害を未然に防いだり軽減することはできます。

普段から、風水害についての知識を身につけ理解を深めたり、地域防災の核となる人材を育成し活用を図ることで、県民の皆さんの迅速かつ的確な避難行動に結びつけるほか、風水害に備えるための基盤施設の整備や改修、維持管理を効率的・効果的に行うなど、着実に対策を推進することが必要です。

「県民の防災行動の促進」、「防災人材の育成・活用」、「風水害に強いまちづくりの推進」など、平時からの備えに万全を期すことにより、災害からの予防効果、減災効果を発現させるため、事前に講ずべき対策を進めます。

- 1 県民の防災行動の促進
- 2 防災人材の育成・活用
- 3 防災教育の推進
- 4 災害時要援護者への支援（予防対策）
- 5 風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策）
- 6 風水害に強いまちづくりの推進（土砂災害対策）
- 7 企業防災活動の促進

### （1）県民の防災行動の促進

風水害の発生時、県民の皆さんが自らの判断で的確な避難行動をとれるようになるためには、事前に自分が住むまちや地域で起こりうる風水害のリスクを知ったり、気象台等が発表する防災気象情報や市町等から提供される避難情報の意味を理解するなど、啓発や学習の機会を通じて、日頃から高い防災意識を有している必要があります。

また、孤立の発生やライフラインが停まったときに備えての個人備蓄の促進や、地域で実施される訓練への参加など、積極的な防災行動も必要です。

市町や地域等と協力しながら、風水害に関する防災講話の実施や防災シンポジウムの開催などさまざまな手段と場所で、県民の皆さんの防災意識を高めるための取組を進めます。

また、避難所運営訓練など県民の皆さんが参画する訓練を実施するなど、県民の皆さんの防災行動を促進するための取組も進めます。

行動項目				主担当部
<p><b>■風水害に関する防災啓発の推進【重点】（iv）</b></p> <p>自分の住むまちで起こりうる風水害リスクについての理解や、防災気象情報が持つ意味についての理解など、県民に対して風水害に関する防災啓発を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
<p><b>■停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進【重点】（iii）</b></p> <p>発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町
<p><b>■「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進【重点】（ii）</b></p> <p>「防災みえ.jp」メール配信サービスは、気象警報*・注意報*のほか河川水位情報等、多数の気象情報を配信していることから、県民の迅速な避難行動を促すため、当該メール配信サービスへの加入促進を図る。また、メール配信サービス以外に、利用可能な多様な手段を活用し情報を提供する。</p>				防災対策部

行動項目				担当部								
<p><b>■市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援【重点】（iv）</b> 市町が主体的に取り組む洪水ハザードマップの作成について、地域減災対策推進事業の洪水・土砂災害避難対策により支援を行う。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した市町数(累計)</td> <td>5市町</td> <td>8市町</td> <td>14市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	公表した市町数(累計)	5市町	8市町	14市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
公表した市町数(累計)	5市町	8市町	14市町									
<p><b>■市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援（iv）</b> 雨水が下水道や河川などに排水できないことから発生する浸水及び避難に関する情報を住民に提供し、平常時から住民の自助意識や防災意識の醸成を図るため、市町が公表する内水ハザードマップの作成について支援を行う。</p>				県土整備部 （他の取組主体） 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した市町数(累計)</td> <td>2市町</td> <td>3市町</td> <td>5市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	公表した市町数(累計)	2市町	3市町	5市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
公表した市町数(累計)	2市町	3市町	5市町									
<p><b>■市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援【重点】（iv）</b> 市町が主体的に取り組む土砂災害ハザードマップの作成について、地域減災対策推進事業の洪水・土砂災害避難対策により支援を行う。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した市町数(累計)</td> <td>7市町</td> <td>9市町</td> <td>14市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	公表した市町数(累計)	7市町	9市町	14市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
公表した市町数(累計)	7市町	9市町	14市町									
<p><b>■防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進（ii）</b> 防災シンポジウムを開催するとともに、市町等が実施する講演会に人的支援を行い、開催を促進する。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 県民 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町・企業等と連携したシンポジウムの開催による参加人数</td> <td>1,050人/年</td> <td>1,100人/年</td> <td>1,200人/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	市町・企業等と連携したシンポジウムの開催による参加人数	1,050人/年	1,100人/年	1,200人/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
市町・企業等と連携したシンポジウムの開催による参加人数	1,050人/年	1,100人/年	1,200人/年									

行動項目				担当部								
<p>■出前トーク等による住民への周知啓発（i）</p> <p>出前トーク等の実施により住民への周知啓発を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(累計)</td> <td>407回</td> <td>600回</td> <td>900回</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	実施回数(累計)	407回	600回	900回	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
実施回数(累計)	407回	600回	900回									
<p>■マスメディアを活用した防災啓発の実施（i）</p> <p>防災に関する県民の「意識」を「行動」に結びつけていくため、「防災の日常化*」を意識した防災啓発について、マスメディアを活用して発信する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスメディアへの働きかけ回数</td> <td>3回以上/月</td> <td>3回以上/月</td> <td>3回以上/月</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	マスメディアへの働きかけ回数	3回以上/月	3回以上/月	3回以上/月	防災対策部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
マスメディアへの働きかけ回数	3回以上/月	3回以上/月	3回以上/月									
<p>■外国人住民を対象とした防災啓発の実施（i）</p> <p>外国人住民向けの防災訓練を市町、市町国際交流協会、外国人労働者を雇用する企業等さまざまな主体と連携して実施する。また、こうした取組を、市町で継続し、日本人住民と外国人住民のより良い関係づくりや、将来災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国人住民を対象とした防災訓練実施回数</td> <td>2回/年</td> <td>2回以上/年</td> <td>2回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	外国人住民を対象とした防災訓練実施回数	2回/年	2回以上/年	2回以上/年	環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
外国人住民を対象とした防災訓練実施回数	2回/年	2回以上/年	2回以上/年									
<p>■総合防災訓練（実動訓練）の実施【重点】（i）</p> <p>東日本大震災及び紀伊半島大水害の課題をふまえ、「訓練でできないことはいざ災害の時にも絶対にできない」という視点から、住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年									

行動項目				担当部												
<p>■三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進【重点】（i）</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組市町数</td> <td>8市町</td> <td>15市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組市町数	8市町	15市町	29市町					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
取組市町数	8市町	15市町	29市町													
<p>■みえの防災大賞の実施（i）</p> <p>自主的な防災活動を行っている団体について、その活動内容を表彰し、周知を図ることにより、活動の活性化を促進する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	実施回数	1回/年	1回/年	1回/年					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
実施回数	1回/年	1回/年	1回/年													
<p>■個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討（i）</p> <p>支援物資と備蓄物資の役割分担、個人備蓄と公的備蓄の分担割合（個人備蓄のあり方、公的備蓄の必要数量等）、いざ災害発生という場合の円滑な供給方法等について検討を進める。</p>				防災対策部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時の緊急物資等の備蓄に関する指針の策定</td> <td>—</td> <td>策定完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害時の緊急物資等の備蓄に関する指針の策定	—	策定完了	—					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
災害時の緊急物資等の備蓄に関する指針の策定	—	策定完了	—													
<p>■三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施（iii）</p> <p>児童生徒をはじめ県民の防災に関する学習活動を支援するため、三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した啓発を実施する。</p>				防災対策部 環境生活部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発素材作成件数(累計)</td> <td>—</td> <td>3件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>啓発展示等実施件数(累計)</td> <td>2件</td> <td>3件</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発素材作成件数(累計)	—	3件	5件	啓発展示等実施件数(累計)	2件	3件	5件	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
啓発素材作成件数(累計)	—	3件	5件													
啓発展示等実施件数(累計)	2件	3件	5件													

行動項目		主担当部									
<p>■「みえ防災・減災アーカイブ」の充実【重点】（iv）</p> <p>平成 26 年度に構築した「みえ防災・減災アーカイブ」について、伊勢湾台風、平成 16 年台風第 21 号による豪雨災害、紀伊半島大水害といった過去の災害情報を収集するなど、市町や地域、県民の防災力向上の取組に活用できるよう、内容の充実を図る。</p>		<p>防災対策部 (他の取組主体)  県民  市町</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26 年度末)</th> <th>目標 (27 年度末)</th> <th>目標 (29 年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アーカイブ化した災害の数(累計)</td> <td>1件</td> <td>2件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	アーカイブ化した災害の数(累計)	1件	2件	4件		
目標項目	現状 (26 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)								
アーカイブ化した災害の数(累計)	1件	2件	4件								



コラム

「いままで大丈夫だったから」は危ない

平成 16 年台風第 23 号（平成 16 年 10 月）  
 ずっと昔、我々がちょうど小学校 2、3 年生のころに、今回と同じ川の堤防が決壊して、軒下まで水が来たんです。そのときに大きな被害を受けたので、地区の人たちの台風に対する備えや考え方は十分にできていたと思いますが、「40 年以上たったから、もう心配ない」というのがどこかにあったのではないのでしょうか。

平成 16 年は台風が特に多かった年で、5 回台風が来ても何とかなっていたものだから、6 回目の台風第 23 号の時には、「避難しろ」と言っても、なかなか言うことを聞かなかったということなんですよ。

それで大変な被害を受けたものだから、あれから、台風がくるといえば、皆、車とかを高いところに上げています。それがいつか、「上げたけど心配なかった」になり、「もう上げなくてもいい」というようになって、危機感がだんだん薄れていかなければいいのですが。今回の水害で、『災害は忘れたころにやってくる』ことを実感しました。

（徳島市 60 代 男性）

内閣府「一日前プロジェクト\*」より





コラム

前もって避難の方向を決めていた  
～山崩れに迷わず避難、命助かる～

平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨（平成 21 年 7 月）  
あるお宅の話なのですが、ご夫婦でお住まいで、お昼ごろお膳にご飯とおかずを並べて、「さあ、ご飯食べよう」って言っていたら、山の方で音がしたんですね、ゴーンゴーンって。「あれ？何でなんだろう？」と思って見たら、まさに山が崩れてきていて、土石流\*がダーッと押し寄せてきていたのです。

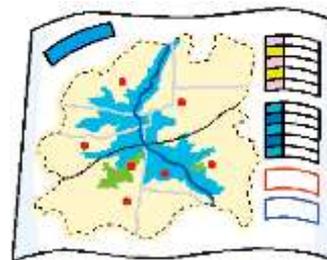
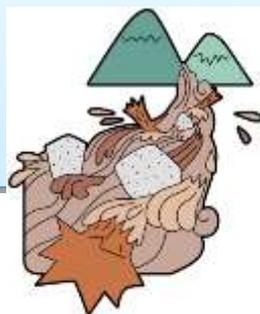
で、「こりゃいけん」と思って、ご主人はステテコとランニング一枚だったんですけど、パッとシャツをつかんで、奥さんと一緒に道のない裏山に逃げ込んだんですよ。「何でそっちに逃げたんですか」って聞いたら、「家を建てた時に、何かあったらどこに逃げるか？ひとつは裏山もあるな」とご夫婦で話し合っていたとのこと。

道ばたに車を置いていましたが、そこは土石流の流れる方向にありました。もし道の方に逃げていたら、絶対命はなかったと思いますよ。

今、自分がどんなところに住んでいて、どういう危険性があるのか、過去に地域でどんなことがあったのかなどをそれぞれが学んでおけば、そのために何を備えるか、どこに逃げるのかを具体的に考えていくことができますよね。大切なのは、具体的に考えるということと自分の身は自分で守るという姿勢だと思います。

（宇部市 40 代 男性）

内閣府「一日前プロジェクト」より



出前トーク（防災講話）

(2) 防災人材の育成・活用

地域の防災力を高めるためには、防災に関する専門的な知識を持った人材や、地域で率先して行動することができる人材を育成する必要があります。

また、これまで育成してきた防災人材が、地域の防災活動を支援できるよう、人材活用の仕組みも必要です。

県と大学が共同で設立した「みえ防災・減災センター」を通じて、防災人材の育成と活用、新たな人材資源の発掘、防災人材の連携と交流など、市町、地域、企業支援等に取り組んでいきます。

行動項目		主担当部									
<p>■「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用【重点】(iii)</p> <p>三重県と三重大学が共同で設立した「みえ防災・減災センター」を通じて、市町や企業、県内他大学との連携・参画を進めながら、それらを結びつける「防災ハブ機能」を持たせるとともに、他県や国の研究機関等とも連携し、県内外のリソースを集結して「シンクタンク機能」も持たせながら、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、地域・企業支援等に取り組む。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">目標項目</th> <th style="width: 15%;">現状 (26年度末)</th> <th style="width: 15%;">目標 (27年度末)</th> <th style="width: 15%;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成した人材が地域等を支援した回数</td> <td>0.2回/年・人</td> <td>3回/年・人</td> <td>3回/年・人</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	育成した人材が地域等を支援した回数	0.2回/年・人	3回/年・人	3回/年・人	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
育成した人材が地域等を支援した回数	0.2回/年・人	3回/年・人	3回/年・人								
<p>■市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施【重点】(iv)</p> <p>市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">目標項目</th> <th style="width: 15%;">現状 (26年度末)</th> <th style="width: 15%;">目標 (27年度末)</th> <th style="width: 15%;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町職員防災研修の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	市町職員防災研修の実施	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 (他の取組主体) 市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
市町職員防災研修の実施	1回/年	1回/年	1回/年								

行動項目				担当部								
<p>■地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化【重点】（iv）</p> <p>消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例定数の充足率</td> <td>95.1% (26.4.1)</td> <td>95.3%</td> <td>95.5%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	条例定数の充足率	95.1% (26.4.1)	95.3%	95.5%	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
条例定数の充足率	95.1% (26.4.1)	95.3%	95.5%									
<p>■消防職員にかかる教育訓練の充実（iii）</p> <p>大規模化、複雑多様化する災害に対し、専門的な知識・技術を有する人材の養成等、消防力の強化に向けた取組を進める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育訓練に参加する消防本部数</td> <td>15 消防本部/年</td> <td>15 消防本部/年</td> <td>15 消防本部/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	教育訓練に参加する消防本部数	15 消防本部/年	15 消防本部/年	15 消防本部/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
教育訓練に参加する消防本部数	15 消防本部/年	15 消防本部/年	15 消防本部/年									
<p>■消防団員にかかる教育訓練の充実（iii）</p> <p>地域防災の中核を担う消防団員に対し、防災にかかる専門的知識を習得する教育訓練（講座、訓練）の場を設け、災害発生時に的確に対応できる消防団員の養成を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育訓練に参加する消防団員数 (累計)</td> <td>100 人</td> <td>200 人</td> <td>400 人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	教育訓練に参加する消防団員数 (累計)	100 人	200 人	400 人	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
教育訓練に参加する消防団員数 (累計)	100 人	200 人	400 人									
<p>■自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成【重点】（iv）</p> <p>消防団員を防災分野におけるアドバイザーとして養成し、自主防災組織の育成強化に資するとともに、消防団と自主防災組織が平常時から協力、連携ができる体制づくりを進める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織アドバイザー養成講習による養成人数(累計)</td> <td>—</td> <td>30 人</td> <td>90 人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	自主防災組織アドバイザー養成講習による養成人数(累計)	—	30 人	90 人	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
自主防災組織アドバイザー養成講習による養成人数(累計)	—	30 人	90 人									

## 第6章 行動計画（災害予防・減災対策）

行動項目				担当部												
<p><b>■実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり【重点】（iii）</b></p> <p>自主防災組織リーダー研修をリニューアルして、研修カリキュラムに地域での訓練の企画・運営をはじめ、消防団活動への理解と連携を深める内容を盛り込むなど、より実践的な活動ができるリーダーを養成する。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 県民 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災リーダー研修による養成人数(累計)</td> <td>—</td> <td>60人</td> <td>180人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	自主防災リーダー研修による養成人数(累計)	—	60人	180人					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
自主防災リーダー研修による養成人数(累計)	—	60人	180人													
<p><b>■消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の推進【重点】（iv）</b></p> <p>消防団から養成した自主防災組織アドバイザーと自主防災組織のリーダーが共に、それぞれの組織の役割や課題等について意見交換や情報共有を行う場を設ける。また、両組織が連携した訓練の実施など実践的な活動が地域で行われるよう支援を行う。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 県民 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団・自主防災組織連携実務研修の実施</td> <td>—</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>消防団と自主防災組織が連携した実践モデル地域数(累計)</td> <td>—</td> <td>1地域</td> <td>5地域</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	消防団・自主防災組織連携実務研修の実施	—	1回/年	1回/年	消防団と自主防災組織が連携した実践モデル地域数(累計)	—	1地域	5地域	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
消防団・自主防災組織連携実務研修の実施	—	1回/年	1回/年													
消防団と自主防災組織が連携した実践モデル地域数(累計)	—	1地域	5地域													
<p><b>■女性防災人材の育成（i）</b></p> <p>主に女性が中心となって活躍している専門職の職員や地域で先導的立場にある女性を対象として、それぞれの職場や避難所運営の防災現場など、さまざまな場面において、女性の視点で主体的に活動し、リーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、育成した人材のネットワークを構築し、相互の連携と継続的な活動を支援する。</p>				防災対策部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成人数(累計)</td> <td>160人</td> <td>230人</td> <td>350人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	育成人数(累計)	160人	230人	350人					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
育成人数(累計)	160人	230人	350人													

行動項目				担当部								
<p><b>■企業防災担当者の人材育成（i）</b></p> <p>企業を対象とした防災に関する研修を開催するとともに、企業が独自に実施する研修の支援を行う。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>5回/年</td> <td>5回/年</td> <td>5回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	開催回数	5回/年	5回/年	5回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
開催回数	5回/年	5回/年	5回/年									
<p><b>■観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成（i）</b></p> <p>県内観光地の防災・減災対策を促進するため、観光事業者・観光関係団体の職員を対象として、意識の啓発や知識の習得など人材の育成に取り組む。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会・セミナー等の開催回数</td> <td>5回/年</td> <td>5回/年</td> <td>5回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修会・セミナー等の開催回数	5回/年	5回/年	5回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
研修会・セミナー等の開催回数	5回/年	5回/年	5回/年									
<p><b>■災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施（i）</b></p> <p>消防団や自主防災組織、地域住民等を対象として、災害時要援護者の当事者自らが講師となった研修を実施するなど、障がい者の障がい特性についての理解を深めることにより、要援護者を支援する際の対応力を高める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年									
<p><b>■民生委員・児童委員に対する研修の実施（i）</b></p> <p>民生委員・児童委員への研修事業のカリキュラムに、災害時要援護者への支援など防災に関する項目を追加することにより、民生委員・児童委員の防災意識のさらなる向上を図る。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講率</td> <td>54.0%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修受講率	54.0%	100%	100%	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
研修受講率	54.0%	100%	100%									

行動項目		主担当部													
<p>■防災現場における男女共同参画の推進（i）</p> <p>避難所運営等の現場において、男女共同参画の視点をふまえたニーズ把握や意思決定が行われるよう、防災現場における方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災と男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県が育成する防災人材に占める女性の割合</td> <td>29.8%</td> <td>35.0%</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>女性消防団員数</td> <td>441人 (26.4.1)</td> <td>420人</td> <td>430人</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	県が育成する防災人材に占める女性の割合	29.8%	35.0%	40.0%	女性消防団員数	441人 (26.4.1)	420人	430人	防災対策部 環境生活部	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
県が育成する防災人材に占める女性の割合	29.8%	35.0%	40.0%												
女性消防団員数	441人 (26.4.1)	420人	430人												
<p>■みえの防災大賞の実施（再掲）（i）</p> <p>自主的な防災活動を行っている団体について、その活動内容を表彰し、周知を図ることにより、活動の活性化を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
実施回数	1回/年	1回/年	1回/年												
<p>■「みえ防災人材バンク」を活用した人材の育成・活用【重点】（iv）</p> <p>「みえ防災・減災センター」において、「みえ防災人材バンク」登録者に対して、地域で実践活動を行うための事前研修を実施するとともに、これらの人材と地域活動の場のマッチングを行うことで、人材の活用を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前研修の実施</td> <td>—</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	事前研修の実施	—	1回/年	1回/年	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
事前研修の実施	—	1回/年	1回/年												





コラム

### 地域に密着し、住民の安全・安心を守る各地域の消防団

消防団は、消防本部や消防署などの常備消防機関と同様に、それぞれの市町に設置される非常備の消防機関であり、地域における消防防災のリーダーとして、地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っています。

地域によって、活動内容も異なりますが、火災が起きた際は消防職員と協力して消火活動を行ったり、近隣住民の安全確保、周辺の交通整理等を行います。また、風水害時には、河川等の警戒や土嚢積み、自主防災組織と協力して避難支援を行うなど、さまざまな災害対応を行っています。



消火活動（いなべ市消防団）



土嚢積み（松阪市消防団）

また、女性消防団員が各家庭への防火訪問や幼児、児童への防火教育、広報活動など、多岐にわたって活躍しているほか、大学生、専門学校生も年々増加し、活発に活動しています。



防災紙芝居（桑名市女性消防団）



訓練（津市消防団学生機能別団員）



コラム

## 活発な活動を行っている自主防災組織の事例に学び、さらに交流を深める

地域の安全点検や防災訓練など災害に備えたさまざまな活動に取り組むとともに、災害時には、被害を最小限に食い止めるために、地域住民の避難誘導、初期消火や救出・救護活動、情報の収集・伝達、地域住民の安否確認、避難所運営を行うなど、地域における「共助」の中心的な存在。それが、自主防災組織です。

三重県には、そうした自主防災組織が約 3,600 ありますが、その活動実態には、地域によってかなりのバラツキがあるようです。

しかし、今後ますます激化することが予想される自然災害に、地域がしっかりと対応していくためには、自主防災組織がその機能を十分に果たすことが不可欠です。

そこで、三重県では毎年、これら自主防災組織の活性化をめざし、現在活発に活動されている組織の事例を紹介するとともに、自主防災組織相互の交流を深めていただくことを目的に、「交流会」を開催しています。



平成 26 年度自主防災組織交流会は、平成 27 年 1 月 24 日、津市内で開催されました。

当日は、「南が丘地区自主防災協議会（津市）」、「海蔵地区防災会（四日市市）」、「古和浦親子防災の会（南伊勢町）」の代表者による事例報告と、会場の皆さんとの熱心な意見交換が行われました。

意見交換では、以下のような質問が出され、それぞれの組織の事例や取組過程での工夫について学ぶなど、皆で理解を深める場となりました。

- ・地域住民の意識をどのように高めているのか。
- ・備蓄状況、資機材の整備状況はどのくらいか。
- ・地域の事業者との連携をどのように進めているのか。
- ・自力で避難が困難な人に対する支援をどのようにしているのか。
- ・消防団の活用や連携をどのように進めているのか。



南が丘地区自主防災協議会（津市）



海蔵地区防災会（四日市市）



古和浦親子防災の会（南伊勢町）

（平成 26 年度三重県自主防災組織交流会発表資料から抜粋）

三重県では、今後も引き続き「交流会」を開催して、自主防災組織の活性化を図るとともに、地域防災力の充実強化をめざしていきます。

(3) 防災教育の推進

風水害の発生を予見できたとき、また発生時において、児童生徒の安全を確保するためには、児童生徒、教職員等が風水害に対する正しい知識を習得し、適切な行動をとることができるよう、防災教育を推進することが重要です。また、児童生徒への防災教育は、家庭や地域での防災対策を促進することにも結びつきます。

学校における「防災ノート」等の活用促進、教職員に対する教育研修の充実、家庭や地域と連携した防災対策等の取組を進めます。

行動項目				担当部								
<p>■防災ノート等の活用による防災教育の推進【重点】(i)</p> <p>公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施する。また、私立学校についても、積極的な活用を促していく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	100%	100%	100%	教育委員会 環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	100%	100%	100%									
<p>■学校防災リーダーを中心とした防災教育の推進(ii)</p> <p>公立小中学校及び県立学校において、これまで養成してきた学校防災リーダーが中心となり、防災教育に取り組む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校防災のリーダーが中心となり防災に取り組んでいる学校の割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	学校防災のリーダーが中心となり防災に取り組んでいる学校の割合	100%	100%	100%	教育委員会 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
学校防災のリーダーが中心となり防災に取り組んでいる学校の割合	100%	100%	100%									
<p>■防災に関する学校と地域との連携の推進(i)</p> <p>公立小中学校及び県立学校において、保護者や地域住民等との合同の避難訓練、避難経路の確認、登下校時の児童生徒の安全確保等の取組を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合</td> <td>80.8%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	80.8%	100%	100%	教育委員会 (他の取組主体) 県民 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	80.8%	100%	100%									

## 第6章 行動計画（災害予防・減災対策）

行動項目				担当部
<p>■「学校における防災の手引」の活用（ii）</p> <p>地震・津波、風水害への備え及び対応、防災教育のあり方などを示した「学校における防災の手引」の活用を、県立学校や各市町教育委員会に働きかける。</p>				教育委員会 （他の取組主体） 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
「学校における防災の手引」の活用の働きかけ	29市町/年 全県立学校/年	29市町/年 全県立学校/年	29市町/年 全県立学校/年	
<p>■学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施【重点】（iv）</p> <p>台風接近時、公立小中学校及び県立学校において、児童生徒の安全を確保するための防災対策をとることができるよう、学校に対する防災気象情報の提供のあり方など、必要な検討を進める。</p>				教育委員会 （他の取組主体） 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
児童生徒の安全を確保するための発災直前対策の検討	—	検討着手	「学校における防災の手引」への反映 (追録版等の作成)	
<p>■教職員研修の充実（ii）</p> <p>初任者等の新規採用者、6年次、経験11年次、新任管理職研修等に防災教育の内容を盛り込む。</p>				教育委員会 （他の取組主体） 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
初任者等の新規採用者、6年次、11年次、新任管理職研修等で防災教育研修を実施した割合	100%	100%	100%	
<p>■三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施（再掲）（iii）</p> <p>児童生徒をはじめ県民の防災に関する学習活動を支援するため、三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した啓発を実施する。</p>				防災対策部 環境生活部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
啓発素材作成件数(累計)	—	3件	5件	
啓発展示等実施件数(累計)	2件	3件	5件	



防災学習（津市立高茶屋小学校）



防災学習（南伊勢町立南島東小学校）



防災ノート

左から、小学生（低学年版）、小学生（高学年）版、中学生版、高校生版



総合防災訓練（避難所開設・運営訓練）  
（県立南伊勢高等学校生徒による炊き出し協力活動）

## インタビュー

河北 冠氏（三重県立南伊勢高等学校 校長）

県立南伊勢高等学校では、防災教育に力を入れています。取組の大きな特徴は、生徒が自ら考え、主体的に行動しているということです。

これまでに、東北地方の被災地ボランティアへの参加、手づくりした防災紙芝居の地元小学校での上演、デジタル版防災マップ（避難マップ）の作成、ボランティアに参加した生徒からの提案による南勢校舎の避難場所の見直し、最近では、生徒考案の非常用持ち出し袋の作成などの活動に取り組んできました。また、これらの活動については、校外の報告会などの機会があれば、積極的に活用し、生徒自身が発表しています。



さらに、地域との連携にも取り組んでいます。

「自分たちが生まれ育った地域のことをよく知り、地域の行事などに積極的に参加することで地域の活性化に貢献し、郷土を愛する心を育成することが、自分たちの地域を守る防災意識へとつながる。」これが、本校における防災教育の考え方です。

そこで、平成 25 年 4 月から、生徒が地域の産業を学び、地域の宝の発見に取り組み、若者が地域に残れる仕組みづくりをめざした、「地域ビジネス創出プロジェクト（SBP）」という活動を始めています。この活動を通じて、防災の基盤となる、地域を知る、郷土を愛するという気持ちが醸成されています。

平成 26 年 11 月には県の総合防災訓練にも参加し、生徒が避難所の開設・運営を学びました。大事な防災教育の場だと考えましたので、当日は全校生徒参加の授業日としました。生徒は避難所では避難者としてだけではなく、支援する側の人材にもなるので、避難所運営を一度でも経験したことがあるかどうか、この差は非常に大きいと思います。

さて、これまで述べてきた活動を進めることができたのは、地域の支援があったからです。地域の皆さんは、本校の生徒を「将来のわがまちを支える若者」と温かい目で見守ってくれています。いわば地域全体が、防災教育の教室です。

高校生という「若い力」は、これからの地域防災にとって大きな存在であり、果たすべき役割はますます重要になってきます。これからも、防災を通じたまちづくりなど地域との協働を大切にし、生徒の力を活かしながら防災教育の取組を進めていきたいと考えています。

（平成 27 年 1 月インタビュー）

（4）災害時要援護者への支援（予防対策）

東日本大震災で顕在化したように、災害発生時、障がい者、高齢者、外国人住民等のうち避難行動に特別な支援や配慮を必要とする方々への対策は課題となっており、風水害においても例外ではありません。

事前の備えとして、市町による避難行動要支援者名簿の作成とそれに基づく個別計画の整備等の取組を支援するほか、消防団や自主防災組織など地域の防災関係者に対する研修の実施など、地域ぐるみで要援護者を支援する体制づくりを進めていきます。

また、災害時要援護者の方に地域の防災訓練に参加していただくための働きかけを行うなど、地域住民と連携・協力した取組も進めます。

行動項目				担当部							
<p>■避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の整備促進（iii）</p> <p>市町における避難行動要支援者の名簿の作成や、それに基づく個別計画の整備等の取組を支援する。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定市町数</td> <td>8市町</td> <td>14市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	策定市町数	8市町	14市町	29市町		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
策定市町数	8市町	14市町	29市町								
<p>■災害時要援護者の保護にかかる検討の実施【重点】（iv）</p> <p>台風接近時等、社会福祉施設において要援護者の安全を確保するため、防災気象情報の提供や市町など関係機関との連絡方法など、必要な検討を進める。</p>				防災対策部 健康福祉部 （他の取組主体） 事業者 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時要援護者の安全を確保するための対策の検討</td> <td>—</td> <td>検討着手</td> <td>「社会福祉施設災害対応マニュアル(仮称)」の策定</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害時要援護者の安全を確保するための対策の検討	—	検討着手	「社会福祉施設災害対応マニュアル(仮称)」の策定		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
災害時要援護者の安全を確保するための対策の検討	—	検討着手	「社会福祉施設災害対応マニュアル(仮称)」の策定								
<p>■地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化（再掲）【重点】（iv）</p> <p>消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図る。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例定数の充足率</td> <td>95.1% (26.4.1)</td> <td>95.3%</td> <td>95.5%</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	条例定数の充足率	95.1% (26.4.1)	95.3%	95.5%		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
条例定数の充足率	95.1% (26.4.1)	95.3%	95.5%								

## 第6章 行動計画（災害予防・減災対策）

行動項目	主担当部								
<p><b>■消防職員にかかる教育訓練の充実（再掲）（iii）</b></p> <p>大規模化、複雑多様化する災害に対し、専門的な知識・技術を有する人材の養成等、消防力の強化に向けた取組を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">目標項目</th> <th style="background-color: #fce4d6;">現状 (26年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (27年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育訓練に参加する消防本部数</td> <td>15 消防本部/年</td> <td>15 消防本部/年</td> <td>15 消防本部/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	教育訓練に参加する消防本部数	15 消防本部/年	15 消防本部/年	15 消防本部/年	<p>防災対策部 (他の取組主体) 市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
教育訓練に参加する消防本部数	15 消防本部/年	15 消防本部/年	15 消防本部/年						
<p><b>■消防団員にかかる教育訓練の充実（再掲）（iii）</b></p> <p>地域防災の中核を担う消防団員に対し、防災にかかる専門的知識を習得する教育訓練（講座、訓練）の場を設け、災害発生時に的確に対応できる消防団員の養成を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">目標項目</th> <th style="background-color: #fce4d6;">現状 (26年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (27年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育訓練に参加する消防団員数 (累計)</td> <td>100 人</td> <td>200 人</td> <td>400 人</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	教育訓練に参加する消防団員数 (累計)	100 人	200 人	400 人	<p>防災対策部 (他の取組主体) 市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
教育訓練に参加する消防団員数 (累計)	100 人	200 人	400 人						
<p><b>■自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成（再掲）【重点】（iv）</b></p> <p>消防団員を防災分野におけるアドバイザーとして養成し、自主防災組織の育成強化に資するとともに、消防団と自主防災組織が平常時から協力、連携ができる体制づくりを進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">目標項目</th> <th style="background-color: #fce4d6;">現状 (26年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (27年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織アドバイザー養成講習による養成人数(累計)</td> <td>—</td> <td>30 人</td> <td>90 人</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	自主防災組織アドバイザー養成講習による養成人数(累計)	—	30 人	90 人	<p>防災対策部 (他の取組主体) 市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
自主防災組織アドバイザー養成講習による養成人数(累計)	—	30 人	90 人						
<p><b>■実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり（再掲）【重点】（iii）</b></p> <p>自主防災組織リーダー研修をリニューアルして、研修カリキュラムに地域での訓練の企画・運営をはじめ、消防団活動への理解と連携を深める内容を盛り込むなど、より実践的な活動ができるリーダーを養成する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">目標項目</th> <th style="background-color: #fce4d6;">現状 (26年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (27年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災リーダー研修による養成人数(累計)</td> <td>—</td> <td>60 人</td> <td>180 人</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	自主防災リーダー研修による養成人数(累計)	—	60 人	180 人	<p>防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
自主防災リーダー研修による養成人数(累計)	—	60 人	180 人						

行動項目		主担当部									
<p><b>■災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施（再掲）（i）</b></p> <p>消防団や自主防災組織、地域住民等を対象として、災害時要援護者の当事者自らが講師となった研修を実施するなど、障がい者の障がい特性についての理解を深めることにより、要援護者を支援する際の対応力を高める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 (他の取組主体) 県民	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年								
<p><b>■民生委員・児童委員に対する研修の実施（再掲）（i）</b></p> <p>民生委員・児童委員への研修事業のカリキュラムに、災害時要援護者への支援など防災に関する項目を追加することにより、民生委員・児童委員の防災意識のさらなる向上を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講率</td> <td>54.0%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修受講率	54.0%	100%	100%	健康福祉部 (他の取組主体) 事業者	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
研修受講率	54.0%	100%	100%								
<p><b>■外国人住民を対象とした防災啓発の実施（再掲）（i）</b></p> <p>外国人住民向けの防災訓練を市町、市町国際交流協会、外国人労働者を雇用する企業等さまざまな主体と連携して実施する。また、こうした取組を、市町で継続し、日本人住民と外国人住民のより良い関係づくりや、将来災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国人住民を対象とした防災訓練実施回数</td> <td>2回/年</td> <td>2回以上/年</td> <td>2回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	外国人住民を対象とした防災訓練実施回数	2回/年	2回以上/年	2回以上/年	環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
外国人住民を対象とした防災訓練実施回数	2回/年	2回以上/年	2回以上/年								
<p><b>■障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進（i）</b></p> <p>市町や地域で行われる避難訓練に、障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画するよう働きかけを行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時要援護者が参画した避難訓練の実施回数</td> <td>12回/年</td> <td>14回/年</td> <td>29回/年</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害時要援護者が参画した避難訓練の実施回数	12回/年	14回/年	29回/年	防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
災害時要援護者が参画した避難訓練の実施回数	12回/年	14回/年	29回/年								

## 第6章 行動計画（災害予防・減災対策）

行動項目		主担当部													
<p>■災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進（i）</p> <p>けん引式車いす補助具など、災害発生時の要援護者の避難支援を補助するための支援用具について、避難訓練やシンポジウムなど、さまざまな機会を捉えた普及啓発により利用促進を図るとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して県内企業等における新たな支援用具の研究・開発を促進する。</p>		<p>防災対策部 (他の取組主体)</p> <p>県民 事業者 市町</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及・啓発回数(累計)</td> <td>12件</td> <td>20件</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>県内企業への公募の実施</td> <td>—</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	普及・啓発回数(累計)	12件	20件	40件	県内企業への公募の実施	—	1回/年	1回/年		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
普及・啓発回数(累計)	12件	20件	40件												
県内企業への公募の実施	—	1回/年	1回/年												



簡易装着型けん引式車いす補助装置寄贈式



総合防災訓練（災害時要援護者避難活動）  
（写真提供：志摩市）



防災セミナー「災害時の要援護者対策について考える」（伊勢庁舎）



コラム

### 頭の中に要援護者名簿

～すばやく一人暮らしのおとしよりの安否確認～

平成 18 年台風第 13 号（平成 18 年 9 月）

竜巻が起こったあと、一目散に一番高齢のひとり暮らしのお宅に向かいました。長靴にカッパという出で立ちで、下を向くとポタポタと汗がしたり落ちるほど、猛スピードで走りました。

玄関の戸を開けると、その方はそれこそ怖いような顔をして座っていました。「大丈夫かい」と声をかけたら、か細い声で「はい」と。あまりのおそろしさに、声も出ないようでした。髪の毛はボサボサですし、足には小さいガラスが刺さって、そこから血も流れていたんです。

2階へ上がってみると、雨戸を突き抜け、ガラス窓を割って、外から飛び込んできた瓦が何枚も部屋の中に重なっていました。本当に信じられない光景でした。

幸い、大したケガもなくすみましたが、もし、その瓦が頭に当たっていたらと思うと、ゾッとしました。

（延岡市 60代 男性）

内閣府「一日前プロジェクト」より



(5) 風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策）

大雨による河川の浸水被害の発生や、強大な台風による高潮被害の懸念など、県民の皆さんの不安は依然として高い一方、県内の河川や海岸の堤防整備など対策の水準はまだ十分とは言えず、効率的・効果的な整備が求められています。

河川堤防等の整備や堆積土砂の撤去、海岸堤防の整備などハード面での取組を進めるとともに、河川の浸水想定区域図の作成、水位情報の提供、市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援など、人的被害の軽減に向けた避難体制の整備などソフト面での取組も一体的に進めていきます。

行動項目				主担当部								
<p><b>■洪水防止対策の推進（河川・ダム）の整備【重点】（iv）</b></p> <p>洪水・高潮時の治水安全度の向上を図るため、県が管理する河川やダムの整備を着実に進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川整備延長(累計)</td> <td>464.1km</td> <td>464.3km</td> <td>466.0km</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	河川整備延長(累計)	464.1km	464.3km	466.0km	県土整備部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
河川整備延長(累計)	464.1km	464.3km	466.0km									
<p><b>■洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）【重点】（iv）</b></p> <p>河川に堆積した土砂の撤去については、まさに緊急かつ重要な課題であり、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所について、関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」により関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら緊急度の高い箇所から計画的に進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川堆積土砂の撤去(万m<sup>3</sup>/年)</td> <td>12万m<sup>3</sup></td> <td>12万m<sup>3</sup></td> <td>12万m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※砂利採取、災害復旧を除いた河川改修、河川維持管理による数量</p>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	河川堆積土砂の撤去(万m <sup>3</sup> /年)	12万m <sup>3</sup>	12万m <sup>3</sup>	12万m <sup>3</sup>	県土整備部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
河川堆積土砂の撤去(万m <sup>3</sup> /年)	12万m <sup>3</sup>	12万m <sup>3</sup>	12万m <sup>3</sup>									
<p><b>■洪水防止対策の推進（河川・ダム・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検）（iv）</b></p> <p>河川・ダム・海岸・港湾・漁港・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の状況を把握することで、施設の異常に対して対策措置を講じる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点検の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年	農林水産部 県土整備部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年									

行動項目				担当部								
<p>■河川堤防における脆弱箇所対策等の推進【重点】（iii）</p> <p>県が管理する河川堤防のうち平成 23 年度の緊急調査により確認された脆弱化箇所について、堤防の機能を確保するため、脆弱箇所の補強を進める。</p>				県土整備部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26 年度末)</th> <th>目標 (27 年度末)</th> <th>目標 (29 年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)</td> <td>49 箇所</td> <td>101 箇所</td> <td>183 箇所</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)	49 箇所	101 箇所	183 箇所	
目標項目	現状 (26 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)									
脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)	49 箇所	101 箇所	183 箇所									
<p>■水門・排水機場の正常な機能確保（iii）</p> <p>県が管理する河川の水門・排水機場のうち、大規模地震による被災後の復旧が特に困難な施設について、その後の洪水・高潮に備え、施設の機能を確保するための対策を行う。</p>				県土整備部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26 年度末)</th> <th>目標 (27 年度末)</th> <th>目標 (29 年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策を実施した施設数(累計)</td> <td>0施設</td> <td>3施設</td> <td>10 施設</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	対策を実施した施設数(累計)	0施設	3施設	10 施設	
目標項目	現状 (26 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)									
対策を実施した施設数(累計)	0施設	3施設	10 施設									
<p>■老朽化した土地改良施設の修繕・補修（ii）</p> <p>県内にある国営・県営等で造成された土地改良施設（排水機場・頭首工等）のうち、老朽化が著しく、風水害等の災害発生時に、農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある施設について、必要な機能保全対策等を行う。</p>				農林水産部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26 年度末)</th> <th>目標 (27 年度末)</th> <th>目標 (29 年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備着手地区数(累計)</td> <td>32 地区</td> <td>36 地区</td> <td>42 地区</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	整備着手地区数(累計)	32 地区	36 地区	42 地区	
目標項目	現状 (26 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)									
整備着手地区数(累計)	32 地区	36 地区	42 地区									
<p>■道路冠水対策の推進（iv）</p> <p>アンダーパス*部の道路冠水を未然に防止するため、設置したポンプが降雨時に確実に稼働するよう点検を実施するとともに、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施する。</p>				県土整備部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26 年度末)</th> <th>目標 (27 年度末)</th> <th>目標 (29 年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水ポンプ点検の実施</td> <td>2回/年</td> <td>2回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	排水ポンプ点検の実施	2回/年	2回/年	2回/年	
目標項目	現状 (26 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)									
排水ポンプ点検の実施	2回/年	2回/年	2回/年									

## 第6章 行動計画（災害予防・減災対策）

行動項目	主担当部												
<p><b>■迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）【重点】（iv）</b></p> <p>市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進めるとともに、出水時における水位情報の確実な情報発信を行い、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="293 539 1206 678"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浸水想定区域図作成河川数(累計)</td> <td>69 河川</td> <td>71 河川</td> <td>75 河川</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	浸水想定区域図作成河川数(累計)	69 河川	71 河川	75 河川	<p>県土整備部</p>				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
浸水想定区域図作成河川数(累計)	69 河川	71 河川	75 河川										
<p><b>■市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援（再掲）【重点】（iv）</b></p> <p>市町が主体的に取り組む洪水ハザードマップの作成について、地域減災対策推進事業の洪水・土砂災害避難対策により支援を行う。</p> <table border="1" data-bbox="293 889 1206 1005"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した市町数(累計)</td> <td>5市町</td> <td>8市町</td> <td>14市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	公表した市町数(累計)	5市町	8市町	14市町	<p>防災対策部 (他の取組主体) 市町</p>				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
公表した市町数(累計)	5市町	8市町	14市町										
<p><b>■市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援（再掲）（iv）</b></p> <p>雨水が下水道や河川などに排水できないことから発生する浸水及び避難に関する情報を住民に提供し、平常時から住民の自助意識や防災意識の醸成を図るため、市町が公表する内水ハザードマップの作成について支援を行う。</p> <table border="1" data-bbox="293 1314 1206 1431"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した市町数(累計)</td> <td>2市町</td> <td>3市町</td> <td>5市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	公表した市町数(累計)	2市町	3市町	5市町	<p>県土整備部 (他の取組主体) 市町</p>				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
公表した市町数(累計)	2市町	3市町	5市町										
<p><b>■海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）【重点】（iii）</b></p> <p>高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、嵩上げ等の改良、人工リーフ*の設置等の対策を図る。また、老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図る。</p> <table border="1" data-bbox="293 1688 1206 1901"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)</td> <td>3,359m</td> <td>4,134m</td> <td>4,604m</td> </tr> <tr> <td>整備が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長(累計)</td> <td>141.1km</td> <td>141.7km</td> <td>142.9km</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)	3,359m	4,134m	4,604m	整備が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長(累計)	141.1km	141.7km	142.9km	<p>農林水産部 県土整備部</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)	3,359m	4,134m	4,604m										
整備が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長(累計)	141.1km	141.7km	142.9km										

行動項目		主担当部									
<p>■漁港施設の風水害対策の推進（iii）</p> <p>大型低気圧や大型台風等の高潮や高波等による被害の軽減を図るため、漁港施設について、防護機能の保全対策を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港における機能保全工事に着手した漁港(累計)</td> <td>7漁港</td> <td>10漁港</td> <td>12漁港</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	漁港における機能保全工事に着手した漁港(累計)	7漁港	10漁港	12漁港	農林水産部	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
漁港における機能保全工事に着手した漁港(累計)	7漁港	10漁港	12漁港								
<p>■避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の確保（ii）</p> <p>風水害等が発生した場合、避難場所として利用できる、オープンスペースの確保を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内の1人当たりの都市公園面積</td> <td>9.91 m<sup>2</sup>/人 (25年度末)</td> <td>9.89 m<sup>2</sup>/人</td> <td>10.04 m<sup>2</sup>/人</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	都市計画区域内の1人当たりの都市公園面積	9.91 m <sup>2</sup> /人 (25年度末)	9.89 m <sup>2</sup> /人	10.04 m <sup>2</sup> /人	県土整備部	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
都市計画区域内の1人当たりの都市公園面積	9.91 m <sup>2</sup> /人 (25年度末)	9.89 m <sup>2</sup> /人	10.04 m <sup>2</sup> /人								



三滝川広域河川改修（四日市市）



農地海岸の高潮対策（志摩市）



漁港の防波堤の整備による高潮対策（明和町）



人工リーフの設置（紀宝町）

(6) 風水害に強いまちづくりの推進（土砂災害対策）

三重県は全国的にみても土砂災害危険箇所の多い県の一つに数えられます。また、総面積の3分の2を森林が占めており、山地災害の発生も懸念されています。

がけ崩れ、土石流、地すべり\*等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、砂防施設の整備のほか、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進、土砂災害ハザードマップの作成支援など、市町による警戒避難体制の整備を支援していきます。

また、治山施設の整備、山地災害危険地区\*にかかる情報提供など、治山対策も進めていきます。

行動項目		主担当部									
<p>■土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設整備の推進【重点】（iv）</p> <p>がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害による被害を防止するため、砂防施設等の土砂災害防止施設の整備を推進する。</p>		県土整備部									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害保全戸数</td> <td>18,150戸</td> <td>18,260戸</td> <td>18,480戸</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	土砂災害保全戸数	18,150戸	18,260戸	18,480戸		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
土砂災害保全戸数	18,150戸	18,260戸	18,480戸								
<p>■土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進【重点】（iv）</p> <p>土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備のため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を推進する。</p>		県土整備部									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎調査完了率</td> <td>44.0%</td> <td>55.0%</td> <td>78.0%</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	基礎調査完了率	44.0%	55.0%	78.0%		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
基礎調査完了率	44.0%	55.0%	78.0%								
<p>■土砂災害警戒避難体制づくりへの支援強化（iv）</p> <p>市町が土砂災害の避難勧告等を発令する際の的確な判断につなげるため、土砂災害警戒避難体制づくりへの支援を強化する。</p>		県土整備部									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害担当者会議などの開催</td> <td>1回/年</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	土砂災害担当者会議などの開催	1回/年	3回/年	3回/年		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
土砂災害担当者会議などの開催	1回/年	3回/年	3回/年								

行動項目				担当部												
<p>■市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援（再掲）【重点】（iv）</p> <p>市町が主体的に取り組む土砂災害ハザードマップの作成について、地域減災対策推進事業の洪水・土砂災害避難対策により支援を行う。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した市町数(累計)</td> <td>7市町</td> <td>9市町</td> <td>14市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	公表した市町数(累計)	7市町	9市町	14市町					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
公表した市町数(累計)	7市町	9市町	14市町													
<p>■宅地災害予防対策の促進（iv）</p> <p>梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ヘクタール以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、がけ崩れや土砂の流出に伴う周辺への災害発生を未然に防止する。</p>				県土整備部 （他の取組主体） 事業者 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災パトロールの実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	防災パトロールの実施	1回/年	1回/年	1回/年					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
防災パトロールの実施	1回/年	1回/年	1回/年													
<p>■治山対策の推進【重点】（iv）</p> <p>県が選定する山地災害危険地区において、局地的豪雨の被害を未然に防止するため、荒廃山地等の整備を行う。また、災害発生時における地域住民の減災対策として、山地災害危険地区の更新に伴い、地域防災計画*への掲載及びホームページでの公表を行う。</p>				農林水産部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備着手箇所数(累計)</td> <td>2,018箇所 (25年度末)</td> <td>2,045箇所</td> <td>2,065箇所</td> </tr> <tr> <td>危険地区の情報提供</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	整備着手箇所数(累計)	2,018箇所 (25年度末)	2,045箇所	2,065箇所	危険地区の情報提供	1回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
整備着手箇所数(累計)	2,018箇所 (25年度末)	2,045箇所	2,065箇所													
危険地区の情報提供	1回/年	1回/年	1回/年													
<p>■災害に強い森林づくりの推進【重点】（iv）</p> <p>「みえ森と緑の県民税*」を活用し、土砂や流木の発生・流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備を行うとともに、溪流に異常堆積し、流下するおそれのある土砂や流木等の除去を進め、洪水や山崩れに強い森林をつくる。</p>				農林水産部 （他の取組主体） 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策実施箇所(累計)</td> <td>25箇所</td> <td>66箇所</td> <td>128箇所</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	対策実施箇所(累計)	25箇所	66箇所	128箇所					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
対策実施箇所(累計)	25箇所	66箇所	128箇所													

## 第6章 行動計画（災害予防・減災対策）

行動項目				担当部								
<p>■農業用ため池等における土砂災害対策の推進（ii）</p> <p>農業用ため池や地すべり防止施設のうち、老朽化が著しく、風水害等により崩壊した場合、人命等に被害が及ぶ施設について、必要に応じて整備を進める。</p>				農林水産部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備着手箇所数(累計)</td> <td>10箇所</td> <td>14箇所</td> <td>22箇所</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	整備着手箇所数(累計)	10箇所	14箇所	22箇所	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
整備着手箇所数(累計)	10箇所	14箇所	22箇所									
<p>■農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成（i）</p> <p>農業用ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップの作成を促進する。</p>				農林水産部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>働きかけを行った市町数</td> <td>26市町/年</td> <td>26市町/年</td> <td>26市町/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	働きかけを行った市町数	26市町/年	26市町/年	26市町/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
働きかけを行った市町数	26市町/年	26市町/年	26市町/年									
<p>■大規模土砂災害等災害リスクを都市計画基本方針へ反映（iv）</p> <p>三重県地震津波都市計画指針（仮称）の方針に加え、大規模土砂災害等災害リスクを考慮した都市計画の考え方を、都市マスタープラン基本方針*に反映する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市マスタープラン基本方針へ反映</td> <td>—</td> <td>作業着手</td> <td>策定完了</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	都市マスタープラン基本方針へ反映	—	作業着手	策定完了	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
都市マスタープラン基本方針へ反映	—	作業着手	策定完了									
<p>■避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の確保（再掲）（ii）</p> <p>風水害等が発生した場合、避難場所として利用できる、オープンスペースの確保を進める。</p>				県土整備部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内の1人当たりの都市公園面積</td> <td>9.91㎡/人 (25年度末)</td> <td>9.89㎡/人</td> <td>10.04㎡/人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	都市計画区域内の1人当たりの都市公園面積	9.91㎡/人 (25年度末)	9.89㎡/人	10.04㎡/人	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
都市計画区域内の1人当たりの都市公園面積	9.91㎡/人 (25年度末)	9.89㎡/人	10.04㎡/人									



（発災前）



（発災後）

遊砂地での土石流捕捉（平成24年9月豪雨）（いなべ市藤原町小滝川）



（対策前）



（対策後）

荒廃山地の治山対策（松阪市）



治山施設に異常堆積した流木の除去（亀山市）



農業用ため池の洪水防止対策（津市）

(7) 企業防災活動の促進

大規模な災害が発生した場合、事業所や店舗の浸水等の被害により、生産能力の低下や資産喪失等のおそれがあることから、企業はあらかじめ災害に備えておく必要があります。また、企業は豊富な人材や資機材を保有しているなど、地域防災の重要な一翼を担っています。

「みえ企業等防災ネットワーク」を活用し、企業防災人材の育成、業務継続計画（BCP）の策定促進、企業と地域との連携の促進など、企業防災力の向上を支援します。

行動項目				担当部署
<p>■みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上（i）</p> <p>みえ企業等防災ネットワークの活動（分科会、全体会、研修等）を通して、参加企業の防災力を向上させる。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
みえ企業等防災ネットワーク参加企業数	211社	230社	250社	
<p>■企業防災担当者の人材育成（再掲）（i）</p> <p>企業を対象とした防災に関する研修を開催するとともに、企業が独自に実施する研修の支援を行う。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
開催回数	5回/年	5回/年	5回/年	
<p>■事業所等における業務継続計画（BCP）策定の促進（i）</p> <p>業務継続計画（BCP）の策定など、事業者等における自主的な防災対策を促進するため、講習会の開催や広報活動による周知を実施する。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
事業所等へのBCPに関する説明会等回数(累計)	40回	50回	75回	

行動項目				主担当部								
<p>■主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり（ii）</p> <p>観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、情報提供や避難誘導、帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討テーマ数(累計)</td> <td>2テーマ</td> <td>3テーマ</td> <td>6テーマ</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	検討テーマ数(累計)	2テーマ	3テーマ	6テーマ	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
検討テーマ数(累計)	2テーマ	3テーマ	6テーマ									
<p>■観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成（再掲）（i）</p> <p>県内観光地の防災・減災対策を促進するため、観光事業者・観光関係団体の職員を対象として、意識の啓発や知識の習得など人材の育成に取り組む。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会・セミナー等の開催回数</td> <td>5回/年</td> <td>5回/年</td> <td>5回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修会・セミナー等の開催回数	5回/年	5回/年	5回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
研修会・セミナー等の開催回数	5回/年	5回/年	5回/年									
<p>■従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進（i）</p> <p>企業に勤める従業員の能力や行動力を、地域の防災力向上に活かしていくため、従業員の消防団、自主防災組織等への参加について、理解が進むよう企業に対する啓発を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団協力事業所数</td> <td>193 事業所 (26.4.1)</td> <td>200 事業所</td> <td>220 事業所</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	消防団協力事業所数	193 事業所 (26.4.1)	200 事業所	220 事業所	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
消防団協力事業所数	193 事業所 (26.4.1)	200 事業所	220 事業所									
<p>■企業向け防災対策融資制度の周知（i）</p> <p>企業が防災・安全対策に取り組むために必要な資金について、融資制度の周知や各種情報を提供する。</p>				防災対策部 雇用経済部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供回数</td> <td>1回以上/年</td> <td>1回以上/年</td> <td>1回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	情報提供回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
情報提供回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年									

## インタビュー

松浦 信男氏（万協製薬株式会社 代表取締役社長）

（平成26年度みえの防災大賞 受賞団体）

阪神・淡路大震災で神戸市内にあった前の工場が被災し、すべてを失いかけて三重県の地で再建を図ったという経験から、企業経営と災害対策は切っても切れない関係にあると考えています。

今の工場がある多気町は、弥生時代から人が住んでいた記録が残っている町、つまり、歴史的に災害には強い町です。再建にあたり、まずはそういう場所を選んだ上で、日本のどこでも起こりうる、活断層型の地震に備えることにしました。このような情報は、行政が過去の災害履歴などを調査して津波や風水害に強い場所とそうでない場所を検証し、前もって住民に示しておくといよいのではないかと考えています。

企業は地域に必要とされてこそ成り立ちます。そして、企業が公共や地域とつながるにあたり、防災というジャンルは、その強みを活かしやすい分野だと思っています。例えば、地方の製造業は広い土地と倉庫を必ずと言っていいほど持っており、この二つだけでも災害時にはとても役立ちます。弊社の新工場は役場の近くにありますが、工場の敷地や設備などを、災害時のみならず、平常時の町の防災訓練やイベントにも活用いただいています。

このような考えのもと、私が会長を務めている「多気工業会」では、町にも協力を求めながら、防災面での連携を強めていこうとしています。例えば、これまでの企業の防災訓練の多くは自社が被災することを前提とした訓練で、隣の工場が災害にあったときにどう助けるかを考える訓練は行われませんでした。企業に「お互いさま」という意識が欠けていましたが、徐々に意識は変わりつつあります。そもそも防災に強い仕組みは経営基盤の強化にも通ずるので、よくできたBCPで顧客の信頼を得ることは“儲け”にもつながります。

現在、弊社が力を入れていることは、企業の最大の資源である社員の防災教育です。災害時に社員が無事でいてくれることはもちろん、有事の際に地域で役立つ存在になってくれればよいという思いから、町の主催する防災講座などに社員を参加させていますし、消防団員などの役を地域で務めれば会社から手当も支給しています。さらに今年からは、社員の家庭での防災対策を強化していきたいと考えており、効果的な取組を検討しているところです。

（平成27年1月インタビュー）



## 2 発災前の直前対策及び発災後対策

風水害は、台風为代表されるように進路や到達時刻を予測することができるなど、ある程度、災害の発生を予見することが可能です。これは、地震災害とは大きく異なる点であり、それゆえに、発災前の時間帯を有効に活用することが重要となります。

また、県や市町は災害対策本部を設置し、災害情報の収集を行ったり、避難行動を促すための情報を提供するほか、被害や孤立地区の発生が確認されたときは、関係機関と連携し、救出・救助・救急等の応急対策活動を行う必要があります。

さらに、帰宅困難者\*や避難所等で生活する方々への支援など、さまざまな場面での支援活動も必要となります。

「発災に備えた直前対策の強化」により、発災前の直前期における備えを行うとともに、「災害対策本部の機能強化」、「孤立の解消に向けた対策の推進」など、災害発生直後の刻々と変化する状況に対して、迅速かつ的確な対応を行うため、事前に講ずべき対策を進めます。

- 8 発災に備えた直前対策の強化
- 9 災害対策本部の機能強化
- 10 災害情報の収集・伝達体制の強化
- 11 孤立の解消に向けた対策の推進
- 12 広域応援・受援体制の整備
- 13 医療救護体制の充実
- 14 市町防災力の向上に向けた支援
- 15 災害時要援護者への支援（応急対策）
- 16 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保
- 17 帰宅支援対策の強化
- 18 避難生活の支援体制の充実

(8) 発災に備えた直前対策の強化

発災前の事前対策は、その時々で状況が変わると考えられ、これまでの防災対策の中では必ずしも明確な位置づけはありませんでした。

しかし、近年、米国を襲ったハリケーン対応時の教訓をもとに、災害の発生を見越して事前に実施する対策を定めておくことで、被害の最小化を図るという取組に注目が集まっています。

県災害対策本部による災害対応を中心として、「誰が」「いつ」「何をするのか」を定めた「三重県版タイムライン（仮称）」の策定をめざすほか、災害時要援護者や児童生徒の安全確保にかかる検討の実施など、発災に備えた直前対策についての検討を進めていきます。

行動項目				担当部								
<p>■ 「三重県版タイムライン（仮称）」の策定【重点】（iv）</p> <p>県災害対策本部による災害対応を中心として、台風接近時の直前の時間帯において、「誰が」「いつ」「何をするのか」といった事前行動を時系列でまとめた「三重県版タイムライン（仮称）」の策定を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「三重県版タイムライン(仮称)」の策定</td> <td>—</td> <td>策定に向けた検討着手</td> <td>策定完了</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	「三重県版タイムライン(仮称)」の策定	—	策定に向けた検討着手	策定完了	防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
「三重県版タイムライン(仮称)」の策定	—	策定に向けた検討着手	策定完了									
<p>■ 災害時要援護者の保護にかかる検討の実施（再掲）【重点】（iv）</p> <p>台風接近時等、社会福祉施設において要援護者の安全を確保するため、防災気象情報の提供や市町など関係機関との連絡方法など、必要な検討を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時要援護者の安全を確保するための対策の検討</td> <td>—</td> <td>検討着手</td> <td>「社会福祉施設災害対応マニュアル(仮称)」の策定</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害時要援護者の安全を確保するための対策の検討	—	検討着手	「社会福祉施設災害対応マニュアル(仮称)」の策定	防災対策部 健康福祉部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
災害時要援護者の安全を確保するための対策の検討	—	検討着手	「社会福祉施設災害対応マニュアル(仮称)」の策定									

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目	主担当部												
<p><b>■学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施（再掲）【重点】</b> （iv）</p> <p>台風接近時、公立小中学校及び県立学校において、児童生徒の安全を確保するための防災対策をとることができるよう、学校に対する防災気象情報の提供のあり方など、必要な検討を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童生徒の安全を確保するための発災直前対策の検討</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">検討着手</td> <td style="text-align: center;">「学校における防災の手引」への反映（追録版等の作成）</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	児童生徒の安全を確保するための発災直前対策の検討	—	検討着手	「学校における防災の手引」への反映（追録版等の作成）	<p>教育委員会 (他の取組主体)</p> <p style="text-align: center;">市町</p>				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
児童生徒の安全を確保するための発災直前対策の検討	—	検討着手	「学校における防災の手引」への反映（追録版等の作成）										
<p><b>■災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化（iii）</b></p> <p>初動体制等にかかる災害対策本部活動計画の見直しを行い、災害時に迅速な対応を行うことができるよう、活動マニュアル等の作成を行い、図上訓練等を通じてその検証を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部活動計画の見直し</td> <td style="text-align: center;">検討着手</td> <td style="text-align: center;">見直し完了</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害対策本部活動計画の見直し	検討着手	見直し完了	—	<p>防災対策部</p>				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
災害対策本部活動計画の見直し	検討着手	見直し完了	—										
<p><b>■「三重県防災情報プラットフォーム」の構築【重点】（ii）</b></p> <p>災害対策本部の活動を支援するとともに、県民に分かりやすい情報を発信するため、「三重県防災情報プラットフォーム」を構築する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>システムの運用開始</td> <td style="text-align: center;">基本計画の策定着手</td> <td style="text-align: center;">基本計画の策定完了</td> <td style="text-align: center;">運用</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	システムの運用開始	基本計画の策定着手	基本計画の策定完了	運用	<p>防災対策部 (他の取組主体)</p> <p style="text-align: center;">市町</p>				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
システムの運用開始	基本計画の策定着手	基本計画の策定完了	運用										
<p><b>■水防体制の充実・強化及び水防資材の補給（iv）</b></p> <p>水防法に基づき三重県水防計画*を定め、水防情報伝達が適切に行えるよう水防体制の充実・強化を図るとともに災害時に水防活動が十分に行えるよう水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県水防計画の策定</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> <tr> <td>水防倉庫に備蓄する水防資材の補給</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	三重県水防計画の策定	1回/年	1回/年	1回/年	水防倉庫に備蓄する水防資材の補給	1回/年	1回/年	1回/年	<p>県土整備部</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
三重県水防計画の策定	1回/年	1回/年	1回/年										
水防倉庫に備蓄する水防資材の補給	1回/年	1回/年	1回/年										

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				主担当部
<p>■<b>図上訓練の実施</b>（ii）</p> <p>市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部及び地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、図上訓練を実施する。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
図上訓練の実施	11回/年	11回/年	11回/年	
<p>■<b>市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進【重点】</b>(iv)</p> <p>国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、市町に対して、避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の実施を促進する。</p> <p>また、市町が、避難勧告等を発令する際の参考となるような、基準の運用や取組事例について情報収集・共有を図るほか、今後、避難勧告等の発令を要した災害対応後に市町とともに検証を行うなど、継続的な見直しにつなげていくための支援を行う。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
三重県市町等防災対策会議*等での検証	3回/年	1回/年	1回/年	
<p>■<b>海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討【重点】</b>（ii）</p> <p>県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯では、風水害による長期の湛水*、多数の避難者の発生が想定され、市町境を越えての広域避難が必要となる可能性が高いことから、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進める。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成	検討着手	作成完了	—	

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目		主担当部	
<p><b>■大規模移送にかかるバス事業者との連携（iii）</b></p> <p>観光客等帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定に基づき、防災訓練等を実施するなど、緊密な連携を構築し、災害時における輸送手段の確保を図る。</p>		<p>防災対策部 (他の取組主体) 事業者</p>	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
バス事業者等との連携体制の構築	協定締結	協定内容 の検証	協定内容 の検証



図上訓練（本部員会議）



三重県市町等防災対策会議

(9) 災害対策本部の機能強化

県災害対策本部は、本県の災害応急対策活動の中核となる組織です。紀伊半島大水害の教訓をふまえ、組織体制を大きく見直しました。

発災前及び災害発生時、防災気象情報や災害情報を確実に収集・把握するとともに、被害の拡大を防ぐための応急対策活動を迅速に展開するため、繰り返し訓練と検証を行うことにより体制の整備と強化を図っていきます。

また、防災関係機関との連携強化や職員の災害対応力を向上させるための取組等も進めていきます。

行動項目		主担当部													
<p>■災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化（再掲）（iii）</p> <p>初動体制等にかかる災害対策本部活動計画の見直しを行い、災害時に迅速な対応を行うことができるよう、活動マニュアル等の作成を行い、図上訓練等を通じてその検証を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部活動計画の見直し</td> <td>検討着手</td> <td>見直し完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害対策本部活動計画の見直し	検討着手	見直し完了	—	防災対策部					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
災害対策本部活動計画の見直し	検討着手	見直し完了	—												
<p>■水防体制の充実・強化及び水防資材の補給（再掲）（iv）</p> <p>水防法に基づき三重県水防計画を定め、水防情報伝達が適切に行えるよう水防体制の充実・強化を図るとともに災害時に水防活動が十分に行えるよう水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県水防計画の策定</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>水防倉庫に備蓄する水防資材の補給</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	三重県水防計画の策定	1回/年	1回/年	1回/年	水防倉庫に備蓄する水防資材の補給	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
三重県水防計画の策定	1回/年	1回/年	1回/年												
水防倉庫に備蓄する水防資材の補給	1回/年	1回/年	1回/年												
<p>■「三重県版タイムライン（仮称）」の策定（再掲）【重点】（iv）</p> <p>県災害対策本部による災害対応を中心として、台風接近時の直前の時間帯において、「誰が」「いつ」「何をするのか」といった事前行動を時系列でまとめた「三重県版タイムライン（仮称）」の策定を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「三重県版タイムライン（仮称）」の策定</td> <td>—</td> <td>策定に向けた検討着手</td> <td>策定完了</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	「三重県版タイムライン（仮称）」の策定	—	策定に向けた検討着手	策定完了	防災対策部 （他の取組主体） 事業者 市町					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
「三重県版タイムライン（仮称）」の策定	—	策定に向けた検討着手	策定完了												

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目	担当部								
<p><b>■「三重県防災情報プラットフォーム」の構築（再掲）【重点】（ii）</b>  災害対策本部の活動を支援するとともに、県民に分かりやすい情報を発信するため、「三重県防災情報プラットフォーム」を構築する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">システムの運用開始</td> <td style="text-align: center;">基本計画の策定着手</td> <td style="text-align: center;">基本計画の策定完了</td> <td style="text-align: center;">運用</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	システムの運用開始	基本計画の策定着手	基本計画の策定完了	運用	防災対策部 (他の取組主体)  市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
システムの運用開始	基本計画の策定着手	基本計画の策定完了	運用						
<p><b>■三重県業務継続計画（BCP）の策定（i）</b>  大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）を策定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">計画策定</td> <td style="text-align: center;">検討着手</td> <td style="text-align: center;">策定完了</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	計画策定	検討着手	策定完了	—	防災対策部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
計画策定	検討着手	策定完了	—						
<p><b>■総合防災訓練（実動訓練）の実施（再掲）【重点】（i）</b>  東日本大震災及び紀伊半島大水害の課題をふまえ、「訓練でできないことはいざ災害の時にも絶対にできない」という視点から、住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総合防災訓練の実施</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 (他の取組主体)  県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年						
<p><b>■図上訓練の実施（再掲）（ii）</b>  市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部及び地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、図上訓練を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">図上訓練の実施</td> <td style="text-align: center;">11回/年</td> <td style="text-align: center;">11回/年</td> <td style="text-align: center;">11回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	図上訓練の実施	11回/年	11回/年	11回/年	防災対策部 (他の取組主体)  事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
図上訓練の実施	11回/年	11回/年	11回/年						

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目	主担当部														
<p><b>■防災関係機関との連携強化（i）</b></p> <p>東日本大震災及び紀伊半島大水害の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">目標項目</th> <th style="background-color: #fce4d6;">現状 (26年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (27年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携会議の開催</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	連携会議の開催	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 (他の取組主体) 事業者						
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
連携会議の開催	1回/年	1回/年	1回/年												
<p><b>■初動警察体制の強化（i）</b></p> <p>大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策、検視*・身元確認等の警察活動を迅速かつ的確に実施するための体制及び装備資機材の整備により初動警察体制の強化を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">目標項目</th> <th style="background-color: #fce4d6;">現状 (26年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (27年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常参集訓練実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>現場活動用投光機を整備した警察署数(累計)</td> <td>7警察署</td> <td>9警察署</td> <td>18警察署</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	非常参集訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	現場活動用投光機を整備した警察署数(累計)	7警察署	9警察署	18警察署	警察本部		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
非常参集訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年												
現場活動用投光機を整備した警察署数(累計)	7警察署	9警察署	18警察署												
<p><b>■災害警備訓練の実施（iv）</b></p> <p>大規模災害発生時において、避難誘導、救出救助等の警察活動を迅速かつ的確に実施できるよう、各種災害警備訓練を通じて練度の向上を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">目標項目</th> <th style="background-color: #fce4d6;">現状 (26年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (27年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害警備訓練の実施回数</td> <td>2回/年</td> <td>4回以上/年</td> <td>6回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害警備訓練の実施回数	2回/年	4回以上/年	6回以上/年	警察本部						
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
災害警備訓練の実施回数	2回/年	4回以上/年	6回以上/年												
<p><b>■防災関係機関の相互連携（iv）</b></p> <p>大規模災害発生時における防災関係機関との連携強化を図るため、防災関係機関との協議、合同訓練等への積極的な参画や災害情報の共有等を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">目標項目</th> <th style="background-color: #fce4d6;">現状 (26年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (27年度末)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携強化に向けた取組回数</td> <td>1回/年</td> <td>2回以上/年</td> <td>3回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	連携強化に向けた取組回数	1回/年	2回以上/年	3回以上/年	警察本部						
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
連携強化に向けた取組回数	1回/年	2回以上/年	3回以上/年												

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目	主担当部												
<p><b>■災害発生時における非常通信の確保（ii）</b></p> <p>災害発生時における非常通信を確保するため、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート*」について見直しを進める。また、非常通信ルートを使用した市町等との通信訓練を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常通信ルートの見直し</td> <td style="text-align: center;">見直しに着手</td> <td style="text-align: center;">見直し完了</td> <td style="text-align: center;">点検の実施/年</td> </tr> <tr> <td>訓練実施回数</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">2回以上/年</td> <td style="text-align: center;">2回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	非常通信ルートの見直し	見直しに着手	見直し完了	点検の実施/年	訓練実施回数	1回/年	2回以上/年	2回以上/年	防災対策部 (他の取組主体)  市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
非常通信ルートの見直し	見直しに着手	見直し完了	点検の実施/年										
訓練実施回数	1回/年	2回以上/年	2回以上/年										
<p><b>■災害対策本部機能継続のためのライフラインや燃料の確保（ii）</b></p> <p>災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、必要な検討を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料や水の確保</td> <td style="text-align: center;">検討着手</td> <td style="text-align: center;">検討完了</td> <td style="text-align: center;">燃料・水の確保</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	燃料や水の確保	検討着手	検討完了	燃料・水の確保	防災対策部				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
燃料や水の確保	検討着手	検討完了	燃料・水の確保										
<p><b>■職員の情報伝達訓練の実施（i）</b></p> <p>県職員の防災意識向上及び災害時に迅速な対応が行えるよう、全職員を対象とした情報伝達訓練を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練実施回数</td> <td style="text-align: center;">3回/年</td> <td style="text-align: center;">3回/年</td> <td style="text-align: center;">3回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練実施回数	3回/年	3回/年	3回/年	防災対策部				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
訓練実施回数	3回/年	3回/年	3回/年										
<p><b>■職員の防災研修の実施（ii）</b></p> <p>防災に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、県職員への防災研修を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修実施回数</td> <td style="text-align: center;">3回/年</td> <td style="text-align: center;">3回/年</td> <td style="text-align: center;">3回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修実施回数	3回/年	3回/年	3回/年	防災対策部				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
研修実施回数	3回/年	3回/年	3回/年										

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				担当部								
<p><b>■非常時に備えた通信統制訓練の実施（i）</b></p> <p>大規模災害発生時は、県防災通信ネットワークの通信量の大幅な増加が予想されることから、重要度の高い情報を適切に選択して収集・発信することができるよう、通信統制操作マニュアルを作成するとともに、通信統制訓練を実施する。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練実施回数</td> <td>—</td> <td>1回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練実施回数	—	1回/年	2回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
訓練実施回数	—	1回/年	2回/年									
<p><b>■防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上（i）</b></p> <p>県が各防災関係機関に配備している通信機器は、通信、TV会議、移動無線等さまざまな機能を備えていることから、これらの機能の有効活用を図るため、防災関係機関による通信機器の操作の習熟度を高める。</p>				防災対策部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>説明会の開催回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	説明会の開催回数	1回/年	1回/年	2回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
説明会の開催回数	1回/年	1回/年	2回/年									
<p><b>■防災行政無線を操作する無線従事者の養成（i）</b></p> <p>防災行政無線設備の操作または管理を行うためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の選任が必要となるため、無線に関する一定の知識・技能を身につけた無線従事者の育成を行う。</p>				防災対策部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習会の開催回数</td> <td>3回/年</td> <td>1回以上/年</td> <td>1回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	講習会の開催回数	3回/年	1回以上/年	1回以上/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
講習会の開催回数	3回/年	1回以上/年	1回以上/年									
<p><b>■水防技術講習会を通じた災害対策用機械の操作技術の習得（iv）</b></p> <p>異常気象時等に防災・減災に向けた迅速な対応ができるよう、国土交通省が実施する災害対策用車両等操作訓練に参加し、災害対策用機械の操作技術を習得する。</p>				県土整備部 （他の取組主体） 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策用機械等操作訓練への参加</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害対策用機械等操作訓練への参加	1回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
災害対策用機械等操作訓練への参加	1回/年	1回/年	1回/年									

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目		主担当部									
<p><b>■交番・駐在所の防災機能の強化（i）</b></p> <p>地域住民の安全・安心のよりどころであり、発災時、現地における最前線基地となる重要な交番・駐在所について、防災面に配慮した施設の整備及び装備資機材の充実により機能強化を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難誘導資機材を配備した交番・駐在所数(累計)</td> <td style="text-align: center;">150箇所</td> <td style="text-align: center;">200箇所</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	避難誘導資機材を配備した交番・駐在所数(累計)	150箇所	200箇所	—	警察本部	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
避難誘導資機材を配備した交番・駐在所数(累計)	150箇所	200箇所	—								
<p><b>■災害時の出納業務の対応能力の向上（i）</b></p> <p>出納業務にかかる非常時対応マニュアルの職員の対応習熟度の向上を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練実施回数</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	出納局	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年								



総合防災訓練（土砂埋没車両からの検索・救助活動）



総合防災訓練（地域住民及び若い力による物資受取活動）



(10) 災害情報の収集・伝達体制の強化

災害発生時、情報を迅速かつ確実に収集し、必要な対策に活かしていくことが重要です。

県災害対策本部の活動を情報面から支援する「三重県防災情報プラットフォーム」の構築・運用に向けた取組を進めるほか、映像や画像を活用した現地の災害情報を収集するための体制整備、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制整備にも取り組んでいきます。

また、気象情報や河川の水位、土砂災害の発生危険などを知らせる防災気象情報等を県民の皆さんに伝達し、迅速かつ的確な避難行動を支援できるよう、メール配信サービスやアラート（公共情報 commons）の活用など多様な手段を用いた情報提供の取組も進めていきます。

行動項目				担当部												
<p>■「三重県防災情報プラットフォーム」の構築（再掲）【重点】（ii）</p> <p>災害対策本部の活動を支援するとともに、県民に分かりやすい情報を発信するため、「三重県防災情報プラットフォーム」を構築する。</p>				防災対策部 (他の取組主体)  市町												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="width: 40%;">目標項目</th> <th style="width: 15%;">現状 (26年度末)</th> <th style="width: 15%;">目標 (27年度末)</th> <th style="width: 15%;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>システムの運用開始</td> <td>基本計画の策定着手</td> <td>基本計画の策定完了</td> <td>運用</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	システムの運用開始	基本計画の策定着手	基本計画の策定完了	運用					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
システムの運用開始	基本計画の策定着手	基本計画の策定完了	運用													
<p>■災害時における映像情報を活用した情報の共有化（i）</p> <p>大規模災害時において、迅速かつ的確な状況判断や複数機関による情報共有を円滑に進めるため、関係機関職員による県防災通信ネットワークを利用した映像情報共有訓練を実施する。</p> <p>また、遠方からの技術者の到着を待たず、各消防本部や県広域防災拠点に配備している可搬型衛星無線装置*を被災地に投入して映像情報配信を行うことができるよう、消防本部職員等を対象とした装置操作訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体)  市町												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="width: 40%;">目標項目</th> <th style="width: 15%;">現状 (26年度末)</th> <th style="width: 15%;">目標 (27年度末)</th> <th style="width: 15%;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>可搬型衛星無線装置による操作訓練実施回数</td> <td>各消防本部が独自で実施</td> <td>1回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練実施回数	1回/年	1回/年	2回/年	可搬型衛星無線装置による操作訓練実施回数	各消防本部が独自で実施	1回/年	2回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
訓練実施回数	1回/年	1回/年	2回/年													
可搬型衛星無線装置による操作訓練実施回数	各消防本部が独自で実施	1回/年	2回/年													

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目	主担当部								
<p><b>■ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達（i）</b> 迅速かつ的確な災害応急対策の実施に有効なヘリコプターテレビシステムの機能確保及びこれを活用した画像情報の収集・伝達を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>画像情報の収集・伝達訓練の実施回数</td> <td style="text-align: center;">2回/年</td> <td style="text-align: center;">2回/年</td> <td style="text-align: center;">2回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	画像情報の収集・伝達訓練の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	警察本部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
画像情報の収集・伝達訓練の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年						
<p><b>■消防救急無線設備のデジタル化への移行促進（i）</b> 「三重県消防救急無線デジタル化広域化整備計画」に基づき、消防救急無線のデジタル方式への移行を促進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防救急デジタル無線（共通波）整備工事の進捗率</td> <td style="text-align: center;">51.7%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	消防救急デジタル無線（共通波）整備工事の進捗率	51.7%	100%	—	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
消防救急デジタル無線（共通波）整備工事の進捗率	51.7%	100%	—						
<p><b>■災害時における迅速な被災状況の把握（i）</b> 災害発生後の公共土木施設の被災状況を迅速に把握するため、建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づく情報伝達体制の強化を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害を想定した訓練の実施</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害を想定した訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
災害を想定した訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年						
<p><b>■被災宅地危険度判定士の養成（iii）</b> 宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害防止のための被災宅地危険度判定を実施する判定士の養成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習会の開催</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	講習会の開催	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
講習会の開催	1回/年	1回/年	1回/年						

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				主担当部											
<p>■「Lアラート（公共情報コモンズ）」の円滑な運用【重点】（iv）</p> <p>県民に災害情報を提供するため、公共情報コモンズへの情報発信を行う。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 事業者 市町											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Lアラート(公共情報コモンズ)への確実な情報発信率</td> <td>提供開始</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	Lアラート(公共情報コモンズ)への確実な情報発信率	提供開始	100%	100%			
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
Lアラート(公共情報コモンズ)への確実な情報発信率	提供開始	100%	100%												
<p>■「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進（再掲）【重点】（ii）</p> <p>「防災みえ.jp」メール配信サービスは、気象警報・注意報のほか河川水位情報等、多数の気象情報を配信していることから、県民の迅速な避難行動を促すため、当該メール配信サービスへの加入促進を図る。また、メール配信サービス以外に、利用可能な多様な手段を活用し情報を提供する。</p>				防災対策部											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メール配信サービス登録者数</td> <td>43,045人 (26年末)</td> <td>50,000人</td> <td>50,000人</td> </tr> <tr> <td>多様な手段による情報提供</td> <td>提供のあり方 検討着手</td> <td>提供のあり方 検討完了</td> <td>情報提供</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	メール配信サービス登録者数	43,045人 (26年末)	50,000人	50,000人	多様な手段による情報提供	提供のあり方 検討着手	提供のあり方 検討完了
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
メール配信サービス登録者数	43,045人 (26年末)	50,000人	50,000人												
多様な手段による情報提供	提供のあり方 検討着手	提供のあり方 検討完了	情報提供												
<p>■「緊急速報メール」の市町への導入促進【重点】（i）</p> <p>大規模災害時にいち早く情報を伝える手段として、緊急速報メールの導入が県内全市町において進むよう、3キャリア（NTT Docomo、KDDI、Softbank）加入にまだ至っていない市町に対して導入促進を図る。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急速報メール3キャリア加入市町数</td> <td>27市町</td> <td>29市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	緊急速報メール3キャリア加入市町数	27市町	29市町	29市町			
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
緊急速報メール3キャリア加入市町数	27市町	29市町	29市町												

行動項目				担当部
<p>■ SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供のあり方検討（i）</p> <p>東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りに SNS が活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行う。</p>				防災対策部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
防災に関する情報提供手段としての SNS の活用	検討着手	活用方針の策定完了	活用	



コラム

雷が激しく鳴ったら大雨に注意

平成 20 年 8 月末豪雨（平成 20 年 8 月）

今回の水害で、皆さんもっと気象情報を活用してほしいなと痛切に感じました。それを見て、早目に持ち出し品なんかを用意しておいて、水が来たときには既に逃げた状態に持っていけるような準備をすることが大切だと思います。

天気図を読めなくても、気象情報の雲の動きを見ればその後の雨の動きがつかめるんですよ。あの日も、NHKの場面がパッと切り変わって、「東海豪雨と非常に似ている」ということだったので、風が出た場合に備えて、ベランダとか家のまわりにあるものを固定しました。

今回雷がすごかったんですが、振り返ってみると、東海豪雨のときも雨になる前に雷がすごかったなと。また、それほど災害としては騒がれなかったんですけど、昭和 40 年代にこの地域で水害が起きたときもやっぱり雷が長時間鳴っていた記憶があります。

裏づけは分かりませんが、雨がまだそれほど降っていなくても、雷がはげしく鳴っている場合はやっぱり最悪の場合を予測したほうがいいんじゃないかと私は思っています。

（名古屋市 70 代 男性）

内閣府「一日前プロジェクト」より



(11) 孤立の解消に向けた対策の推進

県内には、河川の氾濫や土砂崩れ等によって孤立する可能性のある地区があります。

孤立に備えた取組として、水や食料等の個人備蓄の促進を図るほか、非常用の通信手段や電源確保などの避難所整備にも取り組めます。

また、早期の孤立解消に向けては、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢の強化を進めていきます。さらに、陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策も進めます。

行動項目				担当部							
<p><b>■停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進（再掲）【重点】</b> (iii)</p> <p>発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発回数(累計)</td> <td>62回</td> <td>80回</td> <td>120回</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発回数(累計)	62回	80回
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
啓発回数(累計)	62回	80回	120回								
<p><b>■個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討（再掲）</b> (i)</p> <p>支援物資と備蓄物資の役割分担、個人備蓄と公的備蓄の分担割合(個人備蓄のあり方、公的備蓄の必要数量等)、いざ災害発生という場合の円滑な供給方法等について検討を進める。</p>				防災対策部							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時の緊急物資等の備蓄に関する指針の策定</td> <td>—</td> <td>策定完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害時の緊急物資等の備蓄に関する指針の策定	—	策定完了
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
災害時の緊急物資等の備蓄に関する指針の策定	—	策定完了	—								
<p><b>■孤立化を防止するための避難所等における整備促進【重点】</b> (iii)</p> <p>災害時における孤立化を防止するため、非常用の通信手段や電源の確保など、市町が主体的に取り組む孤立化防止対策について、地域減災対策推進事業により支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組支援市町数</td> <td>8市町</td> <td>13市町</td> <td>24市町</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組支援市町数	8市町	13市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
取組支援市町数	8市町	13市町	24市町								

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目	主担当部												
<p><b>■緊急輸送道路の整備【重点】（i）</b></p> <p>災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率(改良済路線数/91)</td> <td style="text-align: center;">94.5%</td> <td style="text-align: center;">94.5%</td> <td style="text-align: center;">94.5%</td> </tr> <tr> <td>第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良済延長</td> <td style="text-align: center;">606.4km</td> <td style="text-align: center;">606.7km</td> <td style="text-align: center;">608.0km</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率(改良済路線数/91)	94.5%	94.5%	94.5%	第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良済延長	606.4km	606.7km	608.0km	県土整備部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率(改良済路線数/91)	94.5%	94.5%	94.5%										
第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良済延長	606.4km	606.7km	608.0km										
<p><b>■雨量規制区間の代替ルートの確保（iv）</b></p> <p>台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向け、県管理道路の整備を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バイパス等の整備による雨量規制区間の代替ルートの確保箇所(県管理道路)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2箇所</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	バイパス等の整備による雨量規制区間の代替ルートの確保箇所(県管理道路)	—	—	2箇所	県土整備部				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
バイパス等の整備による雨量規制区間の代替ルートの確保箇所(県管理道路)	—	—	2箇所										
<p><b>■高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消【重点】（i）</b></p> <p>ミッシングリンクとなっている高速道路等の未事業化区間の早期事業化など、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、産業・経済活動を支える高規格幹線道路*の整備促進、早期供用に向けた取組を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高規格幹線道路の供用延長</td> <td style="text-align: center;">244.7km</td> <td style="text-align: center;">250.5km</td> <td style="text-align: center;">250.5km</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	高規格幹線道路の供用延長	244.7km	250.5km	250.5km	県土整備部 (他の取組主体) 事業者				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
高規格幹線道路の供用延長	244.7km	250.5km	250.5km										

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				担当部												
<p><b>■道路防災対策の推進（iv）</b></p> <p>豪雨等による災害を未然に防止するため、平成8年度に実施した「道路防災総点検」において防災上対策が必要と判定された「要対策箇所（ランク1）」について年1回の点検を実施するとともに、変状等が確認された箇所について対策を実施する。</p>				県土整備部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路防災点検の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	道路防災点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
道路防災点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年													
<p><b>■総合防災訓練（実動訓練）の実施（再掲）【重点】（i）</b></p> <p>東日本大震災及び紀伊半島大水害の課題をふまえ、「訓練でできないことはいざ災害の時にも絶対にできない」という視点から、住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体)  県民 事業者 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年													
<p><b>■緊急輸送ヘリコプターの燃料確保【重点】（i）</b></p> <p>災害応急対策初動期の緊急輸送ヘリコプターの継続運用を可能とするため、航空燃料の備蓄貯蔵所の整備等を進める。</p>				防災対策部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域防災拠点への航空燃料保管</td> <td>検討着手</td> <td>整備計画の策定完了</td> <td>貯蔵庫等の建設完了</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	広域防災拠点への航空燃料保管	検討着手	整備計画の策定完了	貯蔵庫等の建設完了					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
広域防災拠点への航空燃料保管	検討着手	整備計画の策定完了	貯蔵庫等の建設完了													
<p><b>■道路啓開対策の推進【重点】（i）</b></p> <p>迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地*の整備を行う。</p> <p>また、国、県、市町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進する。</p>				県土整備部 (他の取組主体)  事業者												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路啓開基地の整備(累計)</td> <td>8箇所</td> <td>14箇所</td> <td>14箇所</td> </tr> <tr> <td>道路啓開訓練の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	道路啓開基地の整備(累計)	8箇所	14箇所	14箇所	道路啓開訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
道路啓開基地の整備(累計)	8箇所	14箇所	14箇所													
道路啓開訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年													

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				担当部
<p><b>■被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化（ii）</b>            建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づき、被災した公共土木施設への迅速な応急復旧体制の強化を進める。</p>				県土整備部 （他の取組主体） 事業者
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
災害を想定した訓練の実施	1回/年・事務所	1回/年・事務所	1回/年・事務所	



総合防災訓練（人工衛星画像を活用した孤立地域の確定活動）



ミッシングリンクの解消（熊野尾鷲道路 新鹿中山地区）



国道311号拡幅（熊野市甫母）



整備前

(12) 広域応援・受援体制の整備

風水害による被害状況が、被災市町が単独で対応できる限界を大きく超えた場合、比較的被災の程度が小さかった県内市町や他府県、防災関係機関等からの支援が必要となります。

災害時の支援等にかかる協定締結の促進、市町域を越えての広域避難体制の検討、広域防災拠点の整備・機能強化、他府県との訓練を通じての連携強化など、必要な取組を進めます。

行動項目				担当部												
<p><b>■災害時の支援等に関する協定の拡充（i）</b></p> <p>災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協定締結・拡充・見直し</td> <td>協定締結等</td> <td>協定締結等</td> <td>協定締結等</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	協定締結・拡充・見直し	協定締結等	協定締結等	協定締結等	防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
協定締結・拡充・見直し	協定締結等	協定締結等	協定締結等													
<p><b>■海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討（再掲）【重点】（ii）</b></p> <p>県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯では、風水害による長期の湛水、多数の避難者の発生が想定され、市町境を越えての広域避難が必要となる可能性が高いことから、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成</td> <td>検討着手</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成	検討着手	作成完了	—	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成	検討着手	作成完了	—													
<p><b>■広域防災拠点の整備・機能強化（i）</b></p> <p>「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」に基づき、北勢地域における広域防災拠点の整備を進めるとともに、県内各拠点の資機材の整備、拠点を活用した訓練の実施など、機能強化を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北勢拠点の整備</td> <td>測量・設計</td> <td>造成着手</td> <td>建設完了</td> </tr> <tr> <td>各拠点の機能強化</td> <td>—</td> <td>整備数量等の検討着手</td> <td>資機材整備完了</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	北勢拠点の整備	測量・設計	造成着手	建設完了	各拠点の機能強化	—	整備数量等の検討着手	資機材整備完了	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
北勢拠点の整備	測量・設計	造成着手	建設完了													
各拠点の機能強化	—	整備数量等の検討着手	資機材整備完了													

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目	主担当部								
<p><b>■防災関係機関との連携強化（再掲）（i）</b></p> <p>東日本大震災及び紀伊半島大水害の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携会議の開催</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	連携会議の開催	1回/年	1回/年	1回/年	<p>防災対策部 (他の取組主体)  事業者</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
連携会議の開催	1回/年	1回/年	1回/年						
<p><b>■警察災害派遣隊の運用（i）</b></p> <p>大規模災害発生時に派遣が見込まれる警察災害派遣隊の招集・派遣体制の整備を図るとともに、救出救助等の実戦的訓練を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他県警察との合同訓練実施回数</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	他県警察との合同訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	<p>警察本部</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
他県警察との合同訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年						
<p><b>■消防における広域応援体制の充実強化（iv）</b></p> <p>県図上訓練、県総合防災訓練、緊急消防援助隊*ブロック訓練等を通じ、単独の消防本部では対応しきれない大規模災害発生時における消防本部間の連携及び県外応援部隊の受入体制の強化を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練に参加する消防本部数</td> <td style="text-align: center;">15消防本部/年</td> <td style="text-align: center;">15消防本部/年</td> <td style="text-align: center;">15消防本部/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練に参加する消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年	<p>防災対策部 (他の取組主体)  市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
訓練に参加する消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年						
<p><b>■災害時のボランティア受入体制の整備（i）</b></p> <p>県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、地域の計画やマニュアル等を作成するとともに、関係者と十分な共有を行い、実効性のある受入体制を整備する。</p> <p>また、市町や社会福祉協議会、災害支援団体等との意見交換を通じて、地域におけるマニュアルの整備等平常時からの体制強化を促す。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入体制の整備</td> <td>県域のマニュアル(風水害編)の整備完了</td> <td>全市町でのマニュアル整備完了</td> <td>現地センターの迅速な立ち上げ体制の整備完了</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	受入体制の整備	県域のマニュアル(風水害編)の整備完了	全市町でのマニュアル整備完了	現地センターの迅速な立ち上げ体制の整備完了	<p>健康福祉部 環境生活部 (他の取組主体)  市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
受入体制の整備	県域のマニュアル(風水害編)の整備完了	全市町でのマニュアル整備完了	現地センターの迅速な立ち上げ体制の整備完了						

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				主担当部							
<p><b>■災害時のボランティア活動に関する連携強化（i）</b></p> <p>災害時にみえ災害ボランティア支援センター*を迅速に立ち上げ、支援活動を行うため、構成する幹事団体のほか、実践的な研修や訓練等の実施により、市町社会福祉協議会や災害支援団体、NPO等による「顔の見える関係づくり」を進める。</p>				防災対策部 健康福祉部 環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時支援活動団体名簿登載数</td> <td>63 団体</td> <td>60 団体</td> <td>120 団体</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害時支援活動団体名簿登載数	63 団体	60 団体	120 団体		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
災害時支援活動団体名簿登載数	63 団体	60 団体	120 団体								



桑員地域広域避難訓練  
 支援物資搬送訓練（伊賀広域防災拠点→多度アイリスパーク）

(13) 医療救護体制の充実

災害時における医療を迅速かつ的確に実施するため、医療体制の確保は欠かせません。

災害発生時には、停電や断水、通信途絶、道路被害による患者の搬送や医薬品の輸送困難が想定されます。そのため、災害拠点病院等での非常用電源の確保、医薬品の備蓄や供給体制の整備等に取り組んでいきます。

また、災害時に円滑な情報収集ができるよう、救急告示医療機関の EMIS（広域災害・救急医療情報システム）への参画促進や、地域における災害医療ネットワークづくりなど体制整備も進めていきます。

行動項目				主担当部								
<p>■災害拠点病院等での非常用発電機能の確保（i）</p> <p>災害拠点病院等が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常時の6割以上の発電容量確保の災害拠点病院数</td> <td>12病院 (27年2月末)</td> <td>10病院</td> <td>13病院</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	通常時の6割以上の発電容量確保の災害拠点病院数	12病院 (27年2月末)	10病院	13病院	健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
通常時の6割以上の発電容量確保の災害拠点病院数	12病院 (27年2月末)	10病院	13病院									
<p>■災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討（i）</p> <p>医薬品の備蓄量・使用期限に関する情報把握など医薬品備蓄の管理と更新を行うとともに、供給体制についての検討を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医薬品供給協定締結済災害拠点病院数</td> <td>2病院 (27年2月末)</td> <td>8病院</td> <td>13病院</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	医薬品供給協定締結済災害拠点病院数	2病院 (27年2月末)	8病院	13病院	健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
医薬品供給協定締結済災害拠点病院数	2病院 (27年2月末)	8病院	13病院									
<p>■災害拠点病院の訓練実施・参加促進（i）</p> <p>災害拠点病院が年に1回以上、訓練を実施または参加するよう促す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害拠点病院の訓練参加率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害拠点病院の訓練参加率	100%	100%	100%	健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
災害拠点病院の訓練参加率	100%	100%	100%									

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				主担当部								
<p>■災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保（i）</p> <p>災害拠点病院が機能不全に陥った場合に備えて指定した災害医療支援病院*が災害拠点病院と連携して訓練に参加する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療支援病院の訓練参加率</td> <td>12.5%</td> <td>75.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害医療支援病院の訓練参加率	12.5%	75.0%	100%	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
災害医療支援病院の訓練参加率	12.5%	75.0%	100%									
<p>■救急告示医療機関のEMIS参加促進（i）</p> <p>災害時に円滑な情報収集ができるよう、EMISに参加する救急告示医療機関を増やす。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EMIS参加率</td> <td>90.2%</td> <td>82.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	EMIS参加率	90.2%	82.0%	100%	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
EMIS参加率	90.2%	82.0%	100%									
<p>■EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有（i）</p> <p>発災時に、大量の発生が予想される重傷者、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等、災害医療情報を、国、県、市町、関係団体で共有するため、EMISを用いた情報共有の体制強化を進める。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EMIS入力訓練参加機関数</td> <td>47 機関</td> <td>50 機関</td> <td>61 機関</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	EMIS入力訓練参加機関数	47 機関	50 機関	61 機関	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
EMIS入力訓練参加機関数	47 機関	50 機関	61 機関									
<p>■災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備（i）</p> <p>DMA T*や医療救護班の派遣や受入、調整機能の確保などに必要な体制を確認するため、災害医療コーディネーター*とともに県災害対策本部医療本部の訓練を実施する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練実施回数</td> <td>2回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練実施回数	2回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
訓練実施回数	2回/年	1回/年	1回/年									

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				主担当部								
<p><b>■地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保（i）</b>            発災時に災害拠点病院等が災害医療に対処できるとともに、災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する。</p>				健康福祉部 （他の取組主体） 事業者								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域災害医療対策会議開催数</td> <td style="text-align: center;">19回 (地域ごとに 1回以上/年)</td> <td style="text-align: center;">地域ごとに 1回/年</td> <td style="text-align: center;">地域ごとに 1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	地域災害医療対策会議開催数	19回 (地域ごとに 1回以上/年)	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
地域災害医療対策会議開催数	19回 (地域ごとに 1回以上/年)	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年									
<p><b>■地域における災害医療ネットワークの構築【重点】（i）</b>            地域において、訓練や研修の実施等を通じて災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関*、医師会等の連携を促進するなど、災害医療ネットワークづくりを進める。</p>				健康福祉部 （他の取組主体） 事業者								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">訓練、研修等実施地域数</td> <td style="text-align: center;">8地域</td> <td style="text-align: center;">9地域</td> <td style="text-align: center;">9地域</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練、研修等実施地域数	8地域	9地域	9地域				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
訓練、研修等実施地域数	8地域	9地域	9地域									
<p><b>■避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）（i）</b>            避難所や救護所において医療行為が必要な避難者を把握する方法や、医師、看護師、保健師等による避難者の検診体制の充実など、事前の体制検討やルールづくりを行う。</p>				健康福祉部 （他の取組主体） 事業者								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域災害医療対策会議開催数</td> <td style="text-align: center;">19回 (地域ごとに 1回以上/年)</td> <td style="text-align: center;">地域ごとに 1回/年</td> <td style="text-align: center;">地域ごとに 1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	地域災害医療対策会議開催数	19回 (地域ごとに 1回以上/年)	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
地域災害医療対策会議開催数	19回 (地域ごとに 1回以上/年)	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年									
<p><b>■避難所での衛生管理体制の確保（i）</b>            避難所における歯科医療救護等に対応するため、地区歯科医師会と市町との協定締結を促進する。</p>				健康福祉部 （他の取組主体） 市町								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地区歯科医師会と協定を締結している市町数</td> <td style="text-align: center;">9市町</td> <td style="text-align: center;">10市町</td> <td style="text-align: center;">15市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	地区歯科医師会と協定を締結している市町数	9市町	10市町	15市町				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
地区歯科医師会と協定を締結している市町数	9市町	10市町	15市町									

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				担当部
<b>■遺体を取り扱う体制の整備（i）</b> 遺体の検視・検案*、身元確認、引渡しが迅速かつ的確に実施できるよう、災害発生時の遺体取扱体制の整備を進める。				警察本部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
検視・検案、身元確認研修会の開催	3回/年	6回/年	6回/年	



総合防災訓練（緊急仮設診療所における医療救護活動）



総合防災訓練（災害拠点病院（志摩病院）運営活動  
及びDMATによる運営支援活動）

## インタビュー

高瀬 幸次郎氏（地方独立行政法人三重県立総合医療センター 理事長・院長）

（三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議\* 委員）

災害発生直後の医療は、救急医療、つまり命を守る医療が中心となります。阪神・淡路大震災は朝の5時46分、東日本大震災は午後2時46分に地震が発生しました。災害がどの時間帯に発生するかによって、被害状況は異なり、災害医療の対応も違ってきます。

災害はいつ発生するか分かりません。そこで、院長不在を想定した訓練なども実施しています。

訓練の際、必ず最初に行うことは、院内の被害状況を速やかに把握することです。次に、周辺の医療機関の被害状況を確認しなければなりません。そのため、近隣の病院とは、平時から情報交換を行うなど連携強化に努めています。そして、自分たちの病院の機能を維持しつつ、どれだけの職員を応援に出すことができるのかを把握します。へりを活用すれば、遠方の病院への応援も可能となります。

災害時は、平時にも増して、病院スタッフを上手くマネジメントしなければなりません。有事ですので、最初は皆、迷います。また、他の病院に派遣された場合には、さらに戸惑うと思います。しかし、看護師や薬剤師など病院スタッフはそれぞれが専門性を有しています。役割さえ与えたら、どの場所であろうと、きちんと仕事をやり遂げます。

そのためにも、地域で中核となる病院は、事前にハザードマップなどを確認しておき、どんな被害が想定されるのかをシミュレーションし、自分たちの病院では何ができるのかを考えておくことが重要です。

現在、県内では災害医療の体制整備が進められています。それぞれの地域で災害医療対策を検討する会議も設けられました。切実な状況の中での対応を検討するなど実質的なものとしていくことが大事です。

そして、災害が発生したときには、人的・物的に補完し合うことが欠かせません。地震・津波を想定した訓練は、風水害の対応にも応用が効きます。これからも訓練を重ねるなど、いざという時に迅速に対応するための関係づくりや体制づくりに取り組んでいきたいと考えています。

（平成27年1月インタビュー）



(14) 市町防災力の向上に向けた支援

災害対応の最前線で「公助」の役割を担っているのが市町です。災害時に迅速な応急対策活動を展開するためには、市町の災害対応力が十分に発揮されることが必要です。

市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を高めるための人材育成支援、市町の災害対策本部の機能強化に向けた訓練等への支援、地域減災対策推進事業による洪水・土砂災害避難対策等への支援のほか、消防団や自主防災組織の人材育成や組織力の強化につながる取組の推進など、市町の防災力の向上を支援していきます。

行動項目		主担当部													
<p><b>■市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施（iii）</b></p> <p>地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）を通じて、市町が実施する洪水・土砂災害避難対策、災害時要援護者避難対策、孤立化防止対策等、市町の防災・減災に向けた取組を促進する。</p> <p>また、「三重県新地震・津波対策行動計画」の中間評価を行う平成27年度に、市町に対する支援のあり方についての総合的な見直しを行うことを予定していることから、市町の防災・減災事業の進捗状況についての検証を進める。</p> <table border="1" data-bbox="292 1140 1204 1335"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組支援市町数</td> <td>29市町/年</td> <td>29市町/年</td> <td>29市町/年</td> </tr> <tr> <td>支援のあり方についての総合的な見直しの実施</td> <td>検証に着手</td> <td>見直しの実施</td> <td>支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組支援市町数	29市町/年	29市町/年	29市町/年	支援のあり方についての総合的な見直しの実施	検証に着手	見直しの実施	支援の実施	防災対策部 (他の取組主体) 市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
取組支援市町数	29市町/年	29市町/年	29市町/年												
支援のあり方についての総合的な見直しの実施	検証に着手	見直しの実施	支援の実施												
<p><b>■「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用（再掲）【重点】（iii）</b></p> <p>三重県と三重大学が共同で設立した「みえ防災・減災センター」を通じて、市町や企業、県内他大学との連携・参画を進めながら、それらを結びつける「防災ハブ機能」を持たせるとともに、他県や国の研究機関等とも連携し、県内外のリソースを集結して「シンクタンク機能」も持たせながら、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、地域・企業支援等に取り組む。</p> <table border="1" data-bbox="292 1753 1204 1890"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成した人材が地域等を支援した回数</td> <td>0.2回/年・人</td> <td>3回/年・人</td> <td>3回/年・人</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	育成した人材が地域等を支援した回数	0.2回/年・人	3回/年・人	3回/年・人	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
育成した人材が地域等を支援した回数	0.2回/年・人	3回/年・人	3回/年・人												

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目	主担当部								
<p><b>■市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施（再掲）【重点】（iv）</b></p> <p>市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町職員防災研修の実施</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	市町職員防災研修の実施	1回/年	1回/年	1回/年	<p>防災対策部 (他の取組主体)</p> <p style="text-align: center;">市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
市町職員防災研修の実施	1回/年	1回/年	1回/年						
<p><b>■市町における図上訓練の実施支援【重点】（iii）</b></p> <p>市町が実施する図上訓練に対して、防災技術専門員・指導員を派遣するなど、市町の災害対応力を高めるための支援を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組支援市町数</td> <td style="text-align: center;">12市町/年</td> <td style="text-align: center;">20市町/年</td> <td style="text-align: center;">20市町/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組支援市町数	12市町/年	20市町/年	20市町/年	<p>防災対策部 (他の取組主体)</p> <p style="text-align: center;">市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
取組支援市町数	12市町/年	20市町/年	20市町/年						
<p><b>■市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進（再掲）【重点】（iv）</b></p> <p>国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、市町に対して、避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の実施を促進する。</p> <p>また、市町が、避難勧告等を発令する際の参考となるような、基準の運用や取組事例について情報収集・共有を図るほか、今後、避難勧告等の発令を要した災害対応後に市町とともに検証を行うなど、継続的な見直しにつなげていくための支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県市町等防災対策会議等での検証</td> <td style="text-align: center;">3回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	三重県市町等防災対策会議等での検証	3回/年	1回/年	1回/年	<p>防災対策部 (他の取組主体)</p> <p style="text-align: center;">市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
三重県市町等防災対策会議等での検証	3回/年	1回/年	1回/年						
<p><b>■市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援（再掲）【重点】（iv）</b></p> <p>市町が主体的に取り組む洪水ハザードマップの作成について、地域減災対策推進事業の洪水・土砂災害避難対策により支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した市町数(累計)</td> <td style="text-align: center;">5市町</td> <td style="text-align: center;">8市町</td> <td style="text-align: center;">14市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	公表した市町数(累計)	5市町	8市町	14市町	<p>防災対策部 (他の取組主体)</p> <p style="text-align: center;">市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
公表した市町数(累計)	5市町	8市町	14市町						

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				担当部							
<p><b>■市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援（再掲）（iv）</b></p> <p>雨水が下水道や河川などに排水できないことから発生する浸水及び避難に関する情報を住民に提供し、平常時から住民の自助意識や防災意識の醸成を図るため、市町が公表する内水ハザードマップの作成について支援を行う。</p>				県土整備部 （他の取組主体） 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した市町数(累計)</td> <td>2市町</td> <td>3市町</td> <td>5市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	公表した市町数(累計)	2市町	3市町	5市町		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
公表した市町数(累計)	2市町	3市町	5市町								
<p><b>■土砂災害警戒避難体制づくりへの支援強化（再掲）（iv）</b></p> <p>市町が土砂災害の避難勧告等を発令する際の的確な判断につなげるため、土砂災害警戒避難体制づくりへの支援を強化する。</p>				県土整備部							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害担当者会議などの開催</td> <td>1回/年</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	土砂災害担当者会議などの開催	1回/年	3回/年	3回/年		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
土砂災害担当者会議などの開催	1回/年	3回/年	3回/年								
<p><b>■市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援（再掲）【重点】（iv）</b></p> <p>市町が主体的に取り組む土砂災害ハザードマップの作成について、地域減災対策推進事業の洪水・土砂災害避難対策により支援を行う。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した市町数(累計)</td> <td>7市町</td> <td>9市町</td> <td>14市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	公表した市町数(累計)	7市町	9市町	14市町		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
公表した市町数(累計)	7市町	9市町	14市町								
<p><b>■防災担当職員の防災情報システム操作能力向上（i）</b></p> <p>県が市町等に配備している防災情報システムの端末は、多くの情報収集機能を有していることから、これらの機能の有効活用を図るため、操作説明会の開催など市町担当者、県災害対策本部地方部職員等によるシステムの操作習熟度を高める。</p>				防災対策部							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>説明会の開催回数</td> <td>1回/年</td> <td>2回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	説明会の開催回数	1回/年	2回/年	2回/年		
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
説明会の開催回数	1回/年	2回/年	2回/年								

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目	主担当部								
<p><b>■防災行政無線を操作する無線従事者の養成（再掲）（i）</b></p> <p>防災行政無線設備の操作または管理を行うためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の選任が必要となるため、無線に関する一定の知識・技能を身につけた無線従事者の育成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習会の開催回数</td> <td style="text-align: center;">3回/年</td> <td style="text-align: center;">1回以上/年</td> <td style="text-align: center;">1回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	講習会の開催回数	3回/年	1回以上/年	1回以上/年	防災対策部
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
講習会の開催回数	3回/年	1回以上/年	1回以上/年						
<p><b>■常備消防の充実強化（i）</b></p> <p>消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>働きかけを行った消防本部数</td> <td style="text-align: center;">15消防本部/年</td> <td style="text-align: center;">15消防本部/年</td> <td style="text-align: center;">15消防本部/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	働きかけを行った消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
働きかけを行った消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年						
<p><b>■消防職員にかかる教育訓練の充実（再掲）（iii）</b></p> <p>大規模化、複雑多様化する災害に対し、専門的な知識・技術を有する人材の養成等、消防力の強化に向けた取組を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育訓練に参加する消防本部数</td> <td style="text-align: center;">15消防本部/年</td> <td style="text-align: center;">15消防本部/年</td> <td style="text-align: center;">15消防本部/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	教育訓練に参加する消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
教育訓練に参加する消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年						
<p><b>■地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化（再掲）【重点】（iv）</b></p> <p>消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例定数の充足率</td> <td style="text-align: center;">95.1% (26.4.1)</td> <td style="text-align: center;">95.3%</td> <td style="text-align: center;">95.5%</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	条例定数の充足率	95.1% (26.4.1)	95.3%	95.5%	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
条例定数の充足率	95.1% (26.4.1)	95.3%	95.5%						

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				担当部								
<p><b>■消防団の活動支援（iii）</b></p> <p>地域防災の中核を担う、消防団の抱える諸課題（団員の減少、消防団員の高齢化、被雇用者団員の増加等）に対応していくため、若年層団員の確保のための取組や、被雇用者が入団しやすい環境づくりに向け、勤務地での消防団入団等の各市町の入団要件の緩和などに取り組む。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例定数の充足率</td> <td>95.1% (26.4.1)</td> <td>95.3%</td> <td>95.5%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	条例定数の充足率	95.1% (26.4.1)	95.3%	95.5%	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
条例定数の充足率	95.1% (26.4.1)	95.3%	95.5%									
<p><b>■消防団員にかかる教育訓練の充実（再掲）（iii）</b></p> <p>地域防災の中核を担う消防団員に対し、防災にかかる専門的知識を習得する教育訓練（講座、訓練）の場を設け、災害発生時に的確に対応できる消防団員の養成を図る。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育訓練に参加する消防団員数 (累計)</td> <td>100人</td> <td>200人</td> <td>400人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	教育訓練に参加する消防団員数 (累計)	100人	200人	400人	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
教育訓練に参加する消防団員数 (累計)	100人	200人	400人									
<p><b>■自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成（再掲）【重点】（iv）</b></p> <p>消防団員を防災分野におけるアドバイザーとして養成し、自主防災組織の育成強化に資するとともに、消防団と自主防災組織が平常時から協力、連携ができる体制づくりを進める。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織アドバイザー養成講習による養成人数(累計)</td> <td>—</td> <td>30人</td> <td>90人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	自主防災組織アドバイザー養成講習による養成人数(累計)	—	30人	90人	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
自主防災組織アドバイザー養成講習による養成人数(累計)	—	30人	90人									
<p><b>■実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり（再掲）【重点】（iii）</b></p> <p>自主防災組織リーダー研修をリニューアルして、研修カリキュラムに地域での訓練の企画・運営をはじめ、消防団活動への理解と連携を深める内容を盛り込むなど、より実践的な活動ができるリーダーを養成する。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 県民 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災リーダー研修による養成人数(累計)</td> <td>—</td> <td>60人</td> <td>180人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	自主防災リーダー研修による養成人数(累計)	—	60人	180人	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
自主防災リーダー研修による養成人数(累計)	—	60人	180人									

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				主担当部												
<p><b>■消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の推進（再掲）</b>  <b>【重点】（iv）</b>                      消防団から養成した自主防災組織アドバイザーと自主防災組織のリーダーが共に、それぞれの組織の役割や課題等について意見交換や情報共有を行う場を設ける。また、両組織が連携した訓練の実施など実践的な活動が地域で行われるよう支援を行う。</p>				防災対策部 （他の取組主体）  県民 市町												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団・自主防災組織連携実務研修の実施</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> <tr> <td>消防団と自主防災組織が連携した実践モデル地域数(累計)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1地域</td> <td style="text-align: center;">5地域</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	消防団・自主防災組織連携実務研修の実施	—	1回/年	1回/年	消防団と自主防災組織が連携した実践モデル地域数(累計)	—	1地域	5地域				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
消防団・自主防災組織連携実務研修の実施	—	1回/年	1回/年													
消防団と自主防災組織が連携した実践モデル地域数(累計)	—	1地域	5地域													
<p><b>■「みえ防災人材バンク」を活用した人材の育成・活用（再掲）【重点】</b>  <b>（iv）</b>                      「みえ防災・減災センター」において、「みえ防災人材バンク」登録者に対して、地域で実践活動を行うための事前研修を実施するとともに、これらの人材と地域活動の場のマッチングを行うことで、人材の活用を図る。</p>				防災対策部 （他の取組主体）  県民 事業者 市町												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前研修の実施</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	事前研修の実施	—	1回/年	1回/年								
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
事前研修の実施	—	1回/年	1回/年													



市町防災担当職員を対象とした防災講座（初動期）



(15) 災害時要援護者への支援（応急対策）

災害時要援護者への支援について、東日本大震災では、避難後に震災関連死に至ったケースがあることから、風水害対策においても、万全の体制を整備し、支援に取り組んでいく必要があります。

福祉避難所の指定や介護保険施設間での相互避難に関する協定の締結、避難生活における特別な配慮など必要な対策を進めるほか、要援護者を支援するための相談体制や情報提供体制の整備にも取り組みます。

行動項目				担当部								
<p>■三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進（再掲）【重点】（i）</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組市町数</td> <td>8市町</td> <td>15市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組市町数	8市町	15市町	29市町	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
取組市町数	8市町	15市町	29市町									
<p>■福祉避難所の指定等の促進（i）</p> <p>市町における福祉避難所の指定、社会福祉施設等との協定締結、福祉避難所の代替となる災害時要援護者の避難場所の確保を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉避難所または代替避難場所確保市町数</td> <td>25市町</td> <td>25市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	福祉避難所または代替避難場所確保市町数	25市町	25市町	29市町	健康福祉部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
福祉避難所または代替避難場所確保市町数	25市町	25市町	29市町									
<p>■介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進（i）</p> <p>災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相互支援協定の締結を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>働きかけを行った施設の割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	働きかけを行った施設の割合	100%	100%	100%	健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
働きかけを行った施設の割合	100%	100%	100%									

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目	主担当部								
<p><b>■「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つた・わ・るキット」の活用促進（i）</b></p> <p>避難所を管理・運営する立場にある行政担当者や自治会及び学校関係者等と、避難所の運営に関わる避難住民などが、ピクトグラム（絵文字）や多言語表示シート等を用い、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報（場所やルール等）を伝えるために作成した避難所情報伝達キットの市町への普及を防災訓練や研修を通じて行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「避難所情報伝達キット」を活用した防災訓練実施回数</td> <td style="text-align: center;">2回/年</td> <td style="text-align: center;">2回/年</td> <td style="text-align: center;">2回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	「避難所情報伝達キット」を活用した防災訓練実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	<p>環境生活部 (他の取組主体)  市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
「避難所情報伝達キット」を活用した防災訓練実施回数	2回/年	2回/年	2回/年						
<p><b>■「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施（i）</b></p> <p>さまざまな主体の連携・協力による「みえ災害時多言語支援センター」を通じて、多言語による情報提供、外国人住民からの問い合わせへの対応等を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多言語情報提供を想定した図上訓練の実施回数</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	多言語情報提供を想定した図上訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	<p>環境生活部 (他の取組主体)  市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
多言語情報提供を想定した図上訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年						
<p><b>■三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進（i）</b></p> <p>災害時における健康支援活動は、迅速・安全・的確に行うこと、また災害が長期化した場合は、生活環境の変化等による公衆衛生的な側面から継続した支援活動が必要となることから、東日本大震災の教訓もふまえ、平成25年3月に改訂した「三重県災害時保健師活動マニュアル」を活用した研修会または訓練を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数</td> <td style="text-align: center;">27市町</td> <td style="text-align: center;">15市町</td> <td style="text-align: center;">29市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数	27市町	15市町	29市町	<p>健康福祉部 (他の取組主体)  市町</p>
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)						
マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数	27市町	15市町	29市町						

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				担当部
<p><b>■災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進（i）</b></p> <p>被災者への保健活動は、こころのケアの視点を持って行うことや、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の精神疾患の予防のため、継続した支援活動が必要になることから、平成25年8月に策定した「災害時こころのケア活動マニュアル」の活用を図る。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町
	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	こころのケア活動研修会への参加市町数	22市町	19市町	29市町
<p><b>■男女共同参画の視点を持った相談対応への支援（i）</b></p> <p>災害時に市町等において男女共同参画の視点を持った相談対応を行えるよう、三重県男女共同参画センターが専門的知見を活かし、相談対応に関するマニュアルを作成するとともに、平時からの普及を図る。</p>				環境生活部
	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	相談対応マニュアルの作成	検討着手	作成完了	—



災害時保健師活動訓練



こころのケア活動研修会



仮想避難所での外国人住民対応



(16) 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

東日本大震災以降、男女のニーズの違いをふまえた災害対応を行うことができる体制づくりが求められるようになりました。

主に女性が中心となって活躍している専門職職員等を対象とした人材育成や、避難所運営における女性の参画拡大など、防災現場における男女共同参画を進めます。

行動項目		主担当部													
<p><b>■女性防災人材の育成（再掲）（i）</b></p> <p>主に女性が中心となって活躍している専門職の職員や地域で先導的立場にある女性を対象として、それぞれの職場や避難所運営の防災現場など、さまざまな場面において、女性の視点で主体的に活動し、リーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、育成した人材のネットワークを構築し、相互の連携と継続的な活動を支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成人数(累計)</td> <td>160人</td> <td>230人</td> <td>350人</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	育成人数(累計)	160人	230人	350人	防災対策部					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
育成人数(累計)	160人	230人	350人												
<p><b>■防災現場における男女共同参画の推進（再掲）（i）</b></p> <p>避難所運営等の現場において、男女共同参画の視点をふまえたニーズ把握や意思決定が行われるよう、防災現場における方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災と男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県が育成する防災人材に占める女性の割合</td> <td>29.8%</td> <td>35.0%</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>女性消防団員数</td> <td>441人 (26.4.1)</td> <td>420人</td> <td>430人</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	県が育成する防災人材に占める女性の割合	29.8%	35.0%	40.0%	女性消防団員数	441人 (26.4.1)	420人	430人	防災対策部 環境生活部	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
県が育成する防災人材に占める女性の割合	29.8%	35.0%	40.0%												
女性消防団員数	441人 (26.4.1)	420人	430人												
<p><b>■三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進（再掲）【重点】（i）</b></p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組市町数</td> <td>8市町</td> <td>15市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組市町数	8市町	15市町	29市町	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町					
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
取組市町数	8市町	15市町	29市町												

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目		主担当部									
<p>■男女共同参画の視点を持った相談対応への支援（再掲）（i）</p> <p>災害時に市町等において男女共同参画の視点を持った相談対応を行えるよう、三重県男女共同参画センターが専門的知見を活かし、相談対応に関するマニュアルを作成するとともに、平時からの普及を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談対応マニュアルの作成</td> <td>検討着手</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	相談対応マニュアルの作成	検討着手	作成完了	—	環境生活部	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
相談対応マニュアルの作成	検討着手	作成完了	—								
<p>■防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大（i）</p> <p>防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性の視点を盛り込んで方針や対策を検討すべき会議等のうち女性委員が参画している会議の割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	女性の視点を盛り込んで方針や対策を検討すべき会議等のうち女性委員が参画している会議の割合	100%	100%	100%	防災対策部 環境生活部	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
女性の視点を盛り込んで方針や対策を検討すべき会議等のうち女性委員が参画している会議の割合	100%	100%	100%								



みえ防災コーディネーター育成講座（女性限定）



(17) 帰宅支援対策の強化

風水害によって道路や鉄道が途絶した場合、通勤・通学者に加え、地理に不案内な観光客など、県内には多数の帰宅困難者の発生が予想されます。

円滑な帰宅を支援するため、帰宅支援や人員移送等に関して事業者と締結した協定を適正に管理していくほか、帰宅支援ステーションについて周知を行います。

また、帰宅困難となった観光客について、帰宅支援対策など必要な検討も進めていきます。

行動項目				担当部								
<p>■災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進（i）</p> <p>沿道に拠点を有する事業者との協定締結等により災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 事業者								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協定の締結</td> <td>—</td> <td>協定の 適正管理</td> <td>協定の 適正管理</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	協定の締結	—	協定の 適正管理	協定の 適正管理			
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
協定の締結	—	協定の 適正管理	協定の 適正管理									
<p>■災害時帰宅支援ステーションの周知（ii）</p> <p>災害発生により公共交通機関が不通となった際、多くの人々が徒歩で帰宅すると考えられることから、災害時帰宅支援ステーションについて、協定事業者を通じての周知などを行う。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 事業者								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステッカー等の配布</td> <td>毎年、継続的に実施</td> <td>毎年、継続的に実施</td> <td>毎年、継続的に実施</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	ステッカー等の配布	毎年、継続的に実施	毎年、継続的に実施	毎年、継続的に実施			
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
ステッカー等の配布	毎年、継続的に実施	毎年、継続的に実施	毎年、継続的に実施									
<p>■主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり（再掲）（ii）</p> <p>観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、情報提供や避難誘導、帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。</p>				防災対策部 雇用経済部 （他の取組主体） 事業者 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討テーマ数(累計)</td> <td>2テーマ</td> <td>3テーマ</td> <td>6テーマ</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	検討テーマ数(累計)	2テーマ	3テーマ	6テーマ			
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
検討テーマ数(累計)	2テーマ	3テーマ	6テーマ									

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				主担当部								
<p>■大規模移送にかかるバス事業者との連携（再掲）（iii）</p> <p>観光客等帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定に基づき、防災訓練等を実施するなど、緊密な連携を構築し、災害時における輸送手段の確保を図る。</p>				防災対策部 （他の取組主体） 事業者								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス事業者等との連携体制の構築</td> <td>協定締結</td> <td>協定内容の検証</td> <td>協定内容の検証</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	バス事業者等との連携体制の構築	協定締結	協定内容の検証	協定内容の検証			
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
バス事業者等との連携体制の構築	協定締結	協定内容の検証	協定内容の検証									



災害時の帰宅困難者対策ワークショップ（観光地の防災対策）  
（写真提供：鳥羽市）



災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書締結式

(18) 避難生活の支援体制の充実

風水害被害の規模が大きく復旧に時間を要するような場合、帰宅のめどが立たず、避難所生活が長期化することが予想されます。

避難生活において避難所運営が円滑に進むよう、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を通じて、住民主体の体制づくりを進めます。

また、避難所等における障がい者の相談体制の確保、栄養や食生活への支援、多言語による情報提供、衛生管理体制の確保に向けた取組のほか、応急仮設住宅を確保するための取組についても進めていきます。

行動項目				担当部								
<p>■三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進（再掲）【重点】（i）</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組市町数</td> <td>8市町</td> <td>15市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組市町数	8市町	15市町	29市町	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
取組市町数	8市町	15市町	29市町									
<p>■福祉避難所の指定等の促進（再掲）（i）</p> <p>市町における福祉避難所の指定、社会福祉施設等との協定締結、福祉避難所の代替となる災害時要援護者の避難場所の確保を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉避難所または代替避難場所確保市町数</td> <td>25市町</td> <td>25市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	福祉避難所または代替避難場所確保市町数	25市町	25市町	29市町	健康福祉部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
福祉避難所または代替避難場所確保市町数	25市町	25市町	29市町									
<p>■介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進（再掲）（i）</p> <p>災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相互支援協定の締結を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>働きかけを行った施設の割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	働きかけを行った施設の割合	100%	100%	100%	健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
働きかけを行った施設の割合	100%	100%	100%									

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				主担当部
<p><b>■三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進（i）</b></p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、災害時の保健活動における栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に展開するため、平成24年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の活用促進を図る。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
ガイドライン活用を促す研修等を行った市町数	28市町	29市町	29市町	
<p><b>■給食施設災害時体制づくりの推進（i）</b></p> <p>給食施設巡回・集団指導の機会を活用して、災害時給食マニュアルの整備状況の把握及び整備への指導・助言を行う。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
災害時給食マニュアル策定給食施設の割合	79.1% (27年2月末)	85.0%	100%	
<p><b>■「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進（再掲）（i）</b></p> <p>避難所を管理・運営する立場にある行政担当者や自治会及び学校関係者等と、避難所の運営に関わる避難住民などが、ピクトグラム（絵文字）や多言語表示シート等を用い、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報（場所やルール等）を伝えるために作成した避難所情報伝達キットの市町への普及を防災訓練や研修を通じて行う。</p>				環境生活部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
「避難所情報伝達キット」を活用した防災訓練実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				主担当部								
<p><b>■避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）（再掲）（i）</b></p> <p>避難所や救護所において医療行為が必要な避難者を把握する方法や、医療救護班の派遣が必要と判断される避難所の決定方法など、事前の体制検討やルールづくりを行う。</p>				健康福祉部 （他の取組主体）  事業者								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域災害医療対策会議開催数</td> <td style="text-align: center;">19回 (地域ごとに 1回以上/年)</td> <td style="text-align: center;">地域ごとに 1回/年</td> <td style="text-align: center;">地域ごとに 1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	地域災害医療対策会議開催数	19回 (地域ごとに 1回以上/年)	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
地域災害医療対策会議開催数	19回 (地域ごとに 1回以上/年)	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年									
<p><b>■避難所での衛生管理体制の確保（再掲）（i）</b></p> <p>避難所における歯科医療救護等に対応するため、地区歯科医師会と市町との協定締結を促進する。</p>				健康福祉部 （他の取組主体）  市町								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地区歯科医師会と協定を締結している市町数</td> <td style="text-align: center;">9市町</td> <td style="text-align: center;">10市町</td> <td style="text-align: center;">15市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	地区歯科医師会と協定を締結している市町数	9市町	10市町	15市町				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
地区歯科医師会と協定を締結している市町数	9市町	10市町	15市町									
<p><b>■応急的な住宅の確保（応急仮設住宅）（i）</b></p> <p>災害救助法*に基づく応急仮設住宅の供給が円滑に行えるよう、県・市町担当者会議等を通じて、市町における建設候補地の選定や台帳整備等準備作業を促進する。</p>				健康福祉部 県土整備部 （他の取組主体）  市町								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">県・市町担当者会議開催数</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	県・市町担当者会議開催数	1回/年	1回/年	1回/年				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
県・市町担当者会議開催数	1回/年	1回/年	1回/年									
<p><b>■応急的な住宅の確保（一時提供住宅）（i）</b></p> <p>災害救助法での対応以外の応急期に必要な住宅の供給を円滑に行うための手順を整理したマニュアルを作成する。</p>				県土整備部 （他の取組主体）  市町								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">目標項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (26年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (27年度末)</th> <th style="text-align: center;">目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">マニュアルの作成</td> <td style="text-align: center;">作業着手</td> <td style="text-align: center;">作成完了</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	マニュアルの作成	作業着手	作成完了	—				
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
マニュアルの作成	作業着手	作成完了	—									

## 第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）

行動項目				担当部								
<p>■「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施（再掲）（i）</p> <p>さまざまな主体の連携・協力による「みえ災害時多言語支援センター」を通じて、多言語による情報提供、外国人住民からの問い合わせへの対応等を行う。</p>				環境生活部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多言語情報提供を想定した図上訓練の実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	多言語情報提供を想定した図上訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
多言語情報提供を想定した図上訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年									
<p>■男女共同参画の視点を持った相談対応への支援（再掲）（i）</p> <p>災害時に市町等において男女共同参画の視点を持った相談対応を行えるよう、三重県男女共同参画センターが専門的知見を活かし、相談対応に関するマニュアルを作成するとともに、平時からの普及を図る。</p>				環境生活部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談対応マニュアルの作成</td> <td>検討着手</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	相談対応マニュアルの作成	検討着手	作成完了	—	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
相談対応マニュアルの作成	検討着手	作成完了	—									
<p>■災害時支援活動団体への支援（i）</p> <p>被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いNPOを発掘・育成するとともに、災害時の支援活動に意欲と能力があるNPOと事前に協定を締結し、迅速に被災者を支援する体制を拡充する。</p>				健康福祉部 環境生活部 (他の取組主体) 事業者								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協定締結団体数</td> <td>1団体</td> <td>3団体</td> <td>5団体</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	協定締結団体数	1団体	3団体	5団体	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
協定締結団体数	1団体	3団体	5団体									
<p>■「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及（i）</p> <p>ペットの飼い主が平常時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について県民に啓発するため、「ペットの防災対策に関するガイドライン」を策定し、普及を図る。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガイドラインの策定</td> <td>説明会開催</td> <td>策定完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	ガイドラインの策定	説明会開催	策定完了	—	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
ガイドラインの策定	説明会開催	策定完了	—									



紀伊半島大水害（避難所での健康相談）

コラム

避難所は恵まれた場所とは限らない  
～まず各家庭で、備えをしておこう～

平成17年台風第14号（平成17年9月）  
小学校を避難所にするということに決めて、防災倉庫を見に行ったとき、まず「足りるかな」と思ったんです。初めてのことで、何人来るか分からなかったから。

毛布も一部は置いてあるんですが、ほとんどは川の向こう側にある災害備蓄倉庫にあるので、このまま雨が降り続いたら、実際どうやって取りに行こうかと思っていました。

学校の体育館と言えば、夏は暑く、冬は寒いというところですから、避難所に行けば安心できるかという、気持ち的には皆一緒に心強いという感じはあっても、物質的には決して恵まれている状況ではないんですよ。

それを皆がちゃんと分かってくれていない。前もって、自分たちの家で備えておかなければならないこと、それから、こうなったときには自分たちはこういう対処をするんだという心構えというものを各家で決めておいてもらわないと、いざという時にパニックになっちゃって、受け入れる方も受け入れられないという状態になっちゃうのです。そういう認識をまず各家庭で持っていないといけませんね。

（杉並区 40代 男性）

内閣府「一日前プロジェクト」より





磯和 勅子氏（三重大学医学部看護学科 教授）

避難所の環境は普段の生活環境と一変します。食事、排泄、睡眠などの生活機能に支障を来しますし、温度、湿度、換気、空間といった生活環境も良い状態ではなくなります。このような中で、高齢者をはじめとする災害時要援護者は、普段とは違う環境に適応するのが難しく、さまざまな健康障害という二次的な問題が生じる可能性が高まります。事前にこれらの問題への対策を、本人と周囲の方が考えておくことが大事だと思います。



例えば、持病を持っている方々に対しては、内服薬やその情報を避難所に持っていくことを、周囲の人が支援する必要があります。

また、避難所の中での移動が不便であったり、あるいは、動かなくてもよいように周囲が配慮しすぎてしまうことで、生活不活発病になることもあります。動かないことで体力や足の筋力が低下し、歩行障害となり、以前のような生活ができなくなることがあります。新潟県中越地震で注目されるようになったエコノミークラス症候群は、平成26年8月の広島豪雨災害においても問題となり、過去の教訓が活かされていない状況が改めて明らかになりました。

それ以外にも、体を動かさず刺激が少なくなることで、うつや認知機能障害も生じます。なるべく知った者同士で空間を共有し、話しかけたり交流を持ったりして、生活のリズムを整え、日中の活動性を高めるような働きかけを行うことが重要となります。

避難所で長期間生活することを想定し、地域で避難所の運営マニュアル整備などを進めることが重要です。そして、マニュアルの作成にあたっては、自主防災組織や自治会、婦人会、学校関係者など、地域のいろいろな立場、性別の方々と話し合うことが必要です。これらを、地域の方々だけで取り組むことが難しい場合は、市町の防災課などに相談することも良いと思います。多くの立場の人が参画することで、現実的で効果的なマニュアルを作ることができます。また、作成したマニュアルに沿った訓練を行うことにより、マニュアルの検証を行うことも有効です。

さらに、行政には、例えば、マニュアル作成や避難所運営訓練などの活動に取り組む地域を、モデル地区とした上で、他の地域に展開するなど、地域の自主的な取組を各地に広げていくことが求められるのではないかと思います。

（平成27年1月インタビュー）

### 3 復旧・復興対策

風水害からの復旧は、浸水した建物や家財道具の清掃・廃棄、堆積した土砂の撤去など、県民の皆さんが自ら対応しなければならない活動が多くあります。

早期に、ライフラインや生活環境の復旧を図るとともに、ボランティアによる支援体制を整備するなど、復旧に向けた活動を支援していくことが必要です。

さらに、生業の再建や雇用の確保など、復興を視野に入れた取組も進めていくことが必要です。

「ライフライン・生活環境の復旧対策の推進」、「ボランティア活動支援体制の充実」、「被災者の生活再建支援」など、被災後の生活環境の回復や生活再建への支援など、災害から立ち直り、平穏な生活を取り戻すため、事前に講ずべき対策に取り組めます。

#### 19 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

#### 20 ボランティア活動支援体制の充実

#### 21 被災者の生活再建支援

#### (19) ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

風水害の発生時には、電力・ガス・通信・上下水道といったライフライン機能に障害が発生することが予想されます。県民生活の回復にはライフラインの復旧が欠かせません。

訓練などを通じて、ライフライン事業者や管理者との連携や連絡体制の強化を図るなど、仮復旧・本格復旧を早期に実施するための対策を進めます。

また、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、市町の災害廃棄物処理計画が策定されるよう取組を進めていきます。



(20) ボランティア活動支援体制の充実

風水害により家屋等が被災した際、自宅内の清掃や土砂の撤去、また避難所での生活支援など、ボランティアによる支援活動は、被災者にとって大きな支えとなります。

そこで、被災地のニーズの把握や被災地への情報提供、県内外からのボランティアの受入など、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、支援体制の整備を進めます。

また、災害時に発生する多様なニーズに対応するため、研修や訓練を通じて災害時に支援活動を行う団体の連携強化にも取り組みます。

行動項目				主担当部								
<p><b>■災害時のボランティア受入体制の整備（再掲）（i）</b></p> <p>県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、地域の計画やマニュアル等を作成するとともに、関係者と十分な共有を行い、実効性のある受入体制を整備する。</p> <p>また、市町や社会福祉協議会、災害支援団体等との意見交換を通じて、地域におけるマニュアルの整備等平常時からの体制強化を促す。</p>				健康福祉部 環境生活部 (他の取組主体) 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入体制の整備</td> <td>地域のマニュアル(風水害編)の整備完了</td> <td>全市町でのマニュアル整備完了</td> <td>現地センターの迅速な立ち上げ体制の整備完了</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	受入体制の整備	地域のマニュアル(風水害編)の整備完了	全市町でのマニュアル整備完了	現地センターの迅速な立ち上げ体制の整備完了			
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
受入体制の整備	地域のマニュアル(風水害編)の整備完了	全市町でのマニュアル整備完了	現地センターの迅速な立ち上げ体制の整備完了									
<p><b>■災害時のボランティア活動に関する連携強化（再掲）（i）</b></p> <p>災害時にみえ災害ボランティア支援センターを迅速に立ち上げ、支援活動を行うため、構成する幹事団体のほか、実践的な研修や訓練等の実施により、市町社会福祉協議会や災害支援団体、NPO等による「顔の見える関係づくり」を進める。</p>				健康福祉部 防災対策部 環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時支援活動団体名簿登載数</td> <td>63 団体</td> <td>60 団体</td> <td>120 団体</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害時支援活動団体名簿登載数	63 団体	60 団体	120 団体			
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
災害時支援活動団体名簿登載数	63 団体	60 団体	120 団体									

## 第6章 行動計画（復旧・復興対策）

行動項目				主担当部
<p>■災害時支援活動団体への支援（再掲）（i）</p> <p>被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いNPOを発掘・育成するとともに、災害時の支援活動に意欲と能力があるNPOと事前に協定を締結し、迅速に被災者を支援する体制を拡充する。</p>				健康福祉部 環境生活部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
協定締結団体数	1団体	3団体	5団体	



紀伊半島大水害（紀宝町災害ボランティアセンター）  
（写真提供：紀宝町）



紀伊半島大水害（作業を行うボランティア）



## インタビュー

若林 千枝子氏（みえ災害ボランティア支援センター 元事務局長）

（三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議 委員）

災害ボランティアというと、地震や水害、最近では火山の噴火や津波といった災害が発生するといち早く被災地に駆けつけて、被災者の支援や復旧・復興の活動を行うボランティアをイメージする方が多いと思います。実際、「ボランティア」という言葉が国内で定着するようになったのは、阪神・淡路大震災以降です。全国からボランティアが集まり、「ボランティア元年」という言葉も生まれました。以後、大規模災害が発生するたび、ボランティアの存在が当たり前のようになってきました。



その活動内容はとても幅広いものです。県内で実際に起こった風水害の際の活動だけを見ても、まずは倒壊や浸水で被害を受けた家具家財の運び出しや泥出し、ゴミ出し、片付けのほか、倒れた庭木の切断や除去、冠水した住居周りの泥の除去といった大がかりなものまでありました。長期にわたる場合は、整地作業や草刈りなど時期や季節ごとに内容も変わります。また、なかには専門性を求められるものもあります。畳や床板はがしといった作業では、建築業の方に協力いただくと効果的でした。流木の撤去はチェーンソーを扱える方の協力なしには不可能でした。

災害の様相によって、地域によって、ボランティアに求められるニーズはさまざまです。「被災地に駆けつけてボランティアをしたいけれど、現地の状況はどんなだろう？」「いま何が求められているのだろう？」「被災地までのルートは安全か？」・・・さまざまな不安を抱えつつも、何かをしたいとの思いを募らせている方が大勢います。そういった方々の思いを受けて、現地の災害ボランティアセンターにつなぐのが「みえ災害ボランティア支援センター」です。ここでは正確な情報をつかむために先遣隊といわれるボランティアを現地に派遣します。先遣隊メンバーは、場合によっては現地のセンター立ち上げや運営にも関わります。平時から準備し、訓練を怠らない、ある意味、災害ボランティアの専門家といえるでしょう。

「みえ災害ボランティア支援センター」は常設ではありませんが、他県に類をみない行政と民間の協働運営という特色があります。この特色を生かして、地域に密着したボランティアセンターや大学、企業、そして専門性をもった団体との協力体制を整えて、今後の災害に備えたいと考えています。

（平成27年1月インタビュー）

(21) 被災者の生活再建支援

発災前の平穏な生活を取り戻すためには、健康面での回復のほか、雇用と収入の確保など県民生活の早期再建を支援する必要があります。

健康支援など被災者からの相談体制の構築、被災地での生業の再建、事業者向け融資制度にかかる情報提供など、必要な取組を進めます。

行動項目		担当部									
<p>■三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進（再掲）（i）</p> <p>災害時における健康支援活動は、迅速・安全・的確に行うこと、また災害が長期化した場合は、生活環境の変化等による公衆衛生的な側面から継続した支援活動が必要となることから、東日本大震災の教訓もふまえ、平成25年3月に改訂した「三重県災害時保健師活動マニュアル」を活用した研修会または訓練を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数</td> <td>27市町</td> <td>15市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数	27市町	15市町	29市町	健康福祉部 (他の取組主体) 市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数	27市町	15市町	29市町								
<p>■三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進（再掲）（i）</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、災害時の保健活動における栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に展開するため、平成24年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の活用促進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガイドライン活用を促す研修等を行った市町数</td> <td>28市町</td> <td>29市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	ガイドライン活用を促す研修等を行った市町数	28市町	29市町	29市町	健康福祉部 (他の取組主体) 市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
ガイドライン活用を促す研修等を行った市町数	28市町	29市町	29市町								
<p>■災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進（再掲）（i）</p> <p>被災者への保健活動は、こころのケアの視点を持って行うことや、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の精神疾患の予防のため、継続した支援活動が必要になることから、平成25年8月に策定した「災害時こころのケア活動マニュアル」の活用を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こころのケア活動研修会への参加市町数</td> <td>22市町</td> <td>19市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	こころのケア活動研修会への参加市町数	22市町	19市町	29市町	健康福祉部 (他の取組主体) 市町	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
こころのケア活動研修会への参加市町数	22市町	19市町	29市町								

行動項目				主担当部								
<p>■企業向け防災対策融資制度の周知（再掲）（i）</p> <p>企業が防災・安全対策に取り組むために必要な資金について、融資制度の周知や各種情報を提供する。</p>				防災対策部 雇用経済部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供回数</td> <td>1回以上/年</td> <td>1回以上/年</td> <td>1回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	情報提供回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
情報提供回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年									
<p>■農業版BCPの策定（iv）</p> <p>大規模災害発生時において被災が予想される農業において、農業者や関係者の連携のもとに、被災農地の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じるため、「農業版BCP」を策定する。</p>				農林水産部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業版BCPの策定</td> <td>—</td> <td>策定完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	農業版BCPの策定	—	策定完了	—	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
農業版BCPの策定	—	策定完了	—									
<p>■農林水産業者への共済制度等の周知（iv）</p> <p>県内農林水産業者への共済制度等の周知や各種情報を提供する。</p>				農林水産部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各関係団体への情報提供</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	各関係団体への情報提供	1回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
各関係団体への情報提供	1回/年	1回/年	1回/年									
<p>■被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知（i）</p> <p>被災した県内農林水産業者への融資制度の周知や各種情報を提供する。</p>				農林水産部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (26年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各関係団体への情報提供</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	各関係団体への情報提供	1回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (26年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
各関係団体への情報提供	1回/年	1回/年	1回/年									



## 1 三重県新風水害対策行動計画の策定の流れ

### (1) 策定経過

本計画の策定を進めている中、「平成 26 年 8 月豪雨」により、大規模な土砂災害が広島市で発生したほか、本県においても、台風第 11 号に伴う豪雨の際、避難指示等の発令や住民への情報提供、住民の避難行動等について、さまざまな対応が見られるなど、風水害を取り巻く多くの課題が明らかになりました。

そこで、本計画のとりまとめにあたっては、これらの課題の解決に向けて、庁内検討や市町・消防本部との意見交換を重ねたほか、有識者による三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」での議論、パブリックコメントによる意見募集を行うなど、ご意見やご提案の反映にも努めました。その結果、具体的な行動として、151 項目の「行動項目」を掲げるとともに、計画期間中に特に注力すべき対策を、「課題解決に向けた重点的取組」として設定しました。

また、本計画に掲載した取組の目的や意義など、より深い理解の促進につながるよう、有識者からお聞きしたインタビュー記事や、過去の風水害の教訓等を紹介したコラム記事を挿入するなど、誌面の充実も図りました。

### (2) 意見交換など検討の経緯

市町等、県民の皆さん、有識者からの意見反映など、主な検討の経緯をまとめました。

#### (市町等)

時期	内容
平成 26 年 7 月～8 月	三重県防災対策部長の市町訪問
平成 26 年 8 月～9 月	市町・消防本部担当者との意見交換 (県内 7 箇所)
平成 26 年 9 月 4 日	第 1 回三重県市町等防災対策会議
平成 26 年 10 月 2 日	第 2 回三重県市町等防災対策会議
平成 26 年 11 月	市町・消防本部担当者との意見交換 (県内 7 箇所)
平成 26 年 11 月 25 日	第 3 回三重県市町等防災対策会議

平成 26 年 12 月 25 日～ 平成 27 年 1 月 23 日	市町・消防本部あて意見照会 (パブリックコメントによる意見募集)
----------------------------------------	-------------------------------------

(県民の皆さん(事業者等を含む))

時期	内容
平成 26 年 5 月 31 日	平成 26 年度防災気象講演会(伊勢市)
平成 26 年 9 月 27 日	伊勢湾台風 55 年シンポジウム・風水害セミナー(桑名市)
平成 26 年 10 月	防災に関する県民意識調査(回答者数 2,801 人)
平成 26 年 12 月 25 日～ 平成 27 年 1 月 23 日	パブリックコメントによる意見募集 防災関係団体・事業者あて意見照会

(有識者)

時期	内容
平成 26 年 7 月 23 日	三重県防災会議専門部会 平成 26 年度第 1 回「防災・減災対策検討会議」
平成 26 年 12 月 15 日	三重県防災会議専門部会 平成 26 年度第 2 回「防災・減災対策検討会議」

○三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」

(敬称略 50 音順)

	所属等	氏名
委員長	関西大学社会安全学部・社会安全研究センター 理事・センター長・教授	河田 恵昭
委員	三重大学大学院工学研究科 准教授	川口 淳
委員	気象庁津地方気象台 台長	草野 富二雄
委員	三重大学大学院生物資源学研究科 教授	葛葉 泰久
委員	みえ防災コーディネーター、三重のさきもり	新谷 琴江
委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター 院長	高瀬 幸次郎
委員	津市危機管理部防災室 室長(三重県市長会)	中条 貴之
委員	三重大学大学院工学研究科 教授	畑中 重光
委員	名古屋大学減災連携研究センター センター長・教授	福和 伸夫

委員	特定非営利活動法人ピアサポートみえ 理事長	松田 慎二
委員	公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 副理事長	室崎 益輝
委員	大台町総務課 特命監（三重県町村会）	森 亨
委員	みえ災害ボランティア支援センター 元事務局長	若林 千枝子
委員	三重県防災対策部 部長	稲垣 司



伊勢湾台風 55 年シンポジウム・風水害セミナー



防災・減災対策検討会議

## 2 県・市町等が発行・情報提供している防災ガイドブックやハザードマップ等

気象や地域で起こりうる自然災害を正しく理解し、災害発生時にどのように行動するのか、また、そのための準備をどのように進めるのかなど、災害に対する備えを万全なものとしていくため、県や市町等は、さまざまな防災ガイドブックやハザードマップ等を作成し、ホームページ等を通じて情報提供しています。

誌面の都合により、現在発行されている防災ガイドブック等のすべてではありませんが、以下に、主に風水害対策に役立つと思われるものをまとめました。

(平成 27 年 3 月 1 日現在)

	名称	入手方法	
		ホームページから入手	紙資料として配布
三重県	 防災みえ.jp	○	
	 三重県防災ガイドブック	○	○
	 防災啓発リーフレット (地震・津波・風水害に備えよう！)	○	○
	 防災啓発リーフレット (外国語版)	○	○
	 防災ノート	○	○
	 みえの防災活動事例集～防災の日常化をめざして～	○	○
	 自主防災リーダーハンドブック	○	○
	 三重県避難所運営マニュアル策定指針	○	○
	 これだけはやっておきたい企業の防災対策	○	○
	 防災に関する県民意識調査結果報告書	○	○
	 三重県川の防災情報	○	
	 河川の浸水想定区域図	○	
	 三重県土砂災害情報提供システム	○	
	 土砂災害警戒区域図	○	
	 山地災害危険地マップ	○	
	 三重県新地震・津波対策行動計画	○	○

	名称	入手方法	
		ホームページから入手	紙資料として配布
桑名市	 桑名市防災マニュアル	○	○
	 桑名市洪水ハザードマップ	○	○
	 桑名市避難マップ(白図)	○	○
いなべ市	 いなべ市防災ガイドブック	○	○
	 いなべ市防災ハザードマップ	○	
	 いなべ市土砂災害警報情報提供	○	
木曽岬町	 木曽岬町総合防災マップ	○	○
	 木曽岬町標高マップ	○	○
	 木曽三川下流域・高潮防災ポータルサイト (木曽川下流河川事務所)	○	
東員町	 東員町洪水ハザードマップ	○	○
	 防災豆知識 (災害から身を守ろう)	○	
	 東員町避難所・避難場所マップ	○	○
四日市市	 四日市市防災マップ (水害ハザードマップ)	○	○
	 四日市市家庭防災ハンドブック	○	
	 四日市市地区別避難所情報	○	
菰野町	 菰野町防災マップ	○	○
	 菰野町土砂災害情報相互通報システム	○	
	 菰野町避難所の一覧とその役割	○	
朝日町	 朝日町洪水ハザードマップ	○	○
	 朝日町避難所マップ	○	○
	 朝日町暮らしの情報 (防災)	○	
川越町	 川越町洪水ハザードマップ	○	○
	 川越町あなたの避難所	○	
	 浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧	○	

	名称	入手方法	
		ホームページから入手	紙資料として配布
鈴鹿市	 鈴鹿市防災マップ	○	○
	鈴鹿市内水ハザードマップ（浸水実績図）	○	○
	鈴鹿市の避難場所	○	
亀山市	 亀山市防災マップ・洪水ハザードマップ	○	○
	亀山市土砂災害情報相互通報システム	○	
	亀山市避難所運営マニュアル（自主防災会・自治会用）	○	
津市	 津市洪水ハザードマップ	○	○
	津市指定避難所等一覧	○	○
	津市土砂災害情報相互通報システム	○	
松阪市	 松阪市防災対策総合ガイド		○
	松阪市洪水ハザードマップ	○	○
	松阪市避難所マップ	○	○
多気町	 多気町防災マップ	○	○
	多気町土砂災害情報相互通報システム	○	
	多気町避難所一覧	○	○
明和町	 明和町防災マップ	○	○
	明和町防災マップ（中国語版）	○	○
	明和町海拔表示図	○	
大台町	 大台町防災マップ	○	○
	大台町土砂災害情報マップ	○	
	大台町指定避難所	○	○
伊勢市	 伊勢市防災マップ	○	○
	伊勢市防災総合システム	○	
	伊勢市土砂災害情報相互通報システム	○	

	名称	入手方法	
		ホームページから入手	紙資料として配布どちらも可
鳥羽市	 鳥羽市洪水ハザードマップ	○	○
	鳥羽市土砂災害ハザードマップ	○	
	鳥羽市避難所・避難場所	○	
志摩市	 志摩市防災ハザードマップ	○	○
	志摩市土砂災害情報相互通報システム	○	
	志摩市指定避難所一覧	○	
玉城町	 玉城町洪水ハザードマップ	○	○
	玉城町防災マップ	○	
	玉城町ため池ハザードマップ	○	
度会町	 度会町水害対応マニュアル	○	○
	度会町防災マップ	○	○
	度会町土砂災害危険箇所マップ	○	○
大紀町	 大紀町洪水ハザードマップ	○	○
	大紀町土砂災害情報相互通報システム	○	
	大紀町避難所一覧	○	○
南伊勢町	 南伊勢町土砂災害ハザードマップ	○	
	南伊勢町土砂災害情報相互通報システム	○	
	南伊勢町防災避難所一覧	○	
伊賀市	 伊賀市防災マップ	○	○
	伊賀市洪水ハザードマップ	○	○
	伊賀市土砂災害ハザードマップ	○	○
名張市	 名張市洪水・土砂災害ハザードマップ	○	○
	名張市指定避難所・避難地	○	
	地域自主防災隊活動マニュアル	○	○

	名称	入手方法	
		ホームページから入手	紙資料として配布
尾鷲市	 尾鷲市土砂災害ハザードマップ	○	○
	尾鷲市土砂災害情報相互通報システム	○	
	尾鷲市風水害避難場所	○	
紀北町	 紀北町防災マップ	○	○
	紀北町洪水ハザードマップ	○	○
	紀北町土砂災害情報相互通報システム	○	
熊野市	 熊野市洪水ハザードマップ	○	○
	熊野市土砂災害情報相互通報システム	○	
	熊野市暮らしの便利帳	○	○
御浜町	 御浜町防災マップ	○	○
	御浜町洪水ハザードマップ	○	○
	御浜町土砂災害情報相互通報システム	○	
紀宝町	 紀宝町防災マップ	○	○
	紀宝町洪水ハザードマップ	○	○
	紀宝町土砂災害情報相互通報システム	○	

※本項で紹介している防災ガイドブック等のうち、県が、紙資料として発行しているものについては、三重県防災対策部において入手していただけます。

(ただし、「防災ノート」については、三重県教育委員会が発行しています。)

また、市町が発行している防災ガイドブック等については、それぞれの市町において入手していただけます。

本計画の中で述べた、防災関連のホームページや情報システムを中心に、利活用の方法についてまとめました。

## ■防災みえ.jp

<http://www.bosaimie.jp/index.action>

警報・注意報や土砂災害警戒情報といった防災気象情報や地震・津波等、防災に関する情報にアクセスできるポータルサイトです。日頃の暮らしに役立つ情報や県内各市町の防災情報も提供しています。パソコンからだけでなく携帯電話からも確認でき、気象・観測情報をメール配信する仕組みも備えています。



The screenshot shows the homepage of防災みえ.jp. Key features and annotations include:

- Header:** Navigation menu with 'メール配信サービスへの登録はこちら!' (Registration for email distribution service is here!).
- News Section:** '防災・危機管理ニュース' (Disaster/Crisis Management News) with a list of recent events. A callout box states: '携帯メールで防災情報を受信できる手続きが可能' (It is possible to receive disaster information via mobile email).
- Weather Section:** 'みえの天気・観測情報' (Weather/Observation Information) showing regional forecasts. A callout box states: '県内各地のピンポイント天気予報、台風情報、レーダ雨量や衛星画像の確認が可能' (It is possible to check point-to-point weather forecasts, typhoon information, radar rainfall, and satellite images across the prefecture).
- Emergency Information Section:** '緊急時お役立ち情報' (Emergency Useful Information) with a grid of links. A callout box points to the link for '三重県土砂災害情報提供システム' (Shiga Prefecture Landslide Disaster Information Provision System), stating: '「三重県土砂災害情報提供システム」へのリンク' (Link to the Shiga Prefecture Landslide Disaster Information Provision System).

子どもたちに分かりやすく防災を解説するきッズページ「防災パワーアップ大作戦」を設置

くらしの防災

- ▶ きッズページ
- ▶ 防災ガイドブック
- ▶ 避難所・防災マップ
- ▶ 広域避難所一覧
- ▶ 日ごろの心構え
- ▶ 119番のかけ方
- ▶ 消火器の使い方
- ▶ 地震に備えて
- ▶ 東海地震の情報
- ▶ 津波に備えて
- ▶ 土砂災害に備えて
- ▶ 洪水災害に備えて
- ▶ 防災啓発番組

地域の防災

- ▶ 地域のポータルサイト
- ▶ 医療・救護
- ▶ 消防団

みえの防災

- ▶ 各種防災関連報告書
- ▶ みえの防災行政
- ▶ みえの危機管理
- ▶ みえの国民保護
- ▶ 防災フォーラム
- ▶ おたのしみ
- ▶ 三重県
- ▶ mie click maps

防災パワーアップ大作戦

子どもたちに分かりやすく防災を解説するきッズページ「防災パワーアップ大作戦」を設置

ご県内市町の避難所情報、防災マップ一覧

地方部	市町名	避難所情報	防災マップ
あま	あま市	避難所マップ	防災ハザードマップ
	いなほ町	避難所一覧	防災ハザードマップ
	十津川町	避難所一覧	防災マップ、 [志願]・由世先生館連絡 電話番号：0587-68-6100
あま	東興町	避難所、避難所マップ	北園・ゆりやまこ・色原里、洪水マップ等
	山田町	ハザードマップ、避難所情報	ハザードマップ、避難所情報
	池野町	避難所一覧とその役割	防災マップ
あま	新日町	避難所マップ	
	川越町	あまの避難所情報	防災ハザードマップ
あま	鈴鹿市	防災情報	防災情報
	亀山市	避難所一覧	防災ハザードマップ
あま	津市	避難所一覧	北園・津波・防災ハザードマップ
	加茂町	避難所一覧	津波・防災ハザードマップ
あま	多喜町	避難所一覧、防災マップ	避難所一覧、防災マップ
	福和町	避難所一覧（防災マップ内に掲載）	防災マップ
あま	大台町	防災情報	土砂災害危険マップ
	伊賀市	避難所	防災マップ
あま	高岡市	ハザードマップ、避難所情報	ハザードマップ、避難所情報
	志摩市	避難所一覧	防災ハザードマップ
あま	玉城町	避難所（防災マップ内に掲載）	防災ハザードマップ
	栗山町	避難所（土砂災害危険マップ内に記載）	防災ハザード・土砂災害危険マップ
あま	伊賀市	避難所一覧（土砂災害用）	土砂災害ハザードマップ
	津市	津波ハザードマップ一覧（マップ内に記載）	津波ハザードマップ一覧
あま	新伊勢町	津波・津波避難所等	津波・豊川情報
	大紀町	[志願]・由世先生館連絡 電話番号：0599-68-1111	[志願]・由世先生館連絡 電話番号：0599-68-1111
あま	大紀町	避難所一覧	防災ハザードマップ
	伊賀市	避難所一覧	防災マップ
あま	高岡市	津波、津波避難所	津波、土砂災害ハザードマップ、防災マップ等
	尾鷲市	津波、津波避難所	防災マップ、津波・津波ハザードマップ、防災マップ等
あま	紀北町	避難所一覧	防災・防災ハザードマップ
	紀伊町	避難所	防災マップ、ハンドブック
あま	紀伊町	避難所	防災・防災ハザードマップ
	紀伊町	避難所一覧	防災・防災ハザードマップ

「メール配信サービス」に登録しませんか

下記のQRコードから、「a@bosaimie.jp」へ空メールを送信してください。

あらかじめ登録いただいた方に、下記の種類のメールを配信するサービスです。

①気象警報・注意報 ②地震情報 ③津波警報・注意報 ④台風情報 ⑤河川水位情報、⑥大気汚染情報



### ■三重県土砂災害情報提供システム

[http://www1.sabo.pref.mie.jp/mie\\_gis/start.php](http://www1.sabo.pref.mie.jp/mie_gis/start.php)

土砂災害に関する警戒情報と危険箇所情報を提供しています。

**表示範囲の指定**

**表示したい情報をチェック (複数可)**

**凡例は「土砂災害」と「雨量」で切替え**

**土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域の切替え**

土砂災害		雨量	
危険	警戒	60mm/h以上	大雨
注意	危険箇所	40mm/h以上	大雨
土砂災害危険渓流	土砂災害警戒区域	20mm/h以上	大雨
土砂災害警戒区域	土砂災害危険箇所	10mm/h以上	大雨
土砂災害危険箇所	土砂災害危険箇所	0mm/h以上	大雨
土砂災害危険箇所	土砂災害危険箇所	0mm/h	大雨
土砂災害危険箇所	土砂災害危険箇所	0mm/h	大雨

**雨量観測所情報**

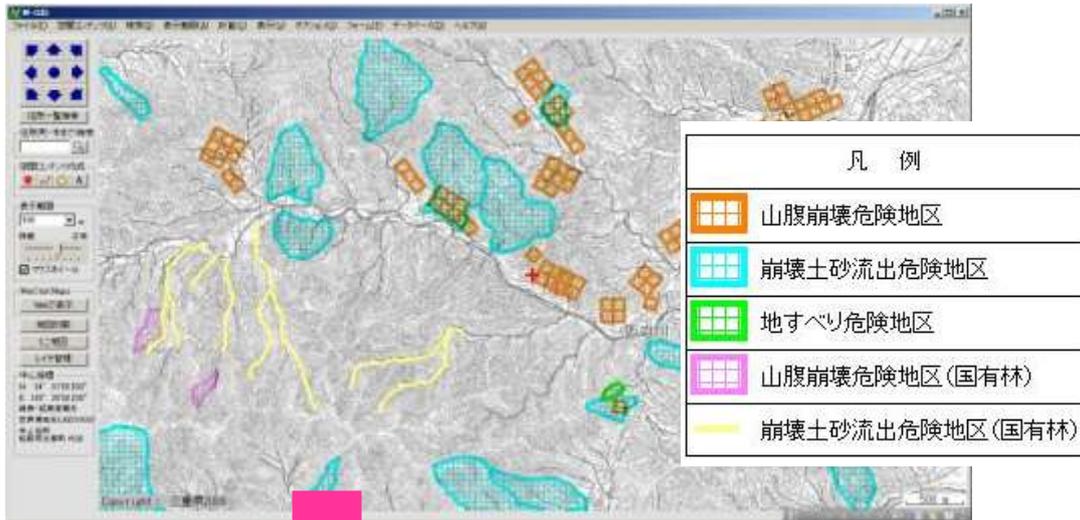
**土砂災害危険度**

**土石流危険渓流**

## ■山地災害危険地マップ

[http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/100060/chisan\\_bosai/index.htm#kikentiku\\_map](http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/100060/chisan_bosai/index.htm#kikentiku_map)

降雨等により山地災害が発生するおそれがある地域を知っていただき、普段からの備えや災害時の避難行動等に役立てていただくため、山地災害危険地区の地図情報を提供しています。



山腹崩壊危険地マップの利便性について  
 以下にメリットを挙げておきます。

- 1 山地災害危険地区は、地形や地質の調査結果に基づいて作成されています。地形図が航空写真よりも地形、土壌、植生、森林の分布などをより詳しく把握することができます。
- 2 山地災害危険地区の情報は、土地の所有者、管理者等に共有することができます。
- 3 マップ上で表示する山地災害危険地区は、多岐にわたる危険地区を示しています。この地図上で山地災害が発生する可能性が高いです。
- 4 マップ上で表示する山地災害危険地区は、国や自治体の関係機関で確認されているものであり、土地の所有者や管理者が確認することができます。
- 5 山地災害危険地区の情報は、国土交通省の国土院のデータベースから取得されています。最新のデータが反映されています。
- 6 マップ上で表示する山地災害危険地区は、国土院のデータベースから取得されているものであり、最新のデータが反映されています。
- 7 マップ上で表示する山地災害危険地区は、国土院のデータベースから取得されています。最新のデータが反映されています。
- 8 マップ上で表示する山地災害危険地区は、国土院のデータベースから取得されています。最新のデータが反映されています。
- 9 マップ上で表示する山地災害危険地区は、国土院のデータベースから取得されています。最新のデータが反映されています。

国土院のデータベースから取得されています。

山地災害危険地マップの利用へ（リンク）



山地危険地区コンテンツをダウンロード

なお、このマップは、三重県地理情報システム（M-GIS）上で表示するため、初回のみ、M-GISのダウンロードが必要です

M-GISの  
利用に同意

※三重県トップページ「各種手続・サービス」からもリンク

M-GISの  
ダウンロード

## ■レーダー・ナウキャスト(気象庁)

<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html>

レーダー・ナウキャストでは、降水・雷・竜巻の発生（確度）を予測し、天気図上に示しています。

(降水ナウキャスト)

降水の強さの予報を1時間先まで5分毎に予測し表示

(雷ナウキャスト)

雷の激しさや雷の可能性を活動度（4段階）に区分し、1時間先まで10分毎に予測し表示

(竜巻発生確度ナウキャスト)

竜巻の発生確度を2段階で、1時間先まで10分毎に予測し表示

(高解像度降水ナウキャスト)

気象レーダーの観測データを利用して、250m解像度の降水分布を30分先まで予測し表示

全国の地図から「東海地方」または「近畿地方」を選択（三重県周辺の地図が表示）

「降水」を選択し、降水の強さの予報を表示

再読込ボタンかブラウザの更新ボタンをクリックして最新の情報をお使いください。

- 気象警報・注意報
- 気象情報
- 海上警報
- 台風情報
- 指定河川洪水予報
- 土砂災害警戒情報
- 土砂災害警戒判定メッシュ情報
- 竜巻注意情報
- 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波情報・津波予報
- 地震情報
- 東海地震関連情報
- 噴火警報・予報
- 天気予報
- 天気分布予報 / 時系列予報
- 週間天気予報
- 海上予報
- 異常天候早期警戒情報 / 季節予報
- 解析雨量・降水総量予報
- 天気図
- レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)
- 高解像度降水ナウキャスト
- 気象衛星
- アメダス 地図形式 / 表形式

気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測と、降水ナウキャストによる5分毎の60分先までの降水強度分布予報を連続的に表示しています。レーダーの運用休止に伴い、該当する地域の降水強度が表示されないか、弱めに表示されることがあります。

## ■XRAIN雨量情報（国土交通省）

<http://www.river.go.jp/xbandrader/>

近年頻発する局所的大雨は、これまで予測が難しいものでしたが、XRAIN（XバンドMPレーダネットワーク）という技術を用いて、局所的な雨量をほぼリアルタイムに観測し、配信しています。観測から配信に要する時間は1～2分程度です。

The image consists of three screenshots of the XRAIN website interface, illustrating the user experience. The top screenshot shows a map of Japan with a red circle highlighting the '中部' (Chubu) region. A callout box points to this circle with the text: 「中部」または「近畿」の範囲をクリック (Click the 'Chubu' or 'Kansai' area). Another callout box points to a dropdown menu on the right with the text: 地域選択プルダウンリストからの選択も可能 (Selection is also possible from the regional selection dropdown list). The middle screenshot shows a zoomed-in view of the Chubu region, with a red circle highlighting the '三重県' (Mie Prefecture) area. A callout box points to this circle with the text: より詳しく見たい地域をクリック (Click the area you want to see in more detail). The bottom screenshot shows a highly detailed view of the Mie Prefecture area, with a callout box pointing to the rainfall data with the text: 見たい地域の詳細な雨量情報を表示 (Display detailed rainfall information for the area you want to see). A legend on the right side of the bottom screenshot shows rainfall intensity levels: 100mm/h (red), 50-100mm/h (orange), 20-50mm/h (yellow), 10mm/h (green), 5mm/h (light blue), and 0.1-5mm/h (dark blue).

## ■土地条件図（国土地理院）

[http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/lc\\_index.html](http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/lc_index.html)

防災対策や土地利用・土地保全・地域開発等の計画策定に必要な土地の自然条件等に関する基礎資料を提供する目的で、昭和30年代から実施している土地条件調査の成果を基に、主に地形分類（山地・丘陵、台地・段丘、低地、水部、人工地形など）について示しています。

左メニュー「地理院地図」

拡大したい地点をダブルクリック

「土地条件図」が表示される

航空写真ON

他の地図や写真と比較することが可能

航空写真OFF

区分	分類項目	説明	数値
山地	山地(地形)の項目		
丘陵	丘陵(地形)の項目		
台地	台地(地形)の項目		
段丘	段丘(地形)の項目		
低地	低地(地形)の項目		
水部	水部(地形)の項目		
人工地形	人工地形(地形)の項目		
その他	その他(地形)の項目		

## ■ハザードマップポータルサイト（国土交通省）

<http://disapotal.gsi.go.jp/>

市町が作成している、さまざまなハザードマップを一元的に閲覧・検索することができます。

The image shows a screenshot of the National Hazard Map Portal website with several annotations. At the top, the header reads "国土交通省 ハザードマップポータルサイト" and "身の回りの防災に役立つ情報をまとめて閲覧". Below this, a sub-header says "各種ハザードマップと、道路冠水箇所などの防災に役立つ情報を、一枚の地図上で、重ねて閲覧することができます。". There are four icons representing different hazard types: "ハザードマップ", "緊急輸送路", "事前通行規制区間", and "浸水想定". A callout box with a red border says "防災に役立つ情報 閲覧はここをクリック". Below this is a section titled "全国の地方公共団体のハザードマップを見る (リンク集)" with a sub-header "だれでも"どこからでも"日本中のハザードマップを"まるごと"閲覧". A map of Japan is shown on the left, and a list of hazard types is on the right: "洪水ハザードマップ", "内水ハザードマップ", "高潮ハザードマップ", "津波ハザードマップ", "土砂災害ハザードマップ", "火山ハザードマップ", and "ハザードマップ公表状況を見る". A callout box with a pink border says "見たいハザードマップの種類をクリック". Below the list is a detailed map of a coastal area with various hazard overlays. A callout box with a yellow border says "表示したい情報をチェック". Another callout box with a yellow border says "防災に関する情報を地図上に重ねて表示することが可能".

### 3 用語の説明

本文に掲載されている用語の説明です。

#### (1) 用語一覧

【あ行】	アメダス (AMeDAS)、アンダーパス、衛星携帯電話、エリアワンセグ放送
【か行】	学校防災リーダー、可搬型衛星無線装置、危機管理統括監、帰宅困難者、救急告示医療機関、救護所、業務継続計画 (BCP)、緊急消防援助隊、緊急速報メール、緊急輸送道路、警報、検案、検視、広域防災拠点、高規格幹線道路
【さ行】	災害医療コーディネーター、災害医療支援病院、災害救助法、災害拠点病院、災害時帰宅支援ステーション、災害時要援護者、山地災害危険地区、山腹崩壊、自主防災組織、地すべり、 <sup>しゅんせつ</sup> 浚渫、消防団、人工リーフ、浸水想定区域図、垂直避難、水防計画、水防団、図上訓練
【た行】	タイムライン、タウンウォッチング、ダウンバースト、高潮、竜巻注意情報、湛水、地域防災計画、地区防災計画、注意報、中央防災会議、出前トーク、道路啓開、道路啓開基地、道路啓開マップ、特別警報、都市マスタープラン基本方針、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、土壌雨量指数、土石流、土地条件図
【な行】	二次救急医療機関
【は行】	ハザードマップ、被災宅地危険度判定士、非常通信ルート、避難勧告、避難行動要支援者、避難指示、避難準備情報、福祉避難所、ヘクトパスカル、保安林、防災行政無線、防災啓発車、防災・減災対策検討会議、防災に関する県民意識調査、防災ノート、防災の日常化、防災みえ.jp
【ま行】	みえ企業等防災ネットワーク、三重県ウェブアクセシビリティガイドライン、三重県河川整備戦略、三重県市町等防災対策会議、三重県新地震・津波対策行動計画、三重県避難所運営マニュアル策定指針、三重県防災情報プラットフォーム、三重県防災対策会議、三重県防災対策推進条例、みえ災害時多言語支援センター、みえ災害ボランティア支援センター、三重のさきもり、みえの防災大賞、みえ防災・減災アーカイブ、みえ防災・減災センター、みえ防災コーディネーター、みえ防災人材バンク、みえ森と緑の県民税、ミッシングリンク
【や行】	—
【ら行】	リエゾン、リードタイム
【わ行】	—

D	D I G、DMAT
---	------------

E	EMIS
G	GIS
J	Jアラート
L	Lアラート（公共情報コモンズ）

## (2)用語の説明

用語	説明	掲載箇所
アメダス (AMeDAS)	地域気象観測システム（Automated Meteorological Data Acquisition System）。全国約 1,300 箇所に設置した無人の観測所で、気温や降水量などを自動的に観測するシステム。	第 1 章
アンダーパス	線路や道路下を交差してくぐる半地下道路。	第 6 章
一日前プロジェクト	内閣府がまとめている災害のエピソード集。「災害の一日前に戻れるとしたら、あなたは何をしますか」と、被災者に問いかけ、その話の中から、身につまされる小さな物語を生み出すことをねらいとしている。	第 2 章 第 5 章 第 6 章
衛星携帯電話	人工衛星を利用した携帯電話。山間部や島嶼部 <sup>とうしょ</sup> 及び海上等でも利用できる。	第 5 章
エリアワンセグ放送	テレビ局の放送とは別に、限定された狭い範囲を対象として映像やデータを配信するサービス。	第 5 章
学校防災リーダー	防災についての知見を有し、児童生徒への防災教育や学校と地域との連携等について、主導的な役割を果たす教職員。	第 1 章 第 5 章 第 6 章
可搬型衛星無線装置	持ち運びが可能な衛星通信装置。	第 6 章
危機管理統括監	平常時には全庁的な視点で危機を察知し、災害や危機の発生時には各部局を横断して強い指揮権限を持つ副知事級の一般職。	第 1 章
帰宅困難者	大規模災害が発生し交通機関等が麻痺した場合、自宅等に帰宅することが困難な通学・通勤者や旅行者。	第 2 章 第 6 章
救急告示医療機関	救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当するため、「救急病院等を定める省令（昭和 39 年 2 月 20 日厚生省令第 83 号）」に基づき県知事の認定を受けた医療機関。	第 6 章
救護所	被災地において被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設。救急搬送前の応急処置や軽傷者の治療等を行う。	第 6 章
業務継続計画 (BCP)	災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画。Business Continuity Plan。	第 6 章
緊急消防援助	被災地の消防力では対処できない大規模災害や特殊災害の発生に	第 6 章

用語	説明	掲載箇所
隊	際し、消防の応援又は支援を行うことを任務として構成される消防部隊。	
緊急速報メール	気象庁が発表する緊急地震速報や津波警報、国・地方自治体が発表する災害・避難情報等を携帯電話に一斉配信するサービス。	第2章 第5章 第6章
緊急輸送道路	大規模災害時に、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への物資供給等に必要な、人員及び物資等の輸送を行うため、各地の防災拠点や避難地を連絡する道路。	第1章 第5章 第6章
警報	気象台が重大な災害が起こるおそれのある旨を警告する情報。	第1章 第2章 第5章 第6章
検案	医師が死体に対し、死亡を確認し、死因、死因の種類、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断すること。検案の結果、異状死の疑いがある場合は警察に連絡し、検視を行うこととなる。	第6章
検視	変死者または変死の疑いのある死体について、その死亡が犯罪によるものかどうかを調べること。	第6章
広域防災拠点	市町単独では対応が困難になる大規模災害時に、広域的な応急対策活動を実施するための拠点となる施設。空輸機能、物資集配機能、一時保管機能、応援要員等受入機能、情報通信機能、連絡・調整機能などを有している。	第1章 第5章 第6章
高規格幹線道路	主要都市間を連絡する、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。	第5章 第6章
災害医療コーディネーター	大規模災害時に、適切な医療提供体制の確保に関し必要な助言、調整を行う人のことで、主な役割として被災地における医療救護班の派遣・配置調整等がある。	第6章
災害医療支援病院	災害拠点病院が被災した場合に、各地域で医療救護活動や医療救護班の派遣、応急用資機材の提供など、災害拠点病院が実施する機能を補完することを目的に、三重県独自の制度として、「三重県災害医療支援病院指定要綱」に基づき指定された病院。	第5章 第6章
災害救助法	災害直後の応急対策などについて定めた法律。被災した市町単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合に適用され、食料品や住居等の一時的な支援を行うこと等について定められている。	第1章 第6章
災害拠点病院	災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診	第1章

用語	説明	掲載箇所
	療機能を有するとともに、被災地からの重症者の受入れ、DMAT等の受入れ、広域搬送への対応、DMATの派遣、地域の医療機関への応急用資器材の貸出しの機能を有する病院のことで、各都道府県の二次保健医療圏ごとに原則1箇所以上整備される。	第5章 第6章
災害時帰宅支援ステーション	災害時の徒歩帰宅者を支援するため、水道水、トイレ、道路情報等の情報の提供をしていただける店舗。	第6章
災害時要援護者	障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人住民等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者。	第1章 第2章 第4章 第5章 第6章
山地災害危険地区	山地災害による被害のおそれがある、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区の総称。	第5章 第6章
山腹崩壊	急な山の中腹の斜面が突然崩れ落ちる現象のことで、特に大規模な土砂崩れの場合に使われる。	第1章 第5章
自主防災組織	地域住民が協力・連携して災害から「自分たちのまちは自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。平時は、地域の安全点検や防災訓練など、災害に備えたさまざまな取組を実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限に食い止めるために、地域住民の避難誘導、初期消火や救出・救護活動、情報の収集・伝達、地域住民の安否確認、避難所運営などの活動を行う。	第1章 第2章 第3章 第5章 第6章
地すべり	土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴って移動する現象。	第1章 第5章 第6章
浚渫 <small>しゅんせつ</small>	水深の増加や有害な堆積物を除去するために、海や河川などで、海底や川底の土砂などを取り去ること。	第2章 第5章
消防団	消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、市町に設置される非常備の消防機関。消防団員は各自の職業等に従事しながら、平常時には、災害対応のための訓練や防火訪問等の予防広報等の活動を行い、災害発生時には消火活動のほか、水位の警戒や土壌積みなどさまざまな災害対応を行う。	第1章 第2章 第5章 第6章
人工リーフ	水面下に没した消波構造物。海岸付近に幅広い浅瀬を人工的に築造することにより、波の勢いを失わせるとともに海浜の安定を	第5章 第6章

用語	説明	掲載箇所
	図る。	
浸水想定区域図	洪水により河川が氾濫した場合に、浸水が予想される区域とその区域内の浸水の深さなどの情報を示した地図。	第1章 第2章 第5章 第6章
垂直避難	洪水や津波の際、安全な場所まで避難する時間がない場合に、緊急的に家屋や避難施設の高所階に上がって身を守ること。	第2章 第5章
水防計画	水防法第7条の規定により定めるものであり、水防に関する事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項をまとめた計画。	第6章
水防団	水防法第5条の規定により設置される水防に関する防災組織であり、地域の河川の氾濫や洪水、その他の水害に対処することを任務とし、水防団員は地域住民より任用される。	第1章
図上訓練	実際に行えないような大規模訓練を机上で地図等を用いて、手順の確認、災害時の状況予測や判断、関係機関との連携確認、意思決定能力の向上等を図る訓練。	第1章 第5章 第6章
タイムライン	災害の発生が想定される数日前からの防災対応を定めた防災行動計画。米国に端を発して国内でも導入が進み、「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」、「時間軸に沿った防災行動計画」等として訳され、紹介されている。	第1章 第5章 第6章
タウンウォッチング	自分の住むまちを見て歩きながら、危険箇所や防災設備・史跡などを探すこと。防災意識の向上、具体的行動の実践を促す。	第2章 第5章
ダウンバースト	発達した積乱雲の下で起きる激しい下降気流が、弱まることなく地表に衝突し、水平方向に突風となって吹き出す現象。秒速70メートルを超える場合もあり、大きな破壊力を伴う。	第1章
高潮	台風や発達した低気圧などに伴い、気圧降下による海面の吸い上げ効果と風により、海面が異常に上昇する現象。	第1章 第2章 第5章 第6章
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に概ね1つの県を対象に発表される。有効期間は、発表から1時間。	第1章 第2章
湛水	洪水や津波の後、水が引かずに溜まった状態のこと。	第1章 第5章 第6章

用語	説明	掲載箇所
地域防災計画	住民の生命、財産を災害から守るためにとるべき災害対策を規定するため、都道府県や市町等の地方自治体が策定する防災計画。	第1章 第2章 第4章 第5章 第6章
地区防災計画	市町内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画。	第1章
注意報	気象台が災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意する情報。	第1章 第2章 第5章 第6章
中央防災会議	災害対策基本法に基づいて設置された防災に関する重要政策を決定する国の会議。	第1章
出前トーク	県民の集会・学習会等に県職員が出向き、県が重点的に取り組む事業や県政の課題について説明し意見交換を行う取組。	第1章 第5章 第6章
道路啓開	緊急車両等が1車線でも通行することができるよう、早期に最低限のがれきを処理し、簡易な段差を修正するなど、救援ルートを確認すること。	第1章 第5章 第6章
道路啓開基地	道路啓開に必要な資材等（鋼材、コンクリート管、砕石、土嚢など）を備蓄する基地。	第1章 第5章 第6章
道路啓開マップ	熊野灘沿岸の伊勢・志摩・尾鷲・熊野の4建設事務所管内の復旧・支援ルートを効率的かつ迅速に啓開するための道路啓開ネットワーク上に津波浸水予測区域、孤立集落、地域で啓開作業を担う建設企業の所在地やその担当区間を示したマップ。	第1章 第5章
特別警報	気象台が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。	第1章 第2章 第5章
都市マスタープラン基本方針	三重県の都市づくりの方向性を示し、各都市計画区域マスタープランを策定する際の基本的考え方を整理したもの。	第6章
土砂災害危険箇所	土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある、土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称。	第1章 第5章 第6章

用語	説明	掲載箇所
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域。そのうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域は土砂災害特別警戒区域に指定され、一定の開発行為や建築物の構造に規制等が求められる。	第1章 第2章 第5章 第6章
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険が高まったとき、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で発表する防災情報。	第1章 第2章 第5章
土砂災害警戒判定メッシュ情報	土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づき、土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎に階級表示した分布図。気象庁ホームページや防災情報提供システムで提供されている。	第1章
土壌雨量指数	降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害の危険性を示したもの。	第5章
土石流	長雨や集中豪雨の際に、大量の水と一緒に山や川の土砂が激しく押し流される現象。	第1章 第2章 第5章 第6章
土地条件図	国土地理院が作成している、地形分類（山地・丘陵、台地・段丘、低地、水部、人工地形など）について示した地図。昭和34年の伊勢湾台風による洪水・高潮被害が地形分類結果と深く関係していたことから、ハザードマップ作成のための基礎情報としても活用されている。	第5章
二次救急医療機関	主に入院や手術を必要とする重症患者への対応を行うことが可能な医療機関。	第5章 第6章
ハザードマップ	災害（地震・津波・水害・土砂災害等）の危険度を予測して地図上に表したもの。	第1章 第2章 第5章 第6章
被災宅地危険度判定士	災害発生後、宅地の崩壊等によって二次災害が発生する危険度を判定する土木、建築等の技術者。	第1章 第6章
非常通信ルート	通常の通信ルートが使用できない場合を想定し、隣接する市町などの自営通信システムを利用する通信ルート。	第6章
避難勧告	災害等により人的被害が発生する可能性がある場合、市町長が必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し発令する避難情報。	第1章 第2章 第5章

用語	説明	掲載箇所
		第6章
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法）。	第5章 第6章
避難指示	災害等により人的被害が発生する危険性が非常に高く、急いで避難すべきと判断される場合に、市町長により発令される避難情報。避難勧告よりもさらに強く、住民等に避難を求める場合に用いられる。	第1章 第2章 第5章
避難準備情報	市町長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難の準備及び災害時要援護者の立ち退き避難を促す情報。	第1章 第2章 第5章
福祉避難所	大規模災害時に、避難所生活が困難な障がい者や高齢者など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設。	第6章
ヘクトパスカル	気圧の単位。かつては、ミリバールという呼称を用いていたが、国際標準に合わせて、平成4年からヘクトパスカルが使用されるようになった。1ヘクトパスカルは100パスカル。ヘクトは100倍という意味。	第1章 第2章
保安林	土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公共目的を達成するための森林。	第5章
防災行政無線	国、都道府県及び市町村、通信・電力関係の事業者など、災害時に情報連絡が必要な各機関を結ぶ通信ネットワーク。	第1章 第2章 第5章 第6章
防災啓発車	三重県が所有する地震体験車。県内各地で県民の防災意識向上のため利用されている。	第1章
防災・減災対策検討会議	三重県防災会議の専門部会。三重県の新たな防災・減災対策を検討するため、有識者等により構成された会議。	第2章 第5章 第6章
防災に関する県民意識調査	防災に対する県民の備えや意識などを把握することを目的に、平成14年度から実施している調査。	第5章
防災ノート	児童生徒が自然災害から自らの身を守るために、発達段階に応じて防災意識を高め、防災対策に取り組むことを目的に、平成24年2月に作成した三重県独自の防災教育の教材。	第5章 第6章
防災の日常化	防災が特別なものではなく、日常生活の中に溶け込み、県民の災害対応力がいつの間にか養われているような状態。「三重県新地	第3章 第5章

用語	説明	掲載箇所
	震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」において、「防災の日常化」をめざすことを述べている。	第6章
防災みえ.jp	三重県の防災に関するホームページの通称。気象情報などの防災情報をメール配信する仕組みも備えている。	第1章 第2章 第5章 第6章
みえ企業等防災ネットワーク	民間企業・団体、行政、大学等で構成し、企業等の自然災害に対する被害の軽減や復旧の迅速化をめざすことを目的に設置されたネットワーク。	第6章
三重県ウェブアクセシビリティガイドライン	ホームページなどを利用しているすべての人が、心身の条件や利用環境に関係なく、提供される情報や機能に支障なくアクセスし、利用できるようにすることを目的に三重県が作成したガイドライン。	第1章
三重県河川整備戦略	平成19年から平成33年の15年間に整備する河川を重要度、緊急性などにより選定し、限られた予算の中で効率的、効果的に河川整備を進めるための中長期計画。	第2章
三重県市町等防災対策会議	地震、風水害等の自然災害に備え、市町等の防災対策の迅速かつ的確な推進を図ることを目的に設置している会議。県、市町防災担当課、消防本部災害担当課等で構成される。	第5章 第6章
三重県新地震・津波対策行動計画	東日本大震災の教訓と課題等をふまえ、津波避難対策や防災教育、災害時要援護者対策、観光客対策、緊急輸送・拠点機能の強化、復興プロセスの検討など、総合的な観点から、これからの三重県の地震・津波対策の方向性と道筋を示した計画。	第2章 第3章 第4章 第5章 第6章
三重県避難所運営マニュアル策定指針	災害時に、円滑に避難所を運営するための手順を示した指針。平成15年度に策定していたが、東日本大震災において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や避難所における障がい者、外国人住民への対応など、新たな課題が明らかになったことから、これらの課題に対応するための改定を平成24年度に行った。	第1章 第5章 第6章
三重県防災情報プラットフォーム	災害時に迅速・的確な対応が行えるよう、防災みえ.jp等により気象情報や防災情報を提供するほか、災害対策本部機能の強化と、より県民に分かりやすい情報提供に向け、現在のシステムを再構築し、新たな運用をめざしている三重県の防災情報システム。	第5章 第6章
三重県防災対策会議	防災対策にかかる情報の共有化、防災対策の事業計画の策定及び検証等を行うため、知事を議長として、関係部局長等により構成	第4章

用語	説明	掲載箇所
	された会議。	
三重県防災対策推進条例	三重県の防災対策の基本理念を定め、県の責務や市町の役割等を明らかにするとともに、災害が発生した場合における被害の軽減を図るための施策についての基本事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とした条例。	第4章
みえ災害時多言語支援センター	大規模災害が発生した際、三重県と公益財団法人三重県国際交流財団との協定に基づき、多言語による災害情報等の提供を行うほか、外国人住民等からの問い合わせ・相談などの活動を行う組織。	第6章
みえ災害ボランティア支援センター	三重県内及び県外で災害ボランティア活動が行われる際、同活動が円滑に行われるようさまざまな支援活動を行う組織。災害発生時に官民協働で設置・運営される。	第1章 第6章
三重のさきもり	三重県と三重大学が連携して平成22年度から育成している、防災・減災に関する専門知識と実践力を身につけ、地域づくりに貢献する人材。	第1章 第5章
みえの防災大賞	県内各地で取り組まれている自主的な防災活動を行っている団体を対象とした表彰制度。	第5章 第6章
みえ防災・減災アーカイブ	三重県内における防災・減災に関する情報を広く発信することを目的に、みえ防災・減災センターが整備・運営するデジタルアーカイブ（電子化して保存した記録物や書類）。	第5章 第6章
みえ防災・減災センター	「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター設置に関する協定」に基づき、県内の地域防災力の向上に資することを目的として、平成26年4月に、三重県と三重大学が共同で設置したセンター。	第1章 第2章 第5章 第6章
みえ防災コーディネーター	三重県がみえ防災・減災センターと連携して育成している防災人材。平常時は、地域や企業等で防災啓発活動を行い、災害時には公的な組織と連携して、復旧・復興活動を支援できる人材。	第1章 第5章
みえ防災人材バンク	みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター等の防災人材の情報を集約し、市町・企業・地域等からの要請に応じて適切な人材を紹介し、防災人材の活用を促進するための制度。	第5章 第6章
みえ森と緑の県民税	災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、平成26年4月に導入した県民税。	第5章 第6章
ミッシングリンク	幹線道路などの交通ネットワークの欠落区間。	第5章 第6章
リエゾン	フランス語で「つなぐ、橋渡し」という意味で、災害情報等の情	第1章

用語	説明	掲載箇所
	報収集、災害応急対策の支援等を行う災害対策現地情報連絡員。	
リードタイム	リスク出現から被害発生までの時間のこと。	第2章 第5章
D I G	「Disaster(災害)」、「Imagination(想像力)」、「Game(ゲーム)」の意味で、広げた地図を囲み、知り得た情報等を、皆で一緒に議論しながら、簡単に災害対応策を考える災害対応トレーニング。	第2章
DMA T	Disaster Medical Assistance Team (災害医療派遣チーム) の略で、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。	第6章
EM I S	Emergency Medical Information System (広域災害・救急医療情報システム) の略で、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況、医師・看護師等の医療従事者の状況、ライフラインの確保、災害医療にかかる総合的な情報を共有するためのシステム。	第6章
G I S	Geographic Information System (地理情報システム) の略で、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断に役立つ。	第5章
Jアラート	津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。	第2章
Lアラート (公共情報コ モンズ)	避難勧告・指示などに関し、全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できる仕組み。テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等のさまざまなメディアを通じて情報を入手することが可能になる。	第2章 第5章 第6章

## むすびに

本計画のむすびにあたり、三重県政策アドバイザーであり、三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」の委員長を務めていただいた河田恵昭教授（関西大学社会安全学部・社会安全研究センター 理事・センター長）から、お言葉をいただきました。

風水害は、山や川、海などの地形による影響を大きく受ける災害です。だからこそ、住んでいる地域で過去に洪水や土砂災害の被害があったかどうかを確認し、危険な箇所を把握しておくことが大事です。



災害に遭遇しそうになったとき、また、遭ったとき、あらかじめ対処の仕方を知識として知っていないと、いざというときに対応できないことがあります。命を守ることにつながる知識が一番大切です。だから、最低限、身につけておく必要があります。

いつもより雨の降り方が激しいといった気づきや過去の風水害の体験談、これらが家族やご近所の会話の中で話題となることによって、風水害に備えるための知識、さらには知恵を蓄え、共有することができます。行政は、家庭や地域での話し合いを促し、助け合うため、ハザードマップなどの素材を提供するとともに、学ぶべき風水害の教訓などを、記録やモニュメント等、目に見える形にして、今を生きる人々、そして後世の人々に伝えていく役割があります。

さて、地震・津波と比べて、風水害は発生から発災までのリードタイム（余裕時間）があることが多く対応しやすい、と思われがちですが、実はそうではありません。むしろ、全く逆で、リードタイムがあるからこそ、その時間帯を利用して誰がいつ何を行うのが、被害の大きさを決めます。だから、被害が起こっていない状況の中で先を読んで対応する、これが非常に難しいのです。

風水害は、発災前にきちんとした対応をとることができれば、被害を軽減し、早く回復することができます。今回、策定した「三重県新風水害対策行動計画」には、こうした事前の対応を確実なものとするための知恵や対策が掲げられています。計画を着実に推進し、県民の皆さん、地域、行政が一体となって、災害に強い三重づくりを進められることを期待しています。

## 三重県新風水害対策行動計画

平成 27 年 3 月

発 行 三重県  
連絡先 〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地  
(防災対策部 防災企画・地域支援課)  
TEL 059-224-2184  
FAX 059-224-2199  
E-mail [bosai@pref.mie.jp](mailto:bosai@pref.mie.jp)  
URL <http://www.bosaimie.jp/>